博士論文　　2025 年度

土地と権力：
満洲北部農村の政治変動に関する研究（1910-1949 年）

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科

関日昇

論文要旨

中国農村革命に関する先行研究の多くは、革命を中国共産党（以下、中共）が農民を指導し、地主と階級闘争を実施するものとして解釈されてきた。すなわち、土地資源が少ないため、農村にはもともと農民と地主との間に深刻な矛盾が存在し、中共は階級闘争を通じて地主を打倒し、政権を樹立したという解釈である。しかし、このアプローチは必ずしも中国農村革命の全貌を示すことができるとは限らない。本研究は、開発の歴史が短く、人口密度が低く土地資源が豊かな北満山岳・丘陵地帯の農村を事例とし、地域社会と国家権力との複雑な相互関係を解明する。それを通じて、これまで知られてこなかったもう一つの革命展開のアプローチを提示する。

本研究が事例として取り上げる旧満洲北部にある「依勃樺」地域（依蘭、勃利、樺川の三県）は、中共の革命史において重要な位置を占める。当該地域は満洲国時期に中共の抗日武装勢力が最も活発に活動した地域であり、戦後中共が満洲農村で革命を展開する起点となった地域でもある。本研究では、当該地域に位置する大八浪郷を調査対象地域とし、土地の開拓が始まった 1910 年から中華人民共和国が成立した 1949 年まで同地域の権力構造の変動を明らかにすることを目的とする。検証の焦点は、国家（または政権）が推進した土地政策とそれに基づく食糧徴発（または獲得）に当てられる。

1910 年から中華人民共和国の成立まで、農村から食糧を中心とする資源を吸い上げるため、国家（または政権）は調査対象地域でそれぞれ土地政策を実施した。それは、主に民国政府（軍閥政権）の「清丈（徴税を目的とし、土地を詳しく測量すること）」、抗日遊撃根拠地における中共政権の土地革命、満洲国の地籍整理、と戦後中共の土地改革である。本研究は、これらの土地政策が農村の権力構造にいかなる変化をもたらし、その変化がまた中共の農村革命にいかなる影響を及ぼしたのかを具体的に考察する。

検証を通じて、本研究は以下の 3 点を明らかにした。まず、人口密度が低く土地資源が豊かな北満山岳・丘陵地帯の農村では、権力支配の構造は地主・小作関係に基づくもので

はなく、むしろ土匪勢力と協力し、馬車輸送を基盤とする食糧の流通経路を掌握することによって形成された。次に、地主・小作関係を中心とする権力支配の構造が本格的に形成されたのは、満洲国の権力浸透によるものである。最後に、地主・小作関係に基づく権力構造の形成は、戦後中共の土地改革の展開に社会的基盤を提供したが、形成時期が遅れたことに加え、また中共の地方幹部や農民も地主階級に対する認識が不十分であったため、それがかえって革命の展開を困難にした。

キーワード：満洲、国家権力、農村社会、地主・小作関係、権力構造、満洲国、土地改革、食糧徴発

Abstract

Many previous studies on the rural revolution in China have interpreted it as a process in which the Chinese Communist Party (hereafter the CCP) led the peasant class to engage in class struggle against the landlord class. According to this view, due to the scarcity of land resources, there existed a fundamental and severe contradiction between peasants and landlords in the countryside, and the CCP overthrew the landlords through class struggle and established its regime. However, this approach does not necessarily capture the complete picture of the rural revolution in China. This study takes as a case the mountainous and hilly areas of Northern Manchuria, where development has a short history, population density is low, and land resources are abundant, in order to elucidate the complex interplay between local society and state power. Through this analysis, it aims to present an alternative trajectory of revolutionary development that has not been previously recognized.

The region of "Yi-Bo-Hua" (the boundary zone between the counties of Yilan, Boli, and Huachuan) in northern Manchuria, the research object of this study, holds a significant position in the revolutionary history of the CCP. It was the most active area of the CCP's anti-Japanese armed forces during the period of the Manchukuo regime and the starting point of the CCP's revolution in rural Manchuria in the post-war period. Taking Dabalang Township in this region as a target area for investigation, this study elucidates the changes in the power structure of the society from the exploration in 1910 to the founding of the People's Republic of China (PRC) in 1949. The focus of this study centers on the national land policies and the collection and acquisition of grains by the state on the basis of these policies.

From 1910 to the founding of the PRC, the states or regimes implemented four types of land

policies in the investigated area in order to acquire resources from the countryside, primarily grains. They were the "Qing Zhang" (detailed measurement of land for the purpose of taxation) by the Republican government (warlord regime), the agrarian revolution carried out by the CCP in the anti-Japanese guerrilla base areas, the cadastral reform implemented by the Manchukuo, and the CCP's land reform in the post-war period, respectively. It examines in concrete terms how these land policies transformed the power structure of rural society, and how such transformations, in turn, influenced the CCP's land reform in the post-war period.

Based on empirical analysis of multiple historical sources, this study reveals the following three key findings. First, in the mountainous and hilly areas of Northern Manchuria—where population density was low and land resources were abundant—the structure of power domination was not based on landlord-tenant relations. Rather, it was formed through collaboration with bandit forces and the control of grain distribution routes, which relied on horse-drawn transportation. Second, the power structure based on landlord-tenant relations was not firmly established until the penetration of Manchukuo’s state authority. Finally, although the formation of this landlord-tenant-based power structure later provided a social foundation for the CCP’s postwar land reform, the delayed emergence of this structure, combined with the insufficient understanding of the landlord class by local CCP cadres and peasants, ultimately made the revolutionary process more difficult to carry out.

Keyword: Manchuria, State power, Rural society, Landlord-tenant relations, Power structures, Manchukuo, Land reform, Grain Requisition

目次

序章 1

第一節　研究目的と意義 1

第二節　先行研究とその問題点 8

一、先行研究の整理 8

1、農村革命と地域社会 9

2、農村革命と農民 10

3、満洲地域史 13

4、食糧の徴発 17

二、先行研究の問題点 19

第三節　史料について 21

一、文献史料について 21

二、インタビュー資料について 23

第四節　各章の概要 24

図と表 28

注釈 35

第一章　土地丈放と移民 41

はじめに 41

第一節　依蘭県の概況 41

一、 依蘭県の地理環境 41

二、 依蘭県の歴史 42

第二節　土地の開墾と村落の形成 44

一、 土地の開墾 44

二、 村落の形成 46

第三節　調査対象地域の特徴 47

一、 地理環境 47
二、 経済状況 48
1、 農業状況 48
2、 経営方式 49
3、 階層分化 50
4、 農家の収支と家計 55
第四節　国家権力の浸透と地方有力者 57
おわりに 59
図と表 62
注釈 74
第二章　食糧の販売活動と権力 81
はじめに 81
第一節　「県城経済」と食糧の販売 81
一、 依蘭県の開港と糧桟業の発展 81
二、 食糧の販売 83
第二節　食糧販売活動と権力 84
一、 馬車輸送活動と車店の運営 84
1、 馬車輸送活動 84
2、 車店の運営 86
二、 有力者と食糧販売活動 89
第三節　農村有力者、土匪と糧桟商人 91
一、 食糧販売活動と土匪 91
二、 食糧販売と糧桟商人 93
第四節　農村有力者、国家と食糧販売 94
一、 車店と賭博業 94

二、 馬車輸送活動とアヘン密売 96
おわりに 98
図と表 100
注釈 109
第三章　民国政府の統治と地域社会 117
はじめに 117
第一節　国家権力の浸透 118
一、 民国政府による土地整理事業の展開 118
1、 清丈の実施 118
2、 清丈の失敗 120
二、 行政制度の変動とその影響 122
1、 清末新政と民国政府の区村制の導入 122
2、 調査対象地域への影響 123
三、 治安対策の展開 124
第二節　田賦の徴収とその挫折 126
一、 田賦の徴収基準 127
二、 田賦徴収の困難性 128
第三節　食糧販売活動と徴税 132
おわりに 135
図と表 137
注釈 145
第四章　抗日民族統一戦線の形成と地域社会 151
はじめに 151
第一節　満洲地域における土地革命の展開とその挫折 152
一、 北満農村の土地問題に対する中共の認識 152

二、 北満地域における土地革命の実践 154
三、 根拠地の拡大とその困難さ 155
第二節 中共の路線転換と地域社会 158
一、 農村有力者のジレンマと統一戦線の展開 158
1、 糧桟業の衰退 159
2、 中共の浸透と統一戦線の展開 160
3、 地域社会のネットワークに対する中共の活用 163
二、 地方武装勢力に対する中共の改編 164
第三節 軍事的拡大を背景とした物資獲得 167
一、 根拠地の拡大と徴税の問題 167
二、 中共の軍事的拡大と補給物資の交換 169
おわりに 171
図と表 174
注釈 179
第五章 満洲国の権力浸透と調査対象地域 187
はじめに 187
第一節 満洲国の権力浸透 187
一、 食糧流通経路への独占：統制経済と合作社 187
二、 土地の国有化 189
1、 開拓団移民用地の買収とその挫折 189
2、 集団部落と地籍整理 191
第二節 調査対象地域の変化 195
一、食糧の買付と流通 195
二、地籍整理の影響 197
1、土地所有関係の変容 197

2、地主・小作関係における地主と農民 203
第三節　食糧徴発、地主と農民 206
おわりに 210
図と表 212
注釈 221
第六章　満洲国の歴史的遺産と戦後中共の農村革命 226
はじめに 226
第一節　戦後初期の農村政権と人と土地の関係 227
一、 地方臨時政権の樹立と地主による土地占有 227
二、 中共の認識と地主勢力に対する改編 228
第二節　勃利事変と中共の政策転換 231
一、 勃利事変の勃発 231
二、 中共の人と土地の関係に対する再認識と政策転換 233
第三節　地主勢力に対する中共の排除―土地改革の展開 234
一、 土匪勢力に対する討伐 234
二、 「清算分地」運動の展開 236
1、 農民協会の成立 236
2、 清算の困難性 237
三、 「煮生飯運動」の展開 239
1、 「生煮え」現象と「煮生飯運動」 239
2、 幹部の整頓 241
3、 「訴苦」の展開 242
四、 「土地均分運動」の展開 245
おわりに 249
図と表 251

注釈 255
終章 結論 262
第一節　総括的結論 262
第二節　本研究の貢献 265
参考文献 268

図表一覧

序章

図 1　調査対象地域の位置 28
図 2　樺南県地図 29
図 3　調査対象地域における各村落の位置と形成時期 30
図 4　「依勃樺」地域の位置と地形 31
表 1　調査対象地域各村落の情報（2020 年） 32
表 2　調査対象地域の行政区画の変動（1910-1949 年） 32
表 3　インタビュー対象者の基本的状況 33

第一章

図 1-1　依蘭県地図（1910 年代） 62
図 1-2　調査対象地域の地形 63
図 1-3　調査対象地域北部の土地分布状況 64
図 1-4　調査対象地域北部山間部地帯におけるアヘン栽培状況（1924 年） 65
表 1-1　清末民初の依蘭県における土地丈放の状況 66
表 1-2　依蘭県の町、村落の形成時期 66
表 1-3　1930 年代調査対象地域の村落状況 67
表 1-4　依蘭県各区作物栽培面積と比例（依蘭県公署調査） 67
表 1-5　調査対象地域及びその周辺地域の気象状況 68
表 1-6　調査対象地域及びその周辺地域における農作物の播種、収穫状況 69
表 1-7　依蘭県農作物の 1 垧当たりの収穫量 69
表 1-8　調査対象地域及びその周辺地域の農作物の 1 垧当たり収量 69
表 1-9　北満農村地域における自家労働者と雇用労働者の比例状況 70

表 1-10　黒龍江流域における農家の各種収入の比率（1923-1924 年）..... 70
表 1-11　土地丈放初期に入植農家が取得した土地の面積..... 70
表 1-12　調査対象地域における初期入植農家の土地占有状況（1930 年代以降）..... 71
表 1-13　935 戸の満洲に入った山東移民の旅費持参状況（1930-1931 年）..... 71
表 1-14　1934 年調査対象地域及びその周辺地域の土地価格..... 72
表 1-15　調査対象地域 12 戸自作農家の保有する土地の状況..... 72

第二章

図 2-1　依蘭県商埠地略図..... 100
図 2-2　満洲農産物の流通ルート..... 101
図 2-3　民国時期依蘭県糧桟群の位置..... 102
図 2-4　食糧輸送を行う馬車..... 103
図 2-5　調査対象地域王氏家族馬車隊の食糧輸送路線..... 104
図 2-6　調査対象地域秦氏家族馬車隊の食糧輸送路線..... 105
図 2-7　樺川県各区警察の「会哨」地点図..... 106
図 2-8　北満各県連合防衛「会哨」地点図..... 107
表 2-1　北満農家の農業資本の構成状況..... 108
表 2-2　北満 86 屯農家土地経営の規模と馬車（大農具）所有数（1 世帯当たり平均） 108
表 2-3　調査対象地域各村落有力者の馬車所有数..... 108
表 2-4　調査対象地域馬車の積載量と速度..... 108

第三章

図 3-1　樺川県知事が発行した荒価納付催促伝票..... 137
図 3-2　依蘭県第三区清丈ケース..... 138
図 3-3　民国時期における依蘭県の区村と調査対象地域の位置..... 139

図 3-4　樺川県政府が民国十四年（1925 年）に公布した民国十三年（1924 年）田賦（大租）納付催促通知書 140
図 3-5　樺川県商号が県政府に提供した税捐連帯責任保証書（1925 年） 141
表 3-1　依蘭県清丈状況 142
表 3-2　民国時期依蘭県の区村設置状況（1927 年） 142
表 3-3　吉林、黒龍江両省勦匪部隊の管轄区域（1921 年） 143
表 3-4　民国六年-十二年（1917-1923 年）樺川県田賦（大租）延滞金額 143
表 3-5　民国十四年（1925 年）樺川県地方捐税年間収入状況 143

第四章

図 4-1　東北抗日聯軍各軍の活動区域（1934 年 1 月-1937 年 12 月） 174
表 4-1　北満各派抗日武装勢力活動地域の 1 垧当たり土地の税金徴収額 175
表 4-2　1930 年代調査対象地域とその周辺における反満抗日武装勢力の構成 175
表 4-3　三江省地方抗日武装勢力の機関銃所有数（1937 年） 176
表 4-4　調査対象地域及びその周辺地域の中共遊撃根拠地の状況 176
表 4-5　調査対象地域を管轄していた依蘭県の中共東北抗日聯軍各軍の税金徴収区域 176
表 4-6　北満農村土地 1 垧当たり各項目収入対照表（1928-1934 年） 177
表 4-7　調査対象地域及びその周辺地域の抗日武装勢力の活動と戦利品獲得状況(1936 年) 177
表 4-8　大八浪救国会が抗日武装勢力のために募集した物資（1935-1936 年） 178
表 4-9　抗日聯軍第二軍と第五軍の農村土地代理耕作条例（1936 年） 178

第五章

図 5-1　集団部落内部の実態 212
図 5-2　三江省公署が発行した地券（1941 年） 213

図 5-3　満洲国鉄道図（1945 年） 214
図 5-4　長野県泰阜村移民開拓団分村建設略図（1940 年代） 215
図 5-5　開拓団長倉沢大発智と調査対象地域の大鮮屯屯長李承官が締結した土地請負契約216
図 5-6　地籍整理後、調査対象地域の土地に対する土地経理人の支配状況（1943 年） 217
表 5-1　満洲事変前後、満洲地域の国有地と私有地状況 218
表 5-2　三江省各県集団部落建設状況（1936 年） 218
表 5-3　調査対象地域の一部の土地経理人の状況（1940 年代） 218
表 5-4　部落別水田假分配面積 219
表 5-5　部落別畑地假分配面積 219
表 5-6　調査農家 33 戸耕作面積と耕作比率 219

第六章

表 6-1　戦後初期における調査対象地域とその周辺の軍事組織状況（1945 年 8 月から 10 月まで） 251
表 6-2　樺南県土地革命前の土地占有状況 251
表 6-3　「依勃樺」地域とその周辺で活動していた土匪武装勢力の状況（1946 年） ..251
表 6-4　戦後調査対象地域撿草溝屯地主の土地所有状況（1946 年） 252
表 6-5　調査対象地域における地主勢力に対する中共の清算状況 252
表 6-6　調査対象地域の貧雇農代表統計表（1947 年 12 月 17 日） 253
表 6-7　「平分土地運動」後樺南県の土地占有状況（1948 年） 253

凡例

国家（または政権）に関する説明

・民国政府

民国政府とは、一般に清朝の崩壊から中華人民共和国の建国に至る 1912 年から 1949 年までの間、中国大陸を支配していた政権を指す。この時期、民国政府は名目上中国全土を統治していたものの、実際のところ、各地域が長期にわたり異なる勢力の支配下に置かれていた。本研究の考察対象である満洲地域に関しては、清朝崩壊から満洲国建国に至る 1912 年から 1932 年までの間、同地域は北洋軍閥政権の実質的な支配下にあった。そのうち、1916 年から 1928 年にかけて、当該地域の政権は張作霖・張学良をはじめとする奉系軍閥によって掌握されていた。1928 年 12 月の「東北易幟」によって、名目上、満洲が南京国民政府の管轄下に組み込まれたものの、実態としては引き続き張学良政権による統治が継続されていた。以上の経緯を踏まえ、本研究においては、1912 年から 1932 年までの間に満洲を支配していた諸政権を、便宜的に「民国政府」と総称することとする。

・中共政権

満洲における中共の活動は、大きく満洲国時期の抗日活動と戦後の農村革命の二つの段階に分けられる。満洲国時期において、中共の武装勢力は比較的弱小であり、その根拠地統治も不安定であった。そのため、当該時期の中共政権は一般に「抗日游撃根拠地政権」と称す。戦後、中共は土地改革を中心に据え、強固な根拠地を築き上げていった。したがって、この時期の中共政権は「革命根拠地政権」と称す。

・満洲国

本研究において、「満洲国」や「満洲国建国前後」といった用語を随所で使用している。しかし、これはあくまで便宜上の概念である。本研究は、満洲国を独立国家として認める

立場は取っていない。本研究における「満洲国」という概念は、中国革命史に関する先行研究において用いられてきた「偽満洲国」や「傀儡国家」、「植民地政権」などの用語と同義である。

概念・用語説明

・搾取

「搾取」という概念は、主にマルクス主義理論において用いられ、一般には資本家や地主が労働者や農民の労働成果の大部分を無償で奪取する行為を指す。本研究において、農村有力者が輸送上、優位であることを利用して、農民から食糧を安価で買いたたく行為についても、「搾取」という概念を用い、論じることとする。

・土匪

すなわち、匪賊。一般的には、「土匪」とは、法律で認められておらず、かつ暴力をもって強奪、強要する人間の集団を指す。また、「共匪」（中共の勢力を匪賊集団と称する用語）のように政敵を辱める言葉として使用されることもある。本研究でいう土匪とは、北満農村地域で活動し､政権にも政党にも認められていなかった私的農村武装勢力を指す。

なお、「丈放」や「清丈」などの専門用語については、本文中において適宜説明を加えることとする。

地積単位説明

地積単位は原資料に従って表記する。

・ムー：中国の土地面積単位。1 ムーは約 666.7 平方メートル。

・垧：北満の土地面積単位。1 垧は約 15 ムー。

・陌：ヘクタール

・反：日本および旧日本統治地域（台湾・満洲など）で使用されていた土地面積単位。1

反は約 1000 平方メートル。

・町歩：1 町歩は約 9917 平方メートル（=約 1 ヘクタール）。

容積単位説明

本研究で用いる容量単位は主に「升・斗・石」である。100 升＝10 斗＝1 石に相当する。満洲における主要農作物の 1 石あたりの重量は、以下の通りである。

・大豆 1 石≒130.1kg

・小豆 1 石≒147kg

・緑豆 1 石≒145.9kg

・コーリャン 1 石≒127.9kg

・アワ（粟）1 石≒116.6kg

・トウモロコシ 1 石≒131.1kg

・小麦 1 石≒132.1kg

・大麦 1 石≒98.9kg

・小麦 1 石≒132.1kg

・蕎麦 1 石≒107.4kg

・陸稲（籾）1 石≒87.3kg

・水稲（籾）1 石≒96kg

以上のデータは『満洲の農業』を参照したものである（南満洲鉄道株式会社総務部調査課編『満洲の農業』大空社、東京、2009、250 頁）。

序章

第一節　研究目的と意義

20 世紀の中国社会における最大の変動といえば、中国共産党（以下、中共）が主導した農村革命である。土地革命がその中心的内容であった。中共は土地革命を通じて、農民を動員し、最終的には国民党との内戦で軍事的な勝利を収めて政権を掌握したといえる。

中共による土地革命の展開は、農村社会に対する次のような認識に基づく。それは、地主・小作関係が農村地域社会の権力構造を規定していたという背景のもと、地主階級が農村の土地を多く占有していたため、農民階級は組織化され、暴力で地主階級の支配を倒す必要がある、というものである。この認識は、中共の指導者である毛沢東が 1930 年代初期に江西省で行った一連の農村調査に由来する[1]。毛沢東の調査によると、人口の 10%を占める地主・富農階級が農村の 80%の土地を占有し、人口の 70%を占める貧農・雇農は 10%未満の土地しか保有せず、かつ地主からの搾取を受けていた[2]。毛沢東は、このことを根拠に農村社会にかかわる主要な問題が地主と農民との矛盾にあると認識した。その認識は、その後中共の革命戦略を左右し、土地革命を通じて土地所有権の平等の実現、具体的には地主・富農の土地を土地を持たないか、それが少ない農民に分配することが革命の目標になったのである。

これまでの農村革命に関する先行研究の多くは、階級成分という視点を越えてはいない。すなわち、土地占有が不均衡であることで、農村には地主と農民との間にもともと矛盾が存在していた。これに加えて、過酷な税金や戦時徴発、自然災害などの外的要因が重なったことにより、中共は革命を展開することができた。しかし、このアプローチだけでは中国農村革命の全貌を明らかにすることは難しい。なぜなら、先行研究が考察対象としてきたのは、ほとんど人口が過密でありかつ土地資源の逼迫な地域であり、そうした地域では土地資源をめぐる矛盾が生じやすかったからである。まさに、そのような地域においてこそ、農村の土地を多く占有していた地主が中共の革命運動の主たる標的となったのである。

いいかえれば、先行研究のほとんどは、中共がいかに農村の地主・小作関係の支配構造を打ち破り、地主の土地を没収し、土地を持たないか少ない農民に分配したかに焦点を当ててきた。

先行研究とは異なり、本研究は、先行研究においてほぼ看過されてきた、もう一つの土地革命の展開のアプローチを明らかにする。それは、開発の歴史が浅く人口が少なく、土地資源が豊かな満洲北部（以下、北満）地域において、地主・小作関係を中心とする権力支配の構造がどのように国家権力の浸透によって形成され、その形成過程が戦後の中共農村革命の展開にどのような影響を与えたのか、というものである。

北満地域は、清代、満洲封禁令のため未開発地域であった。移民が当該地域に大規模に流入し土地開墾が進んだのは、清末民初に国家が土地丈放政策（国家によって官有地を払い下げること）を実施してからのことである。したがって、中国の他の地域と比べ、当該地域は人口が少なくかつ土地資源が豊富という特徴を有していた。北満農村地域に関する研究は多いが、特に注目されるのは当該地域の土地占有関係と経営形態である。衣保中、角崎信也、王大任、菅野智博らの研究はすべてこれについて検討した。これらの研究を通じて、南満の零細化とは対照的に、北満農村では大農経営が中心で、大規模経営農家と土地無所有者層の二極分化が進み、雇農の割合が高いという特徴が指摘されている[3]。さらに、この特徴は北満開拓期から満洲国時期にかけても顕著な変化が見られなかったとされる[4]。

しかし、以上の特徴は必ずしも満洲全域の状況を反映することができるとは限らない。なぜならば､先行研究で使用されたのは主に日本が満洲で実施した農村調査データであり、これらの調査資料には限界があるためである。具体的には、日本が満洲で実施した農村実態調査の調査地は、あくまでも日本の支配が及ぶ満洲の中部平野地帯を中心とする鉄道沿線の地域、かつ治安が安定している県城近隣の村落であった。言い換えれば、同調査は山岳・丘陵地帯に位置し、鉄道から遠く、県城から離れ、かつ治安が悪い村落への考察が不十分であった。本研究が注目するのは、まさにこうした地域である。筆者の言う「北満農

村」は、このような地域を指す。

北満の山岳・丘陵地帯に位置する村落は、平野地帯の村落とは大きく異なる。土地占有関係と経営形態から見ると、これらの地域では、山地や丘陵が多いという複雑な地理的条件は土地の集中化と大規模土地所有の形成を困難にしていた。そのため、零細な土地所有と自家小規模経営が当該地域の主な特徴であった。同地域では、約 10 垧（満洲の地積単位、約 15 ムーに等しい）程度の中小規模土地所有者が大多数を占め、土地を持たない農民が大量に存在した北満の平野部地帯とは対照的であった[5]。さらに、労働力不足のため、現地には地主・小作関係こそ存在したものの小作料は高くなかった。これらの要因により、当該地域の階層分化は顕著ではなかった。この状況は、満洲国建国後の 1930 年代中期までほぼ変化しなかった。1937 年に満洲国軍事顧問部が刊行した『満洲共産匪の研究』が指摘するように、「此等の地方（依蘭地方）は開墾の日浅く、人口希薄で、未耕地多く、比較的耕作地主、自作農が多く農業経営の中心は此等の層に置かれている…他の地方に見られる程度階層分化が進行していない」[6]。本論文において詳細に論じるが、この状況は 1930 年代中期以降の満洲国の統治によって大きく変容し、それによって地主の大土地所有と土地無所有者層が両極分化する構造が本格的に生まれるようになった。しかし、この変動の過程については先行研究であまり論じられてこなかった。

交通と治安の面においても、北満の山岳・丘陵地帯は平野部地帯と違う。菅野の先行研究で取り上げられた綏化県蔡家窩堡の場合には交通が便利で土匪の活動が少なく、農民は農産物を容易に生産・販売できる環境にあった[7]。これに対し、北満の山岳・丘陵地帯では、交通が不便であり、土匪勢力が暗躍していた。こうした特徴は言うまでもなく現地農民の農業生産と生活に影響を及ぼした。

北満の山岳・丘陵地帯は中共革命を理解する上で重要な意味を持つ。なぜなら、満洲国時期における中共の抗日武装勢力の活動であれ、戦後の革命根拠地の建設であれ、いずれも北満の山岳・丘陵地帯で展開されたからである。満洲国建国後、中共は北満の山岳・丘陵地帯に複数の遊撃根拠地を確立した。中共が指導する東北抗日聯軍は当該地域で長期に

わたり活動を続けた。終戦直後、中共は同地域で土匪討伐と土地改革を実施し、これを基盤とし、北満革命根拠地を建設した。これを土台に、中共が国民党を破って満洲全域を占領し、さらには全国的な軍事勝利を収めるようになったのである[8]。

しかし、北満の山岳・丘陵地帯は1930年代中期以前において革命を展開する社会的基盤が脆弱であった。当該地域では、自作地主と自作農が主流を占めており、地主・小作関係は存在したものの、発達しなかった。この点について、中共自身も否定しなかった。実際、1930年代初頭、左翼日和見主義路線[9]の影響にあった中共は、土地革命を通じて北方ソビエト区域の樹立を試みた。しかし、その発展は極めて緩やかなものであり、土地革命もうまくいかず、結果として、土地革命は社会各階層を団結する統一戦線政策に取って代わられた。しかし、戦後になると、状況が一変した。中共は同地域で革命を展開し、強固な革命根拠地を樹立した。このような変化が生じた背景には何があったのか。1945年以前、当該地域ではいかなる政治変動が生じ、その変動は1945年以降の農村革命にどのような影響を与えていたのか。

本研究では、清朝の崩壊から中華人民共和国の建国までの間に、民国政府、抗日遊撃根拠地における中共政権、満洲国、戦後中共革命根拠地政権という4つの政権が推進した土地政策とそれに基づく国家による食糧徴発（または獲得）に焦点を絞り、次の２つの問題を検証する。①土地政策の実施に伴う国家権力の浸透はいかに地域社会の特性と絡みながら進み、結果として農村の在地勢力の形成と発展を促していたのか。②満洲国の統治は農村社会にいかなる遺産を残し、その遺産がいかに戦後の中共革命につながったのか。本研究は、この2つの問題を通して、次のような論点を提示する。

まず、北満山岳・丘陵地帯の社会における主要な矛盾は、地主・小作関係に基づく地主と農民との矛盾ではなかった。社会内部で権力を持っていたのは、地主よりも、むしろ、土地に対する国家の丈放政策のもとで、早い段階で同地域に流入した移民であった。土地の投機売買で富を手に入れた彼らは、食糧の流通経路を掌握し、土匪勢力と同盟関係を結んだ。このような在地勢力は、民国政府から抗日遊撃根拠地における中共政権、そして満

洲国へと政権が変わっても存続し、各政権による権力支配を支えていた。

次に、地主・小作関係に基づく権力支配の構造の形成は、満洲国の権力浸透によってもたらされた結果であった。その構造の形成は、戦後の中共の革命に社会的基盤を提供したが、その形成が遅れたことはかえって革命の展開を阻む要因になった。

本研究の新規性は三つがある。第一に、地主・小作関係に基づく権力支配の構造と全く異なる農村社会の支配構造をを明らかにした点である。先行研究では、農村における人と土地の関係における問題は地主と農民間の対立として描かれることが一般的であった。しかし、本研究が考察する北満山岳・丘陵地帯は、地主によって支配される社会ではない。当該地域は、自作地主と自作農が主流を占める地域である。地主・小作関係が存在するが、土地が多く、かつ人口が希薄であることにより、小作関係は発達しなかった。当該地域における権力構造と有力者の形成は、移民時期と大きく関係している。清朝末期に土地丈放政策が実施された後、満洲移民の増加に伴い土地価格は次第に上昇した。この背景のもと、満洲に最初に開拓をしにきた移民は、安い価格で大量の土地を占有した。しかし、小作料収入が低かったため、これらの移民が土地を占有する目的は賃貸ではなく、投機売買であった。この過程のなかで、彼らは大量の資金を得たが、それに対し、後に移民した者は不利な状況になった。そして時期が遅ければ遅いほど、不利になる。

上述した状況は、当該地域のもう一つの地域性と関連し、農民の困境を深めた。20 世紀初頭から、世界市場が大豆をはじめとする農産物の需要が上昇したことにより、北満の各地域では、馬車で食糧を県城に運んで集中販売する「県城経済」モデルが形成された[10]。この背景のもと、満洲に最初に開拓をしにきた移民は、土地の投機売買によって資本を得ただけでなく、同時期に国家が地方自衛武装を樹立したことを機に武装勢力をもつようになり、それによって民間の食糧を買い付け、馬車を利用してそれを県城に運んで販売した（以下、食糧販売活動）。それに基づき、農村社会の権力ネットワークを構築するようになったのである。それに対し、一般的な農家は、土地所有数が明らかに少なくはないが、家庭資本の大部分が土地購入に使われたため、馬車を購入し食糧販売活動を行う余力がな

く、生産した食糧の大部分が売却の過程において安値で買い付けられた。つまり、当該地域の搾取の手段は、地主が農民から小作料を徴収することではなく、武装勢力と輸送手段を掌握した地方有力者は農民が食糧を輸送しかねる弱点を利用して、彼らの食糧を安価で買い付け、県城に運んで売ることにより、差額を稼いたことである。一見すると、これは食糧の流通分野に関連する問題のように見える。しかし、その背景には、土地丈放政策によって引き起こされた人と土地の関係における問題が隠れている。

第二に、地主・小作関係の構造の形成の歴史性を再検討する点である。中共による農村革命を検討する先行研究では、地主・小作関係に基づく権力構造の存在を既成事実として扱うことが多い。しかし、本研究では、北満農村において、地主・小作関係は本来発達しておらず、その本格的な形成は国家権力の浸透によるものであると強調している。1945 年までに、北満地域は民国政府、中共抗日遊撃根拠地政権、満洲国という 3 つの政権を経験した。この 3 つの政権は、いずれも農村から資源を獲得するため、人と土地の関係を調整しようとした。具体的には、①民国時期の清丈、②満洲国建国後に中共が遊撃区で実施した土地革命、③満洲国が実施した地籍整理が挙げられる。

この 3 度にわたる土地政策による効果を比較すると、民国政府の「清丈（徴税を目的とし、土地を詳しく測量すること）」と中共の土地革命がいずれも現地の人と土地の関係を変えなかったことは明らかである。民国政府は当時の人と土地の関係における問題を明確に認識し、「清丈」を通じ、地方有力者が丈放時期に享受した多くの不当な利益を排除しようとした。しかし、北満地域の農作物の収穫量は少なく、農民たちは収穫量を増やすために官荒（官有荒地）を私的に開墾し、耕作面積を広げる必要があった。そのため、地権を確定することを目的とした清丈は農民の利益を侵害した。ゆえに、抵抗を受けた。さらに、民国政府は末端官僚の賄賂の受領などの問題を根絶できず、清丈の効果は芳しくなかった。中共は、個別地域の農村調査に基づき、人と土地の関係における問題の核心を地主と農民間の矛盾と一面的に捉え、土地革命を通じ、農村政権を樹立しようとしたが、結果的に失敗した。本格的に人と土地の関係を変えたのは満洲国であった。満洲国は強力な軍

事力をもって現地で活動する各派抗日武装勢力を鎮圧し、それに基づき、土地整理事業を成功すべく邁進した。その結果、大部分の農民が土地を失い、農村には小作料を主な搾取手段とする地主が誕生し、地主・小作関係を中心とする権力支配の構造が本格的に形成された。

上記の国家によって主導された3回の土地政策は、同時に国家が農村から資源を獲得する方法と効率さえも決定した。「清丈」と土地革命はいずれも展開するのは難しかったため、民国政府と中共は効率的に農民から直接田賦や「地畝捐（遊撃根拠地において、中共が土地の所有面積に応じて徴収する捐税）」のような税金を徴収することはできず、むしろ、農民に対する地方有力者の中間搾取、つまり食糧販売活動という過程を利用して間接的に食糧を獲得するしかなかった。ただし、両者の手法には違いがあった。民国政府は、県城の糧棧を利用して食糧販売の過程で徴税したが、中共は、満洲国建国後、農村有力者が掌握する食糧販売活動が損失を被った機会を捉え、統一戦線がもたらした拡張と軍事的勝利の果実を用いて農民と取引を行い、食糧を得た。これら二者と比較し、満洲国は地籍整理を通じて土地を国有化し、国家に従属する地主を選別し、彼らを農村の末端組織の中に組み込み、農村を支配した。この手法を通じて、満洲国は効率的に農民から直接食糧を徴収することができた。言い換えれば、国家が農村から資源を獲得する効率が大幅に向上した。しかし、過酷な食糧徴発は、農民の不満を満洲国とその代理人である地主が蒙り、革命の社会的基盤を醸し出した。これが、戦後中共が本来革命に適さない北満農村地域で革命を展開することができた理由である。

第三に、満洲国の歴史的遺産と戦後農村革命との関連性を再検討した点である。戦後、北満地域では、中共の革命根拠地政権が樹立された。戦後、中共の土地政策は土地改革を展開して地主階級を倒すことにあった。これを踏まえて、この時期、中共が食糧を得た主な手法は、階級闘争の方法により、地主の食糧を収奪することであった。しかし、地主・小作関係を中心とする権力支配の構造は、満洲国の国家権力が浸透する背景で短期間に形成されたため、中共の指導層だけでなく末端社会においても、地主に対する態度は、中共

が描くような単なる憎しみではなかった。具体的な表現は、1930 年代に中共が実施した統一戦線政策の影響が戦後に続いたことである。これがかえって革命の展開を妨げることになる。このため、中共は統一戦線の影響を排除せざるを得ず、そのことにより、初めて地主階級を倒すことができたのである。

以上のことを検証するため、本研究では北満の大八浪郷を調査対象地域として、当該地域が開拓された 1910 年から中華人民共和国建国の 1949 年までの地域社会の変動を考察する。調査対象地域である大八浪郷は現在、黒龍江省佳木斯市樺南県の管轄下にある郷レベル行政区画である（**図 1**、**図 2** 参照）。2020 年までに、調査対象地域は合計 19 の行政村を管轄している。各村落の詳細な情報は**表 1** に示されている。調査対象地域内の各村落の位置については、**図 3** を参照することができる。1910 年の開拓の開始から 1949 年までに調査対象地域は数回の行政区画の変動を経験した。その詳細は**表 2** を参照することができる。

調査対象地域は、北満で有名な「依勃樺」地域に位置している。「依勃樺」地域とは、依蘭県、勃利県・樺川県 3 県を指す。当該地域は満洲の平野地帯と山岳地帯の接点に位置するため、複雑な地形を有している（**図 4** 参照）。「依勃樺」地域は、満洲における中共の活動を考察する上で極めて重要な位置を占めている。1930 年代の満洲国建国後、中共率いた東北抗日聯軍のほとんどが当該地域で活動していた。同時に、「依勃樺」地域は戦後、中共が北満農村で革命を展開した起点でもあった。終戦直後、中共の部隊は当該地域に進駐し、土匪討伐と土地改革を実施することにより、革命根拠地を樹立した。それに基づき、中共は満洲全域を迅速に占領した。以上を踏まえ、調査対象地域は中共による革命の展開を検討する上で大きな意義を有する。

第二節　先行研究とその問題点

一、先行研究の整理

1、農村革命と地域社会

(1) 中共の政策と地域社会

農村革命に関する研究では、改革開放以前、革命史観から影響を受けた。革命史観では、農村革命は封建的支配構造を覆した偉大な変革として描かれ、中共の政権獲得の正当性と合理性と結び付けられてきた。

1980 年代以降、こうした革命史観は次第に相対化され、革命の展開過程における問題や困難な側面を考察する研究が増加した。その代表的なものが田中恭子の研究である。田中の研究は、内戦期における中共の土地改革を研究対象とし、土地改革の実施過程で急進化傾向が生じた理由を明らかにした。すなわち、上層部の指導者は、地方幹部が各段階で土地改革をどのように認識していたか、あるいは農民が実際に土地の均分を望んでいたかどうかについては関心を示さず、政策を地方に一方的に押し付けたということである。このため、急進化は中共が宣伝するような「民衆の要求」ではなく、幹部が昇進を目的として上層部の意志を農民に押し付けた結果であるとする[11]。この研究成果に触発され、近年では、地域社会の視点から、革命展開過程における中央政策と地域社会の乖離に焦点を当てた研究が数多く現れている。三品英憲は華北地域を対象に、土地改革が華北農村の客観的現実から深刻に乖離した誤った認識のもとで強行され、このような誤認識が急進化の発生と末端社会の混乱を招いたものの、結果的には中共の社会支配力と動員力を強化したと指摘する[12]。また、マシュー・ノーラット（Matthew Z. Noellert）は満洲地域の双城県を事例に、土地改革における暴力の再検討を試みた。その結果、土地改革は土地分配あるいは階級闘争との関連性がそれほど強くなかったことを明らかにした。土地改革で発生した暴力は中共によって掌握された結果ではなく、むしろ地域社会に対する中共の掌握力の不足を証明するものであった[13]。

(2) 革命と地域社会内部の紐帯

近年、中共による革命は地域社会内部のさまざまな社会的紐帯を破壊できず、むしろそ

れらによって規定されたという認識が潮流となりつつある。この潮流のもと、現地調査に基づき、地域社会の変動に着目したミクロ研究が数多く登場した。例えば、山本真の福建省を対象とした研究では、中共の土地革命が従来の宗族結合を破壊するどころか、革命が地域内部の宗族間の闘争に巻き込まれていた実態を描いた[14]。また、江西省の村落を事例とした鄭浩瀾の研究は、1949 年以前の血縁・宗族を中心とした農村社会の特質が土地改革によって変動せず、むしろ各家の間に形成された私的関係が階級闘争の過程で影響力を発揮したことを明らかにした[15]。さらに、中国国内でも、革命の展開が血縁や地縁的結合に規定されるという動向に沿って研究を展開し、優れた成果を上げている例も少なくない。例えば、王奇生や何朝銀らの研究があげられる。これらの研究は、いずれも革命が血縁や地縁的結合を貫通し難く、むしろ血縁や地縁的結合と絡みながら展開したことを強調している[16]。

以上の先行研究から見ると、上から下まで推進された革命は農村社会の現状との間に乖離が存在し、また、革命の展開は地域社会から切り離して存在し得るものではなく、地域社会に規定されたものであるといえる。

2、農村革命と農民

革命がなぜ展開できたか。これについては先に述べたように、中共の革命史観においては、土地が地主階級の下に集中し、農民は地主によって搾取される存在とされてきた。特に、中共が土地を農民に分配することによって農民の支持を得た、という点が繰り返し強調されてきた。1980 年代以降の脱革命史観の潮流を受け、近年の研究では新たな動向が見られる。以下、農村社会における人と土地の関係、農民の動機、中共の組織と動員という三つの側面から、先行研究をまとめる。

(1) 人と土地の関係

農村社会における人と土地の関係と革命との関連性について、革命の展開が必ずしも土

地の集中と関連しないことは、先行研究によって実証された。黄宗智（Philip C.C.Huang）と劉昶（Chang Liu）の研究は、地主・小作関係が発達した江南地域では、かえって中共の土地革命が展開しにくかったことを指摘した。その理由として、当該地域の社会階層分化は主に不在地主と農民の間に見られ、農民同士の間には顕著でなかった。また、高度に発達した経済が農民に多様な生計手段を提供していたことも、中共が農民を動員しにくかった重要な要因であった[17]。

黄道炫の研究は、革命が展開した東南地域はむしろ自作農が主流を占めた地域であったことを明らかにした。黄の研究によれば、江西と福建地域では、地主の多くは中小地主であり、占有する土地は数ムーから数十ムー程度であり、かつ地主自身の生活水準も高くなかった。ところが、農民が所有する土地は地主が所有する土地よりも少なく、その大半が1ムー未満であった。当時の生産力水準からすれば、これだけの土地では生存を維持できなかった。そのため、土地革命は農民にとって魅力的な選択肢と見なされたという[18]。類似した状況は華北地域でも存在した。華北農村では、自作農が主流であったものの、一人当たり耕地面積が少なく、農民は生計が維持できなかったため、地主と農民間の矛盾が依然として存在していた。この点については、スザンヌ・ペッパー（Suzanne Pepper）と王友明の研究が参照できる[19]。

革命の展開は他の要素とも関連した。例えば、多くの先行研究では、土地革命よりも減税の方が農民の共感を呼び起こしやすかったと指摘されている。中共の華北根拠地を考察したR・A・サクストン（Ralph A.Thaxton）は、中共は地主の搾取程度を軽減することを通じ、必ずしも農民の支持を得られず、民国政府の過重な課税こそ農民が中共を支持する理由であると指摘した。さらに、サクストンの研究は、華北地域の農民は生計のために私塩を製造する伝統があったが、民国政府がこれを弾圧したことが反発を招き、中共はこれを利用し、革命を展開することができたと指摘した[20]。

(2) 農民の動機

農民の動機に関する研究は、過去の革命史観を脱構築する傾向のもとで多く現れた。田中恭子の研究によれば、農民が中共を支持したのは土地の獲得やその価値観への共感によるものではなく、自身と家族の安全及び利益を守るための現実的な判断であったという[21]。特定地域を事例に、農民と党の関係を分析する研究も数多く登場した。1920 年代末から1930 年代中期にかけての中共の湖北、河南、安徽、福建などの根拠地を考察した高橋伸夫は、その著書『党と農民』で「社会的交換」という概念を用いて中共と農民の関係を分析した。そのうち、利益と安全が農民の革命参加における重要な前提であった点が強調された[22]。類似した見解は黄琨と荒武達朗の研究にも見られる。黄琨はソビエト区域の革命根拠地を事例に、貧困だけでは農民を革命へ駆り立てず、革命スローガンが農民の生存欲求と共鳴し、かつ党組織が農民に安全を保障できるという二つの条件が揃った時のみ、農民は革命に身を投じると指摘した[23]。日中戦争期の山東省南部を考察した荒武達朗は、土地改革における農民の考え方は、抵抗することは危険であるため、むしろ従順したほうが安全と利益を保障できると指摘した[24]。

(3) 中共の組織と動員

中共の組織と動員に関しては、陳永発（Yongfa Chen）の研究が挙げられる。陳の研究によれば、華中、華東などの抗日根拠地において、中共の政策は確かに農民の動員に有利に働いた。しかし、全体を見れば、革命展開の成否は中共による階級闘争の操縦と地主弾圧にかかっていた。一方で、中共は地主打倒を宣伝しつつ、他方で闘争大会という形を用いて農民の感情を煽り、農民を革命へと参加させたという[25]。

さらに、党組織内の先進分子や積極分子の役割も先行研究で重視されている。先行研究によれば、農民の文化的素養が低かったため、革命の目標や対象、手法などは全て知識人エリートによってもたらされた。例えば、陳徳軍は江西省北東部地域を事例に、革命は自然発生するものではなく、農民が革命の合理性を認識する以前の段階では、主に知識人に

よって主導されていたことを指摘した[26]。

3、満洲地域史

本研究の研究対象地域として、満洲地域史に関しても、豊富な研究成果が蓄積されている。これらの研究は満洲地域の社会構造、国家と地域社会、革命史など多岐にわたる。以下、具体的に紹介する。

(1) 満洲地域の社会構造

満洲農村の社会構造については、南満と北満の顕著な差異が先行研究で広く論じられている。この中で、統計学的手法を用いて両地域の差異を比較した中兼和津次の研究は代表的である。中兼は満洲農村を、市場関係が濃厚な「南満型」と階級差が顕著な「北満型」に分けられるとした[27]。経営形態の視点から南満と北満の農村差異を比較した研究も少なくない。衣保中は、北満農業は他地域に比べ経営規模が大きく、資本投入量が多いという特徴に注目し、これを農業生産の企業化や農業技術の近代化と関連づけ分析した[28]。これに対し、南満農村に対する王大任の研究では、南満農村では零細経営が主流であり、このような背景で中小農家は家計を維持するために副業に従事せざるを得なかったことが明らかにされている[29]。

農村土地の占有権をめぐる研究も盛んである。江夏由樹、衣保中、王広義らの研究はいずれも、満洲地域において清末民初の土地丈放過程で旧支配層が土地を大規模に占有し、封建時代の土地占有関係を延長させたことを明らかにしている[30]。ただし、これらの研究は旗地、官荘に対する旧支配層の占有に焦点を当てるものが多く、移民による官有荒地の争奪に関する分析が十分とは言い難い。

また、近年では、安冨歩による北満地域の「県城経済」に関する研究が注目されている。安冨によれば、北満農村地域では、定期市が希薄であったため、農村では馬車を用いて農産物を県城に運び、販売するという経済モデルが形成されていたという。そして、モンゴ

ルから来た馬と長白山系の木材を加えて、北満は商品大豆を中心とする物資流通のネットワークを形成したという[31]。ただし、安冨の研究の主眼は、県城自体にあり、「県城経済」が農村社会の権力構造にどのような影響を与えたかについての分析はまだ十分とは言えない。

(2) 国家と地域社会

国家と地域社会については、張作霖政権と満洲国による権力の浸透が地域社会に及ぼした影響に関する研究が多く存在する。

張作霖政権に関しては、地政学の視点から分析を行った研究は少なからずある。その一例として、鄺智文（Kwong, Chi Man）の研究が挙げられる。鄺は、張作霖政権を軍隊、地域エリート、さらには地政学的要因が相互に作用して構築された産物として捉えている。張作霖政権は、軍隊の拡充と、官僚や商人をはじめとする地域エリートとの協力関係の構築によって、地域社会の安定と経済発展を実現し、さらに満鉄の円滑な運営を保障した。それにより、日本との協力関係を築いた。軍備の強化、経済的な手段、外交戦略を通じて、張作霖政権は一定の地域的な自立性を確保し、それを基盤として全国政局への影響力の行使を模索し続けた。しかし、軍備の拡張は多大な財政的負担をもたらし、「奉票（地方流通券）」の乱発によって農村経済は疲弊し、これが北伐における張作霖政権の敗北を招く一因となったとする[32]。

満洲国に関して、植民地史の視角から地域社会に対する満洲国の支配を検討する研究が主流を占めている。マクロ研究としては、浅田喬二の『日本帝国主義の満洲支配』やF・C・ジョーンズ（F. C. Jones）の *Manchuria since 1931* などが挙げられる[33]。

植民地支配が農村社会に与えた影響について、満洲国の農業政策が農業生産に与えた破壊的影響や、満洲国による農産物収奪が現地農民にもたらした負担などがよく検討されている。この面については李淑娟の研究を参照されたい[34]。また、満洲開拓団移民が現地に与えた影響を考察した研究も少なからずある。今井良一と小都晶子らの研究は、開拓団移

民の経営実態を分析し、北満農村地域に入植した開拓団移民が現地農法に不慣れなことや労働力不足から自給自足を達成できず、結果的に現地農民を雇用して耕作させる地主となったことを明らかにしている[35]。中国側でも同様の見解が見られる。その一例として、馬偉の研究がある[36]。

一方、満洲国の政策が必ずしも農村末端まで円滑に浸透できない点に注目する研究がある。これについて、湯川真樹江の近年の研究が挙げられる。湯川は水稲奨励品種の普及過程を手がかりに、1940 年代に設立された興農合作社の組織化経営を考察した。その結果、「労働力や農産物の供出要求にさらされてきた農民の警戒心は強く、興農合作社の指導内容も現地の農業事情とは異なるものであったために、満洲国は水稲奨励品種や栽培技術を浸透させることができずに崩壊した」と結論づけた[37]。

また、近年、植民地史の視点から脱却し、満洲国の地域支配を再検討する研究が現れている。P. ドゥアラ（Prasenjit Duara）の研究がその代表例の一つである。ドゥアラは、満洲国の主権は単に法律や政治的な権力にとどまらず、文化的記号の構築やそれに対する認識においても体現されていることを強調している。伝統的な文化記号（例えば皇帝制度や満洲文化など）と近代的な政治体制が融合する中で、満洲国は日本帝国の膨張政策の産物である。それと同時に、さまざまな政治勢力や民族が交錯・交渉する複雑な場でもあったとする[38]。

(3) 革命史

満洲地域における中共の革命史に関する研究は、東北抗日聯軍の抗日活動と戦後革命二つに大別できる。

近年、中国国内では、満洲地域における中共の抗日武装勢力の活動が研究の中心となっている。この背景で、抗日武装勢力がいかに生存したかあるいは拡大したかを検討する研究成果が多く発表された。例えば、中共がいかに各派抗日武装勢力を統合したかを分析した白路の研究、中共の遊撃戦術を考察した閻偉寧の研究、中共の宣伝動員手法を分析した

孫伯元の研究などが挙げられる[39]。しかし、依然としてこれらの研究は革命史観から影響を受けている。

中国以外では、脱革命史観の視点から、満洲における中共の抗日活動を分析した研究が存在する。例えば、ラナ・ミッター（Rana Mitter）の研究によれば、満洲における抗日運動は長期にわたって、分散的かつ規模の小さいものであり、多くの英雄物語はプロパガンダに過ぎなかったとされる。にもかかわらず、こうした抗日神話（myth）は、中共が民族的アイデンティティを構築し、政権の正統性を確立するうえで、重要な要素となったと指摘されている[40]。脱革命史観という研究動向の影響を受け、近年において中国国内でも満洲地域における中共の抗日活動を再検討する研究が見られるようになってきた。その一例として武洋の研究が取り上げられる。武洋は、農民が中共を支持した理由について、中共の武装勢力の存在によって農民が土匪と満洲国軍から守られていたことを挙げている[41]。しかし、残念ながら武洋の研究は、中共の抗日遊撃根拠地が不安定であったという要素には注意を払っていない。また、その研究対象とした珠河根拠地と磐石根拠地は、従来より満洲における中共の革命根拠地の模範とされてきたものの、この二つの根拠地の地域性特徴が必ずしも一般的なものではない。

戦後満洲の農村革命については、西村成雄の研究が代表的である。西村の研究は北満を舞台に、従来の「延安モデル」とは異なる中国革命に関する認識を提示し、これと並列する「東北モデル」を提起した。西村の研究は戦後における中共革命の展開にも言及しているが、中共が土地改革を通じて旧支配層を打倒し農民の支持を獲得したという点から見て、その研究は革命史観の枠組みを超えるものではなかった[42]。類似した視点を持つ研究としては、小竹一彰の研究も挙げられる[43]。近年の劉文建や彭博らの研究もその延長線である[44]。

以上の研究は、ほぼ満洲国の植民地支配を「歴史の断絶」と捉え、中共がその清算や修正を通じて政権を樹立したとする傾向が強い。こうした認識に対して、近年では「歴史の連続」という側面から、1945 年前後の満洲国の農村支配が中共革命に与えた影響を検討す

る研究もある。北満地域の革命を考察した角崎信也は、当該地域では大規模経営が零細経営より効率的であったことを指摘した。土地改革により農業生産に不可欠な家畜や農具が分散しすぎる結果、かえって生産効率が阻害された。そのため、中共は農業集団化政策を再実施せざるを得なかった[45]。この研究は本研究に豊かな示唆を与えるものの、本研究の研究対象は農業生産そのものではない。

また、中共による政権樹立の過程において、ソ連が重要な役割を果たした点も重視されている。S・I・レヴァイン（Steven I. Levine）の研究によると、戦後の中共はソ連から大量の武器支援を受け、その上で党組織の建設および土地改革を遂行した。こうしたソ連の援助に依拠して政権を樹立するというモデルは、中共が内戦に勝利する上で、基盤と見なされている[46]。

4、食糧の徴発

近代中国において、国家権力を農村に浸透する目的は、農村からの資源収奪にあった。これは地域や政権を超えた普遍的な現象であり、戦時における食糧徴発はその最たる例である。これも本研究の基本的な視点となる。食糧徴発をめぐって、学術界で多くの優れた研究成果が生まれた。以下では、民国政府、中共、満洲国支配地域を対象とした先行研究を整理する。

（1）民国政府支配地域

戦時における民国政府の食糧徴発については、奥村・笹川の研究が代表的である。奥村・笹川の研究は以下の二点を明らかにした。

まず、戦前中国の戸籍と地籍制度は不備であったため、戦時体制下の民国政府は食糧徴発の負担の合理化を実現できなかったという点。食糧徴発過程で、有力者層が様々な手段を用いて負担を貧困層に転嫁し、その結果、戦時体制での中国農村社会では深刻な貧富格差と激しい社会矛盾が生じた[47]。末端行政の脆弱性と社会自体の組織の低さという二重の

要因により、食糧徴発過程では暴力徴発や過剰徴発、汚職が頻発し、農村社会に多大な混乱をもたらした[48]。

次に、過酷な戦時徴発の背景において、従来バラバラの砂のように分散していた社会は一定の結束力を示したという点。これは 1949 年以降の中共革命の社会的基盤となったとされている[49]。

(2) 中共支配地域

中共の支配地域について、伝統的な革命史観では、農民が土地改革で利益を得たため、新しい政権を支持して積極的に農業生産を行い、自発的に食糧を供出したことが強調されていた。しかし、近年では、異なる立場に立ち、土地改革と中共の食糧獲得の間に因果関係が存在しないのを強調する研究が増えてきた。これらの研究は、農民が中共の宣伝を心から支持しておらず、食糧徴発を逃れたり抵抗したりした歴史像を描いている[50]。

立場を抜きにしたら、農村で土地改革を徹底的に実施するのは、確かに政権が農村に対する制御力が低く、社会に対する管理が比較的粗放など問題を克服することができ、それによって中共は農村から資源を最大限に得ることができるようになった。したがって、多くの研究者は、土地改革の政治的意義は経済的意義よりも大きいと強調している[51]。しかし、中共が階級闘争を通して動員を行うモデルには問題がないわけではない。富裕層の財産は、繰り返しの闘争を経て、早くも枯渇するため、階級闘争の効果には限界がある。食糧徴発がますます困難になるにつれて、闘争対象は往々にして中農や一般農民にまで広がり、過度の闘争と動員を引き起こした[52]。この点は特に「土地革命戦争時期」のソビエト区域で顕著であった。黄道炫と楊奎松の研究は、なぜ中共のソビエト区域が失敗したかを分析し、過酷な徴発が資源の枯渇を招いたと指摘した[53]。もちろん、1937 年以降、中共の統一戦線政策の実施に伴い、暴力を用いて土地革命と食糧徴発を行うことは、次第に支配地域内の社会改良に取って代わられた。このような背景の下、中共は食糧徴発の過程で、異なる階級間の矛盾をできるだけ調和しようと努めた[54]。ひいては、一部の研究では、中

共が地主の要求にも応じ、ある程度中農や貧農の食糧徴発の負担を増やしたことに注目している[55]。しかし、これは政策調和の結果に過ぎず、実際には中共の各根拠地では、急進的な傾向がいつも存在した。

また、中共の食糧徴発に関して、近年の新たな研究動向として、食糧の徴発と末端政権の建設との密接な関係が強調されている。多くの先行研究は、食糧徴発が深まるにつれて、中共は資源を徴発するだけでなく、農村の階級関係の区分、末端社会における権力ネットワークの構築、社会文化観念の再構築など、複数の目標を達成したことを強調している。このような観点は、中共の各根拠地や解放区に関する研究で反映されている[56]。さらに、一部の研究では、食糧徴発の過程で階級の区分と土地占有状況が明らかにされた。そのため、食糧徴発そのものが実質的な土地改革であり、かえって正式な土地改革過程での土地分配は、象徴的な意味しか持たないとされている[57]。

(3) 満洲国支配地域

満洲国の支配地域に関しては、満洲国が主導する食糧の出荷が注目を集めている。食糧の出荷について、日中両国の研究者は異なる研究動向が存在している。中国側では、満洲国による過酷な食糧徴発が農業生産にもたらした破壊や農民に与えた負担に注目すること先行研究が多い[58]。

一方、日本側の先行研究は、考察の重点を満洲国が農村から食糧を汲み取る過程で、どのように食糧流通の分野で現地の糧桟資本と闘ったのかということに置いている。これらの研究では、満洲現地には強固な在地勢力が存在し、満洲国が農村社会を完全に掌握することができないことは明らかにされている[59]。

二、先行研究の問題点

以上、本研究に関連する先行研究を概観し、その成果を整理した。本研究もこれらの研究から多くの示唆を得た。しかし、先行研究には以下のいくつかの問題点がある。

第一に、先行研究のほとんどは、中共の農村革命を地主・小作関係を中心とする権力支配の構造を覆す革命として描いているが、地主・小作関係を中心とする権力支配の構造の形成そのものについては、十分な検討がなされているとは言いがたい。先行研究が考察している華北、華中、東南などは、開発の歴史が長い地域であり、人口が密集し、土地資源に余裕がないため、比較的発達した地主・小作関係が存在する。こうした背景のもと、先行研究は地主・小作関係を中心とする構造の存在を既存の歴史事実として扱っていることが多い。しかし、開拓の歴史が短い地域では、必ずしもこのような状況ではなかった。例えば、本研究が注目する北満農村は、近代以降に初めて大規模な開発が始まった地域である。当該地域における権力支配のあり方は、国家権力の浸透や移民による土地資源の争奪と関連している。このような歴史的プロセスが革命に与える影響については、先行研究ではまだ十分に検討されていない。

第二に、国家の食糧徴発については、ある特定の時期に焦点を当てた考察を行う先行研究は多いが、連続的な視点からある地域における各政権の食糧徴発の手法を比較する研究はまだ多くない。具体的には、1937 年以降の全面戦時体制での食糧徴発を考察した研究は多いが、全面戦時体制が形成する前の国家の食糧徴発の手法に注目し、全面戦時体制の形成前後における国家の食糧徴発手法の変動やその背後にある農村社会の権力構造の変動を比較する研究はまだ少ない。例えば、満洲地域の場合を見ると、満洲国後期や戦後に中共が革命政権を樹立した後､国家がどのように農村から食糧を獲得したかが注目されている。しかし、それ以前の民国政府や、満洲国建国以降の中共遊撃根拠地政権がどのように食糧を徴発（または獲得）したか、国家や政権による食糧徴発の手法が満洲国国家権力の浸透によって、どのように変化したのか、その変化の背景にはどのような社会権力構造の変動があったのか。これらの問題について先行研究の考察はまだ十分とは言えない。また、先行研究のほとんどは、国家の食糧徴発が社会に与える影響について検討している。国民党支配地域、中共の根拠地、または日本支配地域において、国家の食糧徴発が社会の混乱や農民の不満を引き起こした点が繰り返し論じられてきた。しかし、見過ごせないのは、農

民が国家の食糧徴発を従順に受け入れるわけではないということである。先行研究は確かにこの点に触れているが、農民の抵抗がいかに国家の食糧徴発の手法や効率に影響し、国家がいかにこれらの抵抗手段に対処するかについての検討はまだ少ない。限られた研究で、国家が食糧徴発過程で暴力を使用することが注目されているが、これは基本的に国家が地域に強い支配力を持ち、地域に強固な抵抗勢力がない場合に限定されている。国家の権力が浸透しにくく、地方の武装勢力が活発な山岳地帯や、さまざまな勢力が交錯する地域では、暴力の効果は必ずしも大きくない。しかし、この点についての先行研究の考察はまだ十分でない。

第三に、1945 年以前の歴史的遺産が戦後の革命に与えた影響について、先行研究は満洲国による過酷な徴発が社会矛盾を激化させ、中共の戦後革命に社会基盤を提供したことに注目している。しかし、見過ごされがちなのは、中共自身が満洲国時期に実施した政策も戦後の革命に影響を与えたという点である。具体的には、満洲国時期に中共が実施した統一戦線政策の影響が戦後まで続き、これは逆に革命の展開を妨げた。しかし、この点について先行研究がほとんど検討していない。

第三節　史料について

調査対象地域の実態を明らかにするために、筆者は現地調査を通じて多くの文献資料とインタビュー資料を入手した。以下にこれらの史料について紹介する。

一、文献史料について

本研究で使用する文献史料は、おおむね三つに分けられる。

地方誌と地方文史資料

本研究で使用する地方誌と地方文史資料は、主に調査対象地域に属する樺南県およびその周辺の依蘭、樺川、勃利各県の県誌と、各県の政治協商会議が編集した県文史資料を含んでいる。県レベルの資料のほか、調査対象地域を管轄する黒龍江省と佳木斯市の省・市

誌および省・市文史資料も使用する。

満洲国政府および南満洲鉄道株式会社（以下、満鉄）が行った調査

満洲地域を統治する期間中、満洲国政府と満鉄をはじめとする各機関は、満洲の農村地域に対して様々な調査を行った。治安の悪かった北満の山岳・丘陵地帯は調査の重点地域ではなかったが、既存資料の中には、調査対象地域に位置する「依勃樺」地域に関する一部の調査が存在する。これらの調査は、農村の土地状況、雇用関係、農民の生産生活、農村の治安など、複数の分野に及んでいる。本研究はこれらの史料を活用する。

檔案館所蔵の史料

本研究を完成するため、筆者は 2022 年 12 月、2023 年 6 月から 7 月、2024 年 5 月から 6 月にかけて、調査対象地域に関連する省、市、県の檔案館を訪れ、檔案館所蔵史料を収集した。

筆者が現地で収集した檔案館史料は主に、清末から民国期（1910 年代から 1930 年代）の「荒務」（すなわち、土地問題）に関する資料、交通商業問題に関する資料、治安問題に関する資料、そして 1945 年以降の中共農村革命に関する資料を含んでいる。その種類は多岐にわたり、行政機関の公文書、通知、命令書、農村の実際状況に関する調査報告書、様々な統計資料などがある。これらの史料のほとんどは、これまで十分に活用されてこなかった貴重な一次史料である。

以上の史料は筆者に豊かな示唆を与え、本研究で使用する主な史料である。しかし、これらの史料は当時の政治的背景から影響を受け、ある程度の限界がある。例えば、省、市、県の文史資料のほとんどは、1980 年代以降に出版された中共幹部の回想録であり、これらの幹部は政治的な影響をかなり受けている。したがって、本研究では史料を使用する際に、異なる史料を対照、分析することに注目する。また、調査対象地域の実際の状況を十分に把握するためには、上述の文献史料と筆者が実施したインタビュー記録を組み合わせて使用する必要がある。

二、インタビュー資料について

本研究で使用するインタビュー資料は、筆者が調査対象地域で実施した 4 回の実地調査（2017 年 11 月 22 日から 28 日、2018 年 3 月 3 日から 19 日、2019 年 6 月 2 日から 6 月 10 日、2023 年 7 月 15 日から 7 月 22 日）と、日本長野県下伊那郡泰阜村で実施した 1 回の実地調査（2022 年 9 月 15 日）を通じて得られたものである。インタビュー対象者は合計 46 人で、出身村落、氏名、年齢などの基本情報は**表 3** を参照することができる。

表 3 に示すインタビュー対象者は、主に以下の四種類に分けられる。①80 歳以上の高齢者（17 名）;②現地有力者の親族や子孫（15 名）;③農民協会の幹部やその親族、子孫（11 名）;④日本人開拓団移民やその子孫（3 名）。また、一部の現地幹部は、筆者に地域内部の資料を提供している。

①について、80 歳以上の高齢者は調査対象地域に長期間居住し、満洲国支配、国共内戦、中共農村政権の確立など重要な政治的変動を経験している。また、彼らは幼い頃から自分の父や祖父から調査対象地域の歴史を聞いた。彼らが筆者に提供した証言は、筆者が調査対象地域の歴史的変遷や異なる政権支配下の村落の概況を把握するのに役立つ。さらに、調査対象地域の農業生産活動や農村生活の実態についても、筆者はこれらの高齢者から多くの話を聞いた。

②について、筆者は現地有力者の親族や子孫を対象にインタビューを行った。これらのインタビュー対象者は、調査対象地域の各有力者家族の興亡、有力者の家族が輩出した有名人、民国政府や満洲国の支配や中共による農村革命が彼らに与えた影響などについて、多く語った。これらの資料は、筆者が調査対象地域の権力構造とその変動を理解するのに役立つ。

③について、インタビュー対象者はほとんどが 1945 年以降、中共が農村政権を樹立した際の農民協会の幹部やその子孫である。戦後の中共農村革命の展開について、これらのインタビュー対象者は筆者に多くの証言を提供した。

④について、筆者は満洲国時期に調査対象地域に移民した日本移民開拓団の母村（日本

長野県下伊那郡泰阜村）を訪れ、インタビューを行った。インタビュー対象者は 3 名で、そのうち 2 名は 90 歳以上の高齢者で、1940 年から 1945 年までの約 6 年間、調査対象地域の検草溝屯で生活していた。この 2 人は日本開拓団移民の生活実態について筆者に話した。残りの 1 人は泰阜村福祉課の課員で、彼女は筆者のインタビューを手伝うだけでなく、一部の村役場の資料も筆者に提供した。

第四節　各章の概要

本研究は序章と終章を除き、六章から構成される。

第一章では、調査対象地域を管轄していた依蘭県の地理的環境と歴史を考察し、人と土地の関係およびそれに基づく権力構造を明らかにした。本章の考察を通じて、以下の 2 点を解明した。①調査対象地域は、地主によって支配される社会ではなかった。自作地主と自作農が主流を占めており、かつ土地資源が豊かな調査対象地域では、人と土地の関係における主要な問題は地主の土地占有と小作料の搾取ではなく、移民の時期によって生じた差異である。具体的には、移民の流入に伴って地価が上昇した。最初に調査対象地域に入った移民は安価で大量の土地を占有した。現地の小作料収益が低かったため、彼らは土地の大部分を賃貸ではなく、投機売買に使った。その結果、後に調査対象地域に移民した農家は、高騰する地価のために購入できる土地の数は限られ、農作物の収穫量が低い農業条件で生計を維持するために、私的に荒地を開墾する生存戦略を選択せざるを得なかった。②土地の丈放過程で利益を得た農村有力者家族は、国家が農村防衛体制を確立する過程で武装勢力を掌握し、それをもって農村を支配した。

第二章では、第一章で明らかにした調査対象地域の人と土地の関係を重視しながら、県城における糧桟業の繁栄が調査対象地域に与えた影響を明らかにした。大まかに言えば、開拓初期に機先を制した農村有力者は、交通手段と武装勢力を掌握することで食糧販売活動を支配し、かつそれに基づいて地域社会の権力ネットワークを構築した。食糧販売活動を通じて、農村有力者は、土匪勢力や県城の糧桟商人と協力関係を結び、経済的利益を得

た。国家権力でさえも、この経済活動の中に組み込まれた。一方、農民は土地占有面積で明らかな劣勢にあったわけではない。しかし、その輸送力の弱点によって、彼らが生産した食糧の大部分は、売却過程に安値で買い付けられた。

第三章では、民国政府がいかに農村から徴税していたかを考察した。本章では以下の2点を明確にした。第一に、調査対象地域の地域性特徴によって、民国政府が徴税するために行った土地整理事業、新しい行政制度の導入、治安対策などはすべて失敗したことである。第二に、このような背景で、農村から田賦を円滑に徴収できなかった民国政府は、地域内で最も重要な経済活動である食糧販売活動を利用し、農村から資源を獲得せざるを得なかった。つまり、食糧の販売過程で糧桟を通じて徴税し、田賦の不足を補ったことである。

第四章では、1930年代に中共の政策が土地革命から統一戦線への転換を背景として、中共が北満の農村地域でいかに生存・発展していたかを考察する。つまり、以下の点を主に明確にした。第一に、1930年代には、中共に有利な地形と広い生存空間を提供できる北満山岳・丘陵地帯は、土地革命の展開には適していなかった。中共の「北方ソビエト区域」の樹立が失敗したことがそれを証明した。第二に、中共の政策が土地革命から統一戦線へと転換されたことは、満洲国建国後、農村有力者がコントロールした食糧販売活動が大きな打撃を受けた背景の下で行われた。土地革命路線を放棄した後、中共は農村有力者と協力関係を築き、地域社会のネットワークを活用し、その党組織と武装勢力を急速に拡大した。しかし、土地革命を経験していなかったため、中共の農村政権は強固ではなかった。それは、遊撃根拠地政権に多くの警察・憲兵やならず者が混入したことや、抗日聯軍内部で資源を巡る内紛が頻発したことなどに現れている。これらの理由から、中共も農民から直接十分な税収を得ることはできなかった。物資補給を得るため、中共は食糧販売という経済活動を利用して武器と情報を入手し、絶えない軍事的勝利を通して戦利品を得て、それによって農民と取引を行い、食糧をはじめとする様々な物資を獲得した。

第五章では、満洲国の権力浸透が農村社会の権力構造に与えた影響を考察した。簡単に

言うと、以下の 2 点を明らかにした。第一に、満洲国の権力浸透を背景として、農村社会の権力構造が変動した。一方で、統制経済の背景のもとで、食糧流通の経路が国家によって掌握され、それによって、食糧販売活動における農民に対する農村有力者の中間搾取は排除された。他方で、抗日武装勢力を討伐する上で行われた地籍整理によって、植民地政権に従属する地主層が誕生し、それに対して農民は土地を失い、小作農や雇農となった。このように、農村は地主によって支配される社会になり、地主・小作関係を中心とする権力支配の構造が本格的に形成された。第二に、満洲国は、植民地政権に従属する地主を末端組織に取り込み、彼らに食糧徴発を担当させた。過酷な食糧徴発、及び徴発過程における不正な利益を得たり暴力を使ったりしたことが、地主と農民間の矛盾を深めた。

第六章では、満洲国の歴史的遺産と戦後の農村革命との関連性を明らかにした。主に満洲国の権力浸透に伴う地主・小作関係の構造の形成が、戦後の農村革命に与えた影響を考察した。具体的には以下の二点を検証した。第一に、地主・小作関係の構造の本格的な形成は、戦後の農村革命に社会的基盤を提供したものの、その形成は国家権力の短期浸透によってもたらした結果である。そのため、戦後初期に中共軍の軍権を握っていた抗日聯軍幹部は、人と土地の関係が既に変動したことを十分に把握できず、依然として統一戦線を通じて地主勢力を改編し部隊を拡大した。しかし、地主勢力は、中共の「減租減息（中共がその支配下の解放区で実施した小作料と借金の利息を軽減する政策）」及び国民党軍の満洲への進軍を背景に、中共から離脱した。これは中共に大きな損失をもたらした。第二に、中共指導層が農村社会の矛盾は地主と農民間の矛盾であることを明確に認識した前提に、農村末端では統一戦線思想の排除がやはり容易ではなかった。満洲国時期に形成された地主と農民との矛盾は深刻だが、長期的な矛盾ではなく、国家権力の浸透によって短期間に生まれたものである。そのため、地主が土地を返還し謝罪する場合、末端幹部や農民は統一戦線の思想に影響されやすく、地主に同情したり、かばったりする傾向があった。これは逆に土地改革の展開を阻害した。この問題に対処するため、中共は、一方では幹部の整頓と農民の恨みを煽ることで、政治勢力を持つボス地主を排除した。他方では、「民

憤」（民衆の憤り）が大きくない一般地主に対しては、中共は幹部の急進的傾向を放任し、政治的清算による打撃の範囲を拡大することで彼らに対する排除を実現した。その過程で、中共は地主の財産を多く収奪し、それをもって北満革命根拠地の基盤を強化した。

図と表

図 1　調査対象地域の位置

出所：中国政府網（https://www.gov.cn/guoqing/2017-07/28/content_5043915.htm）

図 2　樺南県地図

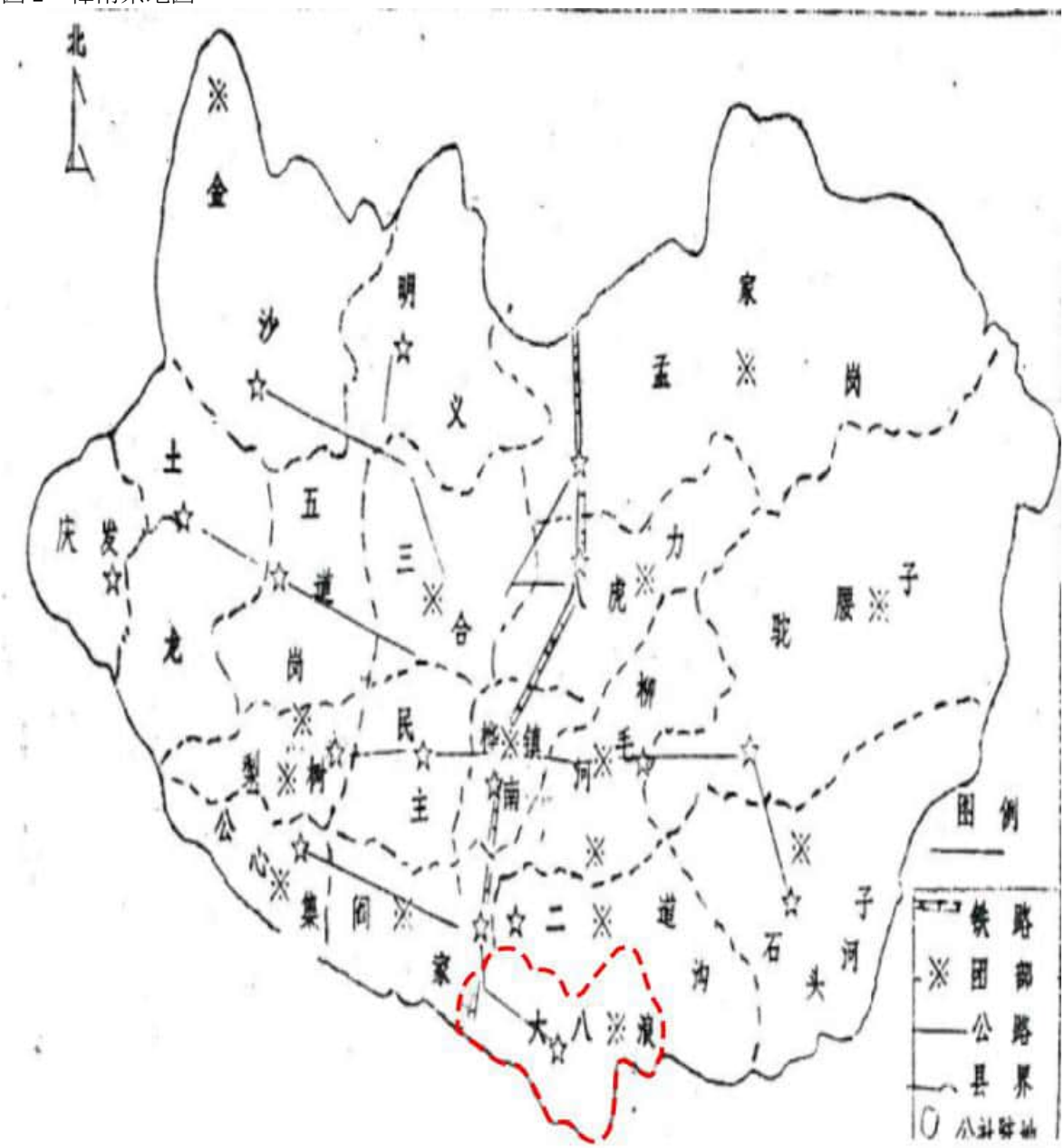

注：調査調査対象地域である大八浪郷は、樺南県の最南端に位置している。
出所：中国人民政治協商会議樺南県委員会文史資料研究委員会編『樺南文史資料第四輯』
　　内部発行、1985 年、27 頁。

図３　調査対象地域における各村落の位置と形成時期

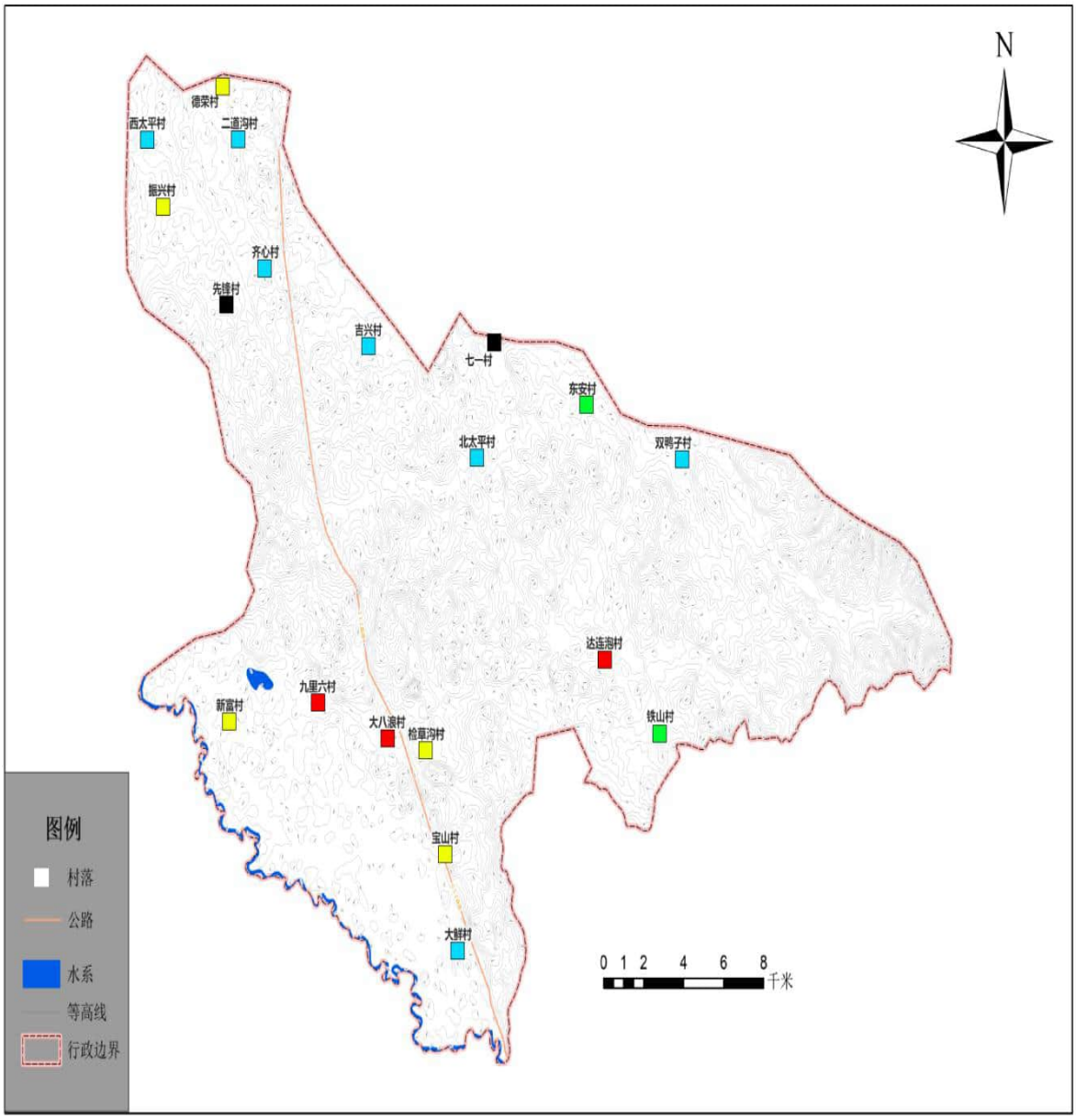

注：図の中の赤色、黄色、青色、緑色のブロックはそれぞれ 1910、1920、1930、1940 年代に形成された村落を示している。黒色のブロックは形成時期不明の村落である。
出所：筆者作成。

図 4　「依勃棒」地域の位置と地形

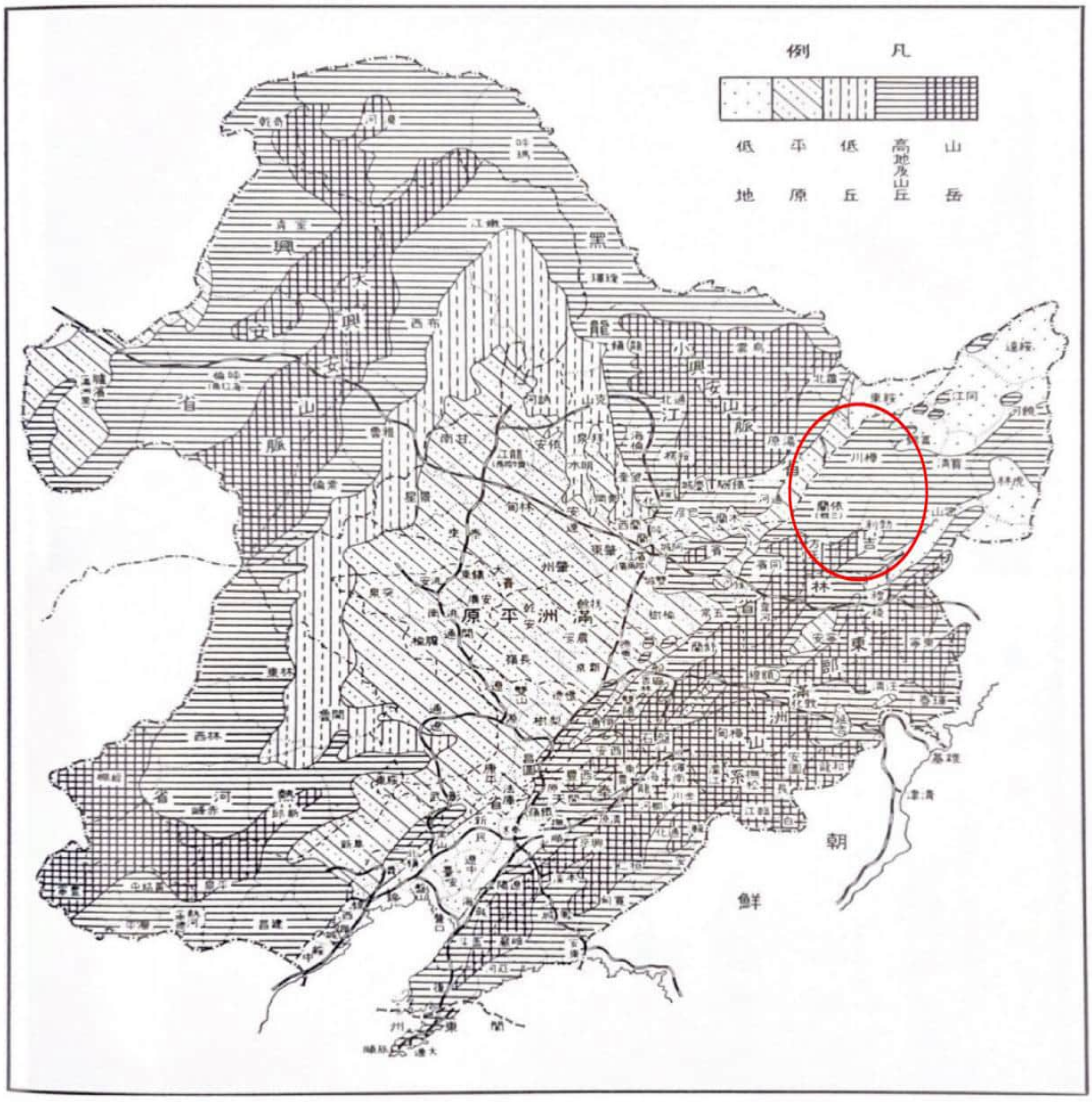

出所：『図解満洲産業大系第 1 巻』新知社、1933 年、6 頁。

表 1　調査対象地域各村落の情報（2020 年）

村落名（行政村）	自然村	形成時期	村民小組数	戸数	人口数	耕地面積（ムー）	1 戸当たり耕地面積（ムー）	1 人当たり耕地面積（ムー）	郷政府（大八浪屯）までの距離（km）
達連泡	達連泡、鄂家	1910 年代	6	893	2544	29304	32.8	11.5	8
大八浪	大八浪、葫芦頭溝	1913 年	8	973	2731	24320	24.9	8.9	樺南県城まで 27.3
九里六	九里六	1910 年	4	506	1476	20100	39.7	13.6	2.3
宝山	宝山、偉豊	1923 年	2	388	1026	8271	21.3	8.0	2.5
徳栄	徳栄	1925 年	4	389	1011	9400	24.1	9.2	8
新富	新富	1925 年	2	342	1054	18500	54.0	17.5	5.5
振興	振興、振強	1928 年	3	399	1058	10882	27.2	10.2	20
撿草溝	撿草溝	1930 年代以前	3	517	1550	18860	36.4	12.1	1.5
双鴨子	双鴨子、双東、創業	1930 年	6	480	1780	21000	43.0	11.7	16
西太平	西太平、後窯	1930 年代初頭	4	389	1302	9353	24.0	7.1	21
吉興	吉興、吉豊	1933 年	4	527	2038	18435	34.9	9.0	17
大鮮	大鮮	1933 年	1	111	273	3274	29.4	11.9	5.7
北太平	北太平、南太平、東昌	1934 年	7	441	1158	14000	31.7	12.0	10
二道溝	二道溝	1936 年	6	734	1743	17000	23.1	9.7	16
斎心	斎心	1939 年	3	324	974	9402	29.0	9.6	15
東安	東安	1941 年	5	419	1533	13279	31.6	8.6	15
鐵山	鐵山、新村	1943 年	4	507	1463	13440	26.5	9.1	12
七一	七一、向東	不明	5	502	1658	14774	29.4	8.9	17
先鋒	先鋒、長勝	不明	3	261	774	6684	25.6	8.6	15

出所：樺南県老区建設促進会編『樺南県革命老区郷（鎮）村発展簡史』黒龍江人民出版社、哈爾濱、2020 年、623-686 頁をもとに、筆者作成。

表 2　調査対象地域の行政区画の変動（1910-1949 年）

年代	国別・政権	省別	県別

1910-1931	中華民国	吉林省	依蘭県
1932-1934	満洲国	吉林省	依蘭県
1934-1939	満洲国	三江省	依蘭県
1939-1945	満洲国	三江省	樺川県
1945-1946	中華民国	合江省	樺川県
1946-1949	中共政権	合江省	樺南県
1949-	中華人民共和国	松江省	樺南県

出所：筆者作成。

表 3　インタビュー対象者の基本的状況

出身村落	氏名	年齢	現住所	実施日
大八浪屯	関 FX	69	佳木斯市樺南県	2017 年 11 月 22 日
	関 FL	66	佳木斯市樺南県	2017 年 11 月 22 日
	尹 YZ	88	七台河市勃利県	2017 年 11 月 27 日
	常 ZJ	60	調査対象地域大八浪屯	2018 年 3 月 19 日
九里六屯	葛 ZX	53	調査対象地域九里六屯	2018 年 8 月 6 日
	関 WJ	52	調査対象地域九里六屯	2018 年 8 月 6 日
	関 XP	50	調査対象地域九里六屯	2018 年 8 月 8 日
	関 YL	78	調査対象地域九里六屯	2018 年 8 月 9 日
	呉 WF	66	調査対象地域九里六屯	2018 年 8 月 9 日
	梁 WJ	68	調査対象地域九里六屯	2018 年 8 月 10 日
	龔 ZW	83	調査対象地域九里六屯	2018 年 8 月 11 日
	楊 JT	56	調査対象地域九里六屯	2019 年 6 月 7 日
	隋 SJ	78	調査対象地域九里六屯	2019 年 6 月 9 日
撿草溝屯	関 FL	84	七台河市勃利県	2017 年 11 月 24 日
	関 XD	54	佳木斯市	2017 年 11 月 25 日
	関 XH	60	佳木斯市	2017 年 11 月 26 日
	関 GY	62	佳木斯市	2017 年 11 月 26 日
	関 GR	78	佳木斯市	2017 年 11 月 26 日
	徐 ZQ	56	調査対象地域撿草溝屯	2019 年 6 月 3 日
	呉 XQ	88	佳木斯市樺南県	2019 年 6 月 6 日
達連泡屯	鄂 JL	72	七台河市勃利県	2018 年 3 月 8 日
	鄂 GH	58	調査対象地域達連泡屯鄂家村	2018 年 3 月 8 日
	鄂 YW	49	調査対象地域達連泡屯鄂家村	2018 年 3 月 10 日
	鄂 JH	47	調査対象地域達連泡屯鄂家村	2018 年 3 月 16 日
	張 YJ	50	調査対象地域達連泡屯	2018 年 8 月 11 日
	張 CZ	80	調査対象地域達連泡屯	2018 年 8 月 13 日
新富屯	馬 GL	82	調査対象地域新富屯	2018 年 8 月 14 日
	馬 CY	82	調査対象地域新富屯	2018 年 8 月 14 日
	郝 YJ	56	佳木斯市樺南県孟家崗鎮	2018 年 8 月 19 日
宝山屯	金 QF	85	佳木斯市	2017 年 11 月 28 日
	関 XY	62	調査対象地域宝山屯	2018 年 8 月 11 日
	王 KD	48	調査対象地域宝山屯	2019 年 6 月 4 日

二道溝屯	呂 GR	93	哈爾濱市依蘭県	2017 年 11 月 28 日
	李 J	80	調査対象地域二道溝屯	2019 年 6 月 2 日
	黄 SM	86	調査対象地域二道溝屯	2023 年 7 月 15 日
	黄 SQ	84	調査対象地域二道溝屯	2023 年 7 月 18 日
	黄 SX	80	調査対象地域二道溝屯	2023 年 7 月 20 日
	蔡 GZ	86	調査対象地域二道溝屯	2023 年 7 月 22 日
大鮮屯	劉 JS	70	調査対象地域大鮮屯	2018 年 8 月 15 日
	崔 JX	81	調査対象地域大鮮屯	2019 年 6 月 10 日
七一屯	馬 ZE	89	調査対象地域七一屯美作村	2023 年 7 月 16 日
	斎 SY	92	調査対象地域七一屯美作村	2023 年 7 月 17 日
泰阜村	島崎友美	37	日本長野県下伊那郡泰阜村	2022 年 9 月 15 日
	中山房治	90	日本長野県下伊那郡泰阜村	2022 年 9 月 15 日
	中山今	90	日本長野県下伊那郡泰阜村	2022 年 9 月 15 日

注：年齢は実施日当時。
出所：インタビューより、筆者作成。

注釈

[1] 例えば、『尋烏調査』や『興国調査』などである。具体的に、『毛沢東農村調査文集』を参照されたい（毛沢東『毛沢東農村調査文集』人民出版社、北京、1982 年）。

[2] 「目前的形勢和我們的任務」、1947 年 12 月 25 日。『毛沢東農村調査文集』前掲書。

[3] 衣保中「論近代東北地区的「大農」規模経済」『中国農史』2006 年第 2 期；角崎信也「土地改革と農業生産――土地改革による北満型農業形態の解体とその影響」『国際情勢』第 80 巻、2010 年；王大任『圧力与共生――動変中的生態系統与近代東北農民経済』中国社会科学出版社、北京、2014 年；菅野智博『満洲の農村社会――流動する労働力と農家経営』慶應義塾大学出版会、東京、2025 年。

[4] 『満洲の農村社会――流動する労働力と農家経営』前掲書、135 頁。

[5] 徐仁寿「北満松花江流域的農民経済生活」『新生命』第 3 巻第 9 号、1931 年、5 頁。

[6] 満洲国治安部編『満洲共産匪の研究（第二輯）』大安、東京、1964 年、21 頁。

[7] 『満洲の農村社会――流動する労働力と農家経営』前掲書、93 頁。

[8] 朱建華『東北解放戦争史』黒龍江省人民出版社、哈爾濱、1987 年。

[9] 1931 年 1 月から 1935 年 1 月まで、中共は「王明路線」の支配下にあった。中共の臨時中央委員会は、同路線に従い、1932 年 6 月に「北方各省委代表聯席会議」（北方会議）を開催し、北方ソビエト政権樹立や土地革命といった非現実的な提案を可決した。以上の政治方針により、満洲における党組織は大きな損失を受けた（東北抗日聯軍史料編写組編『東北抗日聯軍史料』中共党史資料出版社、北京、1987、5－6）。

[10] 安冨歩「定期市と県城経済――1930 年前後における満洲農村市場の特徴」『アジア経済』第 43 巻第 10 号、2002 年。

[11] 田中恭子『土地と権力――中国の農村革命』名古屋大学出版会、名古屋、1996 年。

[12] 三品英憲『中国革命の方法――共産党はいかにして権力を樹立したか』名古屋大学出版会、名古屋、2024 年。

[13] Matthew Z. Noellert. *Power Over Property: The Political Economy of Communist Land Reform in China*, Ann Arbor: University of Michigan Press, 2020.

[14] 山本真『近現代中国における社会と国家――福建省での革命、行政の制度化、戦時動員』創土社、東京、2016 年。

[15] 鄭浩瀾『中国農村社会と革命――井岡山の村落の歴史的変遷』慶應義塾大学出版会、東京、2009 年。

[16] 王奇生「党員、党組織与農村社会――広東的中共地下党（1927-1932 年）」『近代史研究』、2002 年；何朝銀『革命与血縁、地縁――由糾葛到解消―以江西石城為個案―』中国社会科学出版社、北京、2009 年。

[17] 黄宗智『長江三角洲小農家庭与郷村発展』中華書局、北京、1992 年、315 頁。Chang Liu, *Peasants and Revolution in Rural China: Rural political change in the North China plain and the Yangzi delta,1850-1949,* Routledge , 2007, pp.91-113,165-190.

[18] 黄道炫「1920-1940 年代中国東南地区的土地占有――兼談地主、農民与土地革命」『歴史研究』2005 年第 1 期。

[19] Suzanne Pepper, *Civil War in China: The Political Struggle, 1945-1949*, Rowman & Littlefield Pub Inc,1999；王友明『解放区土地改革研究（1941-1948）――以山東省莒南県為個案』上海社会科学院出版社、上海、2006 年。

[20] Ralph A.Thaxton, *Salt of the Earth: The Political Origins of Peasant Protest and Communist Revolution in China,* Berkeley and Los Angeles: University of California Press,1997.

[21] 『土地と権力――中国の農村革命』前掲書。

[22] 高橋伸夫『党と農民――中国農民革命の再検討』研文出版、東京、2006 年。

[23] 黄琨『革命与郷村――从暴動到郷村割拠（1927-1929）』上海社会科学院出版社、上海、2006 年。

[24] 荒武達朗 「1944-1945 年山東省南部抗日根拠地における中国共産党と地主」『徳島大

学総合科学部人間社会文化研究』第 13 号、2006 年。

[25] Yongfa Chen, *Making Revolution: The Communist Movment in Eastern and Central China, 1937-1945*, Berkely and Los Angeles: University of California Press,1986.

[26] 陳徳軍『農村社会中的革命——以贛東北根拠地為研究中心（1924-1934）』上海大学出版社、上海、2004 年。

[27] 中兼和津次『旧満洲農村社会経済構造の分析』アジア政経学会、東京、1981 年。

[28] 「論近代東北地区的「大農」規模経済」前掲論文。

[29] 『圧力与共生——動変中的生態系統与近代東北農民経済』前掲書。

[30] 江夏由樹「清末の時期、東三省南部における官地の丈放の社会経済史的意味——錦洲官荘の丈放を一例として」『社会経済史学』第 49 巻第 4 号、1983 年；江夏由樹「旧錦州官荘の荘頭と永佃戸」『社会経済史学』第 54 巻第 6 号、1989 年；王広義『近代中国東北郷村社会研究（1840-1931）』光明日報出版社、北京、2010 年。

[31] 「定期市と県城経済——1930 年前後における満洲農村市場の特徴」前掲論文。

[32] Chi Man Kwong. *War and Geopolitics in Interwar Manchuria: Zhang Zuolin and the Fengtian Clique during the Northern Expedition*, Leiden, Boston: Brill Nijhoff, 2017.

[33] 浅田喬二、小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配——十五年戦争期を中心に』時潮社、東京、1986 年；F. C. Jones. *Manchuria Since 1931*, London: Royal Institute of International Affairs, 1949.

[34] 李淑娟『日偽統治下的東北農村（1931-1945 年）』現代中国出版社、北京、2005 年。

[35] 今井良一『満洲農業開拓民——「東亜農業のショウウインドウ」の建設と結末』三人社、京都、2018 年；小都晶子『「満洲国」の日本人移民政策』汲古書院、東京、2019 年。

[36] 馬偉『日本「北満移民」研究』中国社会科学出版社、北京、2015 年。

[37] 湯川真樹江「「満洲国」における興農合作社の組織化と水稲奨励品種の普及活動」『中国研究月報』856 号、2019 年。

[38] Prasenjit Duara, *Sovereignty and authenticity : Manchukuo and the East Asian modern,* Oxford : Rowman & Littlefield Publishers,2003.

[39] 白路「中共東北党組織的政策転型与抗日武装整合研究（1931-1937）」吉林大学博士学位論文、2020 年 ;閆禕寧「東北抗日遊撃戦争的戦略戦術研究」吉林大学博士学位論文、2023 年；孫伯元「中国共産党東北抗戦宣伝動員研究」遼寧師範大学博士学位論文、2023 年。

[40] Rana Mitter. *The Manchurian Myth: Nationalism, Resistance, and Collaboration in Modern China*, Berkeley: University of California Press, 2000.

[41] 武洋「区域社会与革命互動——中共東北地方党組織及其領導的工農革命研究（1923-1938）」吉林大学博士学位論文、2020 年。

[42] 西村成雄『中国近代東北地域史研究』法律文化社、京都、1984 年。

[43] 小竹一彰『国共内戦初期の土地改革における大衆運動』アジア政経学会、東京、1983 年。

[44] 劉文健「北満解放区農村政権建設研究（1945-1949）」東北師範大学博士学位論文、2021 年；彭博「東北解放区農村反奸清算運動研究」吉林大学博士学位論文、2022 年。

[45] 角崎信也「土地改革と農業集団化——北満の文脈、1946 年-1951 年」梅村卓等編『満洲の戦後——継承・再生・新生の地域史』勉誠出版、東京、2018 年。

[46] Steven I. Levine. *Anvil of Victory: The Communist Revolution in Manchuria, 1945–1948*, New York: Columbia University Press, 1987.

[47] 笹川裕史、奥村哲著『銃後の中国社会——日中戦争下の総動員と農村』岩波書店、東京、2007 年；笹川裕史『中国戦時秩序の生成——戦争と社会変容一九三〇-五〇年代』汲古書院、東京、2023 年。

[48] 天野祐子「日中戦争期における国民政府の食糧徴発——四川省の田賦実物徴収を中心に」『社会経済史学』第 70 巻第 1 号、2004 年；謝廬明・李紅梅「保甲与抗戦時期浙江的糧食生産与徴収——以龍泉県為例」『民国檔案』2018 年第 1 期。

[49] 『銃後の中国社会――日中戦争下の総動員と農村』前掲書。

[50] 『土地と権力――中国の農村革命』前掲書；荒武達朗「抗日戦争期中国共産党による地域支配の浸透――山東省莒南県」『名古屋大学東洋史研究報告』25 号、 2001 年；「党員、党組織与農村社会――広東的中共地下党（1927-1932 年）」前掲論文；「1920-1940 年代中国東南地区的土地占有――兼談地主、農民与土地革命」前掲論文；『党と農民――中国農民革命の再検討』前掲書；『革命与郷村――从暴動到郷村割拠（1927-1929）』前掲書；角崎信也「新兵動員と土地改革――国共内戦期東北解放区を事例として」『近きに在りて』第 6 巻、57 号、2010 年；角崎信也「食糧徴発と階級闘争――国共内戦期東北解放区を事例として」『救国、動員、秩序――変革期中国の政治と社会』慶應義塾大学出版会、東京、2010 年；斎小林『当兵――華北根拠地農民如何走向戦場』四川人民出版社、成都、2015 年。

[51] 李里峰「経済的「土改」与政治的「土改」――関於土地改革歴史意義的再考」『安徽史学』2008 年第 2 期。

[52] 『党と農民――中国農民革命の再検討』前掲書。

[53] 楊奎松『中間地帯的革命――国際大背景下看中共成功之道』山西人民出版社、太原、2010 年；黄道炫『張力与限界――中央蘇区的革命（1933-1934）』社会科学文献出版社、北京、2011 年。

[54] 岳謙厚、張瑋『黄土・革命与日本侵略――二十世紀三四十年代的晋西北農村社会』書海出版社、太原、2005 年 ;Mark Selden. *China in Revolution: The Yenan Way Revisited*, New York: Routledge, 2015.

[55] 鄧広「加征与発還――戦後初期膠東解放区公糧徴収的考察」『中国農史』2016 年第 2 期；鄧広「山東解放区的農村財糧徴収（1946-1949）」『近代史研究』2017 年第 1 期。

[56] 周祖文「封閉的村荘――1940-1944 年晋西北救国公糧之徴収」『抗日戦争研究』2012 年第 1 期；曽凡雲「華中抗日根拠地公糧徴収的歴史考察」『軍事歴史』2021 年第 2 期；王

今誠「糧食総動員――陝甘寧辺区救国公糧徴収機制研究」『理論月刊』2023 年第 1 期；代雅潔「華北南下幹部的徴糧工作与南方新区的郷村社会改造（1949-1950）」『党史教育与研究』2024 年第 3 期 ;高暁彦「毛沢東政権における食糧統制制度の導入と民兵(1953-1955)――上海市の区レベル檔案館の所蔵史料に基づく考察」『中国研究月報』917 号、2024 年などが挙げられる。

[57] 曹樹基、李婉琨「大戸加征――江津県 1950 年的徴糧運動」『近代史研究』2013 年第 4 期。

[58] 『日偽統治下的東北農村（1931-1945 年）』前掲書；于春英「偽満時期東北地区糧食生産変遷的研究」『中国農史』2009 年第 3 期；盧驊「偽満糧食産量問題研究」『社会科学輯刊』2010 年第 6 期；王大任「撕裂的郷村――日本植民統治対中国東北農村階層結構的衝撃与異化」『中国経済史研究』2018 年第 4 期。

[59] 風間秀人『満洲民族資本の研究――日本帝国主義と土着流通資本』緑蔭書房、東京、1993 年；坂本進一郎『興農「満洲」――興農合作社と糧桟の対決』御茶の水書房、東京、2009 年。

第一章　土地丈放と移民

はじめに

調査対象地域は依蘭、勃利、樺川三県の境界に位置し、その村落形成は清末民初の土地「丈放」（官有地の払い下げ）と移民招墾令の実施に由来する。本章では、これを背景に調査対象地域の権力構造を考察する。

調査対象地域における農村有力者の形成は、次の 2 点に起因するところが大きい。一つは、土地「丈放」の過程で土地の価格が満洲への移民の入植に伴って高騰したことである。もうひとつは、移民流入に伴う治安悪化を背景に、国家が自衛団制度を導入し、地域内部で農村自衛武装を編成したことである。こうしたことを背景に調査対象地域に最初に移民した者は先手を取り、安価な土地と簡便な武装を手に入れた。

以下では、まず、調査対象地域の歴史、地理環境と経済状況を概観し、その上で調査対象地域の階層分化はどのように土地丈放と移民開拓の背景の下に生まれたのか、地元の有力者がいかにして農村武装勢力を掌握したかを明らかにする。

第一節　依蘭県の概況

一、依蘭県の地理環境

依蘭県は、三江平原の西部に位置し、現在黒龍江省ハルビン市に属している。2015 年時点、全県の面積は 4616 平方キロメートルで、そのうち平野が 38.45%、山地と丘陵が 56.57%、窪地と沼が 4.97%を占めている[1]。依蘭県の東部、西部、南部は張広才嶺と完達山脈に囲まれ、北部には小興安嶺がある。県内には 73 の山があり、そのうち 500 メートル以上の山は 10 個ある[2]。1939 年以前、依蘭県の山地と丘陵の面積割合は上記の統計による 56.57%よりも高かった。というのも、1939 年、依蘭県は行政区画の変動を経験したからである。このような変動によって、依蘭県東部の山地が樺川県に編入された。**図 1-1** は 1910 年の依蘭県の地図である。

依蘭県は土壌が肥沃で、その大部分は黒色土と褐色土である[3]。県内の水系が発達しており、松花江、牡丹江、倭肯河、巴蘭河の四大本流及び18本の大小支流が県内を流れる[4]。以上の自然条件に恵まれ、依蘭県は農業に適しているといえる。とはいえ、同県における大規模な農業開発が行われたのは清朝末期・中華民国初期（以下、清末民初）以降のことである。なぜなら、清政府が長期にわたって満洲封禁令を実施したからである。満洲封禁令とは、清朝統治者が旗人風習の維持、漢人による土地の過度開発の防止、高麗人参や淡水真珠などの満洲物産の保護を考慮し、漢人の満洲への無断進出を禁じた政策である[5]。こうした封禁令の実施によって、県内では一部開墾された旗地を除き、ほとんどの土地が荒廃状態にあった[6]。清末になると、満洲封禁令の廃止に伴い、山海関以内（以下、関内）や朝鮮半島からの移民が次々と依蘭県に進出して土地を開墾し、それだけでなく、1930年代の満洲国建国後、多くの日本人移民が海を渡り依蘭県の荒地を開墾したため、同県の耕地面積は急激に増加し、農業が盛んになった。そのこともあり、今になっても、依蘭県は農業県としてよく知られている。

農業のほかに、地元の農民が農閑期に狩猟や漁獲などの副業を行うことも一般的であった。『満洲地誌』によると、「（民国期）依蘭県では毛皮の商売がたいそうである。県内の商家が猟師を一番歓迎して、それから漁師で、農民はおそらく三番目になるだろう」[7]。また、現地は金を豊富に産出し、県内には駝腰子、太平溝、黒背、四間房などの大小20余りの金鉱があった[8]。それによって、淘金も現地における農業以外の就業の重要な経路の一つになった。

つまり、依蘭県は自然資源も豊かで農耕にも適しているが、満洲封禁令の影響で近代まで未開発地域であったのである。

二、依蘭県の歴史

依蘭は満洲語の「依蘭哈喇」の略称で、中国語ならば「三姓（三つの姓氏）」の意味である。この名称は後金の天命元年から五年（1616-1620年）にかけて、ヌルハチが大臣を

派遣し、黒龍江流域に住む盧氏、葛氏、胡氏の 3 つの姓氏のホジェン族を宣撫したことに由来している[9]。

依蘭県が県として設置されたのは 1913 年以降のことである（県が設置されない時には依蘭地方と呼ばれた）。それまで、依蘭地方は長期にわたり吉林将軍の管轄下にあった[10]。将軍制度は、清政府が満洲で実施した関内の行省制度とは異なる軍府制度である。この制度のもとで、満洲は盛京、吉林、黒龍江の 3 つの管轄区域に分けられていた。各管轄区域には清政府は兵士を派遣し、かつ彼らを「旗」に編入させて管理した。康熙五十三年（1714 年）、清政府は三姓城を修築し、現地の猟師の中から 200 名を選抜し、四つの旗に編成し、葛、盧、舒、胡（後に寧古塔に移住）の四つの姓の族長を佐領（大隊長に相当する軍事長官）として旗務を管理させた[11]。雍正十年（1732 年）、清政府は吉林将軍の管轄下にある三姓城を行政中心とし、「三姓副都統衙門」を設置し、庫頁島、黒龍江下流以北、ウスリー江以東の広大な地域の軍事や政治を管理した。この区域は、現在の方正県、樺川県、富錦県、臨江県、饒河県、綏遠県、および密山県、虎林県、通河県の一部を含む[12]。

清末民初にかけて、依蘭地方は一連の行政体制の変動を迎えた。最も大きな変動としては道と県の設置が挙げられる。道が設置されたのは宣統元年（1909 年）のことである。同年、清朝は「三姓副都統衙門」を廃止し、「東北路兵備道」[13]を設置した。その管理範囲は以前より大幅に縮小された。このような変動の背景には、清朝の内務大臣・徐世昌と商務大臣・載振が 1907 年に満洲を視察した際に、満洲に移民が大量に流入したため、これまで旗務と旗人の管理を担っていた将軍制度がもはや現状に合わなくなったことに気づき、清朝に制度変更を奏請したことがあった。その結果、将軍制度は廃止された。その代わりに清朝は満洲に州県を中心とする一般的な行政体制を導入した[14]。県が設置されたのは民国二年（1913 年）であった。これにより、依蘭は県レベルの行政単位として登場するようになった（以下、用語上の混乱を避けるために、県が設置されていない場合も依蘭県と称す）。

第二節　土地の開墾と村落の形成

一、土地の開墾

依蘭県の土地開墾は満洲封禁令の廃止を分水嶺として二つの時期に分けられる。以下、それぞれ紹介する。

満洲封禁時代における依蘭県の可耕地は官有地と民有地二つに分けられる。そのうち、官有地は旗地、官荘及び官荒の三つに大別することができる。以下、これらの性質の異なる土地について簡単に紹介する。

官有地

①旗地

清朝初年から、清朝は後方を固めるために八旗兵士を次々と満洲に派遣し、かつ土地を分配し彼らに開墾するよう命じた。これらの清朝によって八旗兵士に提供した土地は「旗地」と呼ばれている。依蘭県における旗地の分配は、清朝の乾隆時期にさかのぼることができる。乾隆九年（1744 年）から、清朝は八旗兵士を次々と吉林地方に派遣し、土地を分配し、彼らに屯墾するよう命じた。しかし、旗人は農耕に不向きであり、ゆえに旗地が荒廃されることは多かった。また、家計管理の拙さから、やむを得ず旗地を売った旗人も珍しくなかった。満洲封禁解除前の 1860 年代まで、依蘭県には旗地約 9 万垧があった[15]。

②官荘

官荘は、特殊な旗地であり、主に清朝の皇帝と王公が所有していた。荘園を設け、経営することから官荘と呼ばれる[16]。官荘は一般的に 1 つの荘園 10 人で、荘園内の農民は「荘丁」と呼ばれ、10 人のうち 1 人が「荘頭（管理者）」とし、期日通りに租税を納付する責任を負っていた[17]。依蘭県では官荘が最初に設置されたのは康熙三年（1664 年）年にさかのぼることができる。乾隆二十八年（1763 年）までに、依蘭県には官荘が 10 個が設置され、乾隆四十八年（1783）までに 15 個に増加した[18]。満洲封禁令が廃止された前の 1860 年代まで、依蘭県には官荘地約 2.5 万垧があった。内訳は熟田 4142 垧、未耕地 9575 垧、「二荒地（開墾されたが、荒れ果てた土地）」11857 垧である[19]。

③官荒

官荒とは、旗地と官荘を除く政府に帰属する未耕地を指す。依蘭県では官荒が割合が一番大きい。これは現地の人口が少なく、大量の土地が荒廃されていたことによる。『依蘭県誌』の統計によると、清末まで依蘭県での官荒は 33.5 万垧があったとされる[20]。

民有地

民有地は官有地に相対する概念であり、民間人が占有する土地を指す。依蘭県の民有地は一般的に漢人[21]によって占有された。満洲の土地の性質を検討した衣保中の研究によると、民有地の一部は旗地が様々な形式の抵当や販売を通して漢人の手に渡ったことにより形成され、他には漢人が私的に開墾されたことによって形成されたという[22]。依蘭県では、満洲封禁令の影響により漢人の流入が制限されたため、同地域における民有地の発展は極めて遅かった。道光初年まで、依蘭県には「陳民地」122 ムー、「流民地」66 ムーしかなかった[23]。満洲封禁令が廃止されたまでに、依蘭県の民有地数は一定の増加が見られたものの、186 垧に過ぎなかった[24]。

以上から、満洲封禁時代において、依蘭県はある程度の土地開発を経験したが、その規模は極めて限られていた。こうした状況は満洲封禁令が廃止されたことに伴い、変化した。19 世紀半ばに入ると、清朝は巨額の戦争賠償金の支払いや太平天国運動などの反乱の鎮圧により深刻な財政危機に陥った。満洲への帝政ロシアの浸透が清朝統治者の警戒をもたらしたこともあり、清朝は 1860 年に満洲封禁令を廃止し、その上で土地丈放政策を実施し移民入植を奨励した。

「丈放」とは、広大な官有地を一定の価格をもって民間に払い下げ、それにより、土地の所有権を変更する政策を指す。依蘭県における丈放が本格的に展開されたのは 1905 年であり、同政策が 1925 年までの 20 年にわたり実施された。この間に約 52 万垧の土地が払い下げられた。**表 1-1** は依蘭県における土地丈放の基本状況を示している。**表 1-1** から分かるように、官荒（約 63.85%）の払い下げが一番早く、続ける時間も最も長い。それに対し、旗地（約 28.52%）と官荘（約 7.62%）は清朝崩壊直後に集中的に払い下げられた[25]。土地

丈放政策は移民が依蘭県に流入し、土地開墾を行うことを刺激した。同政策が実施されてから、依蘭県の開拓事業は急速に進んだ。この点は現地の民有地が急速に増えていくことから分かる。1918 年まで、依蘭県における民有地は 69390 垧到達した[26]。

二、村落の形成

依蘭県における村落の形成は現地の土地開墾の歴史と密接に関わり、清の雍正・乾隆期と清末民初の 2 つの時期に大別される。

清の雍正・乾隆時期において、依蘭県における村落形成のきっかけは、満洲封禁令の実施を背景とする現地の旗地と官荘の開墾であった。その時、依蘭県内の人口のほとんどは八旗兵士や官荘荘丁と彼らの家族であった。そのため、清の雍正・乾隆時期には依蘭県内の村落のほとんどが「旗屯」と「官荘屯」であった。

依蘭県における村落形成の第二回目の波は清末民初に出現した。その背後には、満洲封禁令の廃止と土地丈放政策の実施に伴う移民ブームがあった。統計によると、1913 年だけで、松花江やウスリー江一帯に 10 万人以上の移民が流入し、そのうち依蘭県だけで 4 分の 1 を占めた。これによって、依蘭県の人口は 4 万人から 7-8 万人までに急増した[27]。人口の流入に伴い、現地には新しい村落が多く形成した。依蘭県における各村落の形成時期は**表 1-2** を参照されたい。

本研究の調査対象地域における開墾は、依蘭県官荒の丈放に端を発する。1910 年、依蘭道尹の徳頤は九里六一帯の官荒を払い下げ、その後遼寧省安東県の隋士奎、関雨亭、秦品一に代表される人がここで開墾していた。これが調査対象地域の最初の様子であった[28]。開拓初期の調査対象地域では、九里六屯と大八浪屯の 2 つの村落のみ存在し、戸数も 10 戸しかなかった。その後、遼寧省や山東省、日本の統治下にあった朝鮮半島などからも多くの移民が流入し、調査対象地域における村落の数量と規模は拡大していった。1934 年になると、調査対象地域の人口は 1500 人、戸数は 200 戸までに増えた[29]。日本人移民が入る前の 1939 年の調査対象地域には、中国系住民 3000 人 500 戸、朝鮮系住民 700 人 90 戸が

住んでいたという[30]。

第三節　調査対象地域の特徴

一、地理環境

調査対象地域の地理的環境は主に以下の 3 つの特徴がある。

第一に、山地・丘陵が多いことである。調査対象地域が位置する「依勃樺（依蘭、勃利、樺川）」地域は小興安嶺と張広才嶺および松嫩平原と三江平原の中間である。依蘭、勃利、樺川の三県の総面積のうち、山地と丘陵がそれぞれ 56.57%（依蘭県）、80%（勃利県）、40.5%（樺川県）を占めている[31]。調査対象地域は三県の境界の山間部に位置し、複雑な地形を有している（**図 1-2**）。**図 1-2** が示すように、左下の勃利県に接する一部の平坦な地形を除き、調査対象地域とその北部はほとんど山地と丘陵である。山地・丘陵が多く、行政区画の周縁部に位置するという特徴は、土匪勢力の活動に有利な地形を提供した。そのため、調査対象地域は 1920 年代から土匪が活躍する地域であった。満洲国建国後も、中共率いる抗日武装勢力は現地の複雑な地理的環境を頼りに活動していた。

第二に、血縁に基づく社会的ネットワークが希薄である[32]。調査対象地域は移民によって生まれたものであった。調査対象地域内部のすべての村落は規模が小さい雑姓村であった。**表 1-3** は 1930 年代初期における調査対象地域の状況を示している。**表 1-3** から、調査対象地域内部にはすべて異なる姓氏の移民によって形成した、規模が小さい村落であったことがわかる。調査対象地域では、30 戸以上の村落は九里六屯のみ、10 戸以上の村落は大八浪屯と撿草溝屯であり、その他すべて 10 戸以下の村落であった。

第三に、村落間の距離が遠く、村落の分布がまばらである。満洲国期に大東亜省が発行した『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』によると、調査対象地域の大八浪屯を中心とすれば、各村落から大八浪屯まで平均 4 キロメートルから 5 キロメートルほどあり、遠いところでは最大 10 キロメートルも離れていたとされる[33]。しかし、筆者の現地調査から見ると、大八浪屯から 10 キロメートル以上離れている村落も少なくなく、最も遠い村落は

20 キロメートル以上に達した。

以上が調査対象地域の地理的環境の特徴である。つまり、小規模な移民村落が三県の境界の山間部地帯に点在している。

二、経済状況

1、農業状況

調査対象地域は土壌が肥沃で、また倭肯河を水源としている。このような自然条件に恵まれ、調査対象地域が農耕に適している[34]。調査対象地域では、よく見られる様々な農作物が分布している。**表 1-4** は依蘭県の各区における農作物の作付面積と割合を示している。**表 1-4** から見ると、依蘭県の主な農作物は豆類（44.4%）、コーリャン（16.4%）、粟（16.4%）、小麦（10.5%）である。調査対象地域は依蘭県第四区に属し、同区における農作物の作付比率は県平均とほぼ一致していた。

土壌や水源などの条件が優れているが、調査対象地域における農作物の生産量は高くなかった。これは現地の気候条件に起因する。**表 1-5** と**表 1-6** から、調査対象地域とその周辺地域では無霜期が短く、農作物の生育期間は一般に 4-5 ヶ月しかないことが分かる。この特徴により、現地の耕作方式は一年一毛作であり、農作物の生産量も多毛作率の高い地域より低かった。これは北満農業の最も不利な条件とされていた[35]。**表 1-7** は 1909-1910 年および 1915-1916 年の二つの時期における依蘭県の主要農作物の平均収穫量を示している。調査対象地域は依蘭県の周縁部に位置し、農作物の生産量は県平均より低いとされている。**表 1-8** は 1930 年代の調査対象地域とその周辺地域における農作物の生産量を示している。ここでは、調査対象地域と中国の他地域における農作物の生産量を比較する。長江デルタと華北地域を比較した黄宗智（Philip C. C. Huang）の研究によると、民国期に、水稲の生産量が豊富な長江デルタ地域の水稲生産量はムー当たり 400 斤で、畑作農業が盛んな河北、山東では、トウモロコシの生産量はムー当たり 175 斤で、粟と高粱の生産量はムー当たり 160-170 斤である[36]。**表 1-8** に示した調査対象地域の各種な農作物をムーの生

産量に換算すると[37]、調査対象地域では水稲の生産量はムー当たり約 20-128 斤でしかなく、トウモロコシは約 70 斤で、粟と高粱はそれぞれ約 62 斤と 51 斤である。中国の他の地域に比べて、調査対象地域の農作物の生産量は明らかに低い。これに対して、同地域における農家の 1 人当たりの土地所有面積は中国の他の地域よりも高い。例えば、中華人民共和国建国以前、長江デルタの農家 1 人当たりの土地所有面積は 2.10 ムーであり、1930 年代の河北省と山東省の農家 1 人当たりの土地所有面積はそれぞれ 4.21 ムーと 3.70 ムーであった[38]。1931 年の統計によると、調査対象地域が所在している松花江下流地方では、農家 1 人当たりの土地占有面積は約 9-10 ムーであった[39]。

2、経営方式

北満の平原部は従来から大土地所有と大規模農業経営として知られていた。しかし、このような状況は調査対象地域で観察されにくい。これは調査対象地域の地理環境にも関わっている。調査対象地域では、土地が山地や丘陵に横切られ、バラバラに細分化されている状態にあった。このような地理的環境が満洲の山岳・丘陵地帯に大土地所有が形成されなかった要因の一つとされている[40]。**図 1-3** は調査対象地域北部のいくつかの村落の土地分布状況である。**図 1-3** が示すように、調査対象地域の達連泡屯を含むいくつかの村落の土地は地形の要素によって、50 個以上の区域に分けられた。調査対象地域内部の状況もそれと似た。

土地占有面積から見て、調査対象地域にける農家間の差はそれほど顕著ではなかった。1921 年、調査対象地域に隣接する樺川県の農家土地占有状況を見ると、当時全県の農家は 23245 戸で、そのうち占有面積は 10 ムー未満（1 垧未満）が 2399 戸（10.4%）、10 ムー以上（1 垧程度）が 3909 戸（16.8%）、30 ムー以上（2 垧以上）が 6328 戸（27.2%）、50 ムー以上（3.3 垧以上）が 4994 戸（21.4%）、100 ムー以上（6.6 垧以上）が 5615 戸（24.2%）であった。つまり、調査対象地域に隣接する樺川県では、2-6 垧の土地を占める中小農家が多かった[41]。このデータは 1935 年に満鉄産業部が松花江下流地方で行った調査で得ら

れた農家1戸当たりの土地占有面積が約4垧という状況と大きく食い違っていないようである[42]。

零細な土地占有が多かったことにより、調査対象地域における農家経営は自家経営を主体としたものになっていた。労働力の使用については、樺川県檔案館の資料によると、現地では小農1人あたり3垧の土地を耕すことができたという[43]。つまり、1戸農家に1-2人の労働力があれば、自耕の条件を満たすことができた。もちろん、土地占有が多かった場合なら、苦力を雇用して自家労働力の不足を補充するのが必要だった[44]。**表1-9**は北満農村地域の自家労働力と雇用労働力の比率状況を示している。**表1-9**から分かるように、耕作面積が15垧以下の農家では、雇用労働力が全労働力に占める割合は39.2%である。つまり、耕作面積が15垧以下の中小農家は自耕を主とし、雇用労働力を補助としていた。なお、調査対象地域はかなり粗放的な農法を採用していた。この点について、満鉄調査員が1934年に調査対象地域の九里六屯の朝鮮小作農朴彰華にインタビューした記録を参照することができる。朴彰華によれば「土地の開墾は自然灌漑の方法を使う。小面積の土地に対して、極めて簡便な方法を採用している。春の雪解け時に開墾し、5月に田植えをし、いずれも一時的な簡便な方法であり、基本的な開墾方法は何も用いない」という[45]。つまり、自家労働力と雇用労働力を結びつけて、粗放な小規模な自家経営を行うのが調査対象地域の主な経営方式である。

3、階層分化

(1) 地主・小作関係

地主・小作関係から見ると、調査対象地域の階層分化は顕著ではない。調査対象地域に隣接する樺川県の3104戸農家に対する調査を見れば、1913-1914年には、現地における自作地主と自作農が1836戸約59.1%、自作兼小作農が475戸約15.3%、小作農が793戸約25.5%を占めていた[46]。もし、調査対象地域に対する満鉄の調査資料を見ると、1934年には同地域の地主・自作農と小作農の比率は7：3であった[47]。両者の差は大きくない。このよう

な特徴について、1930 年代に満洲国軍事顧問部が刊行した『満洲共産匪の研究』には次のような記述がある。「此等の地方（依蘭地方）は開墾の日浅く、人口希薄で、未耕地多く、比較的耕作地主、自作農が多く農業経営の中心は此等の層に置かれている…他の地方に見られる程度階層分化が進行していない」[48]。

以上のことから、調査対象地域は自作地主と自作農が主流を占めた地域であった。もちろん、調査対象地域においても小作農が存在していた。ただ、その割合は自作地主・自作農よりも低かった。また、調査対象地域では、小作料は高くなかった。1917 年刊行の『北満洲』によると、調査対象地域に隣接する樺川県では、当時の小作料は土地の質によって約 1-8 斗であったという[49]。1915 年から 1916 年までの依蘭県の主要農作物の生産量（**表 1-7** 参照）によって計算すると、現地の小作料と農作物の生産量の比率はそれぞれ、大豆 2%-16%、小麦 2.5%-20%、高粱 1.7%-13.3%、粟 2.5%-20%に相当していた[50]。同時期の中国の他の地域の農村に比べて、このような小作料率は明らかに低かったのだろう。さらに、治安の悪い地域では、土地を荒れ果てられないために小作料を取らず農民を呼び込むこともあったという（即ち、「白租」）[51]。小作料が低かった理由について、ヤシュノフの 1930 年代の調査報告によると、調査対象地域を管轄した依蘭県では未耕地が多く、土地に対する農民の需要はそれほど差し迫ったものではないとされている[52]。

小作料が低かっただけでなく、その受け取りも容易ではなかった。農作物の生産量が低かったため農民の収入で生計を維持することが難しく（詳しくは本章「農家の収支と家計」を参照されたい）、小作料が低くても期日どおりに納められない農民も少なからずいた。檔案館資料が記録した多くの小作料滞納をめぐる紛争を見ると、調査対象地域や周辺の村落では、小作料を滞納することが習慣になり、わざと小作料を滞納する農民すらいた。さらに、小作農が小作料を支払わないため、地主が官庁に報告すると脅した際に、ある小作農は「官庁に報告しても、小作料を支払わない。私をどうすることができるか」と言った[53]。それだけでなく、現地には「五年六租」と呼ばれる小作慣行が存在していた[54]。「五年六租」とは、土地開墾後の最初の 5 年間には小作人は地主に小作料を払う必要がなく、第 6

年目から小作料を払う慣行を指す[55]。

以上のような状況は、言うまでもなく農家が土地を購入して賃貸に使う意欲を低下させる。それによって、土地を賃貸して小作料を得ることは、地元における農家の主な収入ではなかった。**表 1-10** が示すように、1920 年代の黒龍江流域における各種類の農家のうち、土地を賃貸することによって得た収入はその総収入のほんの一部にすぎなかった。

以上のように、調査対象地域では自作地主と自作農が主流であった。現地に地主・小作関係も存在したものの、人口が少なく耕地が多いため、小作料は低かった。農民が小作料を滞納する習慣もあり、地主・小作関係の存在は同地域の階層分化が生じた理由ではなく、有力者の農村支配の権力基盤でもなかったのだろう。

(2) 移民と土地

以上のように、調査対象地域の階層分化は地主・小作関係の存在によるものではない。調査対象地域の階層分化を決めたのは、移民の時期と土地の価格であった。簡単に言えば、移民が満洲へ殺到し続けている背景で、農村における土地の価格は高騰していった。調査対象地域が開拓された当初、土地の価格は極めて安かった。1914 年時点で吉林省が公布した「吉林省全省丈放規則」によると、異なるレベルの土地の垧ごとに販売価格は、それぞれ、上等地が 2 元、中等地が 1.5 元、下等地が 1 元であった[56]。しかし、満洲への移民の流入により、わずか 3 年後の 1917 年には吉林省の垧ごとに土地販売価格は上等地 10 元、中等地 7 元、下等地 4 元まで増えた[57]。その後、農村の土地価格は、また上昇し続けた。そうすると、先手を取った購入者は大きな利益を得ることができる。ここでの先手を取った購入者は、大きく 2 つに分けられる。一つは、土地丈放政策が実施された直後、地元の官僚や士紳、商人など在地に優勢的な人が土地を大量に購入したことである。これらの人は地元の大土地所有者になった。土地丈放時期には、依蘭県における官僚、士紳が官荒を購入した状況は、850 垧一人、500 垧数人であった[58]。それ以外、100-200 垧の土地を購入する人も多かった[59]。もうひとつは、土地丈放初期に、最初に依蘭県に入って開墾した移

民が土地価格の安さによって大量に購入したことである。調査対象地域における土地の丈放と購入はこれに属する。もちろん、両者にも違いがある。官僚や士紳、商人たちが購入したのは、県城に近く、比較的肥沃な土地だった。それに対し、よそから来た移民が購入したのは、ほとんど「辺荒（各県の境界地帯に位置する官荒）」だった。「辺荒」の価格はもっと安かったからである。「吉林省全省丈放規則」によると、各県の「辺荒」の価格が奥地より半減することを規定しているという[60]。**表 1-11** は、最初に調査対象地域に入って開拓を行う農家が土地丈放時期における土地購入数量を示している。

土地の価格が続く騰貴していった背景のもとで、最初に調査対象地域に入る移民が土地購入の面において優位に立った。調査対象地域では、1920 年代半ばまでに現地に入って開拓を行う移民が「老戸」と呼ばれた。それに対し、1920 年代半ば以降に調査対象地域に入る移民が「新戸」と呼ばれた[61]。老戸が土地を購入する価格が新戸より低いことは明らかなことである。

また、直接に低い価格で土地を購入するほか、以下の 2 つの老戸が土地を獲得するやり方もよく見られる。まず、「認領官荒」である。「認領官荒」とは、買い手が「荒価（官荒の販売価格）」の半分しか納めないと、政府が発行した手形を手に入れることができ、土地を手に入れたと見なされ、地巻を正式に交付する際に残りの金額を納めるやり方を指す[62]。認領官荒というやり方の存在は、政府が財政赤字を埋めるために土地の売却を急いでいることと関係しているとされる[63]。次に、「私占官荒」である。「私占官荒」とは、農村有力者が土地丈放に対する国家の管理が粗雑である機に乗じ、不法な手段を用いて、官荒を勝手に着服する現象を指す。こうした現象は調査対象地域とその周辺村落ではよく見られる[64]。樺川県公署の公文書には、調査対象地域周辺の村落の有力者である劉青山が官荒を着服して売り出した例が記録されている。劉青山は土地丈放の過程で 32 垧 5 ムーの土地を購入したが、彼の土地売却の記録によると、劉は土地 70 垧余りを売却し、つまり官荒 38 垧余りを着服した[65]。安い土地が多く民間に払い下げられた背景のもと、老戸は安価で購入、認領官荒と私占官荒などの手法で大量の土地を占有した。

老戸が大量の土地を占有するのは、賃貸のためではなく、現地の小作料の収益が低すぎだからである。これらの土地のうち、一部が自耕に使われている。しかし、ほとんどは投機売買のためであった。つまり、土地丈放初期の土地価格が安く、国家の管理が粗雑であることを機に土地を多く占有し、将来高値で売却して利益を得ることを期待しているということである[66]。土地の投機売買は、開拓初期における調査対象地域内部の農家間の経済格差の形成を決定した。**表 1-12** は、最初に調査対象地域に入り開拓を行い、かつ土地を購入した農家（すなわち、老戸）の 1930 年代以降の土地占有数を示したものである。筆者の現地調査によると、老戸の土地の減少は主に土地の販売によるものである。これに基づき、老戸らが土地価格が続く騰貴する中で利益を獲得し得ることが想像に難くないのだろう。

老戸に比べて、新戸は土地を購入する過程において不利な位置にあった。**表 1-13** は 1930-1931 年に 935 戸の山東移民が満洲に入った時に持っていた金額を示している。**表 1-13** から分かるように、満洲に入った際の所持金が 100 元以下の移民は 83.16%を占めた。同時期における調査対象地域とその周辺の地価は**表 1-14** を参照されたい。**表 1-14** に示すように、満洲国建国後の 1934 年時点では、調査対象地域の中等地（熟地）価格は満洲国国幣で 30 円であり、下等地（荒地）でも満洲国国幣で 10 円であった。満洲国国幣と民国時期に使われた大洋を換算すると[67]、ほとんどの新戸が持っている資金は安家費（約 50 元）を差し引いた後、少量の土地しか買えないか、また土地を購入する力を持たない。そうなると、新戸は調査対象地域に移住した後、何年か小作農をすることが多かった。しかし、地元の小作料が高くなかったことや、「五年六租」というような小作慣行の存在によって、小作農は資金を蓄積しやすかった。彼らは十分な資金を蓄積すると、自分で土地を購入して耕作する。ただ、土地価格が高騰したことにより、農民が土地を購入する資本はその家庭資本の中で高すぎる割合を占めた。『北満松花江流域的農民経済生活』で描かれているように、「（北満農家は）彼らの資本の大部分が土地購入に使われた。北満農家資本の総額のうち、地価はすでに 4 分の 3 を占めた」[68]。

以上から見てきたように、調査対象地域における階層分化の形成は土地占有の多寡によるものというより、占有した土地の価格が違うことによる。調査対象地域では、農家の地価の格差は顕著であったが、その背景には、国家による土地払い下げの過程で最初に調査対象地域に入った少数の移民が土地価格の高騰したことをきっかけに利益を得たことがあった。

4、農家の収支と家計

調査対象地域では、農業収入が農家の主な収入源であった。農家が耕作して食糧を売却することによって得た収入は農家総収入の60%以上を占めていた[69]。しかし、これまでの議論から分かるように、調査対象地域の農家が直面した問題は、地元の農作物の生産量が低く、土地価格の高騰のため農民が所有する土地の面積が限られていた。この背景のもとで、農家が収支バランスをとるのが容易ではなかった。『北満松花江流域農民経済生活』は、1930年代に現地で収益が一番高かった[70]水稲を植える自作農を例にして勘定をした。以下、その内容を簡単に引用する。

> 自ら耕作を行う小農は、1人あたり3垧の土地を耕すことができる。これを以て家計を維持するのは極めて難しい。水田は垧ごとに毎年16石の水稲を収穫することができ、1石の水稲は3斗から5斗の米を得ることができる。3垧の水田なら水稲48石を収穫し、米を換算すれば17-19石程度をもらえる。自家用食糧毎年9石（1世帯3人で計算すると、毎日米2.5リットル）を除いて、8石しか残っていない。米は1石あたり16元で計算すると、約140元を得ることができ、これが小農の唯一の収入である。支出の上で、家屋1軒は50元（毎年の修繕費は約45元）、種子費は約15-16元、税金は約5-6元、肥料、水利、工事などの費用は約30元、雑費は約10-20元である。収入と支出を相殺すると、約50-60元の純利益が残る[71]。ただし、以上の計算は家族3人を基準としている。家族が5人か6人の場合、黒字にならないどころか、赤字になる。

いったん凶作に遭うとすぐ倒産する[72]。

以上の計算に従い、調査対象地域における農家の家計状況を推定するのは難しくない。1934年の満鉄資料の統計によれば、調査対象地域は総計200戸、1500人を有していたという[73]。つまり、現地における農家の居住人数は1戸当たり約7.5人である。現地における農家の大半が3垧程度の土地を占有する中小土地所有者であったという状況からみると、農家自身が所有する土地だけで耕作するならば家計バランスをとるのは難しい。これは自作農の場合である。もし小作農となれば、状況はさらに厳しくなる。1920-1924年の北満農村地域に対する農業統計によると、15垧以下の土地を耕作する小作農は、垧ごとの土地の収入が67.19元であった。しかし、生産資料費12.32元、生活費49.64元、小作料17.22元、合計79.18元を支出する必要があった。つまり、これは垧ごとに11.99元の損失である[74]。

以上のことから、農家の家計は窮迫していることが分かる。では、農家はこの苦境にどのように対応していたのか。北満では、農家の収入はその耕作面積に比例するとされている[75]。そのため、できるだけ多くの土地を開墾することは、調査対象地域における農家の唯一の選択肢であろう。しかし、農家の収入が少なく、地価も高騰しているため、農家は直接土地を購入して開墾するのが困難であった。この背景のもと、政府に地価を払わず、私的に荒地を開墾する（いわゆる「盗墾官荒」）方が、地元の農家の一般的なやり方であった。北満における官荒の数は極めて膨大であり、1920年代中期までの、長年にわたる土地丈放を経ても、依然として各県には多くの無主荒地が存在していた。1926年時点、虎林、饒河、綏遠、同江、富錦、樺川などの県には約300万垧の荒地があり、勃利、宝清、依蘭、方正、穆稜、密山などの県には500万垧以上の荒地があったという[76]。これらの荒地、とりわけ調査対象地域のような周縁地帯の荒地に対して、国家の管理は粗雑であった。そのため、地元の農民が私的に開墾する現象がよく見られた。依蘭道尹公署が述べたように、「依蘭、樺川の境界にある荒地の帰属ははっきりしない。両県の官庁がそれを長年にわた

って放置し、地元住民が私的に占拠し開墾することは避けられない」[77]。**表 1-15** は 1930 年代の調査対象地域における自作農 12 戸が地券を持つ土地および私的に開墾した官荒の数を示したものである。**表 1-15** にあるように、ほとんどの農家は官荒を私的に開墾しており、かつ私的に開墾された官荒の数はほとんど農家自身の地券を持つ土地よりも多く、さらに、完全に官荒を私的に開墾することによって生きている農家もいた。これは土地価格の高騰を背景として、農民が生き残るための対応策と見なすべきであろう。

私的に官荒を開墾するほか、収入を増やすためにより大きなリスクを冒しアヘンを栽培する農民も少なからずいた。調査対象地域は三県の境界に位置し、複雑な地形を有している。これは地元の農民のアヘン栽培に有利な地理的環境を提供した。樺川県公署の公文書では、次のように述べられている。「依蘭、樺川などの県は範囲が広く、防ぎようがない。各県境界の深山密林に悪徒がアヘンを栽培して利をむさぼる」[78]。**図 1-4** は民国十三年（1924 年）調査対象地域北部山地におけるアヘンの栽培状況を示したものである。満鉄資料の統計によると、1930 年代までに、依蘭県各区のアヘン栽培面積はすでに 55000 ムー（約 3666 垧）に達したという[79]。

第四節　国家権力の浸透と地方有力者

以上の分析から分かるように、調査対象地域における階層分化は地主による土地の占有と小作料の搾取によるものではなく、移住してきた時期と地価が異なるためである。本節では、土地丈放の過程で利益を得た家族がどのように国家権力の浸透過程で支配的地位を求めたかを検討する。その焦点は国家が農村防衛システムを築くために導入した保甲・自衛団制度である。

関内地域とは異なり、満洲地域では清朝中期（雍正四年）になり保甲制度が実施され始めたが、ほとんどの地域で形式的なものだった[80]。調査対象地域が所属している吉林地方においては、保甲制度が本格的に行われたのは清朝末期以降のことである。その背景には、移民が大量に流入するに伴い、治安が悪化し、土匪が横行したことが挙げられる。光緒二

十四年（1898 年）、吉林将軍は「保甲定款十条（保甲規則 10 条）」を定め、10 戸を一牌とし、10 牌を一甲とし、10 甲を一保とし、農村の末端で保甲を設置することが決められた。その機能は主に戸籍管理や地方の治安維持などである[81]。これが吉林地方の保甲制の雛形であった。

民国期、民国政府は清朝の保甲制度を踏襲した。この制度のもとで、依蘭県は県城、宏克力、太平鎮（土龍山）、双河、興隆鎮、道台橋の六つの保に分けられた[82]。調査対象地域は双河保に属するものの、甲の設置がない。現地における甲の設置は満洲国建国以降のことである[83]。こうしたことから、民国初期の調査対象地域では、保甲制度の影響力は限られており、これは、周縁部の農村に対する国家のコントロール力が依然として不足しているためである。この時期の民国政府は経費が限られているため、警察の拡充を通し、防衛力を強化することはできないこともあり、現地の匪害はますます激しくなった[84]。ヤシュノフの調査によると、依蘭県の一部地域では、土匪活動により土地を捨て避難する住民が 9 割にも達したという[85]。このような状況に対し、民国政府は匪害を根絶しなければ、満洲の開拓事業は進まないことを認識した[86]。これに基づき、民国政府は保甲と警察力の不足を補うために、1914 年に「地方自衛団条例」を定め、各地方が自発的に自衛団を編成するように促した[87]。自衛団の機能は基本的には保甲と重なっており、主に警察に協力して治安を維持すること、軍隊を助けて土匪討伐を行うことや戸籍を調査することなどである[88]。

自衛団制度の導入は、調査対象地域の王氏家族や秦氏家族のように最初に調査対象地域に入って開拓し、かつ一定の資産を持つ有力者家族が武装勢力を掌握するきっかけを提供した。自衛団の編成規則からみると、「吉林省自衛団編成簡章」は、50 人を一つの分隊としかつ分隊長 1 名を任命し、四つの分隊に総隊長 1 名を任命し、各隊長は県知事の指導の下にあると規定した。「簡章」は、自衛団の団員を有産者の中から募集し、その襟章は陸軍と同様、賞罰は地方警察を参照すると定めた[89]。

以上のことから、民国政府は、有力者を中心とし、県知事の指導を受け、編制や賞罰が

陸軍や警察に似ている正規の農村武装勢力を作ろうとしたことが分かる。しかし、調査対象地域のように人口が閑散している地域では、現地から十分な数の団員を募集することは困難であった。このような場合なら、地元有力者が村落の外部から団員を募集し、欠員を補充することはほとんど避けられない。ただし、この方法は民国期に政府に禁止されている[90]。筆者の現地調査によると、1920 年代半ばから、調査対象地域の自衛団は王氏家族の王喜信（団長）と秦氏家族の秦品一（副団長）によって掌握されていた。団員数は 30 人ほどであり、そのほとんどが王喜信や秦品一が他の村落から雇った無頼漢や遊び人であったという[91]。このような自衛団が農村有力者の私的武装勢力として、村落を支配する道具になるのは想像に難くない。依蘭道尹公署の公文書のなかに、「各県の有力者は自衛団を頼りに地方の行政や司法各事務に干渉し、さらには法廷を私設し、拷問を行うこともある」と記述しているものもある[92]。

自衛団に対する掌握を通し、王氏家族と秦氏家族は調査対象地域を支配することができるようになった。もちろん、自衛団の指導権をめぐり、王氏家族と秦氏家族の間に争いはあった。王氏一族であれ、秦氏一族であれ、1920 年代以前に調査対象地域の九里六屯に入って開拓を行う老戸であり、そのうち秦氏家族は 1910 年に調査対象地域に入った最初の開拓者である。国家が自衛団制度を導入する前に、王氏家族と秦氏家族はそれぞれ防衛のために小規模な武装勢力を作った。しかし、王氏家族は秦氏家族より人口が多く、経済力も強いため、その武装勢力の規模も秦氏家族よりもやや大きかった。その理由で、国家が自衛団制度を導入した後当然のことながら、現地の自衛団団長の職務は王氏家族である王喜信が務めた。その後、二つの有力者家族は力を尽くし、自らの武装勢力を拡大し、かつ荒地をめぐり何度も争いを展開していた。結局、秦氏家族は王氏家族に敵わず、やむなく九里六屯から大八浪屯へと移住した。ここから、九里六屯と大八浪屯を境に、調査対象地域内部に明確な権力の範囲が形成されたのである[93]。

おわりに

本章では、清末民初における土地丈放政策の実施と自衛団制度の導入を背景に、調査対象地域の権力構造がどのようにこの二つの背景と絡みあいながら形成されたのかを検討した。検討の結果、以下の 2 点が明らかになった。

第一に、当時の中国の多くの農村とは異なり、調査対象地域は地主によって支配された社会ではなかった。調査対象地域は自作地主と自作農が主流であり、地主・小作関係が存在したものの、小作料は高くなく、その徴収は困難を極めた。つまり、現地では小作料は主な搾取手法ではなかった。そのため、この地域には地主・小作関係が主な支配形態ではなかったといえよう。調査対象地域における土地問題の矛盾は、国家による土地払い下げの過程において、異なる時期にこの地域に入った移民の地価の差が大きいことにあった。開拓初期に調査対象地域に入った移民は、安価で土地を購入し、また「認領官荒」と「私占官荒」などの手法により土地を大量に手に入れ、地価が騰貴し続けた背景のもとにより土地の投機売買を通して利益を得た。それに対し、調査対象地域への移住が遅れれば遅れるほど、地価の高騰によって土地購入の面において不利になった。また、本章では、同地域の土地問題を分析した上で、農民の生存戦略についても明らかにした。気候条件による農作物の生産量が低く、地価も高騰していった背景の下で、官荒を私的に開墾することにより耕作面積を増やし、さらに冒険的にアヘンを栽培してより高い収入を得ることは、現地でよく見られたやり方になったのである。

第二に、地域社会の治安を維持するための国家による自衛団制度の導入は、王氏や秦氏家族のような最初に調査対象地域に入って開墾を行い、かつ一定の財力を持っている家族の勢力を強化した。この過程で、これらの家族は村落の外部から団員を募集する手法により私的な武装勢力を組織し、かつそれによって農村社会を支配できる有力者となったのである。

つまり、調査対象地域の権力構造は主に清末民初の土地「丈放」政策と自衛団制度によって作られたものである。この背景には、最初にこの地域に入った移民が土地の占有と武装勢力の掌握の面において先手を取り、かつそれに基づき、農村社会を支配したことがあ

るのである。

図と表

図 1-1　依蘭県地図（1910 年代）

出所：楊歩墀『吉林依蘭県誌』吉東印刷社、110 頁。

図 1-2　調査対象地域の地形

（注）九里六屯と大八浪屯は、図の右下に位置し、勃利県境の上にある。

出所：満洲国地方事情編纂会『満洲国地方事情（吉林省依蘭縣事情）』大同印書舘、新京、1934 年、214 頁。

図 1-3　調査対象地域北部の土地分布状況

出所：樺川県設治局「堪丈七星砬子以南荒地段落図」、1912 年。 樺川県檔案館、文書番号 581-648-3121。

図 1-4　調査対象地域北部山間部地帯におけるアヘン栽培状況（1924 年）

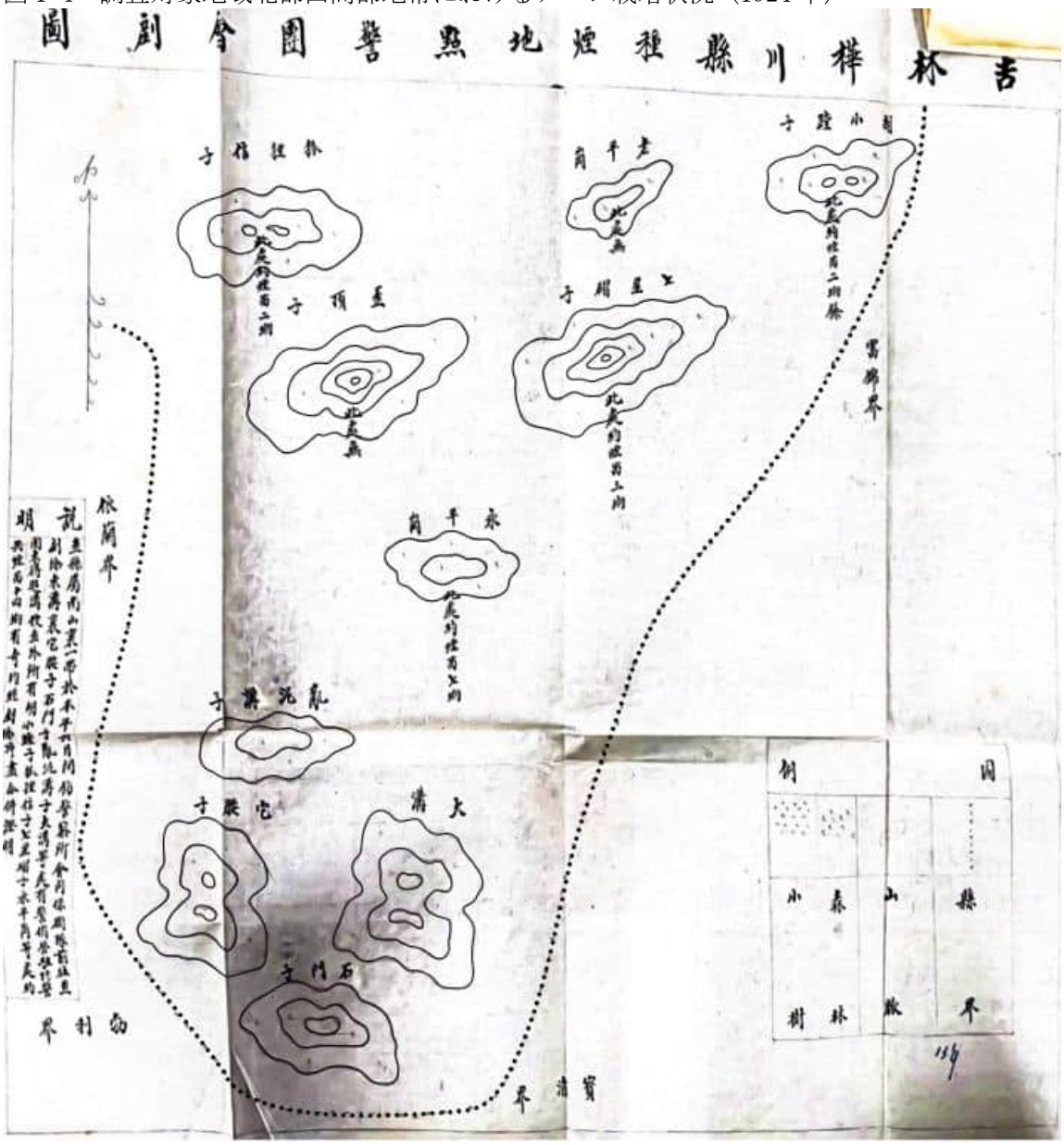

出所：吉林全省警務処、吉林依蘭道公署、樺川県行政公署「樺川県種煙地点警団会産図」、1921 年-1924 年。樺川県檔案館、文書番号 390-457-2064。

表 1-1　清末民初の依蘭県における土地丈放の状況　単位：垧

土地種類		面積	丈放時期
旗地	八旗所属熟地	7,148.41	民国 2-4 年（1913-1915 年）
	八旗所属第三開墾熟地	717.67	民国 2-4 年（1913-1915 年）
	八旗所属草生荒地	57,965.6	民国 2-4 年（1913-1915 年）
	各耕地間に夾荒地	24,386.9	民国 2-4 年（1913-1915 年）
	馬場地	12,678.99	不明
	随缺地	32,080	民国 2-4 年（1913-1915 年）
	二荒地	14,571.12	民国 2-4 年（1913-1915 年）
	八旗測量増加地	174.85	不明
	八旗予備地	154.07	民国 2-4 年（1913-1915 年）
	合計	149,877.61	
官庄	官庄としての納税旗地	12,970.3	民国 2-4 年（1913-1915 年）
	官庄納税地の増加熟地	735.01	民国 2-4 年（1913-1915 年）
	官庄付属の荒地	14,574.92	民国 2-4 年（1913-1915 年）
	官庄付属の増加地	11,771.3	民国 2-4 年（1913-1915 年）
	合計	40,051.53	
官荒	王嘉禾（道尹）丈放官荒	43,901	光緒 31 年（1905 年）
	徳頤（道尹）丈放官荒	65,824	光緒 34 年（1908 年）
	方正県帰属地	418.95	宣統 2 年（1910 年）
	唐人寅（道尹）丈放官荒	37,809	民国元年（1912 年）
	楊夢令（知県）丈放官荒	68,595	民国 3 年（1914 年）
	各区起員丈放地	6,480.36	民国 3 年（1914 年）
	樺川県帰属地	2,884.5	民国 4 年（1915 年）
	毛洪勲（知県）丈放官荒	16,419	民国 11 年（1922 年）
	王世選（知県）丈放官荒	93,175	民国 14 年（1925 年）
	合計	335,506.81	
総計		525,435.95	

出所：南満洲鉄道総務部調査課編『吉林省東北部松花江沿岸地方経済事情（調査報告書第 9 巻）』大連、1921 年、355-356 頁；黒龍江省依蘭県誌弁公室編『依蘭県誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1990 年、164 頁。

表 1-2　依蘭県の町、村落の形成時期

清朝の雍正-乾隆時期	依蘭県城、演武基、碩達子、四間房、東崗子、喇嘛吔、靠山屯、馬大屯、王大屯、山音窩肯、沢斐通、胡什哈通、拉哈通、太平庄通、四箇頂子、宏克利、蘇拉河、興聚号、阿木達、西湖景、南溝、水曲柳溝、多奇、瓦丹、烏斯渾、広福山、尤家溝、馬家溝、法爾当、沢斐通、太平庄、尼什哈、蘇格図、蓮花泡、勿爾倫、新卡倫、漂湯河、長嶺子、黒瞎子溝、界里
清末民国時期	蕭立屯、旺郷屯、聚宝屯、蓋家屯、三道崗、双河鎮、九里六（調査対象地域）、羅圏河、草帽頂子、双河鎮東崗、駝腰子、吉興河、邢家小舗、頭道杠、小八浪、七虎力、吉興鎮、西河口、興隆鎮、中興隆鎮、前興隆鎮、双枒子、黒背、劉油坊、興隆山、田家屯、道台橋、

	团山子、独一処、長髪屯、土城子、七虎力河北八虎力河南の地、三区八虎力河の北地帯、二道河子

出所：依蘭県政協文史委員会編『依蘭史誌文献彙編』佳木斯四海印刷社、佳木斯、2010 年、107-113 頁。

表 1-3　1930 年代調査対象地域の村落状況

村落名	開拓年代	開拓者の姓·氏名	戸数	移出地
宝山	1923 年	樊（万章）、安	10 未満	山東
達連泡	1920 年代（具体不明）	安（明傑）、張（金和）、王（貴年）、李（顕生）、呉（宝海）、顧（徳庫）、王（大化）、佟（成寛）	8	山東、遼寧
大八浪	1913 年	劉、金、何、張、王、孫、秦、楊、韓、沈	10 余り	関内（具体不明）
徳栄	1925 年	周、王、李、高	4	関内（具体不明）
蔡家溝	1933 年	蔡、関、王、盧、林	5	遼寧
撿草溝	1920 年代（具体不明）	関、蔡、周、呂、黄	10 余り	山東、安徽
九里六	1910 年	秦、関、隋、張、許	30	遼寧省安東県
新富	1925 年	李（世奎）、何、任、初、李、朱、関、閻	10 未満	山東
振興	1928 年	趙（奎一）	不明	不明
北太平	1934 年	耿	10 未満	不明
二道溝	1936 年	李（宝玉）、于（大毛）、鄭（慶山）、趙（宝善）	10 未満	関内（具体不明）
七一	1930 年代（具体不明）	盧（広柱）、劉（福地）、高（叢英）、陳（長俊）、戴（慶双）、閆（保興）、袁（玉文）、袁（玉良）、劉（殿容）、唐（文化）、王（振富）	10 余り	遼寧
双鴨子	1930 年	房、王	2	不明
西太平	1930 年代初	黄、栗、薛、李	4	関内（具体不明）
先鋒（小南屯）	不明	不明	10 未満	関内（具体不明）

出所：樺南県老区建設促進会編『樺南県革命老区郷（鎮）村発展簡史』黒龍江人民出版、2020 年、639-685 頁；麻世先編『樺南烽火』内部発行、2021 年、308 頁；依蘭県政協文史委員会編『依蘭史誌文献彙編』佳木斯四海印刷社、佳木斯、2010 年、108 頁；インタビューより、筆者作成。

表 1-4　依蘭県各区作物栽培面積と比例（依蘭県公署調査）　　単位：垧

種類	一区	二区	三区	四区	五区	六区	合計	栽培比例(%)
コーリャン	2,500	5,000	21,000	9,000	5,000	7,500	50,000	16.4
トウモロコシ	1,200	2,400	10,080	4,320	2,400	3,600	24,000	7.9
アワ	2,500	5,000	21,000	9,000	5,000	7,500	50,000	16.4
小麦	1,600	3,200	13,440	5,760	3,200	4,800	32,000	10.5
大麦	250	500	2,100	900	500	750	5,000	1.6
蕎麦	40	80	336	144	80	120	800	0.3
豆類	6,750	13,500	56,700	24,300	13,500	20,250	135,000	44.4
キビ	150	300	1,260	540	300	450	3,000	0.98
ヒエ	100	200	840	360	200	300	2,000	0.65
麻類	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
水稲	無し	無し	490	220	無し	450	1,160	0.38
その他	140	180	420	260	180	220	1,400	0.46
合計	15,230	30,360	127,666	54,804	30,360	45,940	304,260	100

出所：「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」『満鉄農村調査―地方類第1巻総第7巻』広西師範大学出版社、桂林、2018年、592頁。

表1-5　調査対象地域及びその周辺地域の気象状況

		勃利県地域	大八浪(依蘭県)
初霜		9月下旬-10月上旬	同左
終霜		4月下旬-5月上旬	同左
初雪		11月上旬-11月下旬	同左
終雪		4月下旬	同左
積雪深さ	平均	1尺5寸程度	1尺程度
	最深	3尺程度	
結氷期間		11月上旬から	11月中旬
解氷期間		4月下旬-5月上旬から	4月末
地下凍結		11月下旬から4月上旬まで (地下5尺程度)	同左
降雹		民国18年の120垧の大豆全滅を引き起こした。時期-5月下旬	大同2年、九里六地区の15平方華里が被災
降雨		4月下旬頃から降雪が降雨に変わり、7月の降雨量が最も多い	同左
旱魃		降水量が多く、旱魃はない	同左
風向	冬	北西風	
	春	南東風	南風、北風
	夏	南風	南風
	秋	北西風	北西風
風災		無し	無し

出所：「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」『満鉄農村調査―地方類第1巻総第7巻』広

西師範大学出版社、桂林、2018 年、579-580 頁。

表 1-6　調査対象地域及びその周辺地域における農作物の播種、収穫状況

	播種期		収穫期		要約
	三姓地区	勃利地区	三姓地区	勃利地区	
大豆	四月上旬	三月下旬	八月中旬	八月中旬	農暦による
コーリャン	三月下旬	三月下旬	八月中旬	八月中旬	
トウモロコシ	三月下旬	三月下旬	八月中旬	八月中旬	
小麦	三月上旬	三月上旬	七月上旬	七月上旬	
大麦	三月上旬	三月上旬	六月下旬	七月上旬	
アワ	三月中旬	三月下旬	八月中旬	八月中旬	
ヒエ	三月中旬	―	八月上旬	―	
キビ	四月上旬	三月下旬	八月上旬	八月中旬	
蕎麦	六月上旬	―	八月上旬	―	
陸稲	―	三月中下旬	―	八月中旬	
水稲	―	四月上旬	―	八月中旬	

出所：「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」『満鉄農村調査―地方類第 1 巻総第 7 巻』広西師範大学出版社、桂林、2018 年、590-591 頁。

表 1-7　依蘭県農作物の 1 垧当たりの収穫量　単位：石

時期 農作物	大豆	小麦	モロコシ	キビとアワ
1909-1910 年	6.5	4	6	5
1915-1916 年	5	4	6	4

出所：徐仁寿「北満松花江流域的農民経済生活」『新生命』第 3 巻第 9 号、1931 年、7 頁。

表 1-8　調査対象地域及びその周辺地域の農作物の 1 垧当たり収量　単位：石

類 作物類別 地名	勃利県城付近	大平溝	羅圏河	大八浪	柞木台子	袁家屯	太平鎮	団山子	倭肯河河畔
大豆	2.5	2.0	3.5	3.0		3.0	2.0	2-3.0	3.0
コーリャン	4.0	3.0	4.5	3.0	4-5.0	4.0	2.0	3.0	5.0
アワ	4.0	2.5	3.5	4.0	5.0	3-4.0	2.0	2-3.0	4.0
トウモロコシ	4.0	3.5	4.0	4.0	5-6.0	4.0	2.0	2-3.0	4.0
小麦	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	1.5-2.0	1.5	1-2.0	－
大麦	－	2.0	2.0	－	5.5		3-4.0		－
蕎麦	－	－	－	－	3.0			－	－
小豆	－	－	－	3.0	－	－	－		－
緑豆	－	－	－	2.0		－	－	－	－
ヒエ	－	－		－		6-7.0	4-5.0	4-5.0	－

キビ	－	2.5	－	2.0	3.0余り	1.0余り	－	－	－
麻類	繊維 700斤	－	500斤	糸 500斤 青 600斤		糸 900斤 青 700斤	－		
タバコ	1,000斤	－		1,000斤	1,000斤	700斤	600斤	－	－
ケシ	1ムー当たり5両、1垧当たり50両	－	－	－	－		－	－	－
陸稲	4.0			－	－		－	－	－
水稲	－	8.0		－	7.0	－	8-10.0	－	2.6
ジャガイモ	7,000斤	－	－	5,000斤	－	－		－	－

出所：「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」『満鉄農村調査―地方類第1巻総第7巻』広西師範大学出版社、桂林、2018年、596頁。

表1-9　北満農村地域における自家労働者と雇用労働者の比例状況

経営面積	自家労働者数	長期労働者数	他の雇用労働者数	雇用労働者合計	総労働者に占める雇用労働者の比率	家族1人当たり雇用労働者数
15垧以下	2.08人	0.69人	97工数	1.34人	39.2%	0.161人
15-30垧	3.21人	1.58人	143工数	2.53人	44.1%	0.178人
30-75垧	3.32人	3.68人	332工数	5.89人	64.0%	0.373人
75垧以上	5.45人	6.18人	552工数	9.98人	64.7%	0.310人
平均	3.39人	2.80人	258工数	4.52人	57.1%	0.279人

出所：王広義『近代中国東北郷村社会研究（1840－1931）』光明日報出版社、北京、2010年、212頁。

表1-10　黒龍江流域における農家の各種収入の比率（1923-1924年）

	合計	自分で生産して獲得した物	その中で土地から獲得した物	土地を賃貸して獲得した物	他の生産によって獲得した純収益	その他の収入
15垧以内	100	76.1	59.3	3.5	19.9	0.5
15-30垧	100	85.6	71.3	1.4	11.2	1.8
30-75垧	100	81.9	73.2	6.6	9.3	2.2
75垧以上	100	65.7	59.7	25.8	6.5	2.0
平均	100	75.7	66.4	13.6	9.0	1.9

出所：東省鉄路経済調査局『北満農業』、1928年、164-165頁、225頁。

表1-11　土地丈放初期に入植農家が取得した土地の面積

家族名（代表人物）	所在村落	取得した土地の地名と面積

秦氏家族（秦品一）	九里六	秦品一地（135 垧以上）
王氏家族（王喜信）	九里六	地名不明（90 垧以上）
関氏家族（関樹棟、関樹森）	撿草溝	関大房地（45 垧）
隋氏家族（隋士奎、隋徳全）	大八浪	隋徳全地（60 垧）
黄氏家族（黄栄）	撿草溝	地名不明（45 垧）
許氏家族（許宝清）	九里六	許宝清地（30 垧以上）
張氏家族（張恩山、張恩栄）	九里六	張恩山地（20 垧以上）
蔡氏家族（蔡景瑜）	蔡家溝	老蔡家地（40 垧未満）
朗氏家族（朗廷樹）	達連泡	土地名不明（45 垧）
許氏家族（許慶陽）	九里六	土地名不明（90 垧）

出所：インタビューより、筆者作成。

表 1-12　調査対象地域における初期入植農家の土地占有状況（1930 年代以降）

家族名（代表人物）	所在村落	1930 年代以後に保有する土地の数量
秦氏家族（秦品一）	九里六	32 垧
王氏家族（王喜信）	九里六	53 垧
関氏家族（関樹棟、関樹森）	撿草溝	20 垧
隋氏家族（隋士奎、隋徳全）	大八浪	17 垧
黄氏家族（黄栄）	撿草溝	13 垧
許氏家族（許宝清）	九里六	不明
張氏家族（張恩山、張恩栄）	九里六	20 垧
蔡氏家族（蔡景瑜）	蔡家溝	不明
朗氏家族（朗廷樹）	達連泡	0 垧
許氏家族（許慶陽）	九里六	10 垧

出所：大八浪屯と九里六屯の土地関係台帳（1939 年）とインタビュー調査に基づき、筆者作成。

表 1-13　935 戸の満洲に入った山東移民の旅費持参状況（1930-1931 年）

持参金額（元）	世帯数	%
1-10	38	4.06
11-20	93	9.94
21-30	78	8.34
31-40	90	9.62
41-50	113	12.08
51-60	100	10.69
61-70	60	6.41
71-80	58	6.2
81-90	40	4.27
91-100	108	11.55
101-110	18	1.92
111-120	43	4.59
121-130	17	1.81

131-140	16	1.71
141-150	14	1.49
151-160	9	0.96
161-170	8	0.85
171-180	8	0.85
181-190	2	0.21
191-200	22	2.3

出所：日満農政研究會東京事務局編『満洲農業の研究其の一―生産の統計的分析』日満農政研究會東京事務局、東京、1942 年、25 頁。

表 1-14　1934 年調査対象地域及びその周辺地域の土地価格　単位：円（満洲国貨幣）

土地等級 / 地名	上等地	中等地	下等地	備考
道台橋	60	40	20	現在、売買無し
三道崗	50	30	8-10	
二道河子	60	40-50	30	現在、売買無し
勃利	200	150	100	現在、売買禁止 水田 150-160
大八浪		30 円-熟地	10 円-荒地	
湖南営	-	-	-	売買無し
太平鎮	60	50	40	荒地30 水田 60-70

注:1932 年 7 月、満洲国は旧貨幣を整理し、満洲国元 1 円で民国時期の哈大洋 1.25 元を換算した（馬偉『日本「北満移民」研究』中国社会科学出版社、北京、2015 年、124 頁）。
出所：「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」『満鉄農村調査――地方類第 1 巻総第 7 巻』広西師範大学出版社、桂林、2018 年、612 頁。

表 1-15　調査対象地域 12 戸自作農家の保有する土地の状況　単位：垧

インタビュー対象者 土地の性質	地巻を保有する土地	私的に開墾する土地
呉 XQ	2	3-4
張 CZ	5	4-5
馬 GL	2	2-3
馬 CY	0	4
金 QF	6-8	0
呂 GR	4-5	4-5
李 J	1	5-6
黄 SM	6	7
黄 SQ	5	0
黄 SX	3	2
蔡 GZ	3	6
崔 JX	0	8

出所：インタビューより、筆者作成。

注釈

[1] 依蘭県地方誌編纂委員会編『依蘭県誌（1986-2005）』黒龍江人民出版社、哈爾濱、2015年、33頁。

[2] 黒龍江省依蘭県誌弁公室編『依蘭県誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1990年、110頁。

[3] 『依蘭県誌』前掲書、130頁。

[4] 『依蘭県誌』前掲書、115頁。

[5] 満洲封禁令は康熙7年（1668年）から実施され、咸豊10年（1860年）に廃止された。その中で康熙、雍正年間に封禁令が出されたが、厳格なものではなかった。同政策が本格的に実行されたのは乾隆5年（1740年）以降である。1740年から1742年にかけて、清政府は流民、犯罪者などの奉天地方、吉林地方、黒龍江地方への立ち入りを厳しく取り締りはじめた。このような厳しい禁令は120年近く続いた。

[6] 外務省通商局編『北満洲』啓成社、東京、1917年、567頁。

[7] 朝鮮及満洲社編『満洲地誌（下編）』朝鮮及満洲社出版部、1919年、229-231頁。

[8] 東支鉄道商業部編（大河原厚仁訳）『吉林省露国東清鉄道商業部調査――満洲の富源』遼東新聞社、1917年、644頁。

[9] 『依蘭県誌』前掲書、50頁。

[10] 清代以前は、元朝も明朝も羈縻政策を通じて現地を間接的に管理していた。「羈縻」とは、中国の王朝によっておこなわれた周辺の異民族に対する統御政策の呼称である。具体的に言えば、ある地域は名目上、中央王朝に属しているが、実際には先住民の首領によって支配されている状況である。

[11] 依蘭県政協文史委員会編『依蘭史誌文献彙編』佳木斯四海印刷社、2010年、134頁。

[12] 『吉林省露国東清鉄道商業部調査――満洲の富源』前掲書、619頁。

[13] 「東北路兵備道」は民国三年（1914年）にて「依蘭道」と改称された。

[14] 『吉林省露国東清鉄道商業部調査――満洲の富源』前掲書、620-621頁。

[15] 衣保中『東北農業近代化研究』吉林文史出版社、長春、1990 年、75 頁。

[16] 衣保中『中国東北農業史』吉林文史出版社、長春、1993 年、232-238 頁。

[17] 『中国東北農業史』前掲書、240 頁。

[18] 『依蘭県誌』前掲書、163 頁；『盛京通誌』乾隆四十八年版巻 38。

[19] 南満洲鉄道総務部調査課編『吉林省東北部松花江沿岸地方経済事情（調査報告書第 9 巻）』大連、1921 年、353 頁。

[20] 『依蘭県誌』前掲書、164 頁。

[21] 清王朝が満洲封禁令を実施したとはいえ、依蘭地方には少数の漢人が存在した。現地の漢人には陳民と流民の 2 つ種類が含まれている。陳民とは、満洲封禁令が本格的に執行される以前から満洲で生活していた漢人を指す。流民とは、満洲封禁令が本格的に執行された後、無断で越境して満州に入った漢人を指す。

[22] 衣保中『中国東北農業史』吉林文史出版社、長春、1993 年、248 頁。

[23] 薩英額『吉林外紀』巻 7

[24] 『東北農業近代化研究』前掲書、75 頁。

[25] ここで補足説明する必要なのは、官荒が民間向けに払い下げられたのに対し、旗地と官荘の払い下げは主に旗人、荘頭、荘丁向けであった。最も明らかなのは、旗地と官荘を払い下げる過程で、旗人、荘頭、荘丁が優先購入権を持っていたことである。彼らが購入できない場合のみ民間に払い下げる。依蘭県における旗地の払い下げの過程で、現地の旗人は 1 戸あたり約 14-15 垧の旗地を獲得した（『吉林省東北部松花江沿岸地方経済事情（調査報告書第 9 巻）』前掲書、357 頁）。これに基き、清朝が崩壊した後、かつての封建的な土地関係がある程度続いたという研究が少なからず存在している（『東北農業近代化研究』前掲書、102 頁）。

[26] 『吉林省東北部松花江沿岸地方経済事情（調査報告書第 9 巻）』前掲書、357 頁。

[27] 『北満洲』前掲書、562-563 頁

[28] 黒龍江省樺南県誌弁公室編『樺南県誌』黒龍江科学技術出版社、哈爾濱、1991 年、10 頁。

[29] 南満洲鉄道経済調査会編「満洲農業資源調査報告（続 5）」『資源調査書類』第 4 編第 2 巻、1935 年、265 頁。

[30] 中島多鶴、NHK 取材班編『忘れられた女たち――中国残留婦人の昭和』日本放送出版協会、東京、1990 年、60 頁。

[31] 『依蘭県誌（1986-2005）』前掲書、33 頁；勃利県誌編纂委員会編『勃利県誌』中国社会出版社、北京、1992 年、40 頁。樺川県誌編纂委員会弁公室編『樺川県誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1991 年、131 頁。

[32] もちろん、筆者は村落の血縁的結合の存在とその役割を否定しているわけではない。依蘭県檔案館の資料によると、調査対象地域では、農家が自らの家族人口の数の優位性を利用して、隣接農家の土地を横領する現象が存在したという。これらの事例は、血縁的結合が各農家間の資源争奪に役立ったことを示した（吉林第一高等審判庁「佟文琅為呈控関成九巧買土地容心抗価事的呈状」、1928 年 5 月。依蘭県檔案館、文書番号 L104-1-303-1）。しかし、調査対象地域には大家族や強大な宗族が存在していなかったため、血縁的結合の影響力が村落全体を覆うことは一般的に困難であることに注意する必要がある。一方、1940 年代に満洲国の国家権力が調査対象地域末端まで浸透する以前には、村落をまたぐ事務を解決できる末端組織もほとんど存在しなかった。これによって、血縁的結合はこのような末端組織に浸透することでその影響力を村落外部に広げることが難しくなった。このことから、調査対象地域における血縁的結合の影響力は限られていたといえよう。

[33] 大東亜省編『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』海外移植民調査資料第 5 輯、調査資料第 13 号、大東亜省、1943 年、2-3 頁。

[34] 『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』前掲書、1-2 頁。

[35] 南満洲鉄道株式会社総務部調査課編『満洲の農業』大空社、東京、2009 年、109 頁。

[36] 黄宗智『長江三角洲小農家庭与郷村発展』中華書局、北京、1992 年、39 頁。

[37] 換算の基準は、『満洲の農業』前掲書、250 頁を参照されたい。

[38] 『長江三角洲小農家庭与郷村発展』前掲書、39 頁。

[39] 『満洲の農業』前掲書、72 頁。

[40] 王広義『近代中国東北郷村社会研究（1840-1931）』光明日報出版社、北京、2010 年、194 頁。

[41] 『樺川県誌』前掲書、149 頁。原文はムーであり、ここでは 15 ムーを 1 垧で換算を行う。

[42] 満鉄産業部編『昭和 10 年満洲農業統計』南満洲鉄道株式会社、1937 年、360 頁。

[43] 樺川県行政公署「樺川県十二区公民聯名為懇請減軽租賦事的呈文及県公署、依蘭道署転呈、訓令」、1916 年-1917 年。樺川県檔案館、文書番号 69-134-370。

[44] 「北満松花江流域的農民経済生活」によると、苦力の賃金は、それぞれ 1909 年にて日雇い 0.36 元、年雇い 37.73 元、1923 年にて日雇い 0.69 元、年雇い 102.8 元だったという。徐仁寿「北満松花江流域的農民経済生活」『新生命』第 3 巻第 9 号、1931 年、9 頁。

[45] 「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」『満鉄農村調査――地方類第 1 巻総第 7 巻』広西師範大学出版社、桂林、2018 年、646 頁。

[46] 孔経緯『新編中国東北地区経済史』吉林教育出版社、長春、1994 年、161 頁。

[47] 「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」前掲書、608 頁。

[48] 満洲国治安部編『満洲共産匪の研究（第二輯）』大安、東京、1964 年、21 頁。

[49] 外務省通商局編『北満洲』啓成社、東京、1917 年、591 頁。

[50] 「北満松花江流域的農民経済生活」前掲資料、7 頁。

[51] 『近代中国東北郷村社会研究（1840-1931）』前掲書、207 頁。

[52] ヤシュノフ『支那農民の北満植民と其前途』大阪毎日新聞社、大阪、1931 年、186 頁。

[53] 吉林第一高等審判分庁「于京勝梁久臣抗債不償拖欠租糧不交事的呈状」、1922 年 2 月。

依蘭県檔案館、文書番号 L104-1-85-1；吉林第一高等審判庁 「譚慶維呈控孫殿清侵占地界抗違租糧事的呈状」、1922 年。依蘭県檔案館、文書番号 L104-1-37-1；樺川県設計局「樺川県設治局対聆桂控閆慧仁等人抗租案的判結」、1910 年。佳木斯市檔案館、文書番号 149-1-218。

[54] 『東北農業近代化研究』前掲書、359 頁。

[55] 「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」前掲書、609 頁。

[56] 衣保中『中国東北農業史』吉林文史出版社、長春、1993 年、384 頁。

[57] 依蘭県土地管理局『依蘭県土地誌』内部発行、2000 年、211-212 頁。

[58] 『支那農民の北満植民と其前途』前掲書、185 頁。

[59] 『東北農業近代化研究』前掲書、36 頁。

[60] 衣保中『中国東北農業史』吉林文史出版社、長春、1993 年、384 頁。

[61] 呂 GR に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 28 日。

[62] 「吉林省東北路兵備道及樺川設治局札飭放荒簡章」、1911 年 6 月。 佳木斯市檔案館、文書番号 149-1-103。

[63] 『東北農業近代化研究』前掲書、120-121 頁。

[64] 樺川県行政公署「樺川県行政公署爲王万徳控告劉忠貞私売官荒事的裁処案」、1915 年 6 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-1773；樺川県行政公署「樺川県行政公署爲劉青山私売官荒事的判結案」、1914 年 12 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-1774。

[65] 「樺川県行政公署爲劉青山私売官荒事的判結案」前掲資料。

[66] 『支那農民の北満植民と其前途』前掲書、191 頁。

[67] 1932 年 7 月、満洲国は旧貨幣を整理し、満洲国円 1 円を民国時期の哈大洋 1.25 元に換算した。馬偉『日本「北満移民」研究』中国社会科学出版社、北京、2015 年、124 頁。

[68] 「北満松花江流域的農民経済生活」前掲資料、7 頁。

[69] 黒龍江省地方誌編纂委員会『黒龍江省誌第七巻農業誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、

1993 年、128 頁。

[70] 1934 年時点で、調査対象地域付近の湖南営に対する満鉄資料の調査によれば、水稲栽培の純利益は 37.10 元で、その他の各種類の農作物栽培の平均純利益は 10.76 元にすぎないという。「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」前掲書、604 頁。

[71] 史料はそのままである。しかし以上の数字は筆者の計算によると、農家の純利益は 20 元前後になるはずだった。

[72] 「北満松花江流域的農民経済生活」前掲資料、6-7 頁。

[73] 南満洲鉄道経済調査会編『資源調査書類第 4 編第 2 巻満洲農業資源調査報告（続 5）』南満洲鉄道株式会社、1935 年、265 頁。

[74] 南満洲鉄道株式会社北満経済調査所『北満の農業』哈爾濱鉄路局北満経済調査所、哈爾濱、1936 年、164 頁。

[75] 陳翰笙・王寅生『黒龍江流域的農民与地主』国立中央研究院社会科学研究所、1929 年、5 頁。

[76] 衣保中『中国東北農業史』吉林文史出版社、長春、1993 年、443 頁。

[77] 依蘭道公署、樺川県行政公署「依蘭道公署、樺川県行政公署爲依蘭県、樺川県交界処夾荒地帰属事的批、呈」、1913 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-353。

[78] 吉林省巡按使公署、依蘭道公署「吉林省巡按使公署、依蘭道公署爲禁種、禁吸、禁運鴉片事的令」、1915 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-750。

[79] 「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」前掲書、647 頁。

[80] 『近代中国東北郷村社会研究（1840-1931）』前掲書、119 頁。

[81] 『清通考』、巻 19、戸口考。

[82] 『依蘭県誌』前掲書、52 頁。

[83] 『樺南県誌』前掲書、105 頁。

[84] 吉林省全省警務処、依蘭県公署、樺川県行政公署「為切実防衛匪盗事的訓令」、1920-1921

年。樺川県檔案館、文書番号 366-433-8884。

[85] 『支那農民の北満植民と其前途』前掲書、186 頁。

[86] 吉林省長公署、吉林全省警務処、依蘭道公署「爲弭盗安良的訓令」、1920 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-619。

[87] 吉林巡按使公署、樺川県行政公署「爲籌建保衛団事的批、呈」、1915 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-650。

[88] 吉林省長公署、依蘭道公署、樺川県行政公署「爲添設改組保衛団事的批、呈」、1915 年-1917 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-649。

[89] 吉林省長公署、依蘭道公署「吉林全省保衛団編制簡章」、1923 年-1924 年。 樺川県檔案館、文書番号 402-469。

[90] 「爲添設改組保衛団事的批、呈」前掲資料。

[91] 尹 YZ に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 27 日。

[92] 「爲添設改組保衛団事的批、呈」前掲資料；樺川県行政公署「爲禁止保衛団隊越権並受理民詞事的訓令」、1920 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-664。

[93] 龔 ZW に対するインタビュー記録、2018 年 8 月 11 日。

第二章　食糧の販売活動と権力

はじめに

1910 年代より、調査対象地域を管轄していた依蘭県は世界市場とつながりを持ちはじめ、同地域で生産された農産物が世界市場に輸出されるようになった。それに伴って、県城を中心とした経済ネットワークが次第に形成した。このようなネットワークが「県城経済」とされる。

「県城経済」に関する先行研究では、地域社会内部における県城の機能が重視されている。たとえば、安冨歩の研究によると、北満の農村地域では、人口密度が低く定期市が希薄であるため、農村では馬車を利用し、農産物を県城まで運び、販売する経済モデルが形成された。さらに、モンゴルからの馬と長白山系の木材が加わり、北満では大豆を中心とした物資流通ネットワークが形成した[1]。しかし、「県城経済」の形成が農村地域社会内部の権力構造にどのような影響を与えたのかについては、これまでの研究のなかで十分に検討されてこなかった。

本章では、調査対象地域を管轄していた依蘭県の県城における糧桟業の状況を概観し、次の 2 つの問題を明らかにする。一つは、第一章で考察した調査対象地域の土地問題に注目し、農村有力者がどのように食糧の輸送、買付、そして販売活動を掌握していたのか、食糧販売活動において農民がいかなる位置づけを占めていたのか。もうひとつは、国家権力、県城における糧桟商人および地域内部の土匪勢力、がどのように食糧販売という地域内部の重要な経済活動の中に位置づけられていたのか。

第一節　「県城経済」と食糧の販売

一、依蘭県の開港と糧桟業の発展

1900 年代まで、依蘭地方は帝政ロシアと一定の貿易関係を保っていたが、世界市場とのつながりは緊密ではなかった。このような状況は日露戦争後の 1905 年、清朝が日本と「満

洲善後条約」を締結した後に変化した。同条約によると、清朝は依蘭を含む満洲の 16 ヶ所を商埠地として開港することを約束した[2]。その後、10 年間を費かし、依蘭道尹（依蘭道を管理する官職）は 1915 年時点で松花江南岸に商埠地を正式に設立し、埠頭を建設した[3]。依蘭県商埠地の実態について、**図 2-1** を参照されたい。

依蘭県が開港した背景には二つのことがある。一つは、工業化が進んでいる日本およびヨーロッパ諸国からの油料作物の需要があったことである。もうひとつは、当時、第一次世界大戦中のヨーロッパ諸国が食糧を大量に輸入する必要があったことである[4]。外部の市場需要の刺激によって、依蘭県の食糧輸出額は急増していった。『依蘭県誌』によると、1921 年時点で、依蘭県の主な商品穀物である大豆と小麦の流通量はそれぞれ 43610 石、27520 石であり、そのうち依蘭県内での消費量は大豆 1200 石、小麦 5000 石だけであり、残りはすべて輸出用であったという[5]。つまり、同県の輸出用大豆と小麦は、それぞれ大豆と小麦の全体流通量の約 97.25%と 81.84%を占めている。

依蘭県が産出する食糧は世界で販売されるに伴い、同地域における糧桟業は急速に発展していった。ここでの糧桟とは、穀物の蒐集、売買、保管、輸送などの業務を営む商店を指す[6]。民国時期、満洲地域における食糧の買い付けと販売は基本的に糧桟によってコントロールされていた。そのため、糧桟は食糧が市場に進出する媒介となった[7]。糧桟は等級にしたがって「産地糧桟」と「集散地糧桟」に分けられる。産地糧桟は県城に位置し、集散地糧桟は各地域の中心都市（例えばハルビン、長春、大連のような鉄道を持つ都市）に位置している。**図 2-2** は満洲における食糧流通の主なルートを示している。**図 2-2** が示すように、農民の食糧は、まず近くの県城の産地糧桟に運ばれ、それから中心都市の集散地糧桟に運ばれ、ここで国内外の買収業者に販売することになる。このようなことから、産地糧桟と集散地糧桟は満洲における膨大な食糧販売システムの中で重要な機能を果たしていた。

本研究で注目している依蘭県は産地糧桟の集積地であった。民国初年、依蘭県の糧桟群はすでに一定の規模があった。当時、県内には、21 軒の糧桟があった[8]。その後、依蘭県

の開港に伴い、県内の糧桟数は 40 軒ほど急速に増加した[9]。**図 2-3** は依蘭県における糧桟群の位置を示している。**図 2-3** が示すように、依蘭県通江路埠頭の両側の区域はすべて糧桟区であり、松花江のほとりには船積み待ちの大豆を置く場所があった。こうした光景により、当時の依蘭県の食糧の売れ行きと地元糧桟業の繁盛がうかがえる。

二、食糧の販売

県城糧桟業の繁盛により、周縁農村地域の食糧が県城に集中するようになった。北満地域における村落と外部との繋がりはこの特徴によって大きく規定されていた。人口が相対的に稠密していた南満に比べ、北満地域では、定期市はそれほど発達していなかった[10]。特に、調査対象地域が位置する松花江下流地方では、定期市がほとんど見られなかった[11]。こうした状況を踏まえ、北満の山岳・丘陵地帯では、馬車が県城と周縁村落を結ぶのが基本的な形式であった[12]。馬車は大車とも呼ばれ、食糧を運搬する畜力交通機関であった（**図 2-4** 参照）。調査対象地域を管轄した依蘭県では、農村から県城への食糧や特産物の運搬に馬車を頼り、農村で必要な加工品も馬車で県城から運ばれた。『依蘭文史資料』によると、1920 年代には、依蘭県の県城は地域内の商業の中心となり、特に、糧桟経営が盛んであった。勃利、樺川など各県からの穀物が依蘭県城に運ばれ、集散し、食糧を販売する大車は、千台に達した[13]。馬車を利用し、食糧の運搬を行う実態について、以下の 1930 年代における佳木斯の例からもうかがうことができる。

> 佳木斯は東、南、西各方周囲六〇キロメートル以内の農村から特産物を吸収し、松花江経由で哈爾浜に出荷する機能を持つ。出荷は農家の自家用の大車によって行われる。自家用と言っても、辺境の開拓地を除くと、高価な大車を全ての農民が持っているわけではない。所有者は概ね富農・中農に限られる。大車を持たない農民は知り合いに依頼して運んでもらうことになる[14]。

馬車を利用して食糧を県城に運搬して販売するという経済活動の重要な位置付けを鑑み、この経済活動を掌握することが有力者の農村支配に影響を与えることは想像に難くない。次節では、調査対象地域を例に詳しく考察する。

第二節　食糧販売活動と権力

調査対象地域では、農業に従事する収益は低かった。そのため、土地の購入より、地元の有力者は資金を食糧販売活動に投入するのが一般的であった。1920 年代から、調査対象地域の有力者の家族は馬車隊を組織し、依蘭県の糧桟へ農産物を販売すること、加工品を県城から農村に運送することを通じて利益を得るようになった。ここでの食糧販売活動とは、交通手段である馬車を利用し、食糧を県城まで運ぶ活動（以下、馬車輸送活動）だけでなく、交通結節点として車店を利用して食糧を買い付けることも含める。地元有力者家族が食糧販売活動を掌握できたのは、馬車と車店を掌握したためである。本節では、調査対象地域における馬車での輸送活動と車店の運営を概観し、その上で、調査対象地域の王氏家族と秦氏家族を例として、食糧販売活動への農村有力者のコントロールを具体的に考察する。

一、馬車輸送活動と車店の運営

1、馬車輸送活動

調査対象地域における馬車輸送活動のほとんどは地元の有力者によってコントロールされていた。なぜなら、彼らが現地の大多数の馬車を占有しているからである。北満の農民は輸送手段に乏しかった。調査対象地域の状況を踏まえると、開拓初期の 1910 年代から 1930 年代にかけて、馬車は貴重な財産であり、一般の農家にとって簡単に所有できないものであった。1930 年代の満鉄調査によると、依蘭県の馬の価格は平均して雄馬が 40 元、雌馬が 65 元であったという[15]。この価格は一般農家にとって手が出るものではなかった。とりわけ、土地価格の高騰を背景に、一般農家の資本の大部分が土地購入に使われている

ため、馬を購入する余裕はなくなった。この点について、ヤシュノフが 1923-1924 年に行った北満の 70 戸の農村調査から分かる（**表 2-1** 参照）。**表 2-1** が示すように、土地の購入が農業資本の 76%を占めるのに対し、動物資本は 7%にしか過ぎなかった。価格が高いだけでなく、馬は疫病の蔓延によって死ぬことも多かった。このリスクも一般農家の馬を飼育する意欲を低下させた[16]。

以上の理由から、調査対象地域における一般農家の馬の所有数は少なかったといえる。たとえば、1934 年時点で、調査対象地域の戸数は 200 戸であったものの、馬は 65 頭しかいなかった[17]。この数字から考えれば、一戸あたり 0.325 頭という計算になる。また、**表 2-2** は、北満の 86 屯の農家土地経営の規模と農業耕作用の馬車の所有数（1936 年時点）を示している。**表 2-2** のように、土地の所有面積が小さい農家であっても、馬車を有している場合があった。しかし、そのような馬車は、あくまでも基本的な農業をするにおける生産・運搬の道具にしかすぎず、長距離の輸送活動のためのものではなかった[18]。なぜならば、一般農家が馬を飼育しても、体が小さく成長が遅い劣った馬が多く、長距離の輸送活動には向いていないからである。実際、馬車を輸送手段として使用するためには、2 頭から 8 頭の良馬が必要であり[19]、一般の農家では馬の所有数が足りなかったということもあり、馬車輸送活動に従事するのが困難であった。一般農家が資金不足で馬車を有するのが難しいのに対し、地元の有力者家族は、調査対象地域の開拓初期に土地の販売によって利益を得た。そのため、多数の馬車を有し、馬車輸送活動を行う条件を備えた。この点について、北満における特産物取引の状況を描いた『調査時報』の中には 「（前略）遠隔の地より農夫自ら搬出することは稀である。然し大農家にして多数の車馬を有するものは、冬季農閑期間運輸商家の求めに応じ、遠隔の地に運送業を営むものも少なくない」と記述している[20]。**表 2-3** は、調査対象地域における農村有力者と一部の大規模・中規模農家による馬車所有数を示している。**表 2-3** からは、調査対象地域での馬車輸送活動のほとんどが、最初に調査対象地域に入り開拓を行う老戸によってコントロールされていたことが分かる。

農村有力者が馬車輸送活動をコントロールできたのは、彼らが自衛団武装を持っていることとも関わっていた。調査対象地域では、土匪が頻繁に出没していた。このような劣悪な治安条件の下で、たとえ馬車があったとしても、単独で馬車運送を行うのは極めて困難であった。馬車による運送を行うために、数台の馬車を集め馬車隊を組織し、また保甲あるいは自衛団の力を活用し、馬車隊の保護に充てる必要があったとされている[21]。1934年に生まれ、その父が馭者として馬車輸送活動に従事していた龔 ZW によれば、仮に馬車輸送活動に従事しようとすれば、馬車隊を組織し、かつ「垛爺」[22]と「砲手（射撃術に長けた者）」を雇用し、案内役と護衛を担当させる必要があったという[23]。依蘭県の馬車隊の実態について、満洲国の県参事官によって書かれた『満洲国地方事情』のなかに「秋期収穫後、馬五六頭にひかせたる大車の十台十五台、多きは五十台六十台と集結し陸続として県城目ざして来る」と記されている[24]。

2、車店の運営

馬車輸送活動といえば、「車店」をぬきにして語ることはできない。車店とは、食糧運搬を行う馬に食事と宿泊を提供する旅屋を指す[25]。北満において、馬車輸送活動は車店に依存していた。これは馬車が畜力であることと関係している[26]。**表 2-4** は、調査対象地域における馬車の荷重量と走行速度を示している。**表 2-4** から分かるように、食糧輸送のハイシーズンである冬季において、調査対象地域における馬車が 1 時間ごとに走れる距離は約 3.5-5 キロメートルである。1 日最大 30-40 キロメートル走れる。馬車は 3-4 時間ほど走るたびに、補給と休憩のため車店に入る必要がある。総じて、馬車は一日の昼と夕方に車店に入る。馬車は昼に車店に入ると、車夫が降りて食事をし、馬に飼料を与えて、午後に目的地に向かって引き続き走る。このことは、「打尖」または「尖」と呼ばれている。馬車が夕方に車店に入るのは宿泊のためであり、これは「宿」と呼ばれる[27]。調査対象地域から依蘭県への食糧輸送を例にすると、調査対象地域は依蘭県城から 90 キロメートル離れており、毎日 35 キロメートル走行すると県城まで 2-3 日かかり、その間に約 4-6 回は車

店に入る必要がある。この点から、北満農村地域の食糧販売ネットワークにおける車店の役割がうかがえる。

馬車に補給や宿泊を提供するほか、車店は地域内で食糧を買い付ける機能を果たしていた[28]。一般的に農民は輸送手段に乏しいため、その食糧売却は馬車や車店を掌握する農村有力者にコントロールされやすい。1930 年代の満洲辺境開拓地における食糧買付の過程の中で農村有力者の搾取の手法を記した『東北経済小叢書』によると、市場から遠く離れた村落では、大車と資金を持つ農家は、一般農家が食糧を輸送しにくいという弱点を利用して、彼らの食糧を安価で買い付け、県城糧桟に売ることにより差額を稼いでいたという[29]。民国期、食糧売却の収入は北満農村における農民の収入の 60%以上を占めていた[30]。言い換えると、農民の収入の多くは食糧売却の過程で農村有力者によって安価に買収される形で搾取されていたのである。具体的には、農民は知り合いの馬車を借りたり、重い牛車を利用したりして短距離の輸送で食糧を車店に運び、車店によって彼らの食糧を安価で買い付けている[31]。調査対象地域の農民によると、車店は市場価格の約 40%-50%程度で農民の食糧を買い付けるのが一般的であったという[32]。

農民から直接に食糧を買い付けるほか、車店はまた県城の糧桟と協力して食糧を買い付ける機能を果たしていた。北満では、青田買い（現地には、「批糧」と呼ばれる）が横行していたという[33]。つまり、糧桟は食糧収穫前の 7-8 月に農民と食糧の数量、価格と納品期間などを先に決めて購入する[34]。青田買いの価格は、一般的な市場価格の 50%-60%に相当する[35]。この買い取り形式は相当の利益をあげており、哈爾濱の糧桟の大豆買収を例とすると、7 月に 1 トン 1300 元の価格で買収すれば、10 月には 1750 元で売ることができるようになったという[36]。青田買いが横行したのは、農民が「青黄不接（新しい穀物がまだ熟していないうちに古い穀物が底をつく）」という時期に、現金を必要として困難を乗り越えなければならなかったからである。そのため、農民は青苗を抵当に入れ、糧桟から食糧販売金を前借りせざるを得なかった。こうした事情から、青田買いは実質的に高利貸しの一種でったとされている[37]。

ただ、ここで注意しておきたいのは、糧桟は農民と直接取引する場合が珍しく、「買糧員（食糧の買い付けを担当する糧桟の従業員）」を車店に派遣して代理購入を行うことが多かったことである。つまり、食糧購入金を車店に渡し、車店が食糧の買い付けを担当させ、取引成立後、車店に一定の割合の手数料を支払うことである[38]。また、車店は馬車隊を組織して食糧を県城の糧桟に運ぶことを担当している。これは「送桟」と呼ばれる[39]。送桟の運賃について、依蘭や佳木斯などの地域では、糧桟は穀物 1 石あたり約 12 吊[40]の運賃を支払う必要があった[41]。例えば、1914 年 1 月時点の大豆の価格（1 石当たり 110 吊）からみると、送桟の運賃は食糧の販売価格の約 10%を占めた[42]。

糧桟が車店を頼り、食糧を代理購入する理由は二つある。一つは、糧桟が農村地域の具体的な状況を知らず、農民に直接青田買いをするリスクは高い。実際、水害や旱魃、治安状況､農民の耕作技術などの様々な要素によって農作物の産出量を左右することができる。農民が期限通りに食糧のすべてを糧桟に渡すことはできず、糧桟はそれによって損失を受けることがよくある[43]。依蘭、樺川などの県での食糧取引の中で、このようなことはよく発生し、それによって倒産した糧桟が少数ではなかったという[44]。車店と協力することによって、このリスクをある程度回避することができる。なぜなら、車店主は往々にして農村地域内部の有力者であり、彼らは現地の状況をよく知っており、また一定の暴力手段を持って農民が期限通りに食糧を渡すように強要することができるからである[45]。もうひとつは、農村有力者は自らの独占利益を保護するために、糧桟が直接農民に青田買いすることを妨げたことである。樺川県の公文書資料に挙げられた事例はこの点を示している。樺川県利農会社は買糧員を派遣して食糧購入金と銃を持って富錦県の農村に行き、地元の農民から食糧を買い付けようとした。しかし、村落に入るや否や地元の有力者が掌握する自衛団に差し押さえられた。結局、この事件は樺川県知事の調停によって解決することになった[46]。

以上のことから分かるように、車店は馬車による「尖（休憩）」と「宿（宿泊）」にとって必要な場所であり、地域内部の食糧の買い付けの媒介者でもある。食糧販売システム

における車店が重要な役割を果たしたことを鑑み、清末民初期に政府が北満地域で土地丈放政策を実施した際に、すでに車店を商業用地としてあらかじめ確保しておいた。1911 年に発表された「酌定東北路放荒簡章七条（裁量東北路丈放要覧七条）」によると、政府は「移民を招き寄せて開墾を行うのならば、その地域の交通はまず考慮されるべき要素である。各県では、30 キロメートルごとに商業用地 90 垧、15 キロメートルごとに商業用地 45 垧をあらかじめ確保しておき、車店の経営に用いる」ことを規定したという[47]。調査対象地域で車店が形成されたのは 1920 年代以降のことである。その時、樺川県政府は「樺川県南部と依蘭県東部の境界地帯が丈放されてから、長期間に人口が増えないのは、交通で不便であるためである」と分析し、それによって、樺川県政府が吉林省政府に同地域の商業用地を開放して商業を経営することを申請した[48]。これを契機に、調査対象地域は依蘭、勃利、樺川三県の境界地帯における重要な交通結節点となり、食糧を運ぶ馬車が絶えず行き交うようになった。

以上のことから分かるように、農村有力者は、土地の払い下げの過程で得た資金と、国家が農村の自衛システムを構築する過程で掌握した武装勢力に依存し、農村社会の食糧の輸送と買付、すなわち食糧販売活動をコントロールした。このような経済活動の中で、農民は農村有力者によって、低価格で食糧を買い付ける形で搾取されたのである。

二、有力者と食糧販売活動

調査対象地域の食糧販売活動はほぼ王氏家族と秦氏家族によって掌握されていた。このことは、**表 2-3** に示している二つの家族の馬車保有数からもうかがえる。以下、それぞれを紹介する。

王氏家族が所在する九里六屯は調査対象地域から依蘭県に向かうための重要な交通結節点であった。王氏家族の王喜信はこの要衝を利用して、調査対象地域に入ってからわずか数年後に馬車を利用し、依蘭県に食糧を運んで販売し始めた。**図 2-5** は王氏家族が掌握した馬車輸送活動の進行ルートを示している。最初、王喜信は一人で食糧を運ぶだけで、

馬車も 1 台しか持っていなかった。1920 年代以降に、王喜信は調査対象地域の自衛団団長になり、馬車輸送活動に護衛を提供できるようになった。その後、九里六屯内部に馬車を持つ他の大規模・中規模農家は、食糧を安全に運ぶするために、王喜信と良い関係を築こうとした。彼らは秋の収穫期に王氏家族と一緒に馬車輸送活動を行った。このことは言うまでもなく、王喜信の威信を高めた[49]。一方、王喜信も馬車輸送活動を通じて多くの資金を蓄積した。1930 年代になると、王喜信はすでに 6-8 台の馬車を所有し、調査対象地域で最も多くの馬車を所有する者となった。

資金が蓄積し、村落内部での影響力が拡大することに伴い、王喜信は 1920 年代半ばから、九里六屯に車店を設立し、往来する車馬に食事と宿泊を提供し、現地で食糧を買い付けた。車店の設立は王喜信に富をもたらしただけでなく、九里六屯にも大きなビジネスチャンスをもたらした。往来する旅商や車馬に様々なサービスを提供するため、飲食店、酒屋、鍛冶屋などの店舗が時運に応じて生まれた。これらの店舗は車店を囲んで小規模な商業地域を形成するようになった[50]。1930 年代になると、九里六屯はすでに数本の通りを有し、かつ油屋や製粉所、食堂などの店を持つ賑やかな町となった[51]。このように、王喜信は食糧販売活動を通じて富と威信を急速に蓄積し、調査対象地域有数の有力者となった。彼の名声は、1930 年代末に日本から調査対象地域に移住した長野県泰阜村の移民にも知られているほどである[52]。

調査対象地域の大八浪屯に住んでいた秦氏家族の秦品一は、王氏家族の王喜信との競争によって、1930 年代初頭に調査対象地域の大八浪屯にも車店を設立し、かつ馬車輸送活動を行っていた。ただ、資金が王氏家族ほど豊富ではなく、武装勢力も王氏家族よりも弱く、秦氏家族の馬車所有数は王氏家族ほど多くなかった（**表 2-3** を参照）。また、秦品一と王喜信の関係性は、調査対象地域における自衛団の指導権や荒地の争奪などにおいて、紛争を引き起こしていたこともあり、険悪であった。そのため、食糧を運搬する際に、秦品一の馬車隊は王喜信の経営する九里六屯の車店を避け、食糧を樺川県の東興鎮（いまの佳木斯）に運んで販売したという。秦氏家族の馬車隊の行進ルートについては、**図 2-6** を参照

されたい。

秦氏家族が弱い立場にあったという情況は 1934 年に王喜信の死によって変化した。その経緯は次のように簡単に説明しておく。1934 年 3 月、日本人移民の用地買収に対して、依蘭県では、農民武装蜂起（「土龍山事件」）が発生した。それに続いて、武装蜂起の指導者であった謝文東は、東北民衆救国軍を創設し、満洲国軍隊による討伐を避けるために、調査対象地域の九里六屯に入った。九里六屯に進駐した謝文東は、王喜信に軍用物資を要求した。しかし、王喜信はこれを拒否し、その後、謝文東によって殺害されている[53]。九里六屯の商店街も、その後に駆けつけた満洲国の討伐軍に焼き払われた[54]。王喜信の死は、王氏家族の勢力の衰退をもたらした。これは、秦氏家族にとって、またとない権力の上昇のチャンスとなった。その後、秦氏家族は調査対象地域きっての有力者となり、調査対象地域の食糧販売活動を掌握するようになった。

第三節　農村有力者、土匪と糧桟商人

一、食糧販売活動と土匪

前節では、調査対象地域の有力者は食糧販売活動を掌握することにより、農民に対する搾取を実現したということを明らかにした。本節では、農民を搾取するほか、有力者が食糧販売という経済活動を利用して、地域内部の土匪勢力と県城の糧桟商人と協力関係を結んだことを検証する。

依蘭県の周縁部に位置する調査対象地域は土匪活動が活発な地域であった。現地における土匪勢力の形成は、1920 年代にまで遡ることができる。『勃利県文史資料』によれば、調査対象地域で活動していた土匪首領（以下、匪首）の孫訪友[55]が、1915 年頃に山東省から黒龍江省に移り、土匪活動を行っていたという。その後、孫訪友は現地のほかの土匪勢力（「老双」、寧玉祥など）を吸収し、調査対象地域の大八浪屯・九里六屯一帯で活動を続けた。1930 年になると、孫訪友の武装勢力は依蘭県の陳宗山旅団長によって改編され、その結果、孫訪友は張学良麾下の東北第三混成旅第一騎兵団の団長を務めることとなり、

その兵力は数百人にも達したという[56]。

北満では、農村有力者が自衛団武装勢力を掌握することが多いため、土匪は銃器や弾薬を獲得するために、往々にして農村有力者と緊密な関係を有していた。例えば、匪首の孫訪友と調査対象地域の自衛団団長である王喜信は、普段は兄弟のように親しい。王氏家族が冠婚葬祭があるたびに、孫訪友も参加して礼金を与える。その見返りとして、王喜信はひそかに銃器弾薬などを孫訪友に安く売る。これは調査対象地域ではよく知られていることであった[57]。孫訪友と農村有力者の関係は、1930 年代の王喜信の死を経て、絶えることはなく、むしろ、孫訪友は新たな有力者家族となった秦氏家族と協力し続けた。

ここで、土匪勢力は、農村有力者とともに馬車輸送活動を支配していたことに注意しておきたい。満洲の山岳地帯においては、土匪が交通要路に対する掌握を通して利益を獲得するのは、よく見られる現象であった。このような土匪のやり方は「喫票」と呼ばれた[58]。その実態について、1920 年代の満鉄資料の中には、調査対象地域を含めた松花江下流地方では、馬車による木材の伐採と搬出は土匪に支配されており、業者は土匪の危害を避けるために、土匪に塩と金銭を供したとの記載がある[59]。食糧の運搬も木材の運搬と同様に、土匪によって支配されるということを推測するのは難しくない。

具体的な活動様式からみると、通常北満山間部地帯の土匪勢力は、車店の近くに駐屯し、そこから遊撃し、食糧を運ぶ馬車を強奪などしたりした。筆者が現地の檔案館から入手した資料によると、土匪は一般的に車店付近の数華里の範囲内に野営し、夜間には野営地に戻って宿泊し、昼間には車店付近にぶらぶらし、食糧を運搬する馬車が車店に近づくと強奪を実行することになる[60]。また、車店では、土匪の内通者や密偵が潜んでおり、これによって土匪は多くの情報を得ることができた。これは土匪勢力が強奪行為を行うのを有利に働き、さらに、政府軍による討伐に抵抗する際にも大きな助けとなった[61]。こうしたことを踏まえると、土匪活動は食糧販売活動と密接に関連しているといえる。筆者が入手した檔案資料には、車店を経営する農村有力者やその子弟がひそかに土匪勢力と交わり、食糧運搬の通路をコントロールし、利益を得ている事例が多数存在する[62]。調査対象地域に

おいても、農村有力者が土匪と連携して馬車隊を支配していたことは、地元有力者の親族である尹 YZ（1928 年生）の以下の証言から確認できる。

> 孫訪友は依蘭県や勃利県への要路に、兵力を配置した。自らと長期的な関係を持たず、自分の権威に挑戦する者や、王氏家族と対立関係にある馬車隊に対して、孫訪友は常に貨物を差し押さえるなどした。最悪の場合、荷物を運送する車夫が抑留されたり、殺害されたりすることもあった。それだけでなく、孫訪友との関係を維持するために、王喜信は祭りのたびに贈り物を馬車に積み込み、孫訪友の駐屯地に運んでいた[63]。

二、食糧販売と糧桟商人

食糧販売活動は、農村有力者と土匪勢力の関係のみならず、農村有力者と県城糧桟商人との協力関係を促すという側面もある。前述のように、青田買いが盛んに行われていたため、糧桟は特定の大農家と安定した関係を結ぶ傾向があった。

調査対象地域を例とすれば、依蘭県に食糧を運ぶ王氏家族は、通常、自らの食糧を「丁鳳倉」と呼ばれる糧桟に売っていた。同糧桟の経営者である関氏家族の関志誠と関福山は調査対象地域の撿草溝屯の不在地主[64]であり、王氏家族の王喜信と交友関係があった。そのため、出荷期には、「丁鳳倉」は王喜信の馬車隊を配慮していたようである（例えば、手続きの簡素化、食事や宿泊の手配など）[65]。その見返りとして、王氏家族は関氏家族を支援し、調査対象地域における土地の賃貸、販売、購入などにおいて援助を行ったという[66]。また、北満のほとんどの糧桟と同じように、関氏家族が経営する「丁鳳倉」は食糧の買付と販売を行うだけでなく、雑貨を販売することも兼営している。北満においては、このような店舗は「聯号」と呼ばれる[67]。馬車隊は糧桟に食糧を販売すると同時に、「聯号」の雑貨を農村に持ち帰って販売する。以上の経済上の協力互恵によって、調査対象地域の有力者家族は県城の糧桟商人と強固な利益関係を築いたのである。

関氏家族は、王氏家族との経済的協力関係を築いたのと同時に、王氏家族を通して孫訪

友とも関係を持つようになった。とりわけ、関志誠は、依蘭県道尹師範専科学校の校長を務め、現地において一定の影響力を有していた。彼は、孫訪友に情報や盗品の販路を提供するのと同時に、孫訪友に対して保護を与えてもいた[68]。

県城の有力者や商人は、自らが経営する商号を通して、土匪に銃器・弾薬を含む各種の商品を販売することも珍しいことではなかった。この点は、各商号が土匪に各種商品や銃器・弾薬の販売を禁止するという依蘭県商会による通告からも裏付けられる[69]。さらに、食糧の販売活動によって築かれた孫訪友と関氏家族の関係は戦後まで続いた。戦後、孫訪友は大八浪郷、小八浪郷、公心集郷一帯で自衛武装勢力を結成し、北満農村地域で政権を樹立しようとした中共の敵となった。具体的には、関氏家族の関福山は孫訪友が管轄した大八浪自衛団の副団長を務め、その弟の関福臻は孫訪友の副官を務めることとなる[70]。

ここまで見てきたように、交通が不便で、情報の流通も困難であった北満山岳・丘陵地帯の農村において、食糧の販売活動は、単なる経済活動ではなかった。農村有力者と土匪勢力は、食糧の販売活動の存在によってはじめて協力関係を築いた。また、農村有力者と土匪勢力は、食糧の販売活動を通じて、自らの影響力を県城へと広めることが可能となったのである。

第四節　農村有力者、国家と食糧販売

前節では、農村有力者が食糧の販売活動を通じて、地域内部の土匪勢力と県城の糧桟商人と協力関係を結んだことを明らかにした。本節では、国家の暴力装置であると同時に国家権力の象徴でもある警察の利益も地域内部の経済活動―食糧販売の中に組み込まれていたことを明らかにする。具体的には暴利を得ることができる賭博業とアヘンの密売に焦点をあてることとする。

一、車店と賭博業

食糧販売活動と同様に、北満では警察の駐屯と活動も車店を結節点としていた。調査対

象地域が所属していた依蘭県は、管轄範囲が広かった。そのため、警察の力が県全体を十分にカバーすることは難しかった。例えば、1920 年代に、調査対象地域を管轄した土龍山警察所は巡査 22 名、馬隊（騎兵隊）14 名しか有していなかった[71]。このような状況は北満のほかの県にもよく見られていた。各県の警察数が不足していたため、治安を維持するために、警察は絶えず管轄区域内をパトロールすることを余儀なくされていた。これによって、警察は車店に入って休憩・宿泊する必要性があった。この点について、吉林省警務庁では「各県の警察が毎日パトロールしている。吉林省の各県の間が遠く離れているだけでなく、一つ県の内部の警察管轄区域でも距離が数十乃至数百華里離れている場合もある。1 日で往復できないため、パトロール中の休憩や宿泊は避けられない」という記述がある[72]。車店に投宿するたびに、警察は上司が記入した人数、宿泊日数、返却日などの情報を記録した旅行証明書を出さなければいけない。また、警察の食事の基準も警務庁によって定められており、勝手に食事を要求してはならない[73]。このことから、警察が車店に宿泊することが事実上国家によってコントロールされたことがわかる。

また、土匪勢力はほとんど車店をめぐって活動しているため、車店は警察が「会哨」をするところでもあった。会哨とは、異なる管轄区域の警察がパトロール中に管轄区域の境界に到達すると相互に勤務を交代することを指す。「吉林省聯合剿匪弁法（吉林省聯合土匪討伐方針）」は、「土匪があちこち逃げ回っていることを防止するため、各管轄区域の警察は互いに協力し、土匪の出没する場所に駐屯してパトロールすべきである」と規定している[74]。**図 2-7** は、調査対象地域北部と境を接している樺川県の各警察管轄区域の会哨地を示している。**図 2-7** が示すように、樺川県には 6 つの警察管轄区があり、各管轄区域の間の境界には会哨地（破線の交点）がある。凡例の説明文をみると、これらの会哨地のほとんどが車店である。例えば、太平川と大堆峰の会哨地は葉家店にあり、草帽頂子北と黒通の会哨地は李家店にある。また、警察は県内の管轄区域でパトロールと会哨を行うだけでなく、各県間の連携防衛を実現するために、本県と隣接県の境界でも会哨を展開していた。**図 2-8** は、北満各県連携防衛会哨地を描いている。**図 2-7** と**図 2-8** から分かるよう

に、各県の警察はパトロール、会哨及び連携防衛を通じて農村地域社会でネットワークを構築しており、その中で車店が重要な役割を果たしたのである。

警察の活動が車店と密接に関連していることを鑑み、警察が車店を利用して、私利をむさぼることは想像に難くない。車店は、食糧の運搬や販売の交通結節点であるため、車馬の往来が激しく、人流の密集度も高い。この背景に、警察が車店の店主と協力して賭場を開くことがよくあった[75]。現地檔案館の資料によると、警察は賭場の利潤から一定の割合を裏金として抽出し、それによって、車店主が店内に賭場を設置することに対して、警察は黙認する態度をとることが多かったという[76]。さらに、一部の警察は強権を行使して宿泊客に賭博への参加を強要したこともあった。例えば、調査対象地域の近くにある劉家店では、警察が賭場を設置し、孫鳳、李永芳らに賭博を強要した。結局、孫鳳は土地 19 垧、家屋 3 軒負け、李永芳は土地 15 垧負けた[77]。筆者が現地から入手した檔案資料によると、警察が賭博に関与する風潮が盛んになったため、巻き添えを恐れ、立ち退かざるを得ない宿泊客が少なからずいたという[78]。

二、馬車輸送活動とアヘン密売

第一章で明らかにされたように、農業に従事する収益が低かったため、調査対象地域では、アヘンを栽培することは農民が家計を維持するための一般的な方法であった。注意すべきは、アヘン輸送と密売も食糧販売活動の中に組み込まれていたことである。食糧を運ぶ馬車の目的地は県城であり、ここはまさに地元のアヘンの消費センターだったからである[79]。

食糧の運搬と同様、農民は輸送手段に乏しいため、アヘンの輸送活動も農村有力者に牛耳られた馬車輸送活動に頼っていた。筆者の現地調査によると、調査対象地域では王氏家族であれ、秦氏家族であれ、アヘンの販売・輸送を行っていた。具体的なやり方は、馬車では気づきにくい格子を取り付け、その中にアヘンを置き、冬に食糧と一緒に密かに県城へ運搬するというものである[80]。

当時、警察は専用の検問所を設置し、通行する馬車と人がアヘンなどの禁製品を持っているかどうかを検査していた。いざ、アヘンなどを持っていることが発見されると、馬車が押収されるだけでなく、馬車を運転している人も逮捕されるようになる[81]。事実、北満各県のアヘン販売は警察と緊密に関わっていた。調査対象地域北部と境を接している樺川県の例からすれば、現地におけるアヘンの輸送と販売は地元の警察局の局長である杜希凱によって厳しくコントロールされていた。各馬車隊が密売するアヘンは、まず杜局長のところに送らなければいけない。杜局長はアヘンを自らの部下である六つの支局長に配り、彼らに県城内の商号を探して代理販売するよう命じた。もし商号が拒否すれば、杜局長は公権を運用してぬれぎぬを着せて罪に陥れる[82]。こうした状況のもとで、農村有力者はアヘンを輸送・販売するために、警察に賄賂を余儀なくされた。それによって、アヘンを輸送する馬車は安全に検問所を通過することができるようになるからである[83]。この点について、吉林省民政公署の資料には、「（アヘンの）栽培と販売は相互に関連している。官僚と悪徳商人が結託してアヘン輸送を保護する」という記述がある[84]。

農村有力者が食糧の販売活動を隠れ蓑としてアヘンを密売できるのに対し、一般農家がこのような暴利を得られる商売をしようとするなら、そのリスクは極めて高い。一般農家は県城でアルバイトをする機会を利用して、アヘンを直接県城に持って販売するのが一般的であった。警察に賄賂を贈らず、また販売時に慌てた様子をしている者は、警察の捜査の対象になりやすい。現地の檔案館資料には、農民がアヘンを無断で持ち込んで県城で販売したため、政府に逮捕され、処刑された例が多くある[85]。さらには、ロシア人や日本人などの外国人がアヘンやモルヒネを持ち込んで県内で販売し、それによって逮捕されるケースも珍しくなかった[86]。つまり、北満山岳・丘陵地帯の農村においては、アヘン密売という暴利を得られる商売は、農村有力者が警察との協力関係を構築した上に、食糧の販売を隠れ蓑として行われた活動であり、一般農家が手を染めることは難しかった。

以上から分かるように、国家機関である警察の利益も、食糧販売という地域内部の重要な経済活動の中に組み込まれていた。一方、警察と協力関係を結んだことによって、農村

有力者は賭博やアヘン密売で暴利を得ることができた。これによって、農村有力者と一般農家の間の経済格差がさらに拡大されたのである。

おわりに

本章ではまず、「県城経済」の背景の下で、依蘭県の糧桟業の繁栄を紹介した。その上で、農村地域社会では、「県城経済」を背景に食糧販売活動に基づく権力ネットワークが形成していたことを検証した。具体的には、以下の 2 点を明らかにした。

第一に、農村有力者は交通機関と武装勢力を掌握することにより、地域社会の食糧販売活動をコントロールしたことである。その背後には、農村有力者が国家による土地払い下げの過程で優位になったことがある。その意味では、食糧販売という地域内部の重要な経済活動を掌握することは、農村有力者がそれまでの国家権力浸透の過程で利益を得たことの延長線にあるといえよう。それに対し、資本の大部分を土地の購入に投入を余儀なくされた農民にとっては、輸送上の弱点によって、彼らが生産した食糧が安く買い付けられ、それゆえ搾取されるという不利な立場にあった。このことから、調査対象地域における搾取のあり方は、食糧販売活動に対する農村有力者の掌握に基づくものであったことがわかる。

第二に、食糧販売活動は単なる経済活動ではなかった。地域内部と外部の諸勢力ひいては国家権力がこうした経済活動の中に組み込まれていたからである。具体的には、まず、土匪勢力は交通要路へのコントロールを通じて、かつ車店を拠点として活動していた。これによって、農村有力者と土匪勢力が協力関係を結んだ。次に、農村有力者と土匪勢力も食糧販売活動を通じて、県城における糧桟商人とのつながりを築いた。最後に、国家の暴力装置である警察も食糧販売活動を通じて賭博業とアヘン密売を経営していた。以上からみて､農村有力者は食糧販売活動を通じて地域社会の権力ネットワークを築いたといえる。このようにして、農村有力者は自らの社会関係を大きく拡大し、その影響力を地域外部にまで及ぼすことができた。こうしたことは、経済的格差のみならず、有力者と農民との社

会的地位の格差も生み出したと考えられる。

図と表

図 2-1　依蘭県商埠地略図

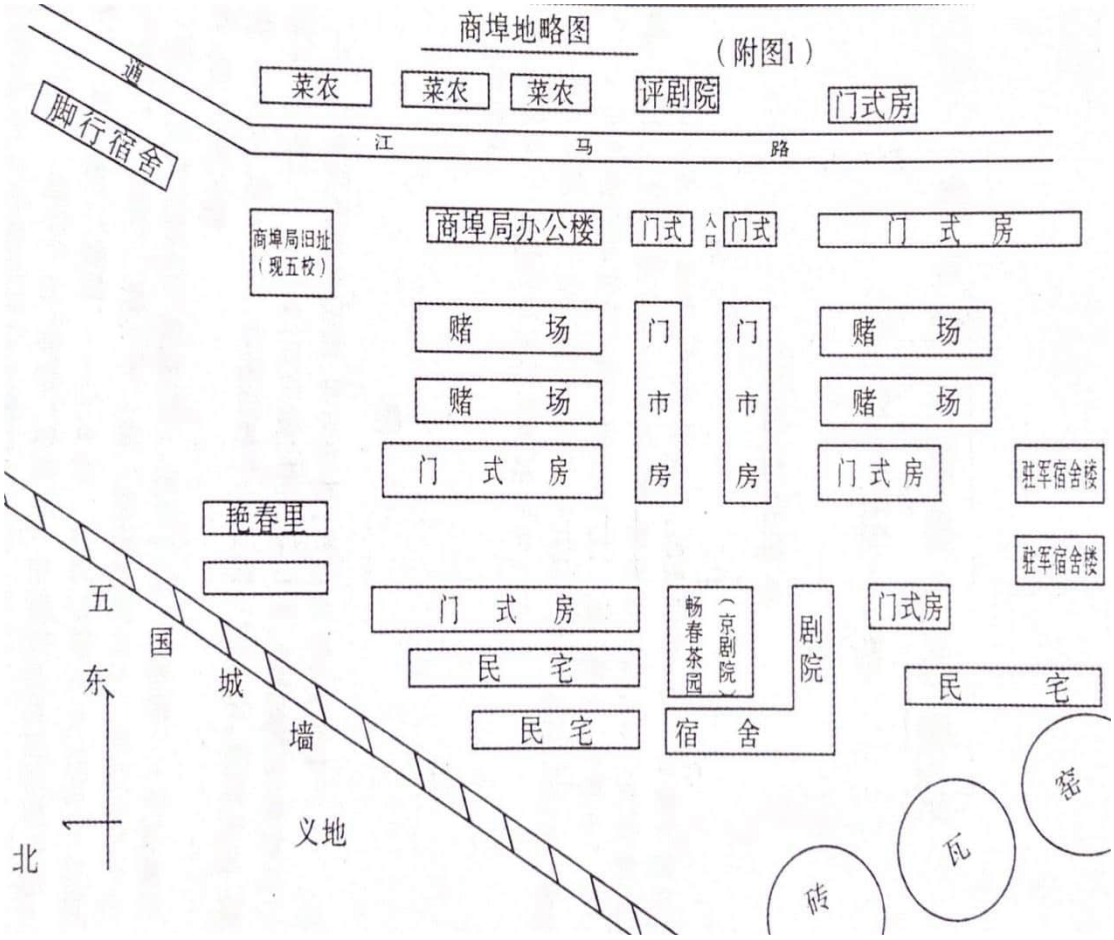

出所：中国人民政治協商会議依蘭県委員会編『依蘭文史資料（総合版）』内部発行、2008年、373頁。

図 2-2　満洲農産物の流通ルート

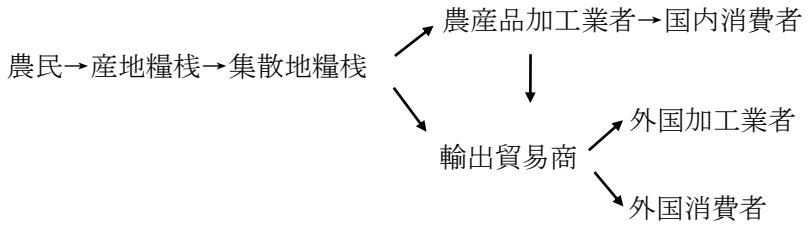

出所：衣保中『東北農業近代化研究』吉林文史出版社、長春、1990 年、192 頁。

図 2-3　民国時期依蘭県糧桟群の位置

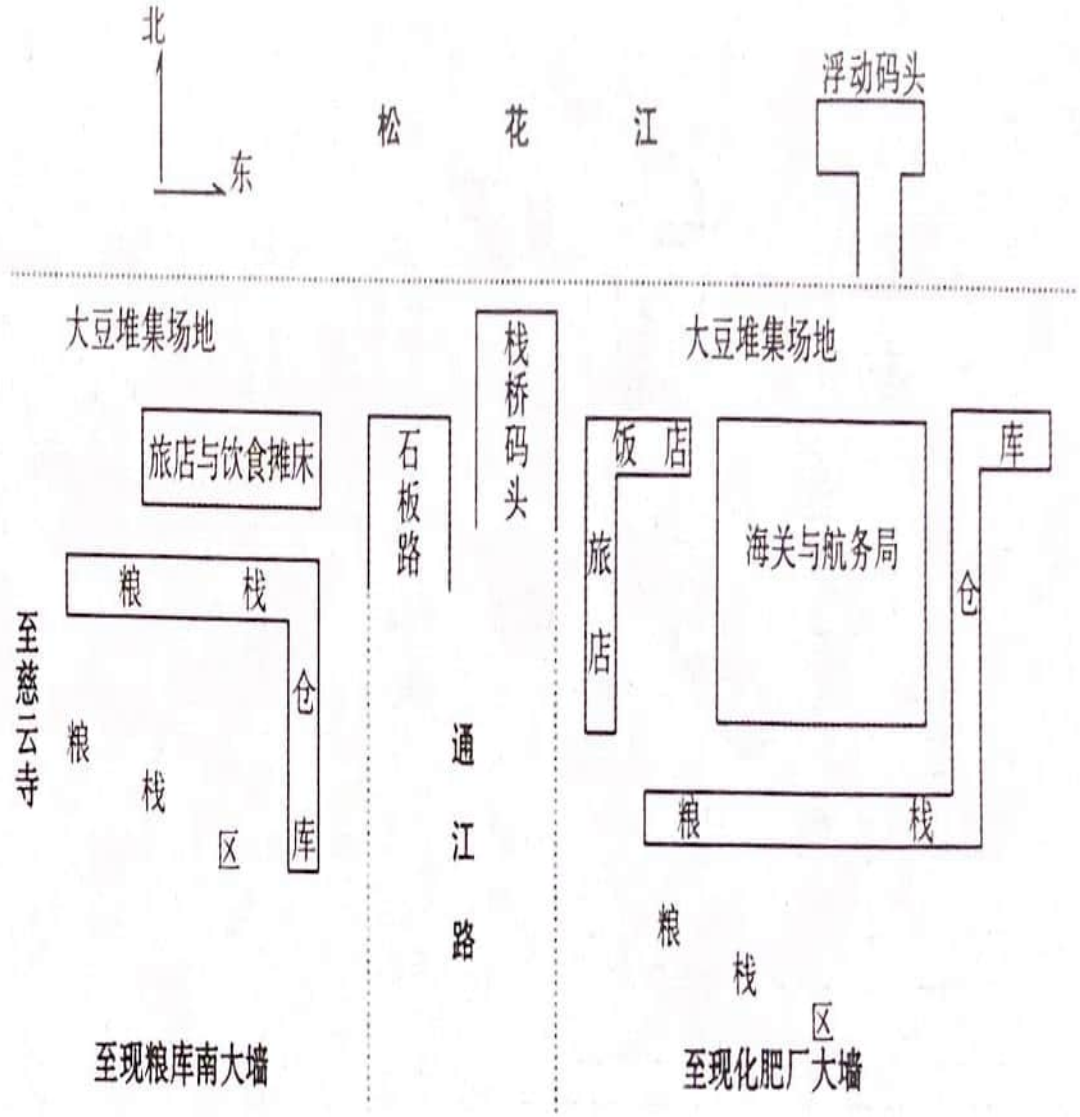

出所：中国人民政治協商会議依蘭県委員会編『依蘭文史資料（総合版）』内部発行、2008 年、374 頁。

図 2-4　食糧輸送を行う馬車

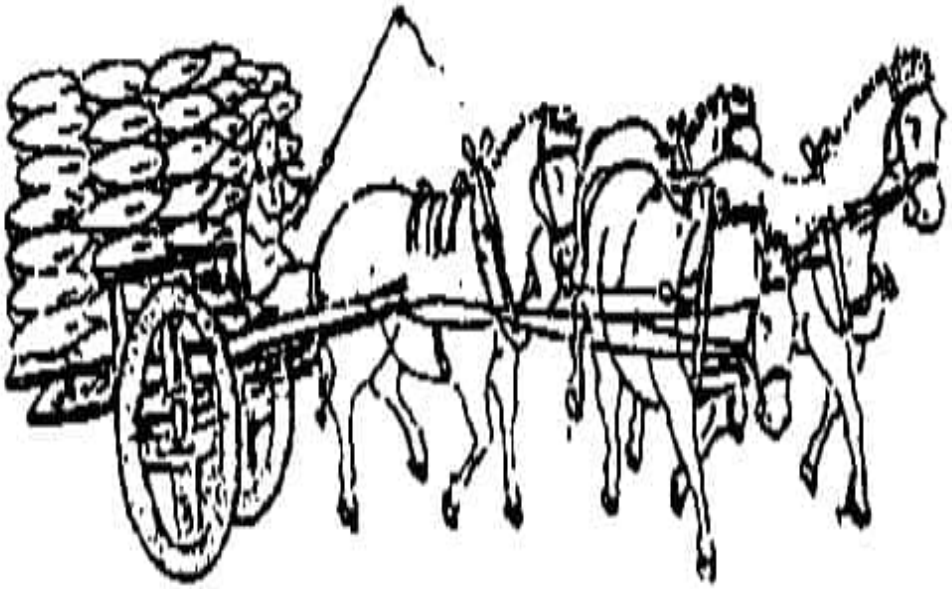

出所：黒龍江省地方誌編纂委員会『黒龍江省誌第 19 巻（交通誌）』、黒龍江人民出版社、哈爾濱、416 頁。

図 2-5　調査対象地域王氏家族馬車隊の食糧輸送路線

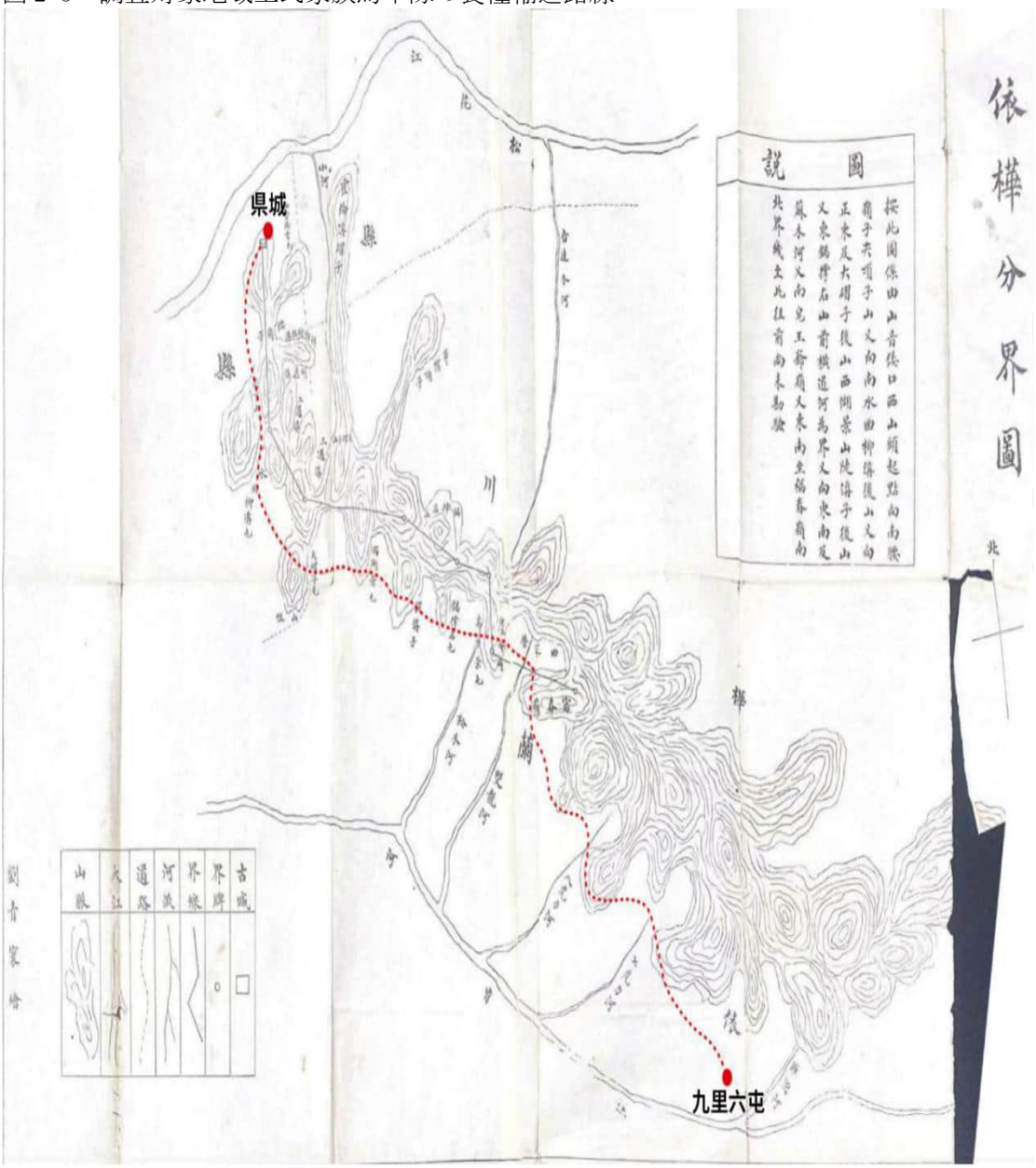

出所：吉林依蘭道公署、宝清分防公署「荒地分界図三張」、1913 年-1915 年。 樺川県檔案館、文書番号 589-656-553。

図 2-6　調査対象地域秦氏家族馬車隊の食糧輸送路線

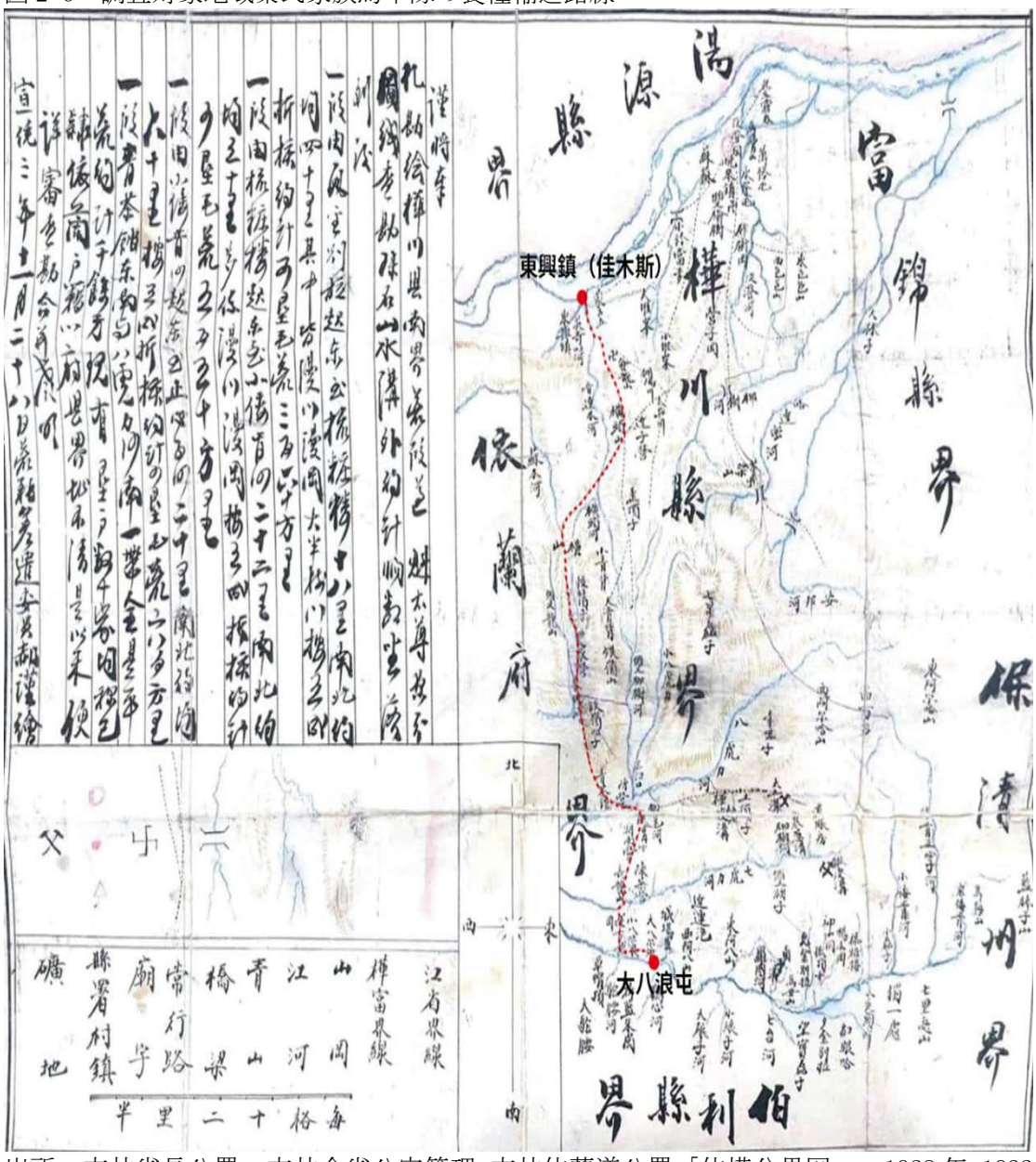

出所：吉林省長公署、吉林全省公安管理 吉林依蘭道公署「依樺分界図」、1928 年-1932 年。樺川県檔案館、文書番号 681-748-4046。

図 2-7　樺川県各区警察の「会哨」地点図

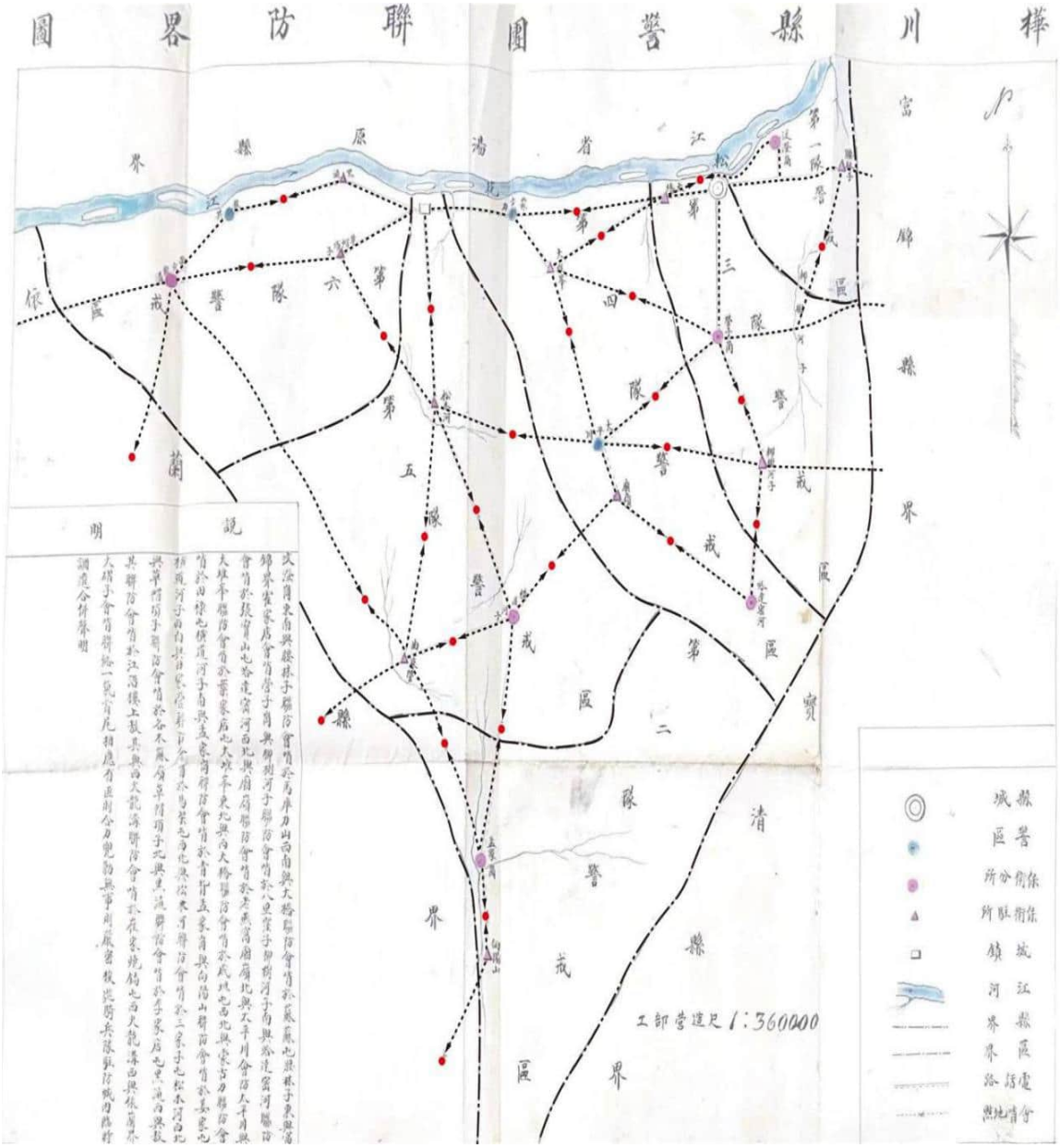

注：破線矢印の交点が警察の「会哨」地点である。

出所：吉林省長公署、吉林依蘭道公署「樺川県警団聯防図」、1918 年-1922 年。樺川県檔案館、文書番号 114-180-2062。

図 2-8　北満各県連合防衛「会哨」地点図

出所：吉林全省警務処、吉林依蘭道公署、樺川県行政公署「爲下発清郷巡緝隊組織大綱事和催報官兵薪餉及経費概算書的訓令」、1921 年-1924 年。樺川県檔案館、文書番号 390-457-2064。

表 2-1　北満農家の農業資本の構成状況

種類	総計		平均			家族 1 人当たり（男女）
			1 戸当たり	実際種まき面積 1 垧当たり	自家労働者 1 人	
土地資本	元	%	元	元	元	元
動物資本	490,997.50	76.0	7,014.25	188.18	2,071.72	426.95
建物資本	45,071.68	7.0	643.78	17.27	190.18	39.19
農具と器具	81,949.97	12.7	1,170.71	31.41	345.78	71.26
資本	27,584.28	4.3	394.06	10.57	116.39	23.99
計	645,603.43	100.0	9,222.80	247.43	2,724.07	561.39

出所：南満洲鉄道株式会社総務部調査課編『満洲の農業』大空社、東京、2009 年、144 頁。

表 2-2　北満 86 屯農家土地経営の規模と馬車（大農具）所有数（1 世帯当たり平均）

土地経営規模	無耕作	1 垧未満	1 垧以上	5 垧以上	10 垧以上	20 垧以上	50 垧以上	100 垧以上
馬車所有数	—	—	0.1 台	0.3 台	0.7 台	1.0 台	1.4 台	2.3 台

出所：日満農政研究会新京事務局編『満洲農業要覧』発行地不明、1940 年、161-162 頁より、筆者作成。

表 2-3　調査対象地域各村落有力者の馬車所有数

	馬車所有数	備考
王氏家族（九里六屯）	6-8 台	食糧販売活動に従事
秦氏家族（大八浪屯）	2-3 台	食糧販売活動に従事
関氏家族（撿草溝屯）	-	糧桟を経営し、調査対象地域の不在地主である
隋氏家族（大八浪屯）	1 台	豆腐屋を経営し、食糧販売活動を兼営している
黄氏家族（撿草溝屯）	1 台	醸造業に従事し、食糧販売活動を兼営している
許氏家族（九里六屯）	不明	食糧販売活動を兼営している

出所：インタビューより、筆者作成。

表 2-4　調査対象地域馬車の積載量と速度

季節	使用期間	積載量	速度	駄夫	馬頭数	行程
夏	4-10 月	1000-1300 斤	2-3.5 キロメートル	1	4	30 キロメートル
冬	11-3 月	1500-2000 斤	3.5-5 キロメートル	1	4	35 キロメートル

出所：大東亜省編『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』海外移植民調査資料第 5 輯、調査資料第 13 号、大東亜省、1943 年、141 頁。

注釈

[1] 安冨歩「定期市と県城経済――1930 年前後における満洲農村市場の特徴」『アジア経済』第 43 巻第 10 号、2002 年。

[2] 南満洲鉄道総務部調査課編『吉林省東北部松花江沿岸地方経済事情（調査報告書第 9 巻）』大連、1921 年、331 頁。

[3] 中国人民政治協商会議依蘭県委員会編『依蘭文史資料（総合版）』内部発行、2008 年、363 頁。

[4] 哈爾濱満鉄事務所編『北満概観』商務印書館、上海、1937 年、154 頁。

[5] 黒龍江省依蘭県誌弁公室編『依蘭県誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1990 年、478 頁。

[6] 斎藤征生『満洲に於ける糧桟――華商穀物問屋の研究』南満洲鉄道株式会社、1931 年、1 頁。

[7] 黒龍江省地方誌編纂委員会『黒龍江省誌第三十八巻糧食誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1994 年、128 頁。

[8] 『依蘭県誌』前掲書、478 頁。

[9] 『依蘭文史資料（総合版）』前掲書、366 頁。

[10] この点について、安冨歩の研究を参照することができる。安冨の研究によると、1930 年代までに、満洲地域の定期市は主に鉄道沿線に分布していた。鉄道が敷かれていない北満の広大な地域では、定期市はほとんど見られなかったという。「定期市と県城経済――1930 年前後における満洲農村市場の特徴」前掲論文、2002 年。

[11] ヤシュノフ『支那農民の北満植民と其前途』大阪毎日新聞社、大阪、1931 年、157 頁。

[12] 安冨歩『満洲暴走隠された構造――大豆・満鉄・総力戦』角川書店、東京、2015 年、54 頁。

[13] 中国人民政治協商会議黒龍江省依蘭県委員会文史資料研究委員会編『依蘭文史資料第二輯』内部発行、1986 年、119 頁。

[14] 「定期市と県城経済――1930 年前後における満洲農村市場の特徴」前掲論文、2002 年、10 頁。

[15] 「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」『満鉄農村調査――地方類第 1 巻総第 7 巻』広西師範大学出版社、桂林、2018 年、606 頁。

[16] 吉林民政長公署「吉林民政長公署爲予防馬瘟方法及対死馬処置事的訓令」、1913 年 4 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-7288。

[17] 南満洲鉄道経済調査会編『資源調査書類第 4 編第 2 巻満洲農業資源調査報告（続 5）』南満洲鉄道株式会社、1935 年、265 頁、307 頁。

[18] 黒龍江省樺南県誌弁公室編『樺南県誌』黒龍江科学技術出版社、哈爾濱、1991 年、285 頁。

[19] 哈爾濱事務所編『調査時報第 2 巻第 3 号北満に於ける特産物取引事情其二』南満洲鉄道株式会社、1923-1925 年、16 頁。

[20] 『調査時報第 2 巻第 3 号北満に於ける特産物取引事情其二』前掲書、18 頁。

[21] 南満洲鉄道株式会社臨時経済調査委員会編『満洲における荷馬車』南満洲鉄道株式会社、1928 年、4 頁；127 頁。

[22] 北満の馬車輸送活動は、中国西南地域における「馬幇」と似たもので、現地では「走垛」とも呼ばれていた。「垛爺」とは、元々、現地の地理環境や商業経路や農村のルールを熟知する人を指す。

[23] 龔 ZW に対するインタビュー記録、2018 年 8 月 11 日。

[24] 満洲国政府大同学院編『滿洲國地方事情』大同印書舘、1934 年、205 頁。

[25] 東北物資調節委員会編『東北経済小叢書（流通篇上）』中国文化服務社瀋陽印刷場、瀋陽、1948 年、2 頁。

[26] 守田利遠『満洲地誌（下巻）』丸善株式会社、東京、1906 年、139 頁。

[27] 龔 ZW に対するインタビュー記録、2018 年 8 月 11 日。

[28] 黒龍江省依蘭県糧食局史誌弁公室編『依蘭県糧食誌』内部発行、1989 年、69 頁。

[29] 『東北経済小叢書（流通篇上）』前掲書、4 頁。

[30] 黒龍江省地方誌編纂委員会『黒龍江省誌第七巻農業誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1993 年、128 頁。

[31] 尹 YZ に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 27 日。また、農民が食糧を、直接車店に委託して運搬する場合もあり、運賃は食糧市場価格の約 20%であったという（『調査時報第 2 巻第 3 号北満に於ける特産物取引事情其二』前掲書、20 頁）。

[32] 斎 SY に対するインタビュー記録、2023 年 7 月 17 日。

[33] 樺川県行政公署「樺川県行政公署爲整頓地方収入開源節流弁法事的訓令」、1918 年 9 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6828。

[34] 『東北経済小叢書（流通篇上）』前掲書、3 頁。

[35] 『東北経済小叢書（流通篇上）』前掲書、3 頁。

[36] 近藤康男『満洲農業経済論』日本評論社、東京、1942 年、161 頁。

[37] 王大任「撕裂的郷村——日本植民統治対中国東北農村階層構造的衝撃与異化」『中国経済史研究』2018 年第 4 期、135 頁；満鉄経済調査会『滿洲経済年報(1935 年）』改造社、1935 年、274 頁。

[38] 『東北経済小叢書（流通篇上）』前掲書、2-3 頁。

[39] 「樺川県行政公署爲整頓地方収入開源節流弁法事的訓令」前掲資料。

[40] 吊は貨幣の計量単位で、1 吊あたり 1000 文銭である。筆者が入手した檔案館資料によると、1914 年、依蘭県及び周辺地域では、銀元 1 元は 17 吊 500 文に相当していたという（吉林省財政庁「吉林省財政庁爲税款徴収事的訓令」、1914 年 10 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6952）。

[41] 東支鉄道商業部編（大河原厚仁訳）『吉林省露国東清鉄道商業部調査——満洲の富源』遼東新聞社、1917 年、642 頁。

[42] 樺川県行政公署樺川県商務会「会爲報月份糧価表事的批、呈」、1914 年 2 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-7394。

[43] 樺川県行政公署「爲改収斗格捐仍応按法定収取事的訓令」、1921 年 9 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6964；樺川県行政公署「爲王星垣状訴石殿栄売糧不付事的審結案」、1922 年 1 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-2575。

[44] 樺川県行政公署、佳木斯商会「爲義盛恒糧棧歇業事的備案、呈」、1924 年 4 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-2680。また、青田買いのリスクは、糧栈と他の商号や買収業者との間の契約や債務関係にも表れている。県城における糧栈は一般的に集散地大糧栈や国内外の買収業者と食糧売買契約を結ぶため、食糧の交付が延期されると複雑な紛争や大量の訴訟を引き起こすことになる。その影響は糧栈業全体に及び、県城の名声までもが損なわれる。しかし、青田買いは公式に禁止されたものの、利益が大きいため、この現象は何度禁止されてもなくならなかった（吉林省財政庁、樺川県行政公署「為禁止商民売買期糧、買青売青事的訓令、呈」、1928 年 7 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-7260）。

[45] 尹 YZ に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 27 日。

[46] 樺川県行政公署 「爲樺川利農公司携款帯槍購糧被富錦県扣留事件処理事給富錦県公署的公函」、1928 年 8 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-722。

[47] 樺川県行政公署「吉林省東北路兵備道及樺川設治局札飭放荒簡章」、1911 年 6 月。樺川県檔案館、文書番号 149-1-103。

[48] 吉林省政府、樺川県政府「爲修建孟家崗街基道路橋梁用款事的批、呈」、1926 年 7 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6872。

[49] 龔 ZW に対するインタビュー記録、2018 年 8 月 11 日。

[50] 地元の商業活動は車店を中心に展開されていたため、「XX 店」と名付けられた村落が少なからずあった。

[51] 中国人民政治協商会議樺南県委員会文史資料研究委員会編『樺南文史資料第四輯』内

部発行、1985 年、14 頁。

[52] 満洲泰阜分村-七〇年の歴史と記憶編集委員会編『満洲泰阜分村――七〇年の歴史と記憶』不二出版、2007 年、415 頁。

[53] 満洲開拓史復刊委員会編『満洲開拓史』全国拓友協議会、1980 年、124 頁。

[54] 中国人民政治協商会議黒龍江省佳木斯市委員会文史資料研究委員会編『佳木斯文史資料第四輯』内部発行、1985 年、121 頁。

[55] 孫訪友（即ち、孫栄久）は、北満で有名な土匪首領である。満洲事変後、孫は抗日活動を行い、1939 年に満洲国当局に投降した。終戦直後、孫は国民政府に改編され、中央軍第十五集団軍第二先遣軍軍長を務めた。1947 年には、孫は合江人民自治軍に捕らえられ、土匪として処刑された。

[56] 中国人民政治協商会議勃利県委員会文史資料研究委員会編『勃利文史資料第三輯』内部発行、1986 年、122-123 頁。

[57] 龔 ZW に対するインタビュー記録、2018 年 8 月 11 日。

[58] 田志和・高楽才『関東馬賊』吉林文史出版社、1992 年、50 頁。

[59] 野口良生「松花江下流地方の経済事情卑見」（伊藤武雄ほか編『現代史資料』みすず書房）、1966 年、766-769 頁。

[60] 吉林巡按使公署、依蘭道公署、樺川県行政公署「爲協剿綁票土匪事的訓令」、1915 年 9 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-3935；樺川県行政公署「爲孫廷発与畢遠山馬匹糾紛事的判結案」、1921 年 3 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-3207。

[61] 樺川県行政公署「樺川県警察所爲翟東濤種大煙事的判結案、呈」、1919 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-3381；曹保明編『東北馬賊史』祺齢出版社、三重、1994 年、131 頁。

[62] 樺川県行政公署「樺川県行政公署爲孫福官司縦子爲匪事的判結案」、1924 年 12 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-4014。

[63] 尹 YZ に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 27 日。

[64] 農村で土地を購入したが、県城に住んでいる地主を指す。

[65] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[66] 佐藤武夫の調査によると、県城に住んでいる不在地主は様々な社会関係を通じて農村の中で代理人を探し、農村権力構造の中で影響力を持つようになったという。本研究では、糧桟を経営する関氏家族と農村有力者の王氏家族の関係はこれに該当するといえる（佐藤武夫「スレツシヤーと北満農業」満鉄経済調査会編『満鉄調査月報』昭和 16 年第 21 巻 1 号、110-112 頁）。

[67] 黒龍江省地方誌編纂委員会『黒龍江省誌第三十八巻糧食誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1994 年、36 頁。

[68] 関 YL に対するインタビュー記録、2018 年 8 月 9 日。

[69] 依蘭県商会「為刁翎盗匪潜派同類到街購買各種物品各商号不准売与現有友軍派遣飛機携帯大砲前往刁翎進剿不日即行殄滅切勿造作謠言事的通告」、1933 年。依蘭県檔案館、文書番号 L108-1-99-2；依蘭県商会「為通告各商号未奉明令許可不准販売銃械火薬事的通告」、1933 年。依蘭県檔案館、文書番号 L108-1-99-3。

[70] 樺南県警察局「犯人統計表」、1947 年。樺南県檔案館、文書番号 01116-0116-5。

[71] 『樺南県誌』前掲書、12 頁。

[72] 吉林省全省警務処、吉林依蘭道公署「爲制定軍警団隊行旅食宿給費規則事的訓令」、1920 年 3 月。樺川県檔案館、文書番号 358-425-6279。

[73] 吉林省長公署、吉林督軍公署、依蘭道公署「爲訂定軍警団隊行旅食宿規則及籌設官店章程事的訓令」、1925 年 9 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-7377。

[74] 吉林全省警務処、吉林清郷局、依蘭道公署「爲委任許蘭州爲吉江両省剿匪総司令事的訓令+取締軍人私自買売槍弾条例」、1921 年 12 月。樺川県檔案館、文書番号 396-463-6860。

[75] 吉林省民政庁、吉林省公安管理処、樺川県政府「爲調驗公務員禁煙保潔実施細則及条

例事的令」、1929 年-1931 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-1061 ;樺川県行政公署「爲火龍溝薄家店聚賭囲車殴辱公差野蛮不法事的処理案」、1913 年 2 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-3175。

[76] 樺川県設治局「札飭悦来鎮巡官尽数拿獲匪徒開賭抽頭案犯」、1910 年。樺川県檔案館、文書番号 149-1-181。

[77] 樺川県行政公署「爲保衛団連長楊興閣設賭私自逮捕他人事的判決案」、1926 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-5074。

[78] 樺川県設治局「爲聶長清放賭抽頭事的判決案」、1912 年 3 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-4825。

[79] 民国時期、依蘭県城内には煙館が 7 カ所あったという。王維静『依蘭旧聞録』華夏翰林出版社、北京、2005 年、78-79 頁。

[80] 尹 YZ に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 27 日。

[81] 「関於哨卡、哨駅検査弁法」、1914 年 9 月 17 日。依蘭県檔案館、文書番号 4-1-20 ; 吉林省民政庁、吉林省公安管理処、樺川県政府「爲調驗公務員禁煙保潔実施細則及条例事的令」、1929 年-1931 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-1061。

[82] 樺川県行政公署、依蘭鎮守使署「爲委撤県公安局長事的令」、1931 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-507。

[83] 尹 YZ に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 27 日。

[84] 吉林省民政長公署「吉林省民政長公署爲禁種、禁吸、禁運禁煙事的訓令」、1914 年 5 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-748。

[85] 樺川県行政公署「爲張殿文割大煙事的判罰案」、1919 年 11 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-3379 ; 樺川県行政公署「樺川県行政公署爲霍順販売煙土事的判結案 」、1913 年 12 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-3390 ; 樺川県行政公署「対帯煙土犯孫玉徳的判結案」、1919 年 11 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-3424。

[86] 吉林省高等審判庁、依蘭道公署、樺川県行政公署「這包運鴉片煙犯俄人柴德利克的刑事判決案」、1921 年 3 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-3439；樺川県行政公署「爲日本人木村販売嗎啡案的批」、1914 年 9 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6180。

第三章　民国政府の統治と地域社会

はじめに

第一章と第二章では、調査対象地域の地域的特徴と権力構造について検討した。要約すると、二つの結論が導き出せる。第一に、最初に調査対象地域に入り込んだ移民が国家権力の浸透とともに地位を確立し、安価な土地を取得し武力を持ったことにより、農村地域の有力者となったこと。第二に、これらの農村有力者が、地域社会が世界市場につながる過程のなかで、従来得ていた利益をさらに拡大したことである。本章から第六章まで、国家権力と地域社会の関係、すなわち国家がいかにして農村から資源を獲得するのかを考察する。

本章で考察する国家権力の主体は、民国政府である。民国成立以降、政府が直面し続けてきた重大な課題は財政不足である。一方で、民国政府は国家政権構築の必要性に鑑み、地方で警察を拡充したり、新式学堂を開設したりしている。他方で、1920 年代に入ると、満洲を支配する張作霖政権が関内の軍閥との戦争に次々と巻き込まれていた。これらの状況のもとで、いかにして財政収入を増やすのかが課題となった。本章では、国家と農村社会の接点といえる税金に注目し、民国政府が農村からいかに税金を徴収していたのかを考察する。

数十年にわたる土地丈放政策の実施により、北満地域は人口が増加し、耕地面積も急増した。当然ながら、これらの新たに増加した人口と開墾された土地は国家の重要な税源となった。こうした背景を踏まえ、民国政府はより効果的な徴税を目指し土地整理事業を展開し、行政体制の変更や治安回復策の実施を推進した。本章では、まず、なぜ土地整理事業の効果が低かったのか、徴税を目的とした行政体制の変更や治安回復策がなぜ失敗したのかを説明する。次に、国家の田賦が十分に徴収されなかったという背景のもとで、国家がどのような方法で農村から税収を取得したのかを明らかにする。

第一節　国家権力の浸透

一、民国政府による土地整理事業の展開

1、清丈の実施

清末から、北満各県では丈放政策の実施により、人口が増加し、土地開墾面積が急速に拡大した。例えば、調査対象地域に隣接する樺川県では、1910 年に耕地面積が 19640 垧であったが、1913 年には 36865 垧にまで増加した[1]。この背景の中、国家は農村の土地占有状況を整理し、これを徴税の根拠としようとした。すなわち、「国庫収入を充実させるために、土地整理を最優先とする」ということである[2]。このため、依蘭県政府は 1914 年に清丈局を設立し、県内の土地を整理する作業、すなわち「清丈」を開始した[3]。具体的な方法は、清丈員を農村地域に派遣して各種な土地を丈量し、農村の土地所有権を確定し、その上で新しい地券を農家に発行する[4]。**表 3-1** は、依蘭県の各地区の清丈員の名前と清丈を担当する村落を示すものである。

民国政府が清丈を行う重要な目的の一つは、民間による土地の買い占めと投機を取り締まることであった。農村における土地問題は、土地丈放初期に農村の有力者層が極めて低い価格で大量の土地を手に入れたのにもかかわらず、耕作せずに投機売買に利用していることに、民国政府は気がづいた。依蘭道公署が指摘したように、「官僚士紳、農村の豪強などが大量の土地を買い占め、値上げして利益を得ている一方で、零細な農家は購入する余裕がない...（中略）何年も経つと、（土地は）だんだんと不毛なものになる」[5]。この状況は移民事業にとって不利であり、政府の税収にも影響を与えた。この現象を抑制するため、民国政府は清丈を基に以下の 2 つの政策を推進しようとした。①荒価（官荒の販売価格）の徴収。第一章で検証したように、北満の農村では、半額の荒価を納める（認領官荒）または荒価を納めない（私占官荒）状態で多くの土地を占有する有力者が多かった。民国政府は、丈放期間中に未納または不足していた荒価を徴収することを目的とし、清丈を実施した。具体的には、土地測量が完了すると、清丈員が農家に「伝票」（督促状）を発行し、代金の催促を行う。（**図 3-1** が「伝票」の様式である）。期限までに全額が支払

われない場合、政府が土地を回収し、再度払い下げることになる[6]。②「搶墾」政策の実施。清丈後、もし農家が一定面積以上の土地を占有し、耕作せずに荒廃させた場合、政府は「搶墾章程」に基づいて処理する。「吉林省搶墾章程」の規定によれば、依蘭県やその他の県において、135 垧以上の荒地を占有しながら耕作せずに荒廃させた場合、土地所有者の同意を得ることなく移民が開墾を行うことができる。開墾が完了すると、土地の 60%は開墾した農家に、40%は元の土地所有者に帰属する。元の土地所有者は開墾者に金銭を請求することはできず、その地券も無効となる[7]。

清丈のもう一つの目的は、農村の各戸間での土地所有権をめぐる紛争に対処することであった。調査対象地域と周辺地域では、農村有力者が様々な手段で国家の土地を不当に占有するだけでなく、権勢を循に、他の農家の土地を横領していた。その中で、「強扣地券」と「無理霸段」は最も一般的であった。「強扣地券」とは、土地を売却する者が相手に地券を渡さず、土地を売却する行為を指す。筆者が取得した檔案館所蔵する文書資料には、農村有力者が地券を差し押さえて何度も土地を売却し、不当な利益を得る事例が多数存在していた[8]。「無理霸段」とは、権勢を笠に着て他人の土地を強制的に占有する行為を指す。多くの檔案資料によると、有力者が権勢を頼んで他人の土地を占有し、農民が地券を持って開墾しようとしても追い出される事例が多く見られた[9]。これらの不正行為が民間で土地を巡る紛争を引き起こした。民国政府は清丈の際にこれらの紛争を解決し、これに基づき、農家に新しい地券を交付する[10]。その実態については、**図 3-2** を参照することができる。**図 3-2** が示すように、農家の馬氏が農家の王氏から横領した土地を農家の倪氏に売り、利益を得た。清丈の結果、馬氏はやむなく王氏から横領した土地の返還を余儀なくされた。

以上から明らかなように、民国政府が土地整理事業（清丈）を展開する主な目的は、農村有力者が土地丈放の過程で得た多くの不当な利益を排除するということである。これらの不当な利益の獲得こそ当該地域における人と土地の関係における問題の根幹であろう。では、清丈は順調に進行できたのだろうか。次の節では、この点について具体的に考察す

る。

2、清丈の失敗

民国政府の清丈はある程度の成果を挙げたが、全体として見ると、成功とは言えなかった。それは、農民の広範囲な反発を招いたからである。清丈の主な矛先は本来、土地を多く占有する有力者層に向けられていたが、なぜ農民の反発を招いたのか。この点を簡単に説明しておこう。

清丈の失敗は、まず地域的特徴と関係している。第一章で述べたように、調査対象地域では、農民が生存のために荒価（官荒の価格）を納めず、荒地を私的に開墾する現象が一般的であった。もちろん、有力者が投機目的で土地を大量に占有することとは異なり、農民が荒地を開墾するのは生存のためだと言える。しかし、国家の立場から考えると、両者には違いはなく、農民が私的に開墾した土地も清丈の対象であった。また、多くの農民が収入を増やすためにアヘンを栽培していた。これは民国政府が固く禁じる行為であった。清丈の過程でアヘンを栽培していることが発覚すれば、土地だけでなく、栽培者も逮捕されることになる[11]。

一方、清丈の実施過程において、末端組織の行政職員が収賄をする悪弊が根絶されることはなかった。この背景のもと、裕福な階層は清丈員に賄賂を贈り、私的に占有する土地を隠す一方、貧困層は賄賂を支払う能力がないため、清丈員によって土地が多く計算されるという状況が横行したという[12]。

吉林巡按使公署が指摘したように、「吉林省では清丈の悪弊が非常に多い。清丈員が土地を丈量する際、農家がお酒や食べ物でもてなしたり、直接賄賂を贈ったりして、私的に占用した土地を測量しないよう求めることが頻発している。その結果、清丈員は往々にして農家が提供した賄賂の量に応じて土地の面積を決める状況に至っている...各清丈員は清廉潔白であることを切に望み、私利私欲を図り不正を行う者がいれば、本巡按は厳罰に処すことを断じて赦さない」と述べている[13]。

以上から、清丈員が収賄する現象は清丈の実施過程で極めて一般的であったことがうかがえる。調査対象地域においても、裕福な有力者家族が清丈員に金銭で賄賂を贈り、自家の私的に占用した土地を申告しなかったり、他の農家との土地所有権をめぐる紛争で清丈員を自分側に引きつけさせたりすることがよく見られた。例えば、秦氏家族は調査対象地域に進出してから数年でかなりの富を蓄え、調査対象地域で最も多くの土地を占有し、私占した官荒も最も多かった。清丈員が土地を測量する際、秦氏一族の秦品一は清丈員に賄賂を贈るために大洋（銀元）を赤い紙で包んで持参する。土地を多く占有する他の有力者もこれに倣った[14]。理論的には、農村有力者が丈放過程で得た多くの不正な利益は、清丈の過程で排除されるべきであった。しかし、清丈員が収賄する状況が存在していたため、これらの不正な利益が逆に保持された。これは明らかに民国政府が清丈を行う目的と反している。

以上のことを踏まえ、農民は清丈に強く抵抗する動機を持っている。清丈に対する農民の抵抗手段は主に①清丈員をごまかす、②清丈員の安全を脅かす、③集団で清丈局を襲撃するという 3 つに分けられる。以下にそれぞれについて説明する。

①について、これは主に農民が地券の紛失・焼失・盗難などを口実に清丈員をごまかすことを指す。北満各県の農村では地券の状況が非常に複雑であった。地券の種類だけで言えば、清朝時代に将軍衙門、依蘭副都統や富錦協領衙門によって発行された地券、民国政府によって発行された地券、民間で私的に取引を行う際に結んだ契約などがあった。この状況は清丈の困難さを増した。農民が意図的に欺瞞し、ごまかすこともあり、清丈は展開しにくくなった[15]。

②については、依蘭県の清丈局が現地に駐屯する軍隊に兵士を派遣して清丈員を保護するよう要請したことから、農民は清丈員の安全を脅かすことがわかる。「依蘭の農家は少なく、昨年と今年は水害に見舞われ、農民の生活が困難である。農村に土地調査に行く清丈員に対し、農民は敵意を持っている...(中略)このため、兵士を派遣し護衛するよう要請する」[16]。

③については、①②以外に、より激しい手段で清丈に対抗する農民もいる。樺川県の檔案の記録によると、国利民福という清丈の本来の趣旨を理解しないため、北満各県の農民が清丈員を罵倒したりし、さらに集団で清丈局を襲撃する行動が横行し、ついには政府が軍隊を派遣して鎮圧せざるを得ない状況に至ったという[17]。

以上から、民国政府の土地整理事業が成功しなかったことが明らかであり、国家は農村土地の実質的な占有状況を把握することが極めて困難であった。さらに、清丈員が賄賂を受け取る状況も存在し、農村有力者が丈放期間中に得た不当な利益が排除されなかった。要するに、清末民初から始まった土地丈放過程で生じた移民の土地占有の価格の差が極めて大きいという問題は、清丈では解決されなかった。さらに、土地整理事業自体が莫大な費用を要し、民国政府は最終的に妥協せざるを得なかった[18]。吉林省公署は1924年10月に公文書を公表し、「各県の清丈事業は数年間にわずかの進展がない」と認め、今後は依蘭などの8県の土地登記を自己申告に変更した[19]。

二、行政制度の変動とその影響

1、清末新政と民国政府の区村制の導入

国家は土地整理事業を進めるのと同時に、行政体制と徴税の一体化を目指して一連の新しい制度を導入した。そのなかには、農村自治を推進する清末新政と民国政府が推進する区村制が含まれる。以下、行政制度の変動の過程を簡単に紹介する。

清末新政は1907年から1911年まで実施された。その重要な内容の一つに、農村自治の推進があった。その手法は、行政区域を設定し、地方で選挙を実施することであった。1910年、調査対象地域が所属していた吉林省は「吉林省城鎮郷地方自治施行細則」を発表し、州や県以下の行政機関として「郷」を設置し、郷董事会（郷自治協議会）を設立することを定めた。董事会に郷董事や郷佐を設置し、農村の自治事務を管理させた[20]。1914年、民国政府は地方自治を停止するよう命じ、その代わりに各郷の行政職員は国家によって任免されることになった。これは後の国家による区村制の実施の土台を築いた。

1922 年、民国政府は正式に区村制を導入した。区村とは、全県をいくつかの区（区は元の郷レベル行政機関に相当）に分割し、区以下にいくつかの行政村を設置して自然村を管理する制度である。各区には区長 1 名と助手 1 名が設置される。各行政村には村長 1 名、副村長 1 名、村董事 5-11 名が設置され、徴税を含む各種業務を処理させた[21]。また、村長、副村長、および村董事を志望する者には、国家が多くの資格上の制限を設けた。これには、村長には中学堂以上の学歴を持つか、地方行政業務を主導し、成果を挙げた経験があるか、地方の公益事業を遂行し、品行が端正であることが求められた[22]。さらに、村長、副村長、または村董事に選出される者は、所属する県の知事によって認定され、県の組織法に従い、学習者として研修所で学習した後に着任することが求められた[23]。以上から分かるように、清末新政で推進された村落の自治が単に郷レベルの行政区画を設定するだけであったのに対し、民国時期の区村制は国家権力をさらに郷レベルの行政機関以下の農村地域社会へと発展させた。この背景のもとで、行政村の地位は際立っている。国家は区村制を枠組みとし、徴税の責任を行政村に確定させ、国家の意志が伝達できる代理人が区村の行政体制に参入できるようにしようとしたのである。

2、調査対象地域への影響

では、行政体制の変動は調査対象地域にどの程度影響を与えたか。結論から先に言えば、清末新政で推進された村落の自治であれ、民国政府が推進した区村制であれ、調査対象地域に与えた影響は限定的であった。

開拓初期の調査対象地域は戸数が少ない複数の自然村によって構成されていた。清末民初においては、国家がまだ「郷」以下の行政区画を設けていなかったため、清末新政で推進された農村自治が調査対象地域に及ぼした影響が限定的であったことは、理解に難くない。

民国政府が導入した区村制も同様に、調査対象地域に与えた影響は限定的であった。区村制の背景のもとで、いくつかの自然村を管理するための行政村が設置されたが、周縁部

地帯にある調査対象地域に及ぶことが難しかった。**表 3-2** は民国政府支配時期に設置された依蘭県の区村の具体的状況を示している。**表 3-2** から分かるように、区村制の下で、調査対象地域を管轄していた依蘭県は六つの区に分割されている。各区の下には複数の行政村が存在する。調査対象地域には行政村が設置されておらず、代わりに、双河堡（第四区）の草帽頂子行政村の管轄下にある[24]。行政村が設置されなかった理由は、調査対象地域の戸数が極めて少なかったためである。第一章で触れたように、1930 年代以前、調査対象地域内の村落は比較的小規模であり、戸数が最も多い村落でも 30 戸程度にしか過ぎなかった。民国政府の行政村設置基準によると、「300 戸以上の住民がいる村は主村（すなわち行政村）として設置する。300 戸未満の場合は、周辺の小さな村落（附村）と統合し、そのうち戸数の多い村を主村として指定する」とされていた[25]。

図 3-3 には民国政府支配時期の依蘭県第四区の双河堡とその管轄下にある三道崗、刑小鋪、草帽頂子の 3 つの行政村、および調査対象地域の位置を示している。**図 3-3** から分かるように、三道崗、刑小鋪（現在の恒太郷）、草帽頂子（現在の吉興郷）はそれぞれ双河堡の左右両側に位置し、調査対象地域は草帽頂子（吉興郷）の北東部に位置している。民国政府が定めた区村から見ると、行政村の管轄範囲が広すぎるという問題がある。これは現地の人口が希薄で、村落がバラバラに分布している地域環境と密接に関連している。調査対象地域の状況で言えば、調査対象地域を管轄する草帽頂子行政村から調査対象地域までの直線距離は 40 キロメートル以上あり、当時の交通手段である馬車を利用すると少なくとも 1 日以上を要した。地形上の問題などを考慮すると、草帽頂子行政村から調査対象地域までの所要時間はさらに長くなる。このような理由から、国家によって定められた行政村が調査対象地域に与える影響力も限られていたと言えよう。

三、治安対策の展開

徴税を円滑に進めるためには、治安が良好であることが前提となる。この認識に基づき、民国政府は治安回復策を実施した。その主な内容は、土匪の討伐であった[26]。1921 年、民

国政府は吉林省と黒龍江省で剿匪（土匪討伐）司令部を設立し、各地で活動していた土匪勢力を一掃することを決定した。（北満各県の部隊の管轄地域は**表 3-3** を参照することができる）。

軍隊の派遣に加え、地方の自衛力として強化された保甲・自衛団も治安回復策の重要な鍵となった。1921 年、民国政府は土匪を討伐するため地方自衛団の拡充を命じ、かつ自衛団が軍隊の土匪討伐作戦に協力する義務を負うことを規定した[27]。これらの協力義務には、軍隊との共同作戦への参加、食事、宿泊の手配などが含まれていた[28]。この背景のもと、各県の自衛団の武装勢力は急激に拡大した。調査対象地域を例にすると、1930 年代、調査対象地域を支配していた王氏家族の王喜信が率いる自衛団は、団員 122 人、弾薬 3500 発を保有し、依蘭県で最大の地方防衛武装勢力となった[29]。しかし、実際のところ、保甲・自衛団をはじめとする地方防衛武装勢力は、軍隊が土匪を討伐するのを助けるどころか、逆に土匪が軍隊の討伐に抵抗するのを手助けしていたのが実情であった。筆者が入手した檔案資料には、自衛団が土匪の銃器隠蔽を手伝ったり、土匪勢力に軍隊の討伐計画を漏らしたりして、政府軍の作戦を妨害した事例が数多く記載されている[30]。例えば、1924 年冬、民国政府の軍隊が樺川県で土匪勢力の「靠天」を討伐した際、「靠天」を完全に包囲していた。樺川県自衛団団長の張慶倫が「靠天」との私的な関係により、自衛団に「靠天」を逃すよう命じたという事件が発生した[31]。

地方自衛団が政府の軍隊を助けないで、逆に土匪勢力を支援する主な理由は、以下の 2 つの点にある。

第一に、農村有力者は国家が軍隊を派遣して土匪を討伐するのは、徴税の障害を取り除くためであることを十分に認識している。樺川県財務処の補佐官が分析したところ、「自衛団の多くは農村有力者によって支配されており、彼らは土匪と密接な関係を持っている...（中略）、農村有力者は納税義務者であるため、彼らは政府の軍隊を助けるのではなく、土匪を助ける」と述べている[32]。

第二に、農村有力者および彼らが支配する自衛団は、軍隊の土匪討伐を拒む理由は、土

匪討伐が地域内で最も重要な経済活動である食糧販売に影響を及ぼすことに関連している。軍隊が土匪を討伐する際には、軍需品の輸送のために馬車を徴用するだけでなく、土匪討伐の名目で馬車を徴用し、家族の移動や穀物販売など私的な用事に使用する例もよくあった。徴用の過程で、しばしば軍隊は馬車を粗末に扱ったため、馬車の損傷が頻繁に発生する。これにより地域の馬車による輸送活動は大きな混乱がもたらされた[33]。さらに、運搬手段としての馬車の徴用だけでなく、軍隊の土匪討伐は農村有力者が経営する車店にも損害を与えた。軍隊が村に向かい、土匪を討伐する際には車店で宿泊する必要がある。しかし、兵士たちは宿泊料を支払わないばかりか、店主から金品を強奪することもしばしばあった。それによって、多くの車店が大きな損失を被り、倒産や移転せざるを得なくなる事態が発生した[34]。また、土匪の活動拠点が車店周辺に集中していたため、車店自体が軍隊と土匪の交戦現場となることも少なくなかった[35]。一度交戦が始まると、車店は瞬く間に焦土と化した。

このようにして、治安回復を図るため、軍隊と地方防衛組織である保甲・自衛団の武装勢力を統合し、土匪を共同で討伐しようとする民国政府の取り組みが、うまくいかなかったことは明らかである。その原因は、国家と地方の利益が相反していたからである。

以上の清丈の展開、区村制の導入、治安対策の実施を通じて、国家が徴税のために自らの政策を農村に浸透させようとする工夫がよく見られる。しかし、清丈を経ても、丈放過程で移民が土地を占有する価格の格差が過大になる問題は解決されず、区村制が調査対象地域のような周縁部に位置する村落に与える影響が限定的であり、土匪討伐の効果も十分ではなかった。民国政府の徴税は、まさにこのような背景の中で行われたのである。そのため、徴税が困難であったことは、当然であるといえよう。次節で、この点について具体的に検討する。

第二節　田賦の徴収とその挫折

民国政府は財政難に直面していた。一方では、国家による新政の推進に伴い、各県は警

察の拡充や新式学堂の建設が必要とされ、地方での支出が増加していった。他方では、満洲地域における張作霖政権と関内の直系軍閥との戦争（すなわち、「直奉戦争」）により、巨額の費用を要していた。膨大な支出により、各県政府にとって徴税が中心的な業務になった。この点については、徴税能力が県知事の昇進における重要な評価基準となったことからも理解できる[36]。では、民国政府はどのように徴税を行い、徴税過程でどのような問題に直面し、それにどう対処したのか。本節から、これらの問題について詳細に考察していく。

一、田賦の徴収基準

民国初期の北満各県の税収源は多岐にわたっていたが、その中で田賦は最も重要な税源の一つであった。田賦は、土地所有者を対象に占有する土地面積に応じて徴収するものである。田賦は正税と附加税の 2 つの部分に分けられる。そのうち、正税は大租と呼ばれ、徴収後に国民政府に納められる。附加税は小租と呼ばれ、大租の 1/10 に相当する額が徴税され、徴収後は主に地方の教育や警察などの費用に充てられる。しかし、地方の事業支出は膨大であり、大租の 1/10 の徴税だけで需要を満たすことは困難であった。1914 年、小租が廃止され、各県は必要に応じて大租に「地方捐（地方税収）」を附加し、徴収できるようになった。地方捐は各県で異なる名称である。具体的には、学捐、警捐（例えば、依蘭県）や、一部は学捐、警捐を統合して垧捐（例えば、樺川県）と呼ばれた[37]。以下、筆者は主に「大租」と「垧捐」という二つの概念を使用する。

民国三年（1914 年）、依蘭県、樺川県などで大租は 1 垧あたり 3 角の大洋を徴税し、民国五年 (1916 年) にはまた 5 角に増加した[38]。垧捐の徴収額は毎年固定されていないため、一般的に大租よりも高い。例えば、民国十年（1921 年）に、調査対象地域に隣接する樺川県の垧捐は 1 垧あたり 9 角の大洋を徴税した。この 9 角の内訳は、自衛団と警察の支出がそれぞれ 4 角と 2.5 角、新式学堂の設立費が 1.5 角、自治経費が 0.5 角、弾薬費が 0.5 角という分配であった[39]。以上を踏まえ、調査対象地域および周辺地域の田賦（大租と垧捐

を含む）はおおよそ 1 垧あたり 1.5 元前後であるといえる。

民国政府は非常に田賦の徴収を重視していた。田賦を徴収する度に、政府は公告を発表し、納税が国民の義務と述べ、農家に対して、積極的に納税を促した。その後、区長の命令に従い、行政村の村長、副村長、および村董事が隷下の各自然村に向かい、徴税を担当した[40]。税額が確定すると、徴税担当者は農家に「税票（税金徴収票）」を発行し、農家はそれを税務局に持参し、納税していたという[41]。

二、田賦徴収の困難性

田賦の徴収に関して、民国政府は 2 つの難問に直面していた。

第一に、清丈が徹底されず、農村の土地所有権が明確ではなかったということである。私的に占有・開墾された大量の農村の土地は、登記されていなかった。当然ながら、国家はこの部分の土地に田賦を徴税することはできない。ゆえに、ここで詳しく論じる必要はない。

第二に、登記された土地に対して、国家が田賦を徴収することも困難であることである。以下、民国六年（1917 年）に依蘭県を含む 11 県の公民代表[42]が、田賦の正税（すなわち大租）の徴収問題について、政府に提出した連名の請願書である。請願書の内容から、農民がなぜ大租の徴収に消極的な態度を取るのかは明らかである。以下、請願書の内容を引用する。

> 吉林省の大租は従来 660 文しか徴税されず、民国三年には大洋 3 角に改定され、民国五年にはさらに 5 角に増加した。この 3 年間に 2 回の増税が行われ、しかも、中心部と周縁部を区別せず、農家に均等な税金を支払わせることになった。専制時代ですら、これほどまでに厳しい措置は取られていない。共和国の体制において、尚更このような苛酷な措置はふさわしくない。辺境の荒地における諸般の事情について、政府当局はまだ理解が不十分である。

...（中略）

（小作農）一人あたり最大で 3 垧まで耕作でき、種子などの費用を差し引いた残りの穀物はわずか 5 石にしか過ぎない。さらに、地主と共に各種の地方捐を負担する必要がある。このように、豊作時でも生計をギリギリ維持できる程度であり、凶作時ならば、たちまち破産に追い込まれる。土地の生産高では小作農を養い難い。このことは、現地農民が大租の負担に耐えられない第一の理由である。

土地を所有する農家の場合、1 垧あたり年間で小作農から得られる小作料が、6-7 斗から 3-4 斗までさまざまであり、地方捐を小作農と分担した後、さらに大租を徴収されると、最終的に得られる小作料は多くて 3 斗、少なくて 1-2 斗になる。凶作の年には、小作農を慰撫するため食糧を提供せざるを得ず、そうしなければ耕地はすぐに荒れ果てる。豊作の年の収入で、凶作の年の損失を補うことができない。土地を所有する農家は地主という名ばかりで、実質的な利益を得られていない。これが現地が大租の負担に耐えられない第二の理由である。

吉林省の税負担が軽く、関内各省の税負担が重いと言うのなら、関内各省の土地価値がどれほどで、どれほどの食糧を産出できるのか問いたい。もし吉林省内の税負担を均一にすべきだとするなら、依蘭道の土地と吉長道の土地を比較してみる。すると、その価値はどれくらいであろうか。どれほどの食糧が生産できるのであろうか。中心部と周縁部の違いは、現地が大租に耐えられない第三の理由である[43]。

以上、依蘭県を含む 11 県の公民代表の請願書には、以下の 3 つの内容が看取できる。一点目は、各県の小作農が耕作土地を貸し借りして家計を維持するのが困難であること。二点目は、各県の地主が土地を貸し出しても、収益を得るのが難しいこと。最後に、周縁

部に位置する依蘭などの県は農作物の収量が少ないのにもかかわらず、なぜ中心部の各県と同様の高い大租を納めなければならないのかという不満である。

要するに、請願内容は各県の農家が土地から得る収入が極端に低いことを反映し、国家は高額な大租を徴収すべきではないと主張している。また、請願内容は自作農の状況には触れていない。それでも、第一章で述べた通り、自作農も同様の状況に直面しており、彼らも大租の負担に耐えられなかったと推測される。

さらに、大租の免除申請だけでなく、垧捐の免除申請も各県檔案資料には多く見られる[44]。その内容が大租の免除請願とほぼ同じであるため、ここでは詳しく挙げることはしない。

上記の現象の背後には、丈放時期に生じた問題が清丈の過程で解決されなかったことがある。北満の農村開墾事業の中心的な問題は、農村に権勢を持つ階層が丈放初期に極めて低価格で多くの土地を占有しながら、自らは耕作せず、高値で売却して利益を得たということである。民国政府は清丈を行ったが、この現象を効率的に抑制することはできなかった。このようにして、移民が土地を購入する際の価格は過度に高騰したことである。しかし、現地の土地の生産高は低く、かろうじてほとんどの農家が収支のバランスを維持することができない。これは直接農民の納税意欲に影響を与えた。この点に関して、吉林省の官僚は明確な認識を持っている。依蘭県など 11 県の公民代表の請願に対して、吉林省長の回答は以下の通りである。

> 依蘭県など 11 県の荒地は、農村有力者によって占有されている場合が多い。彼らは土地を買い占めて投機し、高利を得ようとする。この結果、土地所有者は荒地を開墾せずに放置し、開墾を望む者は土地を得られないという状況が生じる。...（中略）農村有力者が土地を転売すると、莫大な利益を得る一方で、水害や旱魃などの天災も回避できる。しかし、土地を購入する零細な農家は、丈放初期の安価な土地取得の恩恵を受ける機会がなかった上に、国家による増税が続いているため、大租を過重な負担と

見なしている。各県知事はこのような有力者を調査し、懲戒することで見せしめとすべきである。さもなければ、貧困な農家が深刻な影響を受け、開拓事業の進展も望めない[45]。

吉林省長が農村の人と土地の関係における問題や農家の経済的困難を理解しながらも、国家の税収確保を優先した民国政府は、田賦減免を求めるあらゆる請願を拒否した[46]。こうした状況で、脱税が大多数の農民にとっての事実上の対応策となった。調査対象地域が行政区画の境界に位置するという特徴は、ちょうど農家の脱税都合がよかった。具体的に言えば、国家は区村を画定したものの、行政区画の辺縁地帯では境界が依然として曖昧であることである。徴税を担当する末端行政官などが具体的な境界線を把握していない場合があり、これが農家の脱税を可能にする要因となった[47]。

調査対象地域の状況を言えば、同地域は依蘭県と樺川県の境界に位置していた。この背景の中で、依蘭県の徴税員が税金を徴収しに来ると、農家はこの地域が樺川県の管轄であると主張し、一方、樺川県の徴税官が来ると、農家はこの地域が依蘭県の管轄であると主張する。このような状況に関して、樺川県公署の公文書には次のように記載されている。「各県の境界には自然な境界線があるが、農家が境界が不明瞭で脱税を行う現象が極めて一般的である...（中略）農家が依蘭に帰属したい場合は、依蘭に帰属させ、樺川に帰属したい場合は、樺川に帰属させるべきである。依蘭であろうと樺川であろうと、どちらも中華民国の国土であることに変わりはないではないか。境界の画定は行政権限に属し、農家のごまかしを聞き流すべきではなく、即座に人員を派遣して詳細な境界線を判定し、地図を作成すべきである」[48]。

また、現地の土匪勢力の活動も田賦の徴収を困難にした重要な原因である。檔案資料での記録によると、依蘭県や樺川県などでは民国五年から八年（1916-1919 年）にかけての田賦は、すべて治安問題によって滞納されていた[49]。例えば、樺川県では民国六年（1917 年）の大租の徴収が、軍隊が土匪の「白龍」を討伐することによって遅延した。「民国六

年に大租の徴収が始まって以来、（納税を）促したが、現在樺川などの県では、軍隊が土匪と戦っており、混乱が続いている...（中略）よって民国六年の大租の滞納はまさに止むを得ない事情によるものだ」[50]。

上記の状況を鑑みると、民国政府が田賦を十分に徴収できないことは想像に難くない。依蘭県や樺川県の財務処の公文書や訓令によると、農民による田賦徴収に対する抵抗や滞納はもはや習慣となった[51]。これにより、各県が年々徴収できる田賦は通常納付すべき額の 50%を超えないことが一般的であった[52]。**表 3-4** は民国六年から十二年（1917-1923 年）にかけての樺川県における大租の滞納累計データである。**表 3-4** からわかるように、わずか数年で、樺川県の大租滞納の総額が 9.3 万余元に達した。これに対し、民国政府は警察を農村に派遣し、家々を回って催促せざるを得なかった[53]。**図 3-4** はその督促状の一枚である。とはいえ、民国政府は過剰な取り立てにより、農民反乱を招くことを恐れ、本格的な執行には踏み切れなかった。そのため、往々にして滞納田賦の回収はうやむやのまま終わった[54]。さらに、民国政府は民心を安定させるために、時折滞納田賦の減免措置を講じることさえした[55]。これは民国政府のやむを得ざる対応策と見なされるべきであう。

要するに、田賦の徴収が困難である最も根本的な原因は、清丈の失敗である。清丈が徹底的に実施されなかったため、私的に占有された土地や私的に開墾された土地が多かったが、登記されなかった。その結果、これらの土地に対する徴税も困難であった。他方で、清丈の過程で最も根本的な問題、すなわち移民時期によってもたらされた購入した際の地価の差が過大であるという問題は解決されなかった。農民が田賦を負担する力をほとんど持っていなかったため正式に登記された土地であっても、国家は田賦を全額徴収することが極めて困難であった。

第三節　食糧販売活動と徴税

前節では、清丈が失敗した背景のもとで、民国政府の田賦徴収が困難であったことを検証した。こうした背景の下、民国政府は「地方財政が困難で窮迫し、国家に支払うべき税

負担も大きな影響を受ける」という窮地に立たされていた[56]。民国政府は田賦の不足分を補うため、他の税源を開拓せざるを得なかった。その方法の一つは、食糧の販売量と金額に応じて、食糧販売者に徴税することである。その税金は国税と地方捐に分かれる。国税は県によって名称が異なっており、例えば、依蘭県では「豆麦税」、樺川県では「粮石税」と呼ばれた。石という単位で計算すると、民国八年（1919 年）には依蘭県の豆麦税が大豆 1 石あたり 1 角 4 分、小麦 1 石あたり 2 角であり、民国六年（1917 年）には樺川県の粮石税が大豆 1 石あたり 1 角 6 分、小麦 1 石あたり 2 角 2 分であった[57]。比較すると、各県の間の差はさほど大きくないことがわかる。混乱を避けるため、以下では主に粮石税という概念を使用する。地方捐はまた「斗格捐」と呼ばれ、各種農産物の売上高から 1%（1922 年以降は 2%に引き上げた）を徴収する基準になる[58]。

粮石税と斗格捐は、主に田賦の不足を補うために使用される。地方の教育経費を例とするのならば、樺川県檔案館が所蔵する樺川県公署の公文書は「学堂の経費が膨大であり、垧捐のみで到底需要は満たせない。そのため、斗格捐を追加徴収し、不足分を補い、人材育成に充てる」と指摘した[59]。

また、国家の財政収入における割合からも、粮石税と斗格捐の重要性が明らかになる。以下では、調査対象地域に隣接する樺川県の地方捐収入を例に挙げてみる。**表 3-5** は民国十四年（1925 年）の樺川県の全年度地方捐収入状況を示す。**表 3-5** から、樺川県の民国十四年（1925 年）におけるすべての地方捐収入が 254408.733 元であり、そのうち垧捐が 88190.379 元で 34.6%を占め、斗格捐は 118209.322 元で 46.4%を占めており、両者の合計が樺川県の地方捐収入の約 81%を占めることがわかる。つまり、斗格捐が垧捐を上回り、樺川県の地方捐収入において最も重要な財源となっていた。このため、民国政府は粮石税と斗格捐の徴収を厳しく監督していた。地元民衆の代表（地域社会の利害や要望を代弁する人物）は、粮石税の減免を申請する請願書で、粮石税の徴収を田賦と比較した。以下に、一部の請願内容を引用する。

（前略）田賦に関しては、国家の恩情によりしばしば減免されており、深く感謝している。しかし、食糧に関しては、国民の生計に直結する唯一の品目であるのにもかかわらず、国家は減免するどころか絶えず増税し、厳しく取り立てている。これが一体何故なのか、理解できない[60]。

次に、徴税の方法についてみよう。清末には、国家は食糧の販売が行われる交通要衝に関所を設置し、徴税を行っていた。民国初期には、民国政府も関所を用いた徴税方法を引き続き使用した。当時、依蘭道には臨江、蘇蘇屯、烏蘇里、樺川県、富錦県、綏遠県などの六つの関所が設置され、通行する糧運馬車に対し、税金を徴収していた[61]。この徴税方法により、農民は食糧を販売する際に必ず国家の徴税機関を通過しなければならない。

もちろん、関所による徴税には欠点も存在する。依蘭、樺川などの県で関所を管理していた役人たちの中に、私腹を肥やす者が多く存在していた。例えば、樺川県の税務局長は徴収した税金の 30%を納め、残りの 70%を横領していた。さらに、この税務局長は食糧を運ぶ農村有力者とひそかに通じ、糧運馬車が関所を通過する際に、税務員に賄賂を渡せば、直接通過できるようにしていた。また、一度関所の領収書を発行すれば、糧運馬車は、その領収書を使い、4 回まで関所を通過できる仕組みにしていた。一方、自分と対立する商人に対して、税務局長はさまざまな口実や難癖をつけ、罰金を科していた[62]。樺川県の税務局長の行為により、同県の多くの糧運馬車が県境を越えて他の県で食糧を販売せざるを得なかった[63]。

関所による徴税には上記のような弊害があるため、吉林省では各県で糧桟を利用して徴税を試み始めた。つまり、糧運馬車が県城の糧桟に到着し、食糧を販売する際、糧桟が直接粮石税と斗格捐を食糧の購入代金から差し引く仕組みである。この方法は、民国六年（1917 年）の樺川県の記録で最初に見られる[64]。満洲国が建国された 1930 年代になると、北満の各県は基本的に糧桟を利用し、徴税するようになった。関所を設置して徴税する方法と比較し、糧桟を利用することの利点は明らかである。なぜなら、税務局は糧桟の購入

と販売額を把握し、それを外部の輸出額と照合すれば、粮石税と斗格捐が十分に徴収されているかどうかを確認できるためである。以下、吉林省財政庁の公文書に記録された照合方法である。

> 本省の税収は粮石税が主要な項目であり、徴収額が最も多いのが冬である。...（中略）現地の食糧輸出数量表を月次で財務処に提出して、検証に備え、食糧の輸出が完了した後に再び財務部に報告する。県公署は3か月ごとに財務処と各税収項目を照合し、相互に確認を取る。それとともに、各糧栈の購入と輸送された食糧の数量を確認する[65]。

さらに、徴税過程で、官僚が私腹を肥やす現象を防ぐため、吉林省財政庁は税務局長を含む各レベルの税務員が大小の糧栈と共同保証責任関係を結ぶことを定めた。もし、税務員が徴税過程で私腹を肥やし、税金が十分に徴収されない場合、損失部分は糧栈が賠償することとした。（共同保証責任書1通付き、**図 3-5** を参照）[66]。

このように、国家は徴税過程での中間搾取を最大限排除し、粮石税と斗格捐が十分に徴収されることを可能な限り保証した。もちろん、糧栈を利用して徴税をすることで、全ての私的搾取や不正行為を根絶することは不可能である。例えば、依蘭、樺川などの県では、糧栈の商人と税務員が密約を結び、1%で徴収すべき斗格捐を私的に4%まで引き上げる現象も存在した[67]。しかし、このような行為が損なうのは国家の利益ではなく、農民の利益である。なぜなら、食糧販売活動を行う有力者は、食糧の買い取り価格を引き下げることを通じて、増加した各種税金を農民に転嫁することができるからである。

おわりに

本章では、民国政府がより効果的な税収を得るために実施した土地整理事業、行政体制の変更、治安回復策などの一連の政策が失敗した背景の中で、国家がどのように農村から

税を徴発したかについて考察した。それを通じて、以下の 3 点を明らかにした。

第一に、民国政府は、土地丈放過程において生じた土地占有価格の格差の問題を明確に認識し、清丈を通じて、農村有力者が得た不当な利益を排除しようとした。しかし、農民の利益も清丈によって損なわれた。清丈員が賄賂を受け取るという現象が存在したこともあり、清丈は地域社会から強い抵抗に遭った。また、国家は区村制を導入し、行政村を設置したが、行政村と自然村との距離が遠すぎるため、その周縁部農村への影響力は限られていた。さらに、土匪を討伐する国家の試みも地方有力者と土匪との結託によって失敗に終わった。

第二に、上記の政策がすべて失敗したという背景のもと、民国政府が田賦を十分に徴収することは困難であった。その一方で、清丈が徹底されなかったため、民間には税源となるべき土地の多くが登録されずに残っていた。他方、重要なのは、清丈が土地占有の価格の格差の問題を解決できなかったため、農民が田賦を負担することが困難になった、という点である。

第三に、田賦の徴収が困難であった背景の下、国家は農村有力者が掌握する食糧販売活動を利用して徴税を行った。この方法は、国家が地域性特徴を活用して農村から資源を吸い上げた事例と見なされるべきである。しかし一方で、これもまた農村における国家権力の浸透が十分でなかったことを反映しており、そのため国家は地域社会のネットワークを利用して間接的に農村から資源を獲得せざるを得なかったのである。

図と表

図 3-1　樺川県知事が発行した荒価納付催促伝票

出所：吉林省長公署、樺川県税捐局「爲勘丈收価均帰税捐局、経理対于弁理荒務人員薪金応在注册等費項撥発事的訓令」、1918 年 11 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6973。

図 3-2　依蘭県第三区清丈ケース

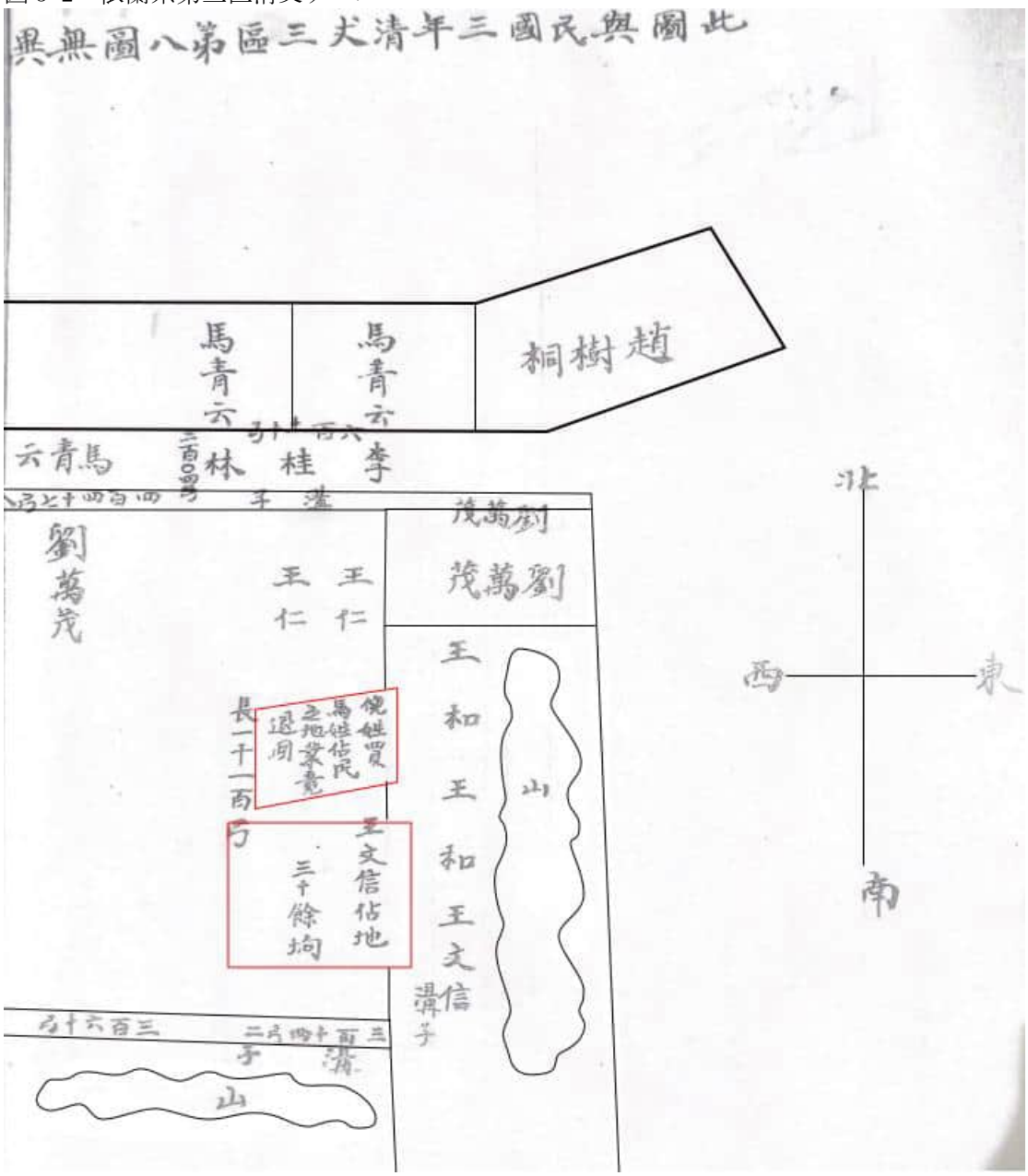

出所：吉林第一高等審判分庁、吉林第一高等審判分庁「爲依蘭県調旧地清丈図册事的公函」、時期不明。依蘭県檔案館、文書番号 L104-1-30-4。

図 3-3　民国時期における依蘭県の区村と調査対象地域の位置

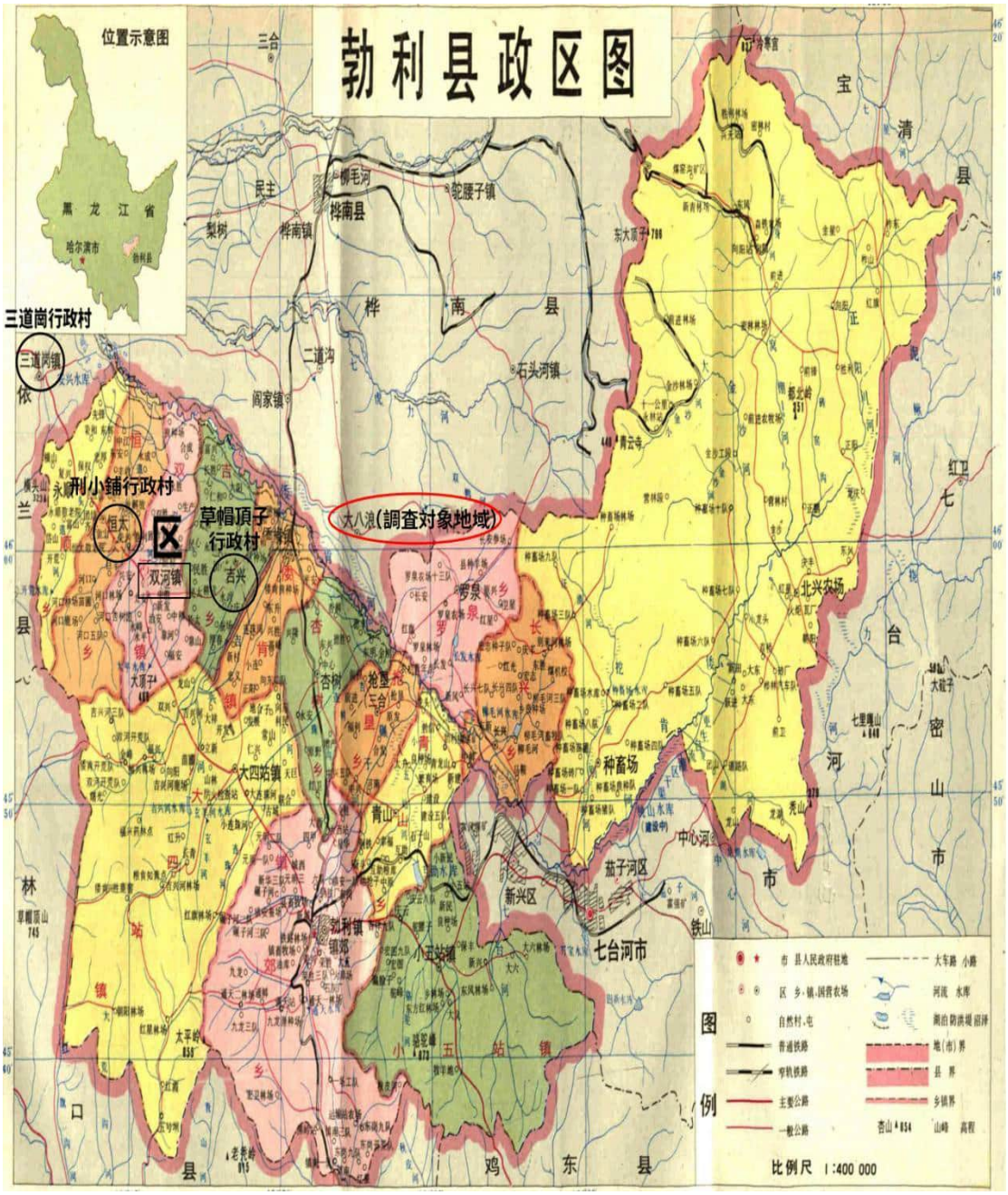

出所：勃利県誌編纂委員会編『勃利県誌』中国社会出版社、北京、1992 年、遊び紙。

図 3-4　樺川県政府が民国十四年（1925 年）に公布した民国十三年（1924 年）田賦（大租）納付催促通知書

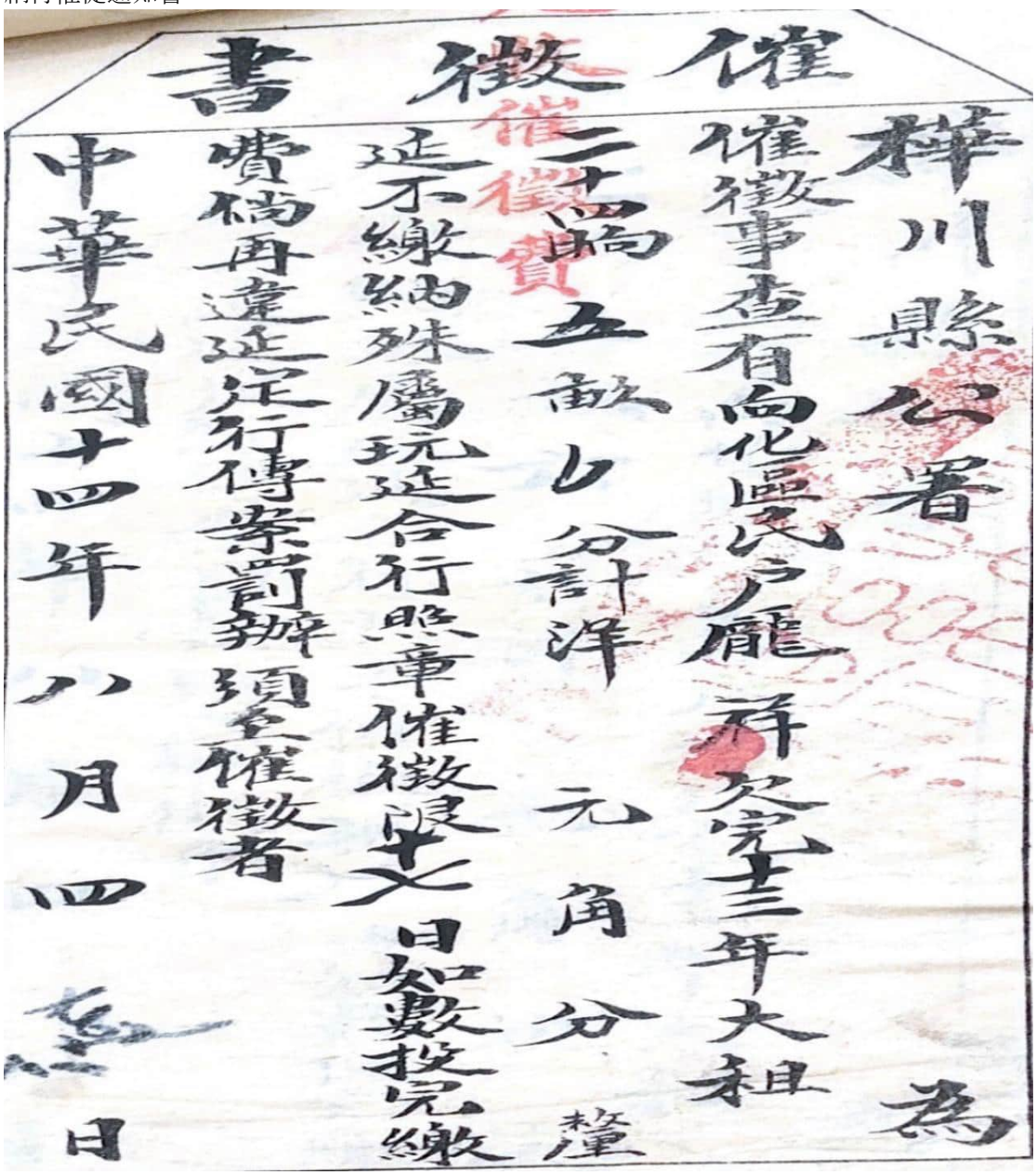
催徵書

樺川縣公署為
催徵事查有向化區民戶龐昇欠完十三年大租
二十四晌五畝九分計洋元角分
延不繳納殊屬玩延合行照章催徵限文
日如數投完繳
賞倘再違延定行傳案罰辦須至催徵者

中華民國十四年八月四日

出所：吉林省財政庁「吉林省財政庁為徵収田賦税事的訓令」、1925 年 1 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6911。

図 3-5　樺川県商号が県政府に提供した税捐連帯責任保証書（1925 年）

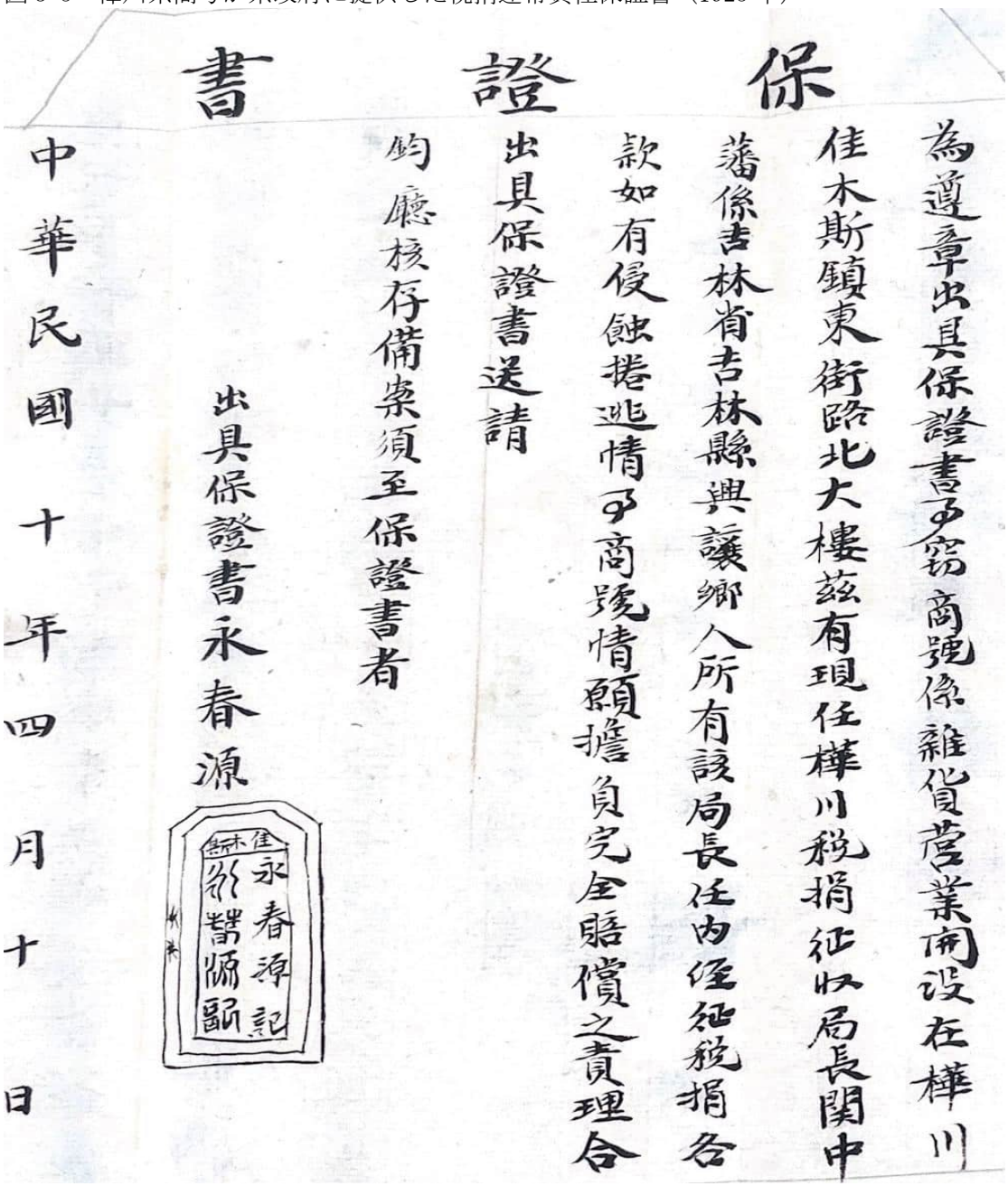
保證書

為遵章出具保證書事窃商號係雜貨營業兩設在樺川佳木斯鎮東街路北大樓茲有現任樺川稅捐征收局長關中藩係吉林省吉林縣興讓鄉人所有該局長任內經征稅捐各款如有侵蝕捲逃情事商號情願擔負完全賠償之責理合出具保證書送請鈞廳核存備案須至保證書者

出具保證書永春源

佳木斯永春源記

中華民國十年四月十日

出所：吉林省長公署、吉林省財政庁、樺川県行政公署「爲禁止收税不発税票勒收小費限期補繳税款事的訓令」、1919 年-1920 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6976。

表 3-1　依蘭県清丈状況

区画	清丈員	図数	村屯名称
第一区	郝聯芳	一	西甸子、山咀子、達連河、長嶺子
	聯桂	五	掛牌嶺、漂湯河、三道林子溝、八家子山、烏斯渾河東、王麻子溝、棒捶溝子東溝、馬蹄溝、二道林子、小河沿、大頂子、小鍋
	長興	三	大哈塘、横道河子、漂湯河東、劉家屯、新卡倫、釣魚台、広富山前、黒瞎子溝、長嶺子
	陳永全	一	核頭頂子、半截河、靠山屯、西樺樹川、拉嘛溝包樹廟、洙奇河、達連河、二道河子
第二区	鄧友三	十	西湖景、水曲柳溝、阿木達、王犬家屯、小瓦丹、鍋撐石、楡木橋子、寡拉、松木河北沿、大碰子、洪戈力、興巨号、楊樹林、大瓦丹
第三区	満禄	九	柳樹河子、黒咀子、霍倫溝、半截河西、来財河北、長青山、清茶館、巴虎力河北、来財河南、東来財河、石門子、高力井子、金沙河南、卡倫山、線碰子、松木河南、金沙河西来財河東、松木河東、楡樹泡東
第四区	陳広発	三	羅圏河東、西達連泡（調査対象地域）、太平溝、双牙子河、城廠溝、阿宝善（調査対象地域）、九里六（調査対象地域）、馬鞍子山、巨財溝、窪金別拉、太平山、筒子溝、梨樹園子、小八虎力、柳毛子河、大小八浪（調査対象地域）、柞木台子、長龍崗
	郝 守 愚	一	臭水泉子、老禿頂子、溝心磯、柞木崗、盤龍嶺
第五区	長興	三	葦子溝、哈螞塘、木蘭基、蓮花泡、門坎哨、新卡倫、三道崗、大小迎門石、嘎石、哈嶺、鍋奎山、西北陽、字碰子、煙甬碰子
	邵 琴 薫	二	拉拉別拉、半截河、馬橋河、大小盤道、柏松溝、慶陽川
第六区	聯桂	五	王八碰子、大六站、太平溝、長青山、城子嶺、七台河、駱駝碰子、小駝腰子河、小五站、対頭碰子、偏臉子、大碾子河
	全栄	四	大小碾子河、杏樹溝、鶏心河、膻羊碰子、連珠崗
第七区	邵琴薫	三	湖水別拉、西北棱、馬当子河、三道河、亜哈沁、二龍山馬安山河、楊木背河、龍爪溝、烏斯河西北
	陳永全	黄委員と合併する。	頭道河西、烏斯渾河上源、大鍋奎山西北
	謝連春	一	大毛里嶺山前、大肚子川、烏斯渾西、頭道河東、烏斯渾北
	黄子勳	黄委員と合併する。	大龍爪溝、小龍爪溝、烏斯渾河南

出所：依蘭県政協文史委員会編『依蘭史誌文献彙編』佳木斯四海印刷社、2010 年、128 頁。

表 3-2　民国時期依蘭県の区村設置状況（1927 年）

区別	区所在地	一部の区管轄村屯
一区	依蘭県城	三家子、勃利河、喇嘛葉、演武基、東崗子、四間房
二区	宏克力	忠義、尚礼、居仁、安智
三区	土龍郷(太平鎮)	永慶、福安、昇平、長青
四区	双河堡	三道崗、麦帽頂子、邢小舗
五区	興隆鎮	回子哨、大崴子、刁翎、西北楞、杜家炉
六区	道台橋	

出所：黒龍江省依蘭県誌弁公室編『依蘭県誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1990 年、58 頁。

表 3-3　吉林、黒龍江両省勦匪部隊の管轄区域（1921 年）

第一路総指揮（郭松齢）	双城県、楡樹県、虎林県、舒蘭県、勃利県、密山県、濱江県、五常県
第二路総指揮（劉香九）	賓県、通河県、方正県、依蘭県、同江県、綏遠県
第三路総指揮（李振声）	嫩江県、龍江県、訥河県、安達県
第四路総指揮（張奎武）	蘭西県、綏化県、慶城県、通北県、克山県、望奎県
第五路総指揮（李景林）	巴彦県、通河県、湯原県
第六路総指揮（王永清）	大賚県、農安県、扶余県、徳恵県
第七路総指揮（于鳳林）	臨時派遣

出所：吉林全省警務処、吉林清郷局、吉林依蘭道公署「爲委任許蘭洲爲吉江両省剿匪総司令事的訓令」、1920 年-1923 年。樺川県檔案館、文書番号 396-463-6860。

表 3-4　民国六年-十二年（1917-1923 年）樺川県田賦（大租）延滞金額

年間 項目	延滞金額	
	垧数	納付すべき銀元数
民国六年	41,259 垧 0 ムー 7 分	20,629 元 5 角 3 分 5 厘
民国七年	34,085 垧 1 ムー 1 分 2 厘	17,042 元 5 角 5 分 6 厘
民国八年	37,665 垧 1 ムー 9 分 6 厘	18,832 元 5 角 9 分 8 厘
民国九年	28,319 垧 3 ムー 7 分 6 厘	14,159 元 6 角 8 分 8 厘
民国十年	7,361 垧 2 ムー 9 分 7 厘	3,680 元 6 角 4 分 9 厘
民国十一年	18,735 垧 3 ムー 9 分 1 厘	9,367 元 6 角 9 分 4 厘
民国十二年	19,987 垧 2 ムー 2 分 2 厘	9,993 元 6 角 1 分 1 厘
総計	187,412 垧 6 ムー 6 分 4 厘	93,706 元 3 角 3 分 2 厘

出所：吉林省長公署、吉林省清理田賦局、樺川県行政公署「爲樺川等八県有関清丈自報生科報需経費提留弁法事的訓令、呈」、1921 年-1925 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6932。

表 3-5　民国十四年（1925 年）樺川県地方捐税年間収入状況　単位：元（大洋）

	垧捐	斗格	営業税	旅捐	屠宰捐	妓女捐	魚捐	炭捐	木捐	合計
一月	19,049.709	13,400.71	233.095	476.38	164	134	121.8	30.358	0	33,610.052

二月	4,760.533	9,978.899	2,905.628	190.54	99	144	24.54	35.379	0	18,138.519
三月	12,426.194	10,132.293	2,035.623	305.08	263	126	3.13	107.081	15.64	25,414.041
四月	7,639.25	13,017.084	5,048.815	201.7	267	118	9.595	39.34	20	26,360.839
五月	3,646.65	8,183.401	3,214.476	179.5	331	102	162.728	18.879	5	15,843.634
六月	5,326.324	4,601.123	7,477.724	179.12	347	104	119.242	13.356	137.016	18,295.905
七月	330.157	1,665.224	2,788.846	195.569	268.462	147.695	54.46	9.17	157.54	5,617.006
八月	2,153.311	2,433.026	3,653.318	96.699	350	2	0.295	1.27	17.231	8,707.149
九月	2,080.815	18,457.533	1,587.047	363.06	446	130	17.318	22.291	72.7	23,176.764
十月	1,762.456	10,824.035	4,904.374	280.9	436	148	2.94	22.418	222.7	18,603.823
十一月	4,181.061	10,262.546	2,179.646	285.56	67	174	0.193	85.761	38.2	17,273.967
十二月	24,833.919	15,253.448	1,894.229	470.76	447	158	90.62	219.058	0	43,367.034
合計	88,190.379	118,209.322	37,922.821	3,224.868	3,485.462	1,487.695	606.861	604.361	686.027	254,408.733

出所：樺川県行政公署「民国十四年下半年度用財政庁発各種捐票数目清册」、1925 年 12 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-7115。

注釈

[1] 外務省通商局編『北満洲』啓成社、東京、1917 年、591 頁。

[2] 依蘭道公署、樺川県行政公署「樺川県行政公署転依蘭道公署爲訂墾務報事的訓令」、1915 年-1916 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-136。

[3] 依蘭県土地管理局『依蘭県土地誌』内部発行、2000 年、137 頁。

[4] 清丈の過程は「行縄」とも呼ばれていた。清丈を展開する際、農家は事前に自宅で清丈員を待つ必要がある。その後、清丈員は戸ごとに測量を行う（依蘭道公署、樺川県行政公署「樺川県行政公署転依蘭道公署爲派員清丈土地事的訓令」、1915 年 4 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-216）。

[5] 樺川県行政公署「樺川県十二区公民聯名爲懇請減軽租賦事的呈文及県公署、依蘭道署転呈、訓令」、1916 年-1917 年。樺川県檔案館、文書番号 69-134-370。

[6] 吉林省長公署、樺川県税捐局「爲勘丈收価均帰税捐局経理対于弁理荒務人員薪金応在注册等費項撥発事的訓令」、1918 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6973。

[7] 吉林依蘭道公署、吉林全省清理田賦局「吉林省沿辺荒地搶肯試弁章程六册」、1920 年。樺川県檔案館、文書番号 609-676-221。

[8] 樺川県行政公署「爲張国治控告周起売地不給照事的判結案」、1915 年。 佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-1800。

[9] 樺川県行政公署「爲李振彪控告張国治覇占地事的裁処案」、1915 年 8 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-1804。

[10] 吉林省財政庁「爲税收工作事的訓令」、1930 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6998。

[11] 吉林全省警務処、吉林依蘭道公署「爲通緝胡匪及貪官汚吏事的訓令」、1920 年 10 月。樺川県檔案館、文書番号 363-430-4348。

[12] 樺川県行政公署「関於孟清林控告婁景春在清丈土地中有舞弊行為事的審処案」、1914 年 4 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-5870。

[13] 吉林省巡按使公署「爲清丈員不准営私勒索事的訓令」、1914 年 11 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-362。

[14] 尹 YZ に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 27 日。

[15] 吉林巡按使公署、樺川県行政公署「爲清丈工作情況事的指令、呈」、1915 年 2 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-223。

[16] 吉林都督府、樺川県設治局「爲陸軍保護清丈勘放工作事的令」、1912 年 3 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-221。

[17] 鎮安佐将軍吉林巡按「爲弾圧抗拒捐税、聚衆滋事的訓令」、1916 年。樺川県檔案館、文書番号 70-135。

[18] 樺川県公署の公文書によると、清丈を行うには清丈員に荷馬車 1 台を派遣して食糧と飲用水を送り、また清丈員 1 人につき 2 人の護衛を派遣する必要があり、莫大な費用がかかっているという（樺川県行政公署、吉林巡按使公署、依蘭道公署「爲樺川県清丈放荒情況核実事的指令」1914 年 11 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-211）。

[19] 樺川県行政公署「民国十四年度各月份征租表册」、1925 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6933。

[20] 黒龍江省地方誌編纂委員会『黒龍江省誌第六十二巻民政誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1999 年、114 頁。

[21] 東北文化社編印処『東北年鑑』東北文化社、1931 年、249 頁。

[22] 『東北年鑑』前掲書、249 頁。

[23] 吉林省民政庁、樺川県政府「爲培訓村政指導員及区長事的訓令」、1930 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-1047。

[24] 黒龍江省樺南県誌弁公室編『樺南県誌』黒龍江科学技術出版社、哈爾濱、1991 年、104 頁。

[25] 『東北年鑑』前掲書、249 頁。

[26] 田志和・高楽才『関東馬賊』吉林文史出版社、1992 年、145 頁。

[27] 吉林省長公署、吉林全省保衛処、依蘭道「区保衛団爲整頓拡充保衛団事的訓令」、1921 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-674。

[28] 吉林省長公署、吉林全省警衛処、依蘭道公署「爲弭盗安良事的訓令」、1920 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-619；吉林全省警務処「爲軍隊出発由各地警甲引路事的訓令」、1920 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6090。

[29] 満洲国地方事情編纂会『満洲国地方事情（吉林省依蘭縣事情）』大同印書舘、1934 年、193 頁。

[30] 依蘭道公署、吉林省長公署「依蘭道公署転吉林省長公署爲收繳胡匪槍弾事的訓令」、1921 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-546；樺川県行政公署「爲省派員赴各県視察匪情給吉林省長公署的呈」、1921 年 2 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-609；吉林全省警務処、樺川県行政公署「爲与匪通气隠匿不報私藏槍械案罰款劃帰樺川県警察所充賞事的訓令」、1920 年 8 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-1366。

[31] 樺川県行政公署「爲孫玉誣告保衛隊接靠股匪事的判結案」、1925 年 7 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-5801。

[32] 樺川県行政公署「爲征收大租事給吉林省長公署的呈」、1919 年 11 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6901。

[33] 哈爾濱事務所編『調査時報第 2 巻第 3 号北満に於ける特産物取引事情其二』南満洲鉄道株式会社、1923-1925 年、22 頁；吉林全省警務処、吉林依蘭道公署、樺川県行政公署「爲張貼軍隊換防雇車布告事的呈、訓令」、1921 年 6 月。樺川県檔案館、文書番号 389-456-1899。

[34] 吉林省長公署「褒奨長春等県知事以及発布軍隊出差用車住宿章程事的訓令」、1918 年 12 月。樺川県檔案館、文書番号 114-180-2062；吉林省民政長公署「吉林東北路兵備道爲另訂軍警出差住宿章程及官店条規事的訓令」、1920 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6079。

[35] 樺川県行政公署「爲民国十三年至十四年間追獲胡匪事的通緝令」、1924 年 1 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-5986。

[36] 吉林省財政庁「爲声明吉林省財政庁弁事権限事的訓令」、1915 年 1 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6820。

[37] 『依蘭県土地誌』前掲書、233-234 頁；吉林省財政庁依蘭税捐征收局「吉林省国税地税征收草案」、1913 年。樺川県檔案館、文書番号 522-589-3265。

[38] 「樺川県十二区公民聯名爲懇請減軽租賦事的呈文及県公署、依蘭道署転呈、訓令」、前掲資料。

[39] 「爲征收大租事給吉林省長公署的呈」、前掲資料。

[40] 吉林省長公署、吉林財政庁、吉林依蘭道公署「爲各県征收大租応征田賦金額造報備查事的訓令」、1917 年-1919 年。樺川県檔案館、文書番号 550-617-1912。

[41] 樺川県行政公署「爲樺川県各処晌捐報重事給吉林省財政庁的呈」、1925 年 10 月。 佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6912。

[42] 民衆によって選出され、民衆を代表して政府と様々な事務を交渉する役割を果たしている。

[43] 「樺川県十二区公民聯名爲懇請減軽租賦事的呈文及県公署、依蘭道署転呈、訓令」前掲資料。

[44] 樺川県設治局「樺川県設治局為地方収税情形及清単事給吉林省財政庁的呈」、1912 年 3 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6854。

[45] 「樺川県十二区公民聯名爲懇請減軽租賦事的呈文及県公署、依蘭道署転呈、訓令」、前掲資料。

[46] 吉林省依蘭道公署「爲駁回公民代表呈請減收辺荒租賦事的訓令」、1918 年 3 月。樺川県檔案館、文書番号 113-179-2062。

[47] 樺川県行政公署「爲永豊区公民徐百川懇請劃分依蘭、樺川県界的批」、1922 年 3 月。

佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-195。

[48] 吉林巡按使公署、依蘭県公署、樺川県行政公署「爲依蘭樺川接壤三不管一帯荒熟地帰属樺川事的呈、指令」、1914 年。樺川県檔案館、文書番号 590-657。

[49] 「爲各県征收大租応征田賦金額造報備查事的訓令」前揭資料；吉林省長公署、樺川県行政公署「爲開征晌捐事的訓令」、1920 年 1 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6899。

[50] 「爲各県征收大租応征田賦金額造報備查事的訓令」、前揭資料。

[51] 樺川県行政公署「爲抗欠警学捐事的審結案」、1914 年 5 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-2220；吉林省財政庁、樺川県行政公署「爲暫緩征收晌捐事的訓令、呈」、1921 年。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6905。

[52] 「爲開征晌捐事的訓令」、前揭資料。

[53] 吉林省財政庁「吉林省財政庁為徵収田賦税事的訓令」、1925 年 1 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6911。

[54] 吉林省財政庁、「吉林省財政庁転財政部爲各県遇災緩三年一律改照破串弁法事的訓令」、1915 年 11 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6892。

[55] 「爲征收大租事給吉林省長公署的呈」、前揭資料。

[56] 「爲征收大租事給吉林省長公署的呈」、前揭資料。

[57] 柳成棟整理『依蘭旧誌五種』内蒙古文化出版社、1991 年、128 頁；樺川県行政公署「爲改收斗格捐仍応按法定收取事的訓令」、1917 年 8 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6964。

[58] 吉林省財政庁、樺川県行政公署「爲暫緩征收晌捐事的訓令、呈」、1921 年 5 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6905。

[59] 「樺川県設治局為地方収税情形及清単事給吉林省財政庁的呈」、前揭資料。

[60] 吉林省財政庁「爲樺川県地方税捐全部編入予算事的訓令」、1917 年 4 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6965。

[61] 吉林省都督府「爲撥兵力警保護税卡事的訓令」、1912 年 12 月。佳木斯市檔案館、文書

番号 119-1-6949。

[62] 吉林省長公署、吉林省財政庁、樺川県行政公署「爲禁止收税不発税票勒收小費限期補繳税款事的訓令」、1921 年 9 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6976。

[63] 吉林省財政庁、樺川県税捐局「爲設立税捐征收機構事的訓令」、1924 年 11 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6984。

[64] 樺川県行政公署「爲糧食巧立名目收取糧捐税徹查処理事的訓令」、1917 年 1 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-7006。

[65] 吉林省財政庁、樺川県行政公署「爲填報糧捐收数印証表式事的訓令」、1921 年 12 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6983。

[66] 吉林省長公署、吉林省財政庁、樺川県行政公署「爲禁止收税不発税票勒收小費限期補交税款事的訓令」、1921 年 5 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-6976。

[67] 樺川県行政公署「爲司学孔私自募捐、張茂控告糧商浮收斗格事的処理案」、1917 年 1 月。佳木斯市檔案館、文書番号 119-1-3231。

第四章　抗日民族統一戦線の形成と地域社会

はじめに

調査対象地域が位置する「依勃樺」地域は、1930 年代以降に、中共の武装勢力が活躍した地域である。中共が指導する東北抗日聯軍の第一軍から第十一軍は、第一軍と第二軍を除き、ほぼ全てが「依勃樺」およびその周辺地域で活動していた。事実、満洲事変後、北満地域各派抗日武装勢力よりも、中共の武装勢力は弱かった。その理由は、当時の中共は、王明（陳紹禹）をはじめとする左翼日和見主義路線の影響を受け、北満で現地の状況に合わないとされた土地革命政策を実施したからである。こうした政策の実施によって、中共党組織の発展は遅く、その武装勢力の活動範囲もごく限られたものであった。このような状況を変えるために、1933 年 1 月 26 日、コミンテルンに駐在する中共の代表団は、党の中央委員会（以下、中共中央）の名義で、「一月書簡」を公表した。「一月書簡」の公表は、中共の歴史のなかでは、左翼日和見主義路線から抗日民族統一戦線政策（以下、統一戦線）への転換を示した重要な出来事であった。同書簡が公表された後、中共はブルジョアジー、土匪勢力や地主などの党外中間勢力と連携して抗日活動をし始め、その後、急速に勢力を拡大させていった。

満洲地域における統一戦線について、2000 年代以前、統一戦線の形成過程や中共中央の内部矛盾、中共中央とコミンテルンとの関係などを検討する研究は多かった。それに対して、2000 年代以降の研究は革命史観を相対化する傾向が現れている[1]。例えば、武洋は、農民が中共を支持した理由として、中共の武装勢力の存在によって、農民が土匪と満洲国軍から守られていたことを挙げている[2]。白路は、地方武装勢力に対して中共の動員が成功したのは、連合作戦、抗日聯合軍指揮部の樹立や改編といった手法を活用したからであると指摘した[3]。また、党組織について、1970 年代から 1990 年代の研究では中共中央が重視されていた。それに対し、近年の研究では、満洲地方の党組織の役割が強調されている[4]。これらの研究により、中共に対する農民や地方武装勢力の支持が無条件に成り立っ

たわけではなく、中共が各種の手法や政策を活用した結果であったことが明らかにされている。しかし、これらの研究のほとんどは中共の視点から統一戦線の形成を説明するものであり、地域社会の視点から考察する研究が多いとはいえない。

本章では、調査対象地域の地域的特徴に着目しつつ、中共が満洲国建国後に統一戦線をどのように展開したかを考察する。具体的には、中共がいかに地域内の諸勢力を団結させ、農村から食糧を含むゲリラの生存に必要な物資を手に入れたのかについて検討する。まず、北満農村の土地問題に対する中共の認識から、中共の根拠地がなぜ広がりにくかったのかを分析する。次に、中共の政策転換はどのように地域社会の経済活動の変化と絡みながら展開しているのかを明らかにする。最後に、強固な根拠地を樹立することができない状況下で、中共がどのように農村から食糧をはじめとする物資を獲得したのかについて解明する。

第一節　満洲地域における土地革命の展開とその挫折

一、北満農村の土地問題に対する中共の認識

北満地域における中共の農民運動の展開は、1920 年代中ごろさかのぼることができる。当時の北満では、土地革命を展開することにより、土地を持たないあるいは少ない農民に分配し、それをもって、農村政権を樹立することが中共の基本的な方針であった[5]。

土地革命を基本的な方針と見なすことは、満洲農村の土地問題に対する中共の認識と関わっていた。中共が 1927 年に行った牡丹江地区の農村調査によると、農村内部は以下の 4 つの階層に大別できる。

①地主。農村人口の 10%を占めている。土地 1000-5000 ムー（約 66-330 垧）を所有する者。そのほとんどは現地の人口が少ない時に開墾に来た人であり[6]、多くの土地を占有している。また一部の官僚も含まれる。彼らは、お金があれば土地を多く買った。その多くは都市部に住んで、秋に農村に行って小作料を取り、商人であり地主でもある。

②自作農。農村人口の 25%を占めている。土地 500-1000 ムー（約 33-66 垧）を所有する

者。時々土地を賃貸をしたり、少し借りたりした。豊年には衣食に心配がなく、災厄の年には貸借が必要だった。

③小作農。農村人口の 45%を占めている。ほとんどは貸借があり、毎年秋に食糧を収穫すると安く売って借金を返済する。地元の利息は極めて重く、100 元を借りるごとに秋になると 160 元返さなければならない。

④雇農。農村人口の 20%を占めている。雇農の仕事は固定せず、農繁期には農民になり、農閑期には小さな商売をする。一年中雇農をしている人もいて、毎年の給料は約 100-120 元だった[7]。

以上の区分に基づき、中共は農民の生活が窮乏化していることは地主の搾取のせいであるとし、かつ両者が対立していることを強調した。中共の満洲省委員会（以下、満洲省委）が作る「農民運動工作大綱」には、「満洲農民の生活はすでに極貧であり、倒産の危機に瀕している。農民に対して、地主は収穫物の 60%を小作料としたほか、もともと地主が支払うべき水利税、地方税、保甲費などの過酷な雑税を農民に支払わせた。...地主は依然として封建時代のように農民を使役している。農民は、毎年、少なくとも 10 日以上無給で地主のために農事を行わなければならない...とにかく､農民に対して地主の搾取は極めて重く、両者の関係は悪質であった」との記載がある[8]。さらに、中共は地主を国民政府の政権基盤とみなしている。「各県の政治は地主によって独占されており、地主の政権であった。...県庁には議長と数人の警察がおり、農村の末端には十家長がいる。...このような県の行政体系には上から下まで大小さまざまな地主階級が存在するため、政権は必然的に封建的なものとなるであろう」[9]。

以上のことにより、中共による北満農村調査は、北満農村を少数の地主が小作料によって小作農や雇農を搾取する社会として描き、かつ地主を国民政府と結びつけて農民を政治的に圧迫している存在と描写している。これに基づき、中共は北満農村地域で土地革命を展開する条件が整ったと判断し、かつ農民に地主を倒し、ソビエト政権を樹立するように呼びかけた。この点について、1930 年に中共満洲省委が公表した『告全満農民書』にて明

確に示されていたのである[10]。

しかし、中共の北満農村調査は必ずしも北満農村、特に、中共の抗日活動に広い生存空間を与えている松花江下流地方の土地問題の全貌を反映しているとはいえないだろう。事実、松花江下流地方の状況は中共が描いたようなものではなく、当該地域の地主と農民の矛盾がそれほどまで顕在化してはいないといえる。1930 年代の北満松花江流域に関する調査では、同地域での土地所有状況は 10 垧以下が 57%、5 垧以下が 34%、その他は 9%を占めている[11]。このデータから見ると、ほとんどの農民が自らの土地を持っているといえる。これは中共が行った農村調査の結果とは一致していない。実際、中共自身ですらこの問題を意識している。1920 年代末、満洲省委内部にはすでに「関外主義」の視点が流行し、満洲では土地革命の手法を通して農民を動員することは困難であるという見解が形成された[12]。しかし、1930 年代から、王明の左翼日和見主義路線の影響を受け、「関外主義」の観点は 1932 年に開催された「北方会議（北方五省委員会代表合同会議）」で、「満洲特殊論」や「満洲後進論」と批判された。北方会議は満洲党の方針は抗日闘争と土地革命を結びつけることであることを強調し、かつ満洲党も例外なく土地革命を行い、紅軍を樹立し、ソビエト政権を樹立するように求めた[13]。

二、北満地域における土地革命の実践

事実、北満における中共の土地革命は一部の地域で成功を収めた。珠河遊撃区がその典型例である。珠河遊撃区は、現在の黒龍江省哈爾浜市南東部に位置し、1933 年初頭、中共の将校である趙尚志によって樹立された[14]。現地の地主・小作関係は中共の農村調査が描いた状況と類似しており、小作農と雇農がそれぞれ 70%と 10%を占めている。農民の生活は貧しく、相対的に地主との関係も悪かった[15]。こうした背景の下で、中共は土地革命を展開した。具体的には、農民協会（以下、農会）を設立し、農会を通じて農民を動員し、地主の土地を没収する[16]。農会の担い手は小作農や雇農、及び彼らに親しみをもっている土匪から選ばれる[17]。これは、農会が小作農と雇農によって掌握されていることの裏付けと

なった。

土地の分配方法については、基本的に、労働力の状況にしたがって区分をした。中共の規定によると、男子は15歳以上50歳以下の者、女子は15歳以上40歳以下の者を独立した労働力とみなし、一定の土地を得ることができる[18]。人口が少なく土地が多い地域では、農民が耕作できるだけの土地を分配する[19]。土地革命の政策を実施したため、珠河遊撃区周辺の土地を持たないあるいは少ない農民が次々とここに移住した。1935年になると、珠河遊撃区に移住した農家は2000戸に達し、農民はここを「紅地盤」と呼んだ[20]。

三、根拠地の拡大とその困難さ

中共は土地革命を通じて珠河遊撃区を樹立したが、遊撃区は大きな苦境に直面していた。特に、給養を得ることは中共を悩ませる最大の問題となった。

給養を得るのが難しいのは、中共が農民の支持を取るために徴税額を下げなければならないことと関係していた。**表4-1**は、1935年時点、中共の珠河遊撃区と周辺各派武装勢力の1垧当たり土地の徴税額を示している。**表4-1**から分かるように、各派武装勢力に比べて珠河遊撃区の徴税額が明らかに低かった。また、同年度の満洲国政府による土地税の徴税額は国税が1.65分-5.5分、地方税が1.05元-2元で、両者を合わせると約1.07元-2.06元となる[21]。以上、比較してみると、他の武装勢力や満洲国政府と比較すると、中共の支配地域の徴税額は低かったのである。

また、さらに重要なのは、ゲリラ区域が狭いため、食糧が少ないことである。中共党内の北満工作報告には「ただ旧遊撃区で活動し...外に突撃し、新しいゲリラ区域を開拓する勇気はない。旧遊撃区は食糧が少なく、我々は金もなく、まるで『坐喫山空』（山のような財産があっても、仕事をせずに消費ばかりしていると、いつかは尽きてしまう）ともいうべきであろう」との記録がある[22]。しかも、このような狭い根拠地でさえ、中共は軍事力が弱いため固守するのが不可能であった。土匪勢力が時々妨害したほか、冬になると、日満軍（日本の関東軍と満洲国軍）は地方の自衛団と協力して中共を討伐していた[23]。1935

年の珠河県委員会（珠河県委）の報告によると、秋の時遊撃区内の農民の生活はまだ安定していたが、冬になると、日満軍の討伐により、約 4 分の 1 の農民が遊撃区を離れざるを得なくなったという[24]。いざ、このような討伐に遭遇すると、中共の遊撃隊は狼狽して農民を見捨て、自らは逃亡する[25]。このことは、言うまでもなく、中共に対する農民の信頼を失わせる。

こうした状況を踏まえ、満洲省委は「党組織を千倍、百倍に拡大し、新たな地域を開拓し、関門主義に打撃を与え、現在の（ゲリラ区域）が狭い状況を克服しなければならない」と繰り返し中共の遊撃隊に要求した[26]。こうした背景のもと、中共は調査対象地域が位置する松花江下流地方へ浸透し始めた[27]。しかし、中共は調査対象地域一帯で土地革命の展開が難しかったということに気が付いた。簡単に言えば、当時の中共は主に二つの問題に直面していた。

第一に、中共の勢力が弱すぎるため、土地革命を展開する条件を備えていない。一方では、中共の党組織が弱かった。1930 年初頭の統計によると、当時、調査対象地域を管轄していた依蘭県には党支部 1 つ、党員 8 人のみであったという[28]。これにより、中共は党員を農村に大規模に派遣し、農民を指導し、農会を設立することは難しくなった。他方では、当時の中共の武装勢力は趙尚志によって派遣され新根拠地を開拓するための小部隊のみであった。これに対照して、調査対象地域の有力者は自衛団の武装を持ち、また土匪勢力と協力関係にあることが多かった。調査対象地域の王氏家族について言えば、王喜信は 1930 年代初めにはすでに 100 人以上の自衛団を掌握し、現地の匪首である孫訪友ともよい関係を有していた。このような背景の下で、農民は中共を安心して信頼することが難しかった。中共自身の言葉にしたがって、彼らが直面した問題は「土地革命を展開しても、農民は土地が自分のものだとは信じていない」という[29]。

第二に、さらに重要なのは、農民が土地革命に対して情熱を欠っていることである。第一章で検証したように、調査対象地域での地主と農民の矛盾は中共が述べたほど顕在化していない。ここでは珠河遊撃区と比較してみよう。1930 年に満洲省委の巡視員が北満で行

った調査によると、珠河における農民の切実な要求は、主に小作料の減少と地主による耕作権の奪取に対する反発などである[30]。しかし、調査対象地域が位置する松花江下流地方では、開拓されていない荒地が多くあるため、耕作権をめぐる地主と農民の矛盾は存在しなかった。中共自身でも、土地を等分するのは無効であると認識している。中共党内の通信資料によると、「土地を分配しても、農民はそれほど多くの土地を耕作することはできず、そこは荒れ果てるしかなかった。この方法は大役畜を持つ富農が有利であるだけだ」とされる[31]。また、小作料から見ると、同地域の小作料はもともと高くはなく、さらに、農民は小作料を滞納する習慣があった。満洲事変後、土匪の活躍により、現地の土地の荒廃は以前よりもひどくなり、小作料も事変前の 3 分の 1 に低下した[32]。これらの要素は、間違いなく農民に対する土地革命の吸引力を低下させるだろう。

このように、中共による土地革命に社会的基盤はほとんどないといえよう。この点については、中共のゲリラに対する農民の態度からも垣間見ることができる。以下、趙尚志率いる東北人民革命軍第三軍が松花江下流地方の湯原県の民衆に送った物資要求状である。要求状の内容から見ると、農民は中共が想像したように自分を支持しているわけではない。むしろ、中共は食糧を得るために農民を脅かした。

> …然れ共本軍江省（三江省）到着以来已に長時日となるも、日満匪軍が到る処にて抵抗するのみにして、反日父老兄弟の本部に歓迎に来り、江北の大計を共同討論する事なし。故に江北父老兄弟は祖国軍隊擁護の精神缺乏せりと認めざるを得ず。…江省には山林多く、人少なく、軍中は非常なる糧食の缺乏を来せり。各郷父老兄弟も共同戦争の責任上に立ち、各郷一緒に猪十頭、白米二石、メリケン粉二十袋、豆油二缶、赤白砂糖各三十斤、期限通り窮棒子溝まで送付する様、それを以て戦線の困難せる戦士が反日戦争中に少しの補給を得るのみ。但し故意に違反して納付せざるものは、本軍において、中国公民の資格なき、売国賊走狗と見做し、一同を厳重処分す。期限は十日[33]。

さらに、中共は食糧を得るために直接略奪を行うことになる。このような行為は、中共に悪名をもたらした。満洲省委が指摘したように、「ゲリラ部隊はいつも大衆の食糧をむざむざ持って行って金を払っていない。ひいては省委の名義で民衆を拉致している。これは大衆の中での党の威信に大きく影響している」[34]。

以上のように、北満地域の土地問題に対する中共の認識は一方的なものであったといえよう。そのため、中共の土地革命の展開と根拠地の樹立は、一部の地域で成功を収めたにすぎない。ただ、中共が土地革命を通して根拠地を広げようとすると、その弊害はすぐに表れた。中共の活動に広い空間を提供した松花江下流地方では、土地問題の矛盾は中共が描いた地主と農民の間の対立ではない。そのため、農民は土地革命を支持しておらず、中共の武装勢力も食糧を得ることはできなかった。この背景の下、中共やいわゆる抗日活動はすぐに民衆への略奪へと流れた。

第二節　中共の路線転換と地域社会

一、農村有力者のジレンマと統一戦線の展開

前述した通り、中共は左翼日和見主義路線の影響を受けたため、北満における党組織の発展は緩やかであり、武装勢力の活動範囲も限られていた。1933 年始めに「一月書簡」が公布されて以降、満洲における中共はかつての左翼日和見主義路線をあきらめ、各階層と団結する方針を提起した。

しかし、新しい政治方針が、農村では貫徹されることはなかった。一部の地域、例えば珠河遊撃区では依然として土地革命の政策を実行していた[35]。こうした状況から、単なる政策転換は、必ずしも中共と農村有力者との協力関係を産み出すわけではなく、地域社会自身の要素も考慮すべきではなかろうか。以下、この点について、調査対象地域を例に詳しく説明する。

1、糧桟業の衰退

満洲国建国後、農村有力者にとって食糧販売活動の意味合いが変わった。1930 年代になると、世界的な経済危機の影響により、満洲の農産物価格が暴落した。これは、満洲の糧桟経営に大きな打撃を与えた[36]。仮に 1929 年の農産物価格指数を 100 とすれば、1933 年における大豆、高粱、粟の指数はそれぞれ 40、32、31 となる。北満農産物集散地である哈爾浜の市況を見ると、1933 年 1 月から 1934 年 1 月までの一年間で、哈爾浜の大豆の価格（単位：百斤）は、4.01 元から 1.89 元にまで下がっている。小麦と高粱の価格（単位：トン）も、1934 年 12 月から 1935 年 12 月にかけて、元々の 113.32 元・45.98 元から、83.57 元・31.41 元にそれぞれ下がっている[37]。農産物価格が下がったことにより、依蘭県における各糧桟は深刻な赤字経営となり、銀行のローンが返済できない窮地に陥った。1935 年に各糧桟の借金額は、すでに 43190 元に達している[38]。このような情勢に応じるために、依蘭県商会は三江省公署に公文書を送り、緊急救済を求めた[39]。しかし、糧桟の苦境に対し、県政府は救済せず、そればかりか、各糧桟に滞納した税金の納付を催促した[40]。さらに、県政府はまた日本東北地方の自然災害の発生を理由とし、各糧桟に寄付を強要した[41]。これは雪上霜に加えるだろう。

農産物価格が下落したほかにも、県城における糧桟は、満洲事変以降、日系企業の県城への進出からも影響を受けた。日系企業進出の影響については、『満洲国地方事情』では、三井・三菱のような大資本の進出が満人側小資本を圧迫する弊害が生じたと記している[42]。調査対象地域では、1933 年に「三姓貿易館」や「大信号」といった日系企業が依蘭県に開業した。これらの企業は、満洲国当局を後ろ盾とし、貨物の運賃や課税の面において、地元の企業より優位に立っていたとされる[43]。実際、関氏家族が 1920 年代から経営していた「丁鳳倉」は、日系企業と競争できず、1935 年に倒産した。この倒産に関して、自らの家族史を熟知する関 FL は次のように証言している。

我々は全く日本人の企業と競争できなかった。日本人は鉄道を掌握し、小麦粉や大豆

油などの製品の運賃を上げたため、我々の貨物は売れなくなった。また、日系企業は新たな技術をもっていて、搾油や（小麦粉の）「製粉」にかかるコストは我々の「作坊」（細工場）よりずっと低かった。我々と謝文東の関係に加えて、兄の関 ZC と関 FS は家族企業を休業し、大八浪郷への移住を余儀なくされた[44]。

以上の要素のほか、天災や匪禍なども糧桟の経営に影響を及ぼした。1932 年、依蘭県は洪水に遭い、10 万石余りの食糧が浸水し、糧桟の損失は甚大であった[45]。しかし、各糧桟が水害に見舞われたため、県政府に店舗賃料の減免を懇願したところ、県政府に拒否された[46]。また、満洲事変後、農村治安が悪化したため、土匪による糧食の強奪は以前よりも多かった。依蘭県檔案館の檔案によると、満洲事変後、土匪の略奪により、糧桟を含む依蘭県の各商号の損失は合計 20 万元以上に達したという[47]。

以上から分かるように、農産物価格の暴落や日系企業の進出、水害、匪禍などの要素は、依蘭県における糧桟業に大きな打撃を与えていた。その影響は、関氏家族が経営した糧桟に限らず、当時の満洲地域において一般的にみられたものである。北満糧桟業に関する 1934 年の統計によると、調査対象地域を管轄した三江省では、114 軒の糧桟が存在したが、1936 年になると、79 軒しか残らなかったという[48]。糧桟の経営不振によって、食糧の売れ行きは落ち込んだ。1934 年の時点で、依蘭県では既に大車 2200 台分の食糧が滞り、食糧販売活動による有力者の営利活動に大きな影響を与えた[49]。

2、中共の浸透と統一戦線の展開

中共と農村有力者が手を結ぶようになったのは、県城糧桟業の衰退を背景として行われたものである。農村有力者が中共と協力した主な目的は、経済利益の獲得にある。この点について、満洲国軍政部顧問部が編集した『満洲共産匪の研究』で、次のように述べている。「此処で云ふ通匪者とは満洲国警備力の及ぶ地域内に生活していながら、匪団の目的に賛成し、其の行動を支持する行為をなす者、及び営利的な目的から、物資弾薬人質等の

仲介や或はそれ等の販売を為しつつある者を指す。三江省地方において、注目すべき事は、既存のシンパ的通匪者中に、地方有力者が比較的多く混じている事だ」[50]。

しかし、ここで注意しておきたいのは、中共と農村有力者との協力関係の構築は、単に中共が政策を転換するとすぐに農村有力者と協力関係を構築したというものではない。中共はかつて土地革命政策を実行し、かつ略奪行為を伴っていたからである。これは農村の有力者に中共に対する反感を抱かせた。農村有力者との関係を修復するために、中共は県城の学校（依蘭師範専門学校と依蘭中学校）に目を向けた。ここの学生の多くは、農村有力者の子弟である。中共はこれらの学生を通じて農村有力者に影響力を投射しようとした。具体的には「地下党（身分を隠した党員）」を学校に派遣して教師にならせて[51]、あるいは様々な学生団体を利用して学生に浸透し、ひそかに彼らを党組織に吸収する[52]。

以下、北満「依勃樺」地域の青年学生であり、著名な中共党員でもある孫靖宇を例として、中共がどのように農村有力者と協力関係を築いたかを説明する。

孫靖宇は調査対象地域の南部に位置する大四駅（勃利県）の出身である。孫靖宇の父は地元の保長であり、大四駅の自衛団の団長を務めていた[53]。1931 年、孫靖宇は依蘭師範専門学校に入学した。同校の教員の多くは中共党員であった。ゆえに、孫靖宇は彼らの影響を大きく受けている[54]。孫靖宇のような富裕層出身の学生に対して、抗日救国を宣伝するとともに、党員の身分を持つ教員たちは、勃利県委員会（勃利県委）の指示に従い、満洲国が強制的に推進した様々な独占政策が民族商工業（地元の人が経営する工業や商業）にもたらした損失について重点的に宣伝することになる[55]。この宣伝により、多くの富裕層出身の学生が党組織に加入させた。孫靖宇はその中の一人である。党組織に加入した学生の卒業後の進路について、中共の策略は県城出身の学生を、県城の各種の場所に手配し、情報を収集させ、孫靖宇のような農村出身の学生は彼らを故郷に派遣して党組織を発展させた[56]。

孫靖宇自身は農村有力者の家庭に生まれたため、中共党員の身分があっても有力者から排斥されることはなかった。彼の積極的な活動の下で、「依勃樺」地域の党組織は急速に

発展した。1935 年までに、調査対象地域を管轄している勃利県委はすでに 6 つの区委員会（以下、区委）を管轄し、それぞれの名称は、勃利城区委、依蘭区委（調査対象地域所属）、大四駅区委、青山河口区委、古城鎮区委、興隆鎮区委であった[57]。党員の数も 1931 年の 17 名から 54 名に増加した[58]。同年（1935 年）、孫靖宇は大四駅区委書記に任命され、勃利県委の事務所も孫の岳父の家に移転した[59]。

勃利県委の指示に従い、孫靖宇は様々な社会関係を通じて、現地の農村有力者に連絡し、彼らに対して中共を支持するよう説得した。もちろん、その代わりに、農村有力者に利益を与えることが不可欠である。この点について、調査対象地域の関氏家族が中共を支持した例から分かる。

関氏一族の関志誠と孫靖宇は依蘭師範専門学校の同級生である。自らが経営している糧桟が満洲事変後に倒産したため、関志誠は満洲国政府に対して不満を抱いた。孫靖宇は大四駅区委書記を務めた後、関志誠と接触し、彼に中共に銃器を購入するのを助けることかつ手厚い報酬を約束した。関志誠の弟の関福臻は、満洲国ハルビン警察学校を卒業後、調査対象地域に近い長発郷で警察を務めていた。関福臻は職権を利用して中共に銃器を販売していた。主な方法は次のようなものである。まず、中共と銃器の価格を相談し、最終的な価格を決める[60]。その後、中共は指示通りに、保衛団や警察署の防衛が最も手薄な時を狙って警察署を攻撃し、銃器を鹵獲する。最後に、関福臻は都市部の中共の密会所で代金の取引を行うという方法である。受け取った代金から連絡員や警察署人員に与える報酬を差し引いた残りは、全て関福臻のものになったようである[61]。

以上のように、中共と調査対象地域及びその周辺の有力者との関係は早く改善されていた。ひいては、農村の自衛団団長が抗日武装勢力の首領と義兄弟の契りを結んだことも少なくないという[62]。例えば、調査対象地域の近くで活動していた中共将校の郝貴林は、彼の部隊が村落に入るたびに、地元の自衛団が列を作って歓迎し、地元の農民も彼らに食事と宿泊を提供していた[63]。

3、地域社会のネットワークに対する中共の活用

農村有力者との協力関係を築くことは、中共が地域社会内部のネットワークを活用して物資を手に入れることにとって重要である。抗日武装勢力は、満洲国当局の討伐に対応するために、往々にして大量の物資を買収し、それを隠すための「密営」（大量の物資を貯蔵する隠れ家）を持っていた。これらの密営のほとんどが村落から遠く離れた山奥にあった。そのため、各種の物資の運搬には馬車を利用する必要がある[64]。例えば、調査対象地域北部にある七星砬子は、中共の重要な密営所在地であった[65]。1935 年に調査対象地域の近くで活動していた抗日武装勢力の首領である祁致中という人物は、大八浪屯の農家である隋徳全から冬を越す綿靴を 400 足購入し、馬車を用いて根拠地に運搬していた[66]。

また、調査対象地域周辺で活動していた抗日武装勢力が馬車輸送活動を利用する必要性は、県城から加工品を入手することにも関係している。この点について、満洲国治安部が当時編集した資料の中には次の記述がある。「主食としての粟、高粱、トウモロコシなどは、土匪団による根拠地内の農民への徴税や、反日会などの団体を通じて得られる。逆に、小麦粉、大豆油、塩などの加工品は集鎮で購入しなければならない」[67]。馬車輸送活動は食糧の運搬と販売を通じて村落と県城を結び、運搬する過程で、銃器弾薬、塩、ゴム靴などの満洲国によって厳禁された加工品がひそかに根拠地に流れた。この点については、以下の二つの史料を引用する。

> 馬車の中に物を隠すための格子があり...弾薬は中空の白菜の中に入っている。銃器を油紙で包んで格子の下に置き、その上に魚をかぶせる。ゴム靴は 1 箱 100 足で、1 回に 1-2 箱運搬できる[68]。

> …食糧と塩を購入した後、できる限り夜のうちに馬車で物資を運んで山に入り、各拠点にある部隊に配る。…（中略）初夏から初冬にかけて、我々は合わせて七回山に入り、毎回七頭の馬を引いた。馬ごとに三斗の食糧を積んでおり、毎回両石一斗の食糧

と五十斤の塩を運送できる[69]。

馬車輸送活動のほか、交通結節点としての車店も中共に巧みに利用されていた。車店にて、人や車馬の往復が頻繁であり、様々な情報がここに集まっていた。そのため、中共は常に車店の近くに雑貨屋や薬屋などを設立し、人目を避け、それを拠点として情報を集めていた[70]。例えば、調査対象地域の近くで活動していた抗日聯軍第四軍は、木材商（馬車で木材を運ぶ営利者）を懐柔し、彼らが雑貨屋や郵便局などの設立することを援助し、抗日聯軍の情報ステーションとした[71]。

以上のことから、満洲国建国後、地域内部の経済活動の変動は中共が統一戦線を展開するきっかけになった。中共の抗日武装勢力は、農村有力者との協力関係を構築し、彼らがコントロールする食糧販売活動を活用することによって、県城との経済関係を維持しながら、かつ大量の情報を得ることができた。これは中共が自らの勢力を拡大することができる基盤といえよう。中共勢力の拡大は、言うまでもなく各派地方武装勢力に対する中共の改編に対して有利に働いた。次節では、各派地方武装勢力がどのように中共に改編されたのかを考察する。

二、地方武装勢力に対する中共の改編

中共がどのようにして各派地方武装勢力を改編したかについて見よう。満洲事変後、調査対象地域とその周辺で活動を行っていた主要な抗日武装勢力の状況を**表 4-2** に示した。**表 4-2** から見て、1930 年代初頭における党の武装勢力は、各派抗日武装勢力の中でも最も弱く、抗日活動の主軸ではなかった。一方で、その他の三派はいずれも多かれ少なかれ調査対象地域の有力者と関係を有し、多くの支援を得ていた。

事実、満洲事変後、中共は何度も党員を派遣して抗日救国のスローガンで各派地方武装勢力に連絡し、彼らに中共の改編を受けるよう求めた[72]。しかし、当時の中共は左翼日和見主義路線の影響を受けているため、各派地方武装勢力は中共に対して警戒ないしは反感

の態度を持っていた。一方で、中共が実施した土地革命政策は農村富裕層の利益を損なっていた。農村富裕層は各派地方武装勢力の経済基盤である。他方では、中共が自らの武装勢力を拡大するために、他の武装勢力に対して、その内部兵士の反乱を扇動し、その後、彼らを紅軍に改編する策略をとった[73]。「三人も反乱、五人も反乱」、その結果、「四方八方敵だらけである」ということになった[74]。

しかしながら、「一月書簡」が公表されてからわずか数年のうちに、このような不利な形勢は逆転されることとなる。具体的には、1933 年 7 月、元東北軍系の李延禄が、中共吉東局の意見に従って、抗日救国遊撃軍を東北人民抗日革命軍と改組した。1934 年 9 月、東北人民抗日革命軍は、中共の密山反日遊撃隊と合流し、東北抗日同盟軍第 4 軍と改組された。同部隊は、1935 年 9 月まで 7 つの連隊を管轄し、1600 人の兵士を有した。また、戴洪賓が率いる湯原反日遊撃隊は、1933 年 11 月に湯原民衆反日遊撃総隊と改組した。同部隊は、5 つの中隊を管轄し（1934 年 8 月時点）、1936 年初頭には 700 人の武装勢力に発展した。さらに、趙尚志の珠河東北反日遊撃隊は、1934 年 6 月に東北反日遊撃隊哈東支隊に改編され、3 つの大隊をあわせて 450 人を有した。穆棱遊撃隊は、周保中が導く綏寧反日同盟軍に改編された。1935 年 2 月、綏寧反日同盟軍は、東北反日聯合軍第 5 軍と改組し、900 人の部隊となった[75]。

中共の武装勢力の拡大に伴って、中共に対する農村の各派地方武装勢力の態度も変わり、次第にその改編を受け入れるようになった。ここで、調査対象地域で活動を行っていた謝文東の武装勢力に対する中共の改編を見てみよう。1934 年の「土龍山事件」の後、謝文東率いる東北民衆救国軍は、調査対象地域の九里六屯への撤退を余儀なくされ、かつ、日満軍警による討伐と封鎖によって苦境に陥っていた。こうした背景の下、1935 年、謝文東は元東北軍系の李華堂による紹介によって、方正県で北満における中共の武装勢力首脳である趙尚志と面会し、中共の改編を受けることに合意した。それだけでなく、中共は謝文東に政治的名誉をも与えている。中共の改編を受けた後、謝文東は、李華堂、李延禄らとともに、「八・一宣言」発布し、その中で中共に民族的英雄と標榜されたのである。このよ

うに、1936 年 9 月、東北抗日聯軍第八軍が正式に成立することとなり、同時に謝文東は軍長に任命されている。そして、同地域で活動していた李延禄、李華堂、祁致中は、それぞれ 1936 年 3 月、1937 年 1 月、1937 年 10 月に改編され、抗日聯軍の第四、第九、第十一軍の軍長を務めることとなった[76]。こうした状況のもと、満洲における中共党組織は急速に拡大し、1936 年までに満洲各地で活動していた東北抗日聯軍の兵士数は 30000 人以上のぼることになった[77]。**図 4-1** は満洲地域における中共率いる東北抗日聯軍の各軍の活動範囲を示している。

謝文東のような名のある武装勢力と協力関係を結んだ後、中共がより多くの支援を得られるようになったことは事実である。とりわけ、過去には得られなかったような銃器も入手できるようになり、中共の武装勢力の戦闘力は大幅に向上した。**表 4-3** は、1937 年に満洲国が統計した調査対象地域を管轄した三江省で活動していた中共の武装勢力とほかの地方武装勢力の機関銃数の比較を記したものである。

表 4-3 にあるように、1937 年に三江省で活動していた中共の武装勢力の機関銃所有数は、ほかの地方武装勢力に比べて優勢であった。これは、中共がほかの地方武装勢力を改編することにも有利に働いた。なぜならば、中共の武装を背景した保障のもとで、地方武装勢力は中共との連携を通して、現実的な利益をもたらすことが可能になったからである。例えば、北満で活動していた土匪勢力の「白龍」は、中共の綱領には賛成しなかったが、常に中共の武装勢力との連合作戦を通じて、利益を得ていた[78]。実際、中共はほかの地方武装勢力と戦利品を分かち合うことを重視した。この点について、満洲省委が北満遊撃隊に宛てた書簡において、「ほかの地方武装勢力と協同作戦する際、損失した銃器を補償するほか、一定の割合で戦利品を割り当てるべきだ」と強調していることからもわかる[79]。このように、謝文東の武装勢力にとどまらず、調査対象地域とその周辺で活動していたほかの武装勢力も、中共に連携するようになった。

各派地方武装勢力からの支持を獲得するにつれ、中共の勢力は急速に拡大した。さらに、中共の勢力が強くなればなるほど、ほかの地方武装勢力を引き付けやすくなった。1934 年

以降、珠河遊撃隊をはじめとする北満中共の武装勢力の拡大にしたがって、その付近の「山林隊」（小規模な反日武装勢力）や「大排隊」（農村自衛武装）は続々と自発的に中共に合流するようになっただけでなく、一部満洲国軍も中共に弾薬を提供することを表明した[80]。このような相互作用を通じ、中共は当該地域の大多数の武装勢力に対する改編を成功させ、農村地域で新たな地位を獲得していった。

第三節　軍事的拡大を背景とした物資獲得

一、根拠地の拡大と徴税の問題

統一戦線の展開とそれに基づく抗日聯軍の成立に伴い、北満における中共の活動範囲は急速に拡大した。こうした背景のもと、中共は「哈東」、「綏寧」、「湯原」、「密勃依方」（密山、勃利、依蘭、方正）、「饒河・虎林」などの遊撃区を築いた[81]。各遊撃区内には、一つまたは複数の根拠地が含まれている（**表 4-4** 参照）。調査対象地域付近の根拠地は「依東（依蘭県東部）」根拠地と呼ばれ、「依勃樺」根拠地の一部であった。依東根拠地は宏克力、土龍山、金沙河、団子山、百子溝、黒盲子溝などの地域を含み、周囲はおおむね 100 平方キロメートルある[82]。

根拠地の生存を保障するために、依然として、徴税は中共の中心工作であった。徴税額について、抗日聯軍依東事務処の規定にしたがい、依蘭東部地域では、「地畝捐（中共による土地税）」は畑地 1 垧当たり 1 元、水田 1 垧当たり 2 元、山間部の土地なら上述基準の半分を納付する。災害に遭った場合、そのことが確認後に免除された[83]。中共の支配地域は、統一戦線実施前よりも拡大し、満洲国に比べて徴税の負担も重くはなかった。しかし、中共による徴税は依然として思わぬ困難に遭った。

まず、政権の末端組織は中共の意図に忠実に従って徴税することができなかった。ここで注意しておきたいのは、徴税の責任を担う中共の末端行政組織が統一戦線実施後にかつての農会から農民委員会と反日会に変更されたことである。農会とは小作農や雇農をまとめる末端組織である。農会よりも農民委員会や反日会の方が広い社会基盤を持っている。

農民委員会はかつての農会のように貧しい農民を吸収するだけでなく、抗日活動を支持する農村の富裕層も吸収した。反日会は、民族、階級などを問わず反日会の綱領に賛同する16歳以上の者であれば入会できる[84]。農民委員会と反日会は遊撃区内のすべての行政と司法活動を管理し、その中での最も重要な任務は徴税であった。具体的には、中共が農民委員会や反日会に「捐票（納税証明書）」を出し、農民委員会や反日会が戸ごとに税を徴収する[85]。

この時期における中共の政権樹立の手法は土地革命ではなく、統一戦線の方針のもとで各階層を政権の末端組織の中に広く吸収することにあった。この手法の下、党員数が急増し、中共の末端組織は急速に拡大した。1938年までに、松花江下流地方の党員数は400人余りに達し、反日会の会員は2万人に達した[86]。しかし、党員の質という点からみると、数多くの農村有力者や警察、やくざなどが末端行政組織に吸収されることは避けられなかった。例えば、勃利県委は管轄区域内の各党支部に宛てた手紙の中に「彼が能力があるかどうかを問わず、あるいはアヘンを吸ったり、賭博をしたり、封建迷信をしたりしても、亡国奴（亡国の民）になりたくなければ入会できる」という記録がある[87]。この状況は間違いなく中共の徴税能力に影響を与えた。調査対象地域を管轄していた依蘭県では、一部地域の農民委員会や反日会では農村有力者や警察官、やくざなどが6-7割を占めていたという[88]。彼らは税金を徴収する時に、自分の家族をひいきし、強権に頼って税金を農民に強制的に分担させ、農民が負担できなければ、口実を作り、農民を殴ったり、殺害したりなどして、「赤の恐怖」をもたらした。そのため、多くの農民から見れば、中共の末端政権は旧政権とは区別がなかった[89]。このように、農民は不満を持ち、納税意欲が著しく激退した。一部の地域では、1垧ごとに2角しか徴収できず、しかも、これが強制徴収であり、農民が自発的に納税することではなかった[90]。これに対して、中共はやむなく時々騎兵隊を農村に派遣して税金を徴収することにした[91]。

また、徴税が困難なのは抗日聯軍の内部矛盾とも関わっていた。統一戦線の背景の下で、多くの武装勢力が中共の改編を受けたが、実際には各派地方武装勢力に対する中共のコン

トロールする力は強くなかった。いわゆる改編とは、多くの場合、中共が各派地方武装勢力に党員や幹部を派遣し、部隊内部において秘密裏に党・団支部を創立することに過ぎなかった[92]。それに基づいて、双方が、利益と生存空間を争うために矛盾が生じることは避けられない。根拠地内の税収をめぐる争いが典型的な例であろう。軍需給養に関する抗日聯軍内部の規定によると、各軍の収入源は主に①「地畝捐」②罰金③戦利品④その他に分けられた。このうち②と③は「個別収入」と見なされ、「個別収入」を得る際に、その一部を公共料金として上級機関に納付する必要があった。これとは対照的に、①は「地方収入」とみなされた。「地方収入」は「各軍自らの所有になり、頭割りにする」ことである。これに基づき、①は各軍が獲得できる安定した収入であるため、各軍に重視されていた[93]。しかし、根拠地が次第に繋ぎ合わさり、一つになるのに伴い、抗日聯軍各軍の活動地域と徴税区域が交差したり、隣接したりすることは避けられなかった（**表 4-5** 参照）[94]。この背景のもと、依東根拠地内部の各軍の間で徴税をめぐる内輪揉めが絶えなかった[95]。さらに、時々繰り返し徴税を行うため、抗日武装勢力と農民が紛争を起こし、農民が徴税に抵抗することもあった[96]。こうした紛争を解決するために、中共は 1937 年 2 月に方正県で北満抗日聯軍会議を開かざるを得ず、哈東事務処を設立し、北満地域の延寿、方正、通河、依蘭、勃利、樺川、富錦などの県の徴税と分配問題を一括して担当することに決め、各軍の経費と給養を保証しようとした[97]。

要するに、中共の遊撃根拠地政権の樹立は土地革命ではなく、統一戦線に基づいたものである。中共の武装勢力が強まったように見えるが、政権の末端組織の基盤は脆弱なものであり、各派武装勢力に対する中共の影響力もそれほど強くなかった。これらのことは中共の徴税能力に影響を与えた。では、中共はいかにして農村から補給物資を得たのか。この点について、次節で考察する。

二、中共の軍事的拡大と補給物資の交換

前節では、統一戦線を背景に中共の党組織と武装勢力は急速に拡大したものの、その農

村政権は強固ではなく、中共は農村から十分な補給物資を直接に調達することができなかったという事実を検証した。しかし、人口が少ない遊撃根拠地で中共の抗日武装勢力が生存しようとしたら、補給物資を円滑に入手できることは基本中の基本であろう。では、北満における中共はどのような方針を打ち立てたのか。

簡単に言えば、中共が農村から食糧をはじめとする物資を獲得するためには、主に農民との取引に頼らざるをえなかった。このような方法の背景には、当時、ほとんどの農民が経済危機や自然災害の打撃を受けたことによって、ほぼ破産の危機に瀕していたからある。このことは**表 4-6** に示した満洲国建国前後の北満農家収入の対比からも明らかである。**表 4-6** から分かるように、満洲国建国前後、農民の収入が激減し、1928 年から 1929 年までの収入指数を 100 とすれば、1933 年から 1934 年までの収入指数はわずか 33.7 にしか過ぎなかった。

遊撃隊の活動はもともと農民に負担をかけるため、農民は中共と取引することを通じて一定の報酬を得ようとした。統一戦線の背景のもとで、中共の戦闘力が大幅に増強し、それによって、中共は満洲国軍との戦いでしばしば勝利し、大量の戦利品を獲得した。これは中共が農民と取引することを可能にした。**表 4-7** は調査対象地域で活動していた中共の戦利品獲得状況を示している。**表 4-7** に示すように、戦利品の種類は広く、武器弾薬から現金まで何でもある。これらの戦利品はすべて地元の農民と取引することができる。具体的なやり方は、以下の 3 つに大別できる。

一つは、戦利品を直接農民に分け与え、それによって農民と物資を交換することである。抗日聯軍の各軍は、戦利品を農民に分け与えて農民の食糧と引き換えたり、農民を遊撃隊に誘い込んだりした例がある[98]。

二つは、農民にお金をわたして物資の代理購入を手伝ってもらうことである。食糧の購入を例とすれば、中共は農民委員会や反日会に頼んで、県城で秘密裏に購入させ、その後県城外の指定された場所に集めて密営に運ばせた[99]。**表 4-8** は 1935-1936 年に調査対象地域の反日会が現地で活動した抗日武装勢力に購入した物資の数を示している。ここで注意

しておきたいのは、民心を得るために、中共は通常、高価なものや戦利品を農民に与えたことである。当時、経済危機や天災の影響で貧困に陥った農民にとって、雪中に炭を送るようなものであった。調査対象地域の農民はこの行為を「信義」とみなした[100]。この手法は満洲国政府当局にも知られていた[101]。

三つは、代理耕作である。代理耕作とは、農民に種と工賃を与え、彼らに抗日武装勢力のために土地を密かに耕せてもらうことを指す。例えば、食糧不足の問題を解決するために、松花江下流地方特別委員会（下江特委）書記の高禹民は、部隊に山間部地帯で 20 垧の土地を耕す計画を完成するよう要求した。高禹民は部隊に種子と農具を用意し、各種の社会関係を通じて山間部の農民に連絡し、彼らを秘密裏に部隊に耕作させるよう命じた[102]。**表 4-9** は抗日聯軍が公表した代理耕作条例を示している。**表 4-9** から分かるように、抗日武装勢力のために土地を耕すことにより、収益が豊かなものになる。耕作期間中には農民が必要とするすべての食糧、給料が抗日武装によって支払われ、しかも、税金は払わなくてよい。さらに、農民はまた抗日武装勢力の援助（主に戦利品）を得ることができた。これは間違いなく農民にとって魅力的だった。

以上のことから、強固な末端政権を樹立していないため、中共は農村から直接補給物資をもらうのが容易ではなかった。このように、中共の食糧や他の物資の獲得は、自らの軍事拡張を背景に様々な手法で間接的に展開せざるを得なかった。しかし、その本質は農民との取引に過ぎなかったのである。

おわりに

本章では、調査対象地域の地域的特徴に着目し、北満における統一戦線の展開の実態について考察した。その結果をまとめると以下の 3 点である。

第一に、中共の武装勢力に有利な地形と生存空間を提供できる北満山岳・丘陵地帯では、土地革命の社会的基盤は強固ではなかった。中共の北満農村調査は、現地の土地問題の矛盾を地主と農民の間の対立として描いたが、この認識は一方的だった。この認識は満洲国

建国後に左翼日和見主義路線の影響で是正されることなく、むしろ強化された。このように、中共は一部の地域で遊撃区を樹立したが、根拠地が狭くかつ守りにくいため遊撃区を拡大しなければならない時に、中共は土地革命が展開できないため農村に立脚しにくいという苦境に直面することになった。こうした背景の下で、中共はやむなく恐喝や略奪などの手段によって食糧を得た。

第二に、中共の武装勢力の拡大は、その政策転換のみによるものではなく、地域社会の経済状況の変化にも関わっていた。満洲国建国以降、地域社会の経済・権力の紐帯である食糧販売活動の営利活動が大きな打撃を受けたという背景のもと、農村有力者は自ら中共と協力し、損なわれた利益を補おうとした。一方、農村有力者の支持を得た中共は、食糧販売活動を利用して各種な物資を大量に獲得した。とりわけ武器などの面において優勢を得ることができ、在地の各武装勢力を中共に改編させることに成功した。このようにして、中共の勢力は速やかに拡大した。

第三に、農民が自発的に中共の抗日武装勢力を支持しているわけではなく、中共は生存に必要な物資を得るために農民との取引に頼るしかない。統一戦線の展開によって中共の武装勢力は急速に拡大したように見えたが、その末端組織は強固ではなかった。一方で、中共の末端組織は土地革命ではなく統一戦線に基づいて樹立されたものであった。そのため、大量の地主や警察、やくざなどが末端組織に吸収され、彼らは強権に頼って税金を農民に強制的に分担させ、農民の不満を引き起こした。他方で、中共は在地の各派地方武装勢力に対して統合を実現したものの、十分にコントロールできなかった。そのため、各派の武装勢力は資源を争うために内輪もめを起こすことが多かった。これらの要素は、すべて中共が直接農村から資源を獲得する能力を弱めた。こうした背景のもと、中共は軍事的な拡張を通じ、戦利品を大量に手に入れ、その上で農民に戦利品を分配したり、農民に食糧などを代理購入を依頼したり、農民を雇って土地を代理耕作したりすることなど多様な手法で農民と取引し、それを通じて、食糧をはじめとする各種物資を手に入れることができた。

総じて言えば、この時期における中共の軍事的拡大は、農村の土地問題の解決に基づくものではなく、満洲国建国後の地域社会の経済活動の変化をきっかけに、地域社会のネットワークを活用した結果であった。いいかえれば、中共の資源獲得は、中共と地域社会内部の諸勢力および農民との利益交換に基づくものである。

図と表

図 4-1　東北抗日聯軍各軍の活動区域（1934 年 1 月-1937 年 12 月）

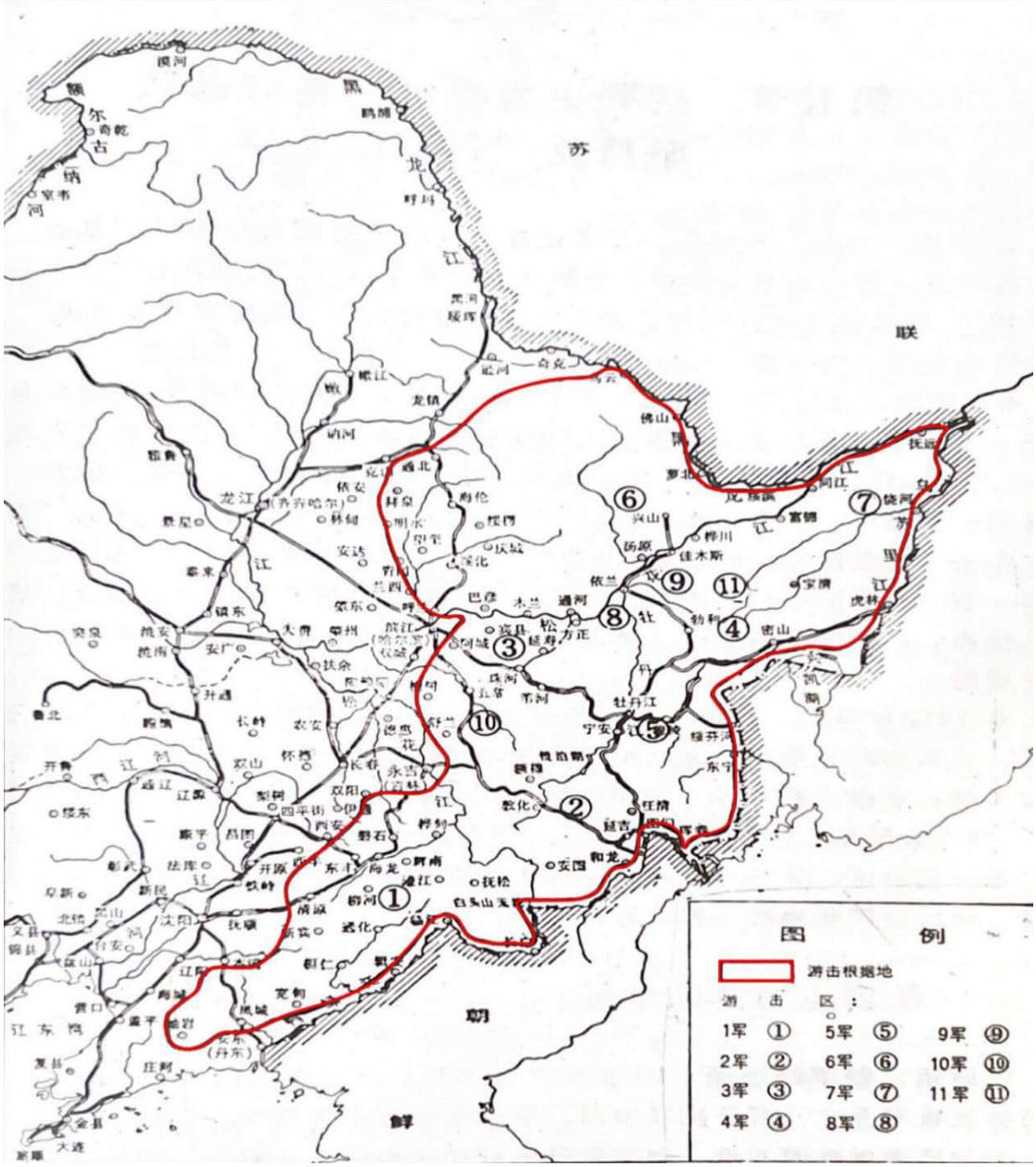

出所：東北抗日聯軍史編写組編『東北抗日聯軍史』中共党史出版社、北京、2015 年、遊び紙。

表 4-1　北満各派抗日武装勢力活動地域の 1 垧当たり土地の税金徴収額

趙尚志（中共）	8 角-1 円
心順、振武	4 円
東山好	6 円
孔憲栄、劉三侠	−
呉義成	30 両（アヘンで納付）
九標	120 斤（水田）
西仁義	5 円
徳林	40 銭-1 円 80 銭
同好子	−
双侠隊、海山、鎮国、清山、金好、三省、双江	5 円
政国	6 円
永仁義	5 円
不明	−
九江吉林	2 円
九江吉林	5 円
九江	10 円
九江	−
九江	2 円とアワ 1 升
仁義、五龍	−

出所：満洲国軍政部軍事調査部編『満洲共産匪の研究（第一輯）』極東研究所出版会、1937 年、682-683 頁。

表 4-2　1930 年代調査対象地域とその周辺における反満抗日武装勢力の構成

種類	指導者	兵士数	形成時期	概要
地主武装勢力	謝文東	4000	1934 年	「土龍山事件」後に成立した東北民衆救国軍から発展したもの。
元東北軍系武装勢力	李延禄	500	1933 年	元東北軍が近隣のゲリラ部隊と連合して構成したもの。
	李華堂	400	1932 年	
土匪武装勢力	孫訪友や祁致中ら	50-200	―	破産した農民や鉱夫によって構成された土匪勢力。
中共系武装勢力	戴洪濱	40	1932 年	「湯原反日同盟会」を主体とした「湯原反日遊撃隊」。
	趙尚志	13	1933 年	趙尚志、李福林、李啓東を始めとした「珠河東北反日遊撃隊」。
	張鎮華	21	1933 年	張鎮華、胡仁、宋一夫を始めとした「穆棱反日遊撃隊」。

出所：葉忠輝ほか編『東北抗日聯軍第八―十一軍』黒龍江人民出版社、哈爾浜、1986 年、16 頁、75 頁；孫杰『東北抗日聯軍第四軍』極東研究所出版会、1969 年、13 頁；劉文新編『東北抗日聯軍第五軍』黒龍江人民出版社、2005 年、9 頁；東北抗日聯軍史編写組編『東北抗日聯軍史』中共党史出版社、北京、2015 年、240 頁；中国抗日戦争軍事史料叢編審委員会編『中国抗日戦争軍事史料叢書（東北抗日聯軍・表冊）』解放軍出版社、2015 年、4 頁に基づき、筆者作成。

表 4-3　三江省地方抗日武装勢力の機関銃所有数（1937 年）

		元東北軍系武装	中共系武装	元東北軍系武装（＊）	中共系武装（＊）
一月	匪　数	883	560	0.7	0.9
	機　数	6	5		
二月	匪　数	1116	665	0.4	0.8
	機　数	5	6		
三月	匪　数	990	880	0.4	0.8
	機　数	4	7		
四月	匪　数	1010	840	0.4	1.1
	機　数	4	9		
五月	匪　数	990	890	0.5	0.8
	機　数	5	7		
六月	匪　数	1230	1020	0.5	0.8
	機　数	6	8		

注：1、匪数は土匪実数、機数は機関銃数を指す。2、元の表は、満洲国当局の区分に従って、「政治匪」（元東北軍系武装）と「共匪」（中共系武装）という用語を使用した。3、（＊）は百人ごとに、機関銃 1 丁を所有する意味である。

出所：満洲国軍政部軍事調査部編『満洲共産匪の研究（第一輯）』極東研究所出版会、1937 年、787 頁より、筆者作成。

表 4-4　調査対象地域及びその周辺地域の中共遊撃根拠地の状況

地域	根拠地名称	形成時期	根拠地範囲
「哈東」地域	湯旺河遊撃根拠地	1936 年	珠河、方正を中心とする 10 余り県
「綏寧」地域	穆棱遊撃根拠地	1935 年	穆棱、勃利、密山、汪清、敦化等県
	刁翎遊撃根拠地	1936 年	刁翎鎮、四道河子
「湯原」地域	湯原遊撃根拠地	1936 年	湯原、羅北、綏濱等県
「密勃依方」地域（調査対象地域）	依勃樺遊撃根拠地	1936 年	依蘭、樺川、勃利、方正等県
「饒河・虎林」地域	宝清遊撃根拠地	1936 年	宝清、同江、富錦、密山等県

出所：中国人民解放軍歴史資料叢書編審委員会『東北抗日聯軍』、白山出版社、2011 年、72 頁。

表 4-5　調査対象地域を管轄していた依蘭県の中共東北抗日聯軍各軍の税金徴収区域

一区	第三軍、第九軍、王営長
二区	第三軍、第六軍
三区	第二軍、第五軍、独立師
四区	第八軍
五区	第二軍、第五軍
六区	第三軍、第九軍、王営長

出所：中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 49）』吉林人民出版社、1991 年、269 頁。

表 4-6　北満農村土地 1 垧当たり各項目収入対照表（1928-1934 年）　単位：円

時期	穀物収入	茎収入	菜園収入	家畜と家禽収入	草地収入	合計	指数
1928-1929 年	137.02	13.02	8.63	7.95	0.69	167.31	100
1930-1931 年	75.75	7.18	4.76	4.38	0.38	92.27	55.2
1931-1932 年	66.68	6.33	4.20	3.87	0.33	81.41	48.7
1933-1934 年	46.97	4.43	2.06	2.72	0.23	56.41	33.7

出所：衣保中『中国東北農業史』吉林文史出版社、長春、1993 年、538 頁。

表 4-7　調査対象地域及びその周辺地域の抗日武装勢力の活動と戦利品獲得状況(1936 年)

時期	場所	被害者	襲撃者（人数）	被害内容
1 月−	依蘭県・大碾屯	大碾屯自衛団	明山、緑林好等合流（130）	小銃（12 丁）、拳銃（3 丁）、弾丸（693 発）、馬（16 頭）、制服（9 着）、外套（3 着）、電話機（1 台）、毛布（2 枚）、時計（2 本）、布団（4 枚）
2 月 14 日	湯原県・舒楽鎮	黒背金鉱警察隊	不明（200）	自衛団員（12 名）、鉱山警察隊員 16 名の武装解除
4 月 4 日	湯原県・鉱山鎮	区域警備司令部	李華堂（200）	三八式小銃（100 丁）、弾丸（約 50000 発）
4 月 15 日	湯原県・鉱山鎮	警察署	趙尚志（100）	小銃（37 丁）、弾丸（1650 発）、拳銃（1 丁）、人質（37 名）
4 月 20 日	依蘭県・大八浪	−	夏雲傑（500）	小銃（3 丁）、弾丸（100 発）
5 月 22 日	依蘭県・廟嶺	鉱山警察隊第一、第二小隊	夏雲傑（600）	三八式小銃（21 丁）、弾丸（5000 発）、軽機（1 挺、同丸 1500 発）、モーゼル（1 丁）、軍刀（1 本）、被服、靴、帽子（約 200 点）
6 月 2 日	勃利県・偏険子	自衛団	郝貴林（92）	小銃（6 丁）、弾丸（370 発）、人質（40 名）
6 月 14 日		森林警察隊	謝文東（300）	夏服（24 着）、皮靴（60 足）、弾袋（66 枚）、雨衣（5 着）、大車（1 台）
7 月 5 日		自衛団	抗日軍（200）	洋砲（4 門）、自衛団服（20 着）、馬（21 頭）
8 月 5 日	湯原県・西二保	自衛団	夏雲傑（300）	小銃（28 丁）、弾丸（400 発）、電話機（1 台）、人質（2 名）
8 月 9 日	湯原県・四合屯	自衛団	夏雲傑（200）	小銃（52 丁）、弾丸（2000 発）、馬車（2 台）、人質（4 名）、焼家 40 余軒

出所：満洲国軍政部軍事調査部編『満洲共産匪の研究（第一輯）』極東研究所出版会、1937 年、803-805 頁より、筆者作成。

表 4-8　大八浪救国会が抗日武装勢力のために募集した物資（1935-1936 年）

1935 年	トウモロコシ 3,000 斤、小麦粉 500 斤、豚 3 頭、綿靴 400 足
1936 年	トウモロコシとコーリャン 5,000 斤、防寒服 200 件、綿靴 200 足

出所：麻世先編『樺南烽火』内部発行、2021 年、119 頁；中共樺南県委宣伝部編『樺南県東北抗聯闘争史内部資料』内部発行、2008 年、66-67 頁。

表 4-9　抗日聯軍第二軍と第五軍の農村土地代理耕作条例（1936 年）

1、地方反日会の責任者は、本軍から耕作予定土地を受け取った後、実情に応じて、各反日会員に代理耕作させる。
2、本軍のために耕作する面積が需要する費用や賃金などは本軍が負担し、耕作開始時に支払い、同時に代理耕作者に必要な食糧や代金を貸し付け、秋に収穫した後、利息なしで返済する。
3、耕地に応じて納めるべき地租としての食糧は、秋の収穫後、本軍がすべて支払う。
4、代理耕作の土地で収穫された食糧は、全部本軍が所有する。
5、代理耕作者が自作する土地は、代理耕作の同等面積の税金を免除する。（すなわち、牌甲長に渡してから、さらに牌甲長より本軍に渡した後、ひっそりと返還する）
6、生産を奨励し、代理耕作者の熱意を向上させるため、別途に競争制を定めることができる。
7、代理耕作者が耕作する土地の面積と位置は、反日会の責任者（すなわち、代理耕作土地の管理者）に報告しなければならない。
8、代理耕作の土地に旱魃、洪水またはその他の災害などがあった場合、代理耕作管理者に報告しなければならず、必要な理由無しに土地が荒廃した場合、代理耕作者は賠償の責任を負う。
9、代理耕作者は耕作する土地から収穫された食糧などを不法占有した場合、本軍が発見した後、1 倍以上 10 倍以下の罰金または食糧を科す。
10、代理耕作の土地面積が 5 垧以上の場合、上記の権利に加えて、代理耕作者自身はまた本軍兵士の半分の戦利品を獲得する権利を享受する(例えば、衣服、雨靴、補助金)。

出所：中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 46）』吉林人民出版社、1990 年、39-41 頁。

注釈

[1] 統一戦線の形成過程について、上田仲雄や西村成雄、鐸木昌之の研究を参照できる（上田仲雄「満洲における抗日統一戦線の形成――抗日民族統一戦線の先駆的役割として」『岩手大学教育学部研究年報』第 37 巻、1977 年；西村成雄『中国近代東北地域史研究』法律文化社、1984 年。鐸木昌之『日本帝国主義と満洲（1900-1945）』塙書房、1992 年）。統一戦線をめぐる中共中央指導層の内的矛盾について、チョンシク・リー（Chong-Sik Lee）の研究が代表的である（Chong-Sik Lee,*Revolutionary Struggle in Manchuria: Chinese Communism and Soviet Interest,1922-1945*, Berkeley:University of California Press,1983）。中共中央とコミンテルンとの関係について、楊奎松と鐸木昌之の研究を参照されたい（楊奎松「中国共産党抗日民族統一戦線政策的形成与共産国際」『近代史研究』1982 年第 4 期；鐸木昌之「満洲共産主義運動における国際的連繋」『アジア研究』第 33 巻第 3.4 号、1987 年、85-111 頁）。

[2] 武洋「区域社会与革命互動――中共東北地方党組織及其領導的工農革命研究（1923-1938）」吉林大学博士学位論文、2020 年。

[3] 白路「中共東北党組織的政策転型与抗日武装整合研究（1931-1937）」吉林大学博士学位論文、2020 年。

[4] 何志明「中共中央、中共代表団与満洲省委――囲繞東北抗日統一戦線的多辺互動（1931-1936）」『抗日戦争研究』2017 年第 4 期；張寛「中共東北党組織与東北抗日遊撃戦争的新局面――以貫徹抗日統一戦線為中心」『党的文献』2020 年第 4 期。

[5] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 1）』吉林人民出版社、1988 年、183 頁。

[6] 即ち、筆者が第一章で述べた老戸である。

[7] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 1）』前掲書、232-233 頁。

[8] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 5）』吉林人民

出版社、1988 年、75 頁。

[9] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 31）』吉林人民出版社、1990 年、126 頁。

[10] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 5）』前掲書、68 頁。

[11] 徐仁寿「北満松花江流域的農民経済生活」『新生命』第 3 巻第 9 号、1931 年、5 頁。

[12] 「関外主義」路線とは、満洲の政治や経済状況が関内（山海関以内）とは大きく異なることを強調する政治路線である。1920 年代の満洲は、関内のような軍閥混戦を経ず、農民のプロレタリア化も明らかではなかったことから、当時の中共満洲省委は、ソビエト政権樹立や土地革命などの方針は満洲にふさわしくないと主張している。

[13] 東北抗日聯軍史編写組編『東北抗日聯軍史（上）』中共党史出版社、北京、2015 年、175-176。

[14] 中国抗日戦争軍事史料叢書編審委員会『中国抗日戦争軍事史料叢書――東北抗日聯軍・表冊』解放軍出版社、北京、2015 年、4 頁。

[15] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 16）』吉林人民出版社、1989 年、296 頁。

[16] 『東北抗日聯軍史（上）』前掲書、170 頁。

[17] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 1）』前掲書、185 頁。

[18] 李鋳、賈玉芹、高書全等訳『中華民国史資料叢稿訳稿関於東北抗日聯軍的資料（第一分冊）』中華書局、北京、1982 年、67 頁。

[19] 吉林大学 1959 年尚志実習隊編『尚志人民抗日闘争史資料彙編（初稿）』吉林大学檔案館、文書番号 21203.3-1。武洋「区域社会与革命互動――中共東北地方党組織及其領導的工農革命研究（1923-1938）」吉林大学博士学位論文、2020 年、165 頁から引用した。

[20] 西村成雄「統一戦線の形成と東北抗日聯軍」『抗日戦争と中国民衆――中国ナショナリズムと民主主義 』池田誠編、1987 年、51 頁；東北抗日聯軍史料編写組編『東北抗日聯

軍史料（下）』中共党史資料出版社、北京、1987 年、536 頁。

[21] 満洲国軍政部軍事調査部編『満洲共産匪の研究（第一輯）』極東研究所出版会、1937 年、684 頁。

[22] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 23）』吉林人民出版社、1988 年、35 頁。

[23] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 35）』吉林人民出版社、1989 年、138 頁。

[24] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 38）』吉林人民出版社、1990 年、139 頁。

[25] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 21）』吉林人民出版社、1988 年、303 頁。

[26] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 16）』前掲書、221 頁。

[27] 中共樺南県委党史研究室『樺南革命闘争史』内部発行、2015 年、4 頁。

[28] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 5）』前掲書、295 頁。

[29] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 38）』前掲書、114 頁。

[30] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（乙 1）』吉林人民出版社、1991 年、61 頁。

[31] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 38）』前掲書、114 頁。

[32] 「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」『満鉄農村調査――地方類第 1 巻総第 7 巻』広西師範大学出版社、桂林、2018 年、608 頁。

[33] 『満洲共産匪の研究（第一輯）』前掲書、795-796 頁。

[34] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 19）』吉林人民出版社、1989 年、7 頁。

[35] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 38）』前掲書、171 頁。

[36] 黒龍江省地方誌編纂委員会『黒龍江省誌第三十八巻糧食誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1994 年、41 頁。

[37] 衣保中『中国東北農業史』吉林文史出版社、長春、1993 年、536 頁。

[38] 依蘭県商会「為豆価惨落経済恐慌現時不能周転商工復興貸款暫難籌還擬懇函達銀行准予緩期清償事的函」、1935 年 6 月 24 日。依蘭県檔案館、文書番号 L108-1-170-17。

[39] 依蘭県商会「為報依蘭商業簫条金融遅滞更兼糧価落経済逾形恐慌擬懇趕速設法救済以維現状事的呈」、1935 年 7 月 23 日。依蘭県檔案館、文書番号 L108-1-203-3。

[40] 依頼県商会「依蘭県税捐局為遵令再催各糧商完納寄存未售食石税逾期罰弁事的公函」、1934 年 1 月。依蘭県檔案館、文書番号 L108-1-148-9。

[41] 依蘭県商会「依蘭県公署為日本震災甚重由農商設法募捐事的訓令」、1934 年 3 月。依蘭県檔案館、文書番号 L108-1-93-2。

[42] 満洲国地方事情編纂会『満洲国地方事情（吉林省依蘭縣事情）』大同印書舘、1934 年、201 頁。

[43] 黒龍江省依蘭県誌弁公室編『依蘭県誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1990 年、432 頁。

[44] 关 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[45] 依蘭県商会「依頼県商会為報収粮商被災状況損失情形詳細調査填具総分各表請査照核転的呈」、1932 年 9 月。依蘭県檔案館、文書番号 L108-1-30-1。

[46] 依蘭県商会「糧商栈房被水衝毀所受損失甚巨懇請免納地皮租金請査照具覆的公函」、1932 年 11 月。依蘭県檔案館、文書番号 L108-1-41-10；依蘭県商会「吉林三姓商業埠局為各糧商応繳地租金務需依限繳納万難暫緩請査照的公函」、1932 年 11 月。依蘭県檔案館、文書番号 L108-1-41-11。

[47] 依蘭県商会「依蘭県農商会為九一八事変以降各股土匪逼索各項化費簡明事的表」、時期不明。依蘭県檔案館、文書番号 L108-1-282-2。

[48] 『黒龍江省誌第三十八巻糧食誌』前掲書、295 頁。

[49] 『中国東北農業史』前掲書、536。

[50] 『満洲共産匪の研究（第一輯）』前掲書、800 頁。

[51] 黒龍江省図書館所蔵「中共依蘭県組織史資料（徴求意見稿）」内部発行、時期不明、2 頁。

[52] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 37）』吉林人民出版社、1990 年、97-98 頁。

[53] 中国人民政治協商会議勃利県委員会文史資料研究委員会編『勃利文史資料第五輯』内部発行、1988 年、124 頁。

[54] 中国人民政治協商会議勃利県委員会文史資料研究委員会編『勃利文史資料第六輯』内部発行、1989 年、137 頁。

[55] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 37）』前掲書、84 頁。

[56] 中国人民政治協商会議依蘭県委員会『依蘭文史資料総合版』内部発行、2008 年、314-315 頁。

[57] 中共勃利県委党史工作弁公室編『中国共産党黒龍江省勃利県組織史資料（1931-1987）』内部発行、1988 年、12 頁。

[58] 『中国共産党黒龍江省勃利県組織史資料（1931-1987）』前掲資料、17 頁。

[59] 『中国共産党黒龍江省勃利県組織史資料（1931-1987）』前掲資料、8 頁。

[60] 『満洲共産匪の研究』によると、北満で活動している抗日武装勢力の武器購入の価格は、小銃一挺（弾丸 200 発付）満洲国国幣 100 元であった（『満洲共産匪の研究（第一輯）』前掲書、668 頁）。

[61] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[62] 『満洲共産匪の研究（第一輯）』前掲書、189 頁。

[63] 『満洲共産匪の研究（第一輯）』前掲書、799 頁。

[64] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 45）』吉林人

民出版社、1990 年、61 頁。

[65] 『樺南革命闘争史』前掲書、79 頁。

[66] 中共樺南県委宣伝部編『樺南県東北抗聯闘争史内部資料』内部発行、2008 年、66-67 頁。

[67] 満洲国治安部編『満洲共産匪の研究（第二輯）』大安、東京、1964 年、377 頁。

[68] 中共黒龍江省委党史工作委員会編『黒龍江党史資料第十一輯』内部発行、1987 年、47 頁。

[69] 中国人民政治協商会議黒龍江省依蘭県委員会文史資料研究委員会編『依蘭文史資料第三輯』内部発行、1988、48-49 頁。

[70] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[71] 『東北抗日聯軍史（上）』前掲書、466 頁。

[72] 『満洲共産匪の研究（第一輯）』前掲書、648 頁。

[73] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 38）』前掲書、5-6 頁。

[74] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 13）』吉林人民出版社、1988 年、82 頁；中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 17）』吉林人民出版社、1989 年、108 頁。

[75] 『中国抗日戦争軍事史料叢書――東北抗日聯軍・表冊』前掲書、4-5 頁、8-9 頁。

[76] 『東北抗日聯軍史』前掲書、573 頁、614 頁、675 頁。

[77] 中共中央党史研究室編『中共党史大事年表』人民出版社、1987 年、110 頁。

[78] 東北抗日聯軍史料編写組編『東北抗日聯軍史料』中共党史資料出版社、北京、1987 年、687 頁。

[79] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 20）』吉林人民出版社、1990 年、4 頁。

[80] 『東北抗日聯軍史料』前掲書、534 頁。

[81] 『東北抗日聯軍史（上）』前掲書、450-470 頁。

[82] 『東北抗日聯軍史（上）』前掲書、462 頁。

[83] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 49）』吉林人民出版社、1991 年、233 頁。

[84] 『満洲共産匪の研究（第一輯）』前掲書、368 頁。

[85] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 48）』吉林人民出版社、1990 年、197 頁。

[86] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 27）』吉林人民出版社、1988 年、91 頁。

[87] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 37）』前掲書、84 頁。

[88] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 28）』吉林人民出版社、1989 年、310 頁。

[89] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 31）』前掲書、187-189 頁。

[90] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 28）』前掲書、311 頁。

[91] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 47）』吉林人民出版社、1991 年、390-391 頁。

[92] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 19）』前掲書、112-113 頁。

[93] 『東北地区革命歴史文件彙集（甲 47）』前掲書、177 頁。

[94] 黒龍江省地方誌編纂委員会『黒龍江省誌第六十六巻軍事誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1994 年、396 頁。

[95] そのうち、趙尚志率いる第三軍と謝文東率いる第八軍との矛盾（「趙謝矛盾」とも呼ばれる）がよく知られている。詳しくは、葉忠輝ほか編『東北抗日聯軍第八――十一軍』黒龍江人民出版社、哈爾浜、1986 年、49-52 頁。

[96] 中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲 46）』吉林人

民出版社、1990 年、219-220 頁;『東北地区革命歴史文件彙集（甲 47）』前掲書、319-320 頁。

[97] 中共黒龍江省委党史工作委員会編『黒龍江党史資料第七輯』内部発行、1986 年、158 頁。

[98] 『東北抗日聯軍第八――十一軍』前掲書、132-135 頁；『東北抗日聯軍史（上）』前掲書、403 頁；東北抗日聯軍史編写組編『東北抗日聯軍史（下）』中共党史出版社、北京、2015 年、828 頁。

[99] 中共依蘭県委党史研究室編『中共依蘭県党的活動紀事（1930-1987）』内部発行、1990 年、19 頁。

[100] 呂 GR に対するインタビュー記録、2018 年 3 月 3 日。

[101] 中央檔案館、中国第二歴史檔案館、吉林省社会科学院編『東北大討伐』中華書局、北京、1991 年、367 頁。

[102] 『東北抗日聯軍史（下）』前掲書、859 頁。

第五章　満洲国の権力浸透と調査対象地域

はじめに

1930 年代半ば以降、満洲国による国家権力の浸透は、地域社会に大きな変化をもたらした。主要な変化として、次の二点が挙げられる。

一つ目の変化は、農村から資源を最大限に吸い上げるために、国家が食糧の流通経路を掌握するようになったことである。1937 年から、満洲国は統制経済を実施し、戦争の拡大に伴い、次第に戦時経済体制へ移行した。この背景のもとで、満洲国政府が合作社制度を確立したことによって、段階的に食糧の流通経路を掌握し、さらには武力によって農民に食糧の出荷を強制した。この措置は、従来農村有力者が掌握していた食糧販売活動の収益性を下げた。

二つ目の変化は、土地の国有化である。満洲国建国後、満洲への大規模な農業移民の送出は日本の国策となった。調査対象地域が位置する「依勃樺」地域は、開拓団移民の重点入植地域であった。開拓団移民に用地を提供するため、満洲国は集団部落を設置し、抗日武装勢力を討伐し、それに基づき、地籍整理事業を展開した。この政策により、満洲国は土地の国有化を実現した。少数の地主が満洲国に依存するという関係を通して、大量の土地を自らの手に集中させた。その結果、ほとんどの農民が土地を失い、地主の小作農や雇農へと転落した。

以上の二つの変化によって、食糧販売活動による利益獲得を基盤とする従来の権力構造が、土地占有による小作料の搾取を基盤とする権力構造へと転換した。本章はまず、この点を検証する。その上で、満洲国がいかに農村から食糧を徴発したかという問題を明らかにする。

第一節　満洲国の権力浸透

一、食糧流通経路への独占：統制経済と合作社

満洲国は建国当初から統制経済を目指していた。この点は、1933 年 3 月に公表された「満洲経済建設要綱」からも明らかである。「要綱」では、満洲を日本の勢力圏として経済的・戦略的に強化し、資源供給地・工業地帯として発展させることを目的とし、軍需生産などにかかわる重要産業を特殊会社・準特殊会社といった特別な企業の統制下におかれるように構想していた。ただ、統制経済が本格的に実施されたのは、1937 年以降のことである。その背景には、日中戦争が勃発した後、国家は軍需生産を優先し、すべての経営資源を統制しようとしたことがある。こうした背景のもとで、1937 年 10 月、満洲国政府は「綿花管理法」を公布し、満洲綿花会社を設立し、綿花に対する統制を開始した。1938 年から 1939 年にかけて、満洲国政府は次々と「米穀管理法」、「小麦及び製粉業統制法」、「重要特産物専管法」を公布し、同時に満洲糧穀会社、満洲穀粉会社および満洲特産専管公社を設立し、各種の雑糧、小麦および大豆に対する統制を行った。以上の三つの機関は、1941 年に満洲農産公社に統合された。これにより、満洲国は自らの意図に基づき、満洲地域のすべての農産物に対して一元化管理と厳格な統制を行うようになった[1]。

統制経済と相互補完的に機能したのが合作社制度である。満洲国が推進した合作社事業は、早くも満洲国政府が金融合作社の設立を始めた 1934 年に遡ることができる。金融合作社は農業資金を集め、農民に融資することを目的としていた。統制経済が本格的に実施された 1937 年以降になると、満洲国は農事合作社を設立した。その業務の重点は取引事業であった。具体的には、農村に交易場が設立され、農産物の購入、検査、保管、輸送、加工、販売などが行われた。1940 年以降、戦時動員体制の強化を背景に、金融合作社と農事合作社は興農合作社に統合された。興農合作社は上意下達の組織で、市や県レベルには興農合作社が、末端の村落には興農会がそれぞれ設置された。興農会の数は 1944 年末までに 36000 以上に達し、ほぼ満洲の農村全域に及んでいた[2]。交易場の経営は興農合作社の重点業務であった。1940 年に公布された「農産物交易場法」では、食糧の販売は従来のように自由に行えず、国家が指定した交易場に運び、国家が指定した買付担当者によって買収されること（すなわち、「強制出荷」）が定められた。これらの買付担当者は例外なく日本人が

出資して設立した会社、または日本人と密接な関係のある糧桟であった。例えば、調査対象地域が位置する三江省の買付担当者は三泰産業株式会社であった。当該会社は三江省各県の食糧の買収活動を担当していた[3]。一方、現地の私営糧桟に対して、満洲国政府当局はそれらを糧桟組合に加入させることによって統制した。各糧桟は営業を行う際には再申請し、営業許可証をもらう必要があり、営業資格がないまま勝手に食糧を売買するとすべて違法とみなされ、軽い場合、罰金を科され、重い場合、直接逮捕された[4]。以上の政策を通じて、満洲国は食糧の流通経路をほぼ独占するようになったのである。

二、土地の国有化

1、開拓団移民用地の買収とその挫折

満洲事変後、日本政府による北満への大規模な移民派遣が開始された。このプロセスは大きく「試験移民」と「国策移民」の二段階に区分することができる。1932 年 10 月から 1936 年 6 月までが試験移民の段階であり、この段階で日本政府は 5 回にわたり 2785 戸 6092 人を北満の樺川、依蘭、綏棱、密山などの県に入植させた[5]。この時期の移民入植は国防の強化と治安維持を主な目的としたため、入植者の多くは武器を携行する予備役の軍人であり、「武装移民」とも称された[6]。1936 年以降、日本政府はこれまでの「試験移民」が成功し、満洲への農業移民派遣を本格化させる時期が来たと判断した。この背景のもと、1936 年 8 月に、「二十カ年百万戸送出計画」が廣田弘毅内閣によって可決され、同計画は日本の「七大国策」の一つに位置付けられた。

日本政府が満洲へ大規模な移民を派遣した根本的な目的は、満洲の民族構成を変えることにより、新国土の開発、ソ連に対する防衛圏の構築、日本農村における過剰労働力問題の解決などを図ることであった[7]。これらの目的を達成するために、傀儡政権としての満洲国政府を通して、現地の土地を取得し移民に分配しなければならなかった。満洲国政府当局の本来の意図は、現地住民への影響を避けるため、可能な限り官有地、公有地、無主地およびその他の未使用地から移民用地を選定することであった。しかし、本研究ですで

に検討してきたように、実際には数十年にわたる丈放により、満洲の土地は基本的に私有化が完了していた。**表 5-1** は 1931 年の満洲における官有地と私有地の状況を示している。同表からわかるように、調査対象地域が位置する吉林省では、既耕地の 98.30%、荒地の 77.47%が個人占有であった。1932 年 10 月に満鉄経済調査会が作成した「一般農耕地的選定及獲得対策案」が指摘したように、「移民用地は未耕地が広く分布し、治安維持が容易であり、交通の便が良く、土地が肥えて水利に恵まれ、市場に近く、かつ集団農区の設置に適した地域を選定することが望ましい」ものの、こうした地域は「大部分が元から居住していた中国農民の占める地域に分布している」状況であった[8]。

満洲農村地域の土地私有化が浸透していたため、満洲国は現地住民から土地を買い取ることしかできなかった。しかし、第一章で検証したように、1930 年代には既に北満地域の地価は高騰していた。市場価格に基づき現地住民から土地を購入する場合、必要な資金が膨大であり、かつ時間もかかってしまうため、これは間違いなく移民入植の展開を阻害してしまう。

すなわち、帝国日本およびその傀儡である満洲国の立場からすれば、北満地域の土地問題は、移民に適した地域の大部分が既に現地住民に占有されている上に、地価が高騰し、その買収が困難なため、日本移民が入植する余地は極めて限られていたという点にある。このような状況のもとで、満洲国は現地住民との衝突を避けつつ、平和裏に土地を買収することは不可能であると認識し、低い価格での強制的な買収という方法をとらざるを得なかった[9]。

1934 年 1 月、満洲国政府当局は調査対象地域に位置する三江省の依蘭、樺川、勃利、密山、宝清、虎林などの各県に、総計 282.8474 垧の可耕地があることを確認した。関東軍を後ろ盾とする東亜勧業会社は、このうち 57.5%を買収する計画であった[10]。買収価格について、1934 年 3 月に関東軍特務部が公布した「吉林省東北部移民土地収買実施要綱」の細部要領の第二条では、荒地は 1 垧あたり満洲国国幣 2 円、耕地の買収価格を可能な限り低く抑え、現地状況を参照し、最高でも 20 円を超えないことと規定されていた[11]。しかし、

当時、調査対象地域を管轄していた依蘭県の地価は、熟地（上等、中等、下等）がそれぞれ121.4円、88.8円、58.4円、荒地（上等、中等）が60.7円、41.4円であった[12]。以上から明らかなように、東亜勧業会社の土地買収価格が当時の市場価格を大幅に下回っていた。

東亜勧業会社の土地買収案は、調査対象地域やその周辺の農民たちから激しい抵抗を引き起こした。1934年3月、満洲国による土地の安価な買収に反発し、依蘭県で「土龍山事件」が勃発した。同事件を受けて、満洲国はやむなく依蘭、勃利、穆棱、密山各県での土地買収を一時停止した。それとともに、既に買収した土地の一部について地券を農民に返還する措置を取った[13]。しかし、この対応で根本的に事態が解決されたわけではなかった。「土龍山事件」後の数年間、現地の抗日武装勢力は次第に中共に吸収されつつ、かつその過程で拡大していった（第四章参照）。こうした背景のもとで、満洲国の土地買収事業は事実上停滞状態に陥ることとなった。

2、集団部落と地籍整理

北満農村地域における人と土地との関係の実質的な変動が生じたのは、地籍整理が実施された以降のことである。満洲国における地籍整理事業の計画案は、1932年に遡ることができる。同年5月23日、満洲国政府は民政部の下に土地局を設置し、「地籍整理」事務を管轄させた。1935年8月には「臨時土地制度調査会」が設立され、翌年の3月26日、満洲国国務院に「地籍整理局」が設置され、8か年の地籍整理計画が策定された。地籍整理の具体的内容は、土地の区画確定、土地所有権の審査、土地所有者の氏名、土地が所在する位置・地番・種類・面積・等級・価格の登記を含み、これらの情報を図面化して台帳にまとめることであった[14]。その目的は、民間の無主地、所有者不明土地、耕作放棄地、私墾地などを国有化し、開拓団移民用地として開拓団移民に分配することにあった。

地籍整理を展開するためには、良好な治安環境が前提である。そのため、北満農村地域における地籍整理の展開は、満洲国による抗日武装勢力への討伐という背景で進められた。

ここでとりわけ注目すべきなのは、集団部落の果たした役割である。集団部落とは、満洲国が抗日武装勢力の食糧輸送ルートを断つため、山岳地帯に分散して居住していた農民を強制的に指定された村落に移住させ、その村落を軍隊と警察の監視に置く政策であった(集団部落の具体例は、**図 5-1** を参照されたい）。同政策は抗日武装勢力が活発であった三江省で広範に実施された（詳細は**表 5-2** を参照）。集団部落の設立は地籍整理の展開の基盤となった。一方で、抗日武装勢力は急速に衰退し、地籍整理を実施するための安全な環境が整った。他方で、集団部落の設立に伴い、大量の農地が荒地となったため、満洲国による農地の大規模接収が可能となる条件は整えられるようになった。以下、この点について詳細に説明する。

調査対象地域は、「土龍山事件」の発生地であったため、満洲国にとって治安粛正および集団部落建設の重点地域であった。1937 年末になると、満洲国政府当局は、調査対象地域内の村落の住民に対して、期限内に九里六屯に入居するように強制し、同年 12 月に九里六集団部落を落成させた[15]。これは抗日武装勢力にとって、極めて重要な食糧と加工品が過去のように円滑に根拠地へ流入できなくなったことを意味する。満洲国は、また現地農民が抗日武装勢力に食糧を渡すのを防ぐため、集団部落内に食糧小屋を建設し、農民の食糧を全て集中管理し、厳しく保管するように要求した。さらに、1 人あたり 1 日最大 1 斗（約 10 日分）しか食糧を持ち出せず、食糧不足の場合には、現地警察署長の許可を得て限定的な持ち出しのみが認められた[16]。このような背景のもとで、抗日武装勢力の食糧獲得は極めて困難であった。食糧の獲得を目指して、抗日武装勢力は強力な軍隊で警備された集団部落や町を攻撃したが、しばしば多大な犠牲を伴う結果となった[17]。

大豆油、塩、薬品、銃器と弾薬などの加工品も厳しく制限された。塩を例にするのならば、集団部落内の住民が塩を購入する数量は厳格に制限され、かつ実名登録が必要であった。塩分を含む塩漬けの干し魚ですら満洲国によって厳密に管理されていた[18]。このような背景のもとで、抗日武装勢力内部の各派は、資源をめぐり内紛を引き起こした。例えば、趙尚志率いる東北抗日聯軍第三軍と謝文東率いる東北抗日聯軍第八軍は、物資をめぐり、

何度も衝突を引き起こした。これは謝文東が満洲国に降伏する重要な原因の一つとなった[19]。

すなわち、集団部落の設立により、抗日武装勢力の生存空間が狭くなった。実際、数年も経たないうちに、抗日聯軍の戦士は次々と部隊を離れ、満洲国に降伏した。たとえば、1938 年の 1 年間だけで、調査対象地域が位置する三江省で活動していた抗日武装勢力の降伏者数は 2700 人を超えた[20]。1942 年以降、東北抗日聯軍の主力部隊の大部分はソ連に越境し、抗日活動は低迷期に入った[21]。

こうした状況のもとで、調査対象地域および周辺の地籍整理が始まった。具体的には、満洲国政府は測量員を農村に派遣して土地を測量し、その測量結果に基づき、農民に新たに地券を発行するというものである（地券の様式は**図 5-2** を参照）。地籍整理は農民にとって極めて不利なものであった。それは、満洲国政府当局が農民を強制的に集団部落に移住させたことにより、大量の土地が荒廃したためであった。北満では、各村落間の距離は比較的遠く、農民に集団部落に移住させることは必然的に耕地と住居との距離を大きくし、結果として土地の荒廃が発生した。こうした荒地を国有化することこそが地籍整理の目標であった。先行研究では、通化省輯安県大荒淘屯の例が挙げられている。集団部落が設立される前、当該村落の 74.1%の耕地が村落から 1 華里(500 メートルに相当)以内のところにあった。しかし、集団部落が設立された後、1 華里以内の耕地はわずか全体の耕地の 6.1%に過ぎなくなった。代わりに、3 華里、5 華里、10 華里以内の耕地はそれぞれ 25.8%、17.3%、23.5%になった。このような背景で、土地が荒廃する現象は一般的なものであった[22]。調査対象地域および周辺にも似たような状況が生じた。1937 年から 1938 年の間、満洲国政府当局が樺川県南部で実施した集団部落政策により、31500 ムー（約 2100 垧）の土地が荒廃したと報告されている[23]。

また、民国政府時期の清丈が徹底しなかった調査対象地域では、地券がない、あるいは地券が汚損されている、地券に記載された氏名と実際の土地所有者が一致しないなどの問題が多く存在した。満洲国政府は、こうした土地を直接無主地や所有者不明の土地として

国有化することができた。こうした地籍整理は、農民の生計を窮地に陥らせた[24]。実際、1939 年初め、集団部落が解散した際、移住させられた農民は再び元の村落に戻ったが、彼らの家屋が破壊されただけでなく、土地も地籍整理によって失われるようになった。

このように、地籍整理は、満洲国による土地収奪が伴うものであった。土地収奪を担当する主要な機関は、満洲拓殖公社（東亜勧業株式会社と満洲拓殖株式会社から発展してきたもの。以下、満拓公社）であった。具体的には、地籍整理によって無主地または所有者不明の土地と認定された土地は、直接に満拓公社に引き渡された。いいかえれば、満拓公社は地価を支払うことなく土地を得ることができた。その一方、地券のある民有地に対して、満拓公社は地価の支払いを遅らせ、象徴的な補償しか出さなかった。1939 年、満拓公社は合計で 101.7 万垧の熟地、47.2 万垧の休耕地、422.3 万垧の荒地を収奪し、その面積は合計で約 571 万垧に及んだ。1941 年 4 月までに、満拓公社が買収した土地は 1172 万垧に達し、満洲国最大の土地所有機関となった[25]。調査対象地域が位置する三江省を見ると、満拓公社は合計で 2250060 垧の土地を買収し、そのうち熟地（うち水田 5506 垧、畑 34 万 3416 垧）が 15.5%、荒地（うち休耕地 186083 垧、荒地 1715055 垧）が 84.5%を占めていた[26]。

以上のように、満洲国による国家権力の浸透は、地域社会に大きな影響を与えた。このことによって、満洲国による統制経済の実施と合作社の設立は現地の私営糧桟に致命的な打撃を与えた。それ以降、満洲地域の私営糧桟は衰退し、食糧の売買と輸送は完全に満洲国によって掌握されるようになった。その結果、これまでのように農村の食糧を馬車で県城に運んで販売する必要もなくなった。この変化が、従来現地の有力者が掌握していた食糧販売活動に大きな影響を与えたことは容易に想像できる。一方、地籍整理の実施によって、満洲国は土地の国有化を基本的に実現した。それに対し、大多数の農民は土地を失うことになった。以上の変化について、次の節では調査対象地域を例にしてより詳細に説明する。

第二節　調査対象地域の変化

一、食糧の買付と流通

1930 年代半ばまで、王氏家族や秦氏家族などの調査対象地域の有力者家族は、輸送力の優位性を利用して農民の食糧を安価で買い付け、それを県城に運び、販売することを主な搾取手段としていた。しかし、1937 年以降、この状況は顕著に変化した。同年、図佳鉄道（吉林省延辺自治州図們市から佳木斯市まで）の運営が始まり、この鉄道は調査対象地域周辺の湖南営、閆家などを経由した（**図 5-3** を参照）。鉄道の開通に伴い、国家権力は次第に農村地域にまで深く浸透するようになった。

1937 年 11 月、調査対象地域の近くの湖南営屯に、湖南営穀物交易場が設立された[27]。この交易場は周辺村落の農民の食糧を買収し、それを直接に鉄道で搬出する役割を担っていた。言うまでもなく、交易場の設立は国家が有力者や糧桟による農民に対する中間搾取を排除することに役立った。従来、農民は、県城まで直接に食糧を売りに行くことができなかった。というのも、彼らの多くは、生産や短距離の運搬にしか使えない劣った馬しか持っておらず、長距離輸送に必要な馬車や、馬車の安全を守る武装勢力を有していなかったからである。こうしたことを踏まえて、農民は王氏家族や秦氏家族のような現地有力者に食糧を売らざるを得ず、それらの有力者は馬車輸送活動を通じ、食糧を県城に運んで販売することになった。しかし、交易場が設立された後、調査対象地域の食糧を県城に運ぶことなく販売することができるようになった。調査対象地域から依蘭県城までは 90 キロメートルも離れているのに対し、湖南営屯は調査対象地域からわずか 20 キロメートルしか離れていない。そして、政府当局は農民が食糧を売りやすくするため、湖南営屯から調査対象地域の九里六屯までの道路（湖九路線）を整備した[28]。このように、農民と食糧買収機関との距離は大幅に短縮された。これにより、彼らはラバやロバ、牛、馬など、自宅の家畜で食糧を運び、そして当日中に往復することができるようになった。また、1937 年以降、農村の治安状況も次第に回復し始めた。前述の通り、1937 年末に満洲国政府当局は抗日武装勢力を討伐するために、調査対象地域の九里六屯に集団部落を設立した。その後、現地

の抗日武装勢力やその他の土匪勢力が急速に衰退していった。これによって農民は食糧を運ぶための安全な環境がもたらされた。以上の要因によって、農村有力者が掌握していた馬車輸送活動の重要性は低下したのである。

次に、穀物交易場の食糧買収価格を見てみよう。1941 年以前、満洲国の食糧統制機関の食糧買収価格は、想像するほど低くはなかった[29]。この時期、食糧の買収価格は主にヨーロッパの相場を参照し、輸出可能な価格にしたがって設定された。例えば、1939 年以前、大連での大豆 60 キログラムあたりの買収価格は、5 月は 8-8.77 円、6 月は 8.38-9.42 円、7 月は 8.85-9.61 円、8 月は 7.89-9.13 円であった。一方、統制機関の買収価格は 7 円であった[30]。計算すると、食糧統制機関の買収価格は市場価格の約 80%であることがわかる。それに対し、過去に王氏家族や秦氏家族が掌握していた車店や糧棧の買収価格は、市場価格の約 50-60%に過ぎなかった。したがって、間違いなく食糧統制機関の買収価格は農民にとって魅力的なものであった。それだけでなく、穀物交易場は農民に食糧を売るように奨励するため、奨励金制度も導入された。例えば、1939 年には大豆 100 キログラムを売るごとに 2.32 円の奨励金が支給された[31]。

このようにして、調査対象地域の農民は、有力者に食糧を売るのではなく、直接穀物交易場に赴いて売却する傾向を示していた。その結果、これまで有力者の搾取手段としての食糧販売活動はその役割を失った。前文で述べたように、調査対象地域で食糧販売活動に関係するのは主に王氏家族と秦氏家族である。王氏家族は調査対象地域で最も早く食糧販売活動を営んでいた有力者の家族であり、土龍山事件の影響で衰退した。秦氏家族は王氏家族が衰退した後、当該地域の食糧販売活動を掌握した。しかし、湖南営穀物交易場が設立された後、秦氏家族の食糧買付は困難になった。1940 年に「交易場法」が公布された後、湖南営穀物交易場は樺川県興農合作社によって指定された交易場となり、私的な食糧売買は違法行為と見なされるようになった。秦氏家族の食糧買付および運搬業務が基本的に停止した。同年、秦氏家族が大八浪屯で営んでいた車店は閉店した。その馬車も基本的には農業用具としてのみ使用されるようになった[32]。

以上から明らかなように、食糧の流通経路を制御したことにより、満洲国政府当局が統制経済の背景で実施した合作社制度は、事実上、食糧販売過程における農民に対する有力者の中間搾取を排除したのである。

二、地籍整理の影響

1、土地所有関係の変容

次に、地籍整理が調査対象地域に与えた影響についてみよう。

地籍整理が進むにつれて、調査対象地域およびその周辺では、土地を持たないかあるいは土地の少ない農民が大量に増加し、かつて存在はしていたものの、発達していなかった地主・小作関係が急速に発展した。ここで、地籍整理が始まる前と比較してみよう。筆者が第一章で述べた通り、1930 年代半ば以前、調査対象地域が位置する松花江下流地方における小作農の割合は約 25%-30%であり、農家の 1 戸あたりの平均土地占有面積は約 4 垧であった。しかし、地籍整理後の 1940 年代に、この状況は著しく変化した。調査対象地域が位置する樺南県の戦後統計によると、現地の土地を持たない、または 1 垧未満の土地しか持たない雇農と貧農は 15047 戸に達し、総戸数の 78.5%を占めていた[33]。小作農の割合も大幅に上昇した。調査対象地域の状況を見ると、1940 年代には当該地域の小作農戸数は 489 戸に達し、現地の農家総戸数の 80%あまりにも及んだ[34]。

すなわち、1940 年代以降、調査対象地域の土地は、基本的に数人の地主の支配下に置かれるようになったといってよい[35]。その中で、調査対象地域の王氏家族や秦氏家族、関氏家族が地籍整理において最も大きな利益を得た。これは主に以下の二点で示されている。まず、三つの有力者家族の首領は満拓公社の土地経理人として、満拓公社に従属しながら当該公社の大量の土地（以下、満拓地）を管理した。満拓地の管理に加えて、地籍整理の過程では、三つの家族が所有する私有地の面積も拡大した。この点について、以下に詳しく紹介する。

満拓公社は主に現地から選び出された土地経理人に頼り、満拓地を管理していた。いわ

ゆる土地経理人とは、土地国有化の背景により、満洲国政府によって指定され、満拓公社に協力し、土地の経営を行う管理者を指す。調査対象地域では、満拓公社が名目上所有する土地が最も多かったが、その土地を管理する能力を備えていなかった。そのため、現地から土地経理人を選び出し、彼らに頼り、土地を管理することが必要だったのである。一方、土地経理人は土地の所有権こそ持たないものの、土地の使用権は有していた。満拓地の賃貸、使用および経営のすべては土地経理人の管理下に置かれていた。このことにより、土地経理人は事実上の地主（現地では「二地主」と呼ばれる）と見なされ、かつ満洲国政府当局と緊密に結びついていたことから、相当の権力を持っていたといえる[36]。

調査対象地域で最も多くの満拓地を管理していた 3 人の土地経理人は、それぞれ王氏家族の王慶徳、秦氏家族の秦伯仁、および関氏家族の関福山であった。王慶徳は九里六屯の大部分の土地と、新富屯の一部の土地（約 200 垧以上）を管理する責任者であった。秦伯仁は大八浪屯、新富屯、および宝山屯の大部分の土地（約 400-500 垧）を管理する責任者であった。関福山は撿草溝屯と達連泡屯の大部分の土地（約 300 垧）を管理する責任者であった。満洲国政府当局が上記の三つの家系を選択して満拓地を管理させたのは、言うまでもなく、彼らに頼って調査対象地域を支配していたからである。王氏家族と秦氏家族は現地の古くからの支配者であり、関氏家族は新たに台頭した支配者であった。三つの家族はいずれも直接的または間接的に食糧販売活動に関係しており、これによって、富と名声を得ていた。湖南営穀物交易場の設立によって彼らの食糧販売活動は停止したものの、調査対象地域における彼らの影響力は依然として残っていた。このこともまた、満洲国政府当局が彼らを懐柔した理由の一つであった。

王氏家族は 1934 年以前に調査対象地域で最も多い馬車数と強い武装勢力を持っていた。家族の首領である王喜信は食糧販売活動を通じて莫大な富と名声を得た。土龍山事件の際、王喜信は謝文東が率いる東北民衆救国軍への物資提供を拒否したため、謝文東によって殺害された。満洲国政府は王喜信を偲び、九里六屯に「義人王喜信之碑」を建てた[37]。王喜信が死んだ後、王氏家族は再起不能となった。しかし、政府当局は「日満親善」の名目で

の配慮から、王喜信の息子である王慶徳に土地経理人の役を任めさせた。

次に、秦氏家族と関氏家族についてみよう。秦氏家族は1920年代からも食糧販売活動を営んでいた。土龍山事件の後、家族の首領である秦品一は調査対象地域全体の食糧販売活動を支配した。1940年代には、秦品一の息子である秦伯仁は満洲国の官僚となった。したがって、秦氏家族自体が植民地支配秩序に取り組まれていた存在であり、秦伯仁が土地経理人になったのも当然の成り行きであっただろう。関氏家族は元々県城で糧桟を営んでいた糧桟商人であり、同時に調査対象地域の不在地主でもあった。1935年以降、糧桟が破産したため、調査対象地域へ移住した。関氏家族の関福臻は満洲国の警察を務め、1940年代以降、調査対象地域近くの長発屯警察署の署長に昇進した。また、関氏家族は抗日武装勢力の首領である謝文東と親戚関係をもっており、満洲国が謝文東に投降を勧める過程で積極的な役割を果たした[38]。これに基づき、関氏家族は政府当局によって信頼できるものと見なされ、関福山も土地経理人になった。

調査対象地域には上記の三人の土地経理人以外にも、何人かの土地経理人がいたが、彼らが管理する土地の面積は上記の三人ほど大きくなかったため、その詳細を省略することとする。ただ、これらの人もすべて末端行政組織での屯長や排長であった。このことから、当時においては、土地の占有がすでに権力と密接に結びついていたことがうかがえる。**表5-3**は調査対象地域の各村落の土地経理人の状況を示している。

次に、土地経理人が管理する満拓地の具体的な状況を見てみよう。調査対象地域における土地経理人の管理下にある満拓地は、大きく二種類に分けられる。第一に、満拓公社が開拓団移民に配分したものである。第二に、開拓団移民用地以外の満拓地である。以下、それぞれについて詳述する。

開拓団移民用地は、満拓公社が最優先で確保する土地であった。このことは、満洲国が地元の農民から大量の土地を収奪しようとする意図を示している。調査対象地域に入植した開拓団移民は、日本の長野県泰阜村から送出された。同村は1938年に日本政府が推進する満洲への移民送出事業に応じ、調査対象地域に移民分村を建設することを決定した。1939

年 2 月、泰阜村開拓団の先遣隊 21 人が調査対象地域の九里六屯に入り、営農建設を開始した[39]。1939 年から 1945 年の間で、開拓団移民は調査対象地域で合計 11 個の分村を建設し（**図 5-4** を参照）、計 1236 人（団員 275 人、家族 961 人）が調査対象地域に移住した[40]。開拓団移民用地は、満拓公社から直接に提供されたものである。各村落の団員数と配分された土地（水田と畑を含む）の面積は、**表 5-4** と**表 5-5** を参照することができる。1940 年時点で、団員 1 戸あたり平均して、満拓公社から水田 0.8 陌、畑 4 陌が分配された。また、満拓公社の計画によれば、団員に配分する耕地は年々増加し、1944 年には 1 戸あたり水田 2 陌、畑 7 陌に達した[41]。

調査対象地域に入植した開拓団移民は、入植初期の段階で満拓公社から土地の配分を受けたものの、実際にはこれらの土地はすぐに現地の土地経理人に管理を委託されることになった。こうした状況は、移民自身が畑作を主とする現地の農業の条件に慣れていなかったことに関わっていた。筆者が調査対象地域に入植した開拓団移民に対するインタビューによると、開拓団移民は畑を耕作する技術を持っておらず、水田の耕作しかできなかった[42]。**表 5-6** は調査対象地域の開拓団員 33 戸の各種作物の耕作面積と耕作割合を示した。**表 5-6** からわかるように、水稲は開拓団員の耕作面積の 48%を占め、他の作物に比べて圧倒的な割合を示している。畑作作物の中では、大豆と小麦がそれぞれ 11.3%、11.9%を占め、その他の作物は 10%未満であった。以上のデータは、開拓団移民が水田を重視するという傾向を反映している。しかし、前述の通り、満拓公社が開拓団移民に配分した土地の大部分は畑であった。これは、開拓団移民による営農がうまく展開できなかったことを意味している。

なお、開拓団移民の自立を図るために、満洲国政府当局は、耕作過程の畜力化、輪作、及び多作物栽培を中心とした北海道農法を導入したが、これも失敗に終わった。先行研究が指摘したように、開拓民への農業訓練の不足、農家間での協力関係が構築することが困難であったこと、さらに、生活指導体制の不備などが要因となり、新農法の普及は難航した[43]。この点について、『満洲泰阜分村――七〇年の歴史と記憶』が記録した調査対象地

域に入植していた開拓団移民の回想からもうかがえる[44]。

以上のことを踏まえ、満拓公社から取得された土地の大部分が、開拓団移民自身の手によって耕作されることは困難であった。したがって、彼らは現地の農民に耕作を依頼せざるを得なかった[45]。例えば、1942 年時点で、開拓団移民は畑 2526 町歩を占有しており、そのうち自耕地は 260 町歩で、総面積の 10.3%に過ぎず、残りの 89.7%はすべて小作地であった。現地の労働力に大きく依存していたため、開拓団移民は、現地の土地経理人に土地の管理を委託するのが多くあった。具体的には、開拓団団長が大規模な移民用地を土地経理人に請け負わせ、その土地経理人がさらに現地の農民に転貸する形がとられていた。**図 5-5** は 1941 年に調査対象地域の開拓団団長倉沢大発智と、大鮮屯の屯長であり、同時に、同村落の土地経理人でもあった李承官が締結した土地請負契約である。また、農民が直接に開拓団移民の土地を借りて耕作することも可能であったが、その場合も土地経理人を保証人として契約を結ぶ必要があった[46]。

満拓公社の土地は、一部を開拓団に引き渡したほか、直接に現地農民に貸し出した土地（すなわち、「移民用地以外の満拓地」）もある。この場合も同様に、現地の土地経理人に頼る必要があった。具体的には、土地経理人が請け負ってから農民に転貸するか、または、土地経理人を保証人とする前提のもとで、農民が満拓公社と契約を締結する形がとられていた。これは前述の開拓団移民用地を賃借する方式と基本的に一致している。この点について、先行研究ですでに十分に検討されており、ここでは繰り返し論じることはしない[47]。

満拓地の管理に加え、三つの家族自身が所有する私有地の面積も地籍整理に伴って拡大した。三つの家族の私有地について述べる前に、まず「買回地」という概念を理解しておく必要がある。買回地とは、満洲国が地籍整理を通じて土地国有化を実現したという前提に基づき、1939 年以降、生産力を強化し、荒地の開拓を促進するために個人で元の地券によって土地を買い戻すことを許可したものである。買い戻した土地は個人の所有となり、「小照地」とも呼ばれた。ここで注意すべきは、買回地は地券があれば、そのまま買い戻

せるわけではないことである。満洲国政府は地券を検査する際、氏名の不一致、地券の欠損、住居移転証明の不備など、さまざまな理由を挙げて難癖をつけた。その結果、土地を買い戻すことは困難であり、審査の通過率は半数にも満たさなかった。しかし、満洲国政府当局と緊密な関係をもつ土地経理人は、末端行政人員に賄賂を送ることにより、順調に土地を買い戻すことができた。しかも、この過程で、地券の記載内容を勝手に改し、これを利用して他の農家の土地を大量に自らの名義に書き換えるといった行為もごく一般的にみられた[48]。このやり方は「蓋照」と呼ばれる[49]。調査対象地域の王氏家族、秦氏家族および関氏家族はいずれも、このような方法で自らの私有地面積を拡大した。筆者の現地調査によると、地籍整理が始まる前は、王氏家族、秦氏家族および関氏家族はそれぞれ土地53 垧、32 垧、20 垧を持っていた[50]。しかし、地籍整理の後、彼らの私有地面積はそれぞれ 100 垧以上、200 垧、160 垧に拡大した[51]。これらの買戻した土地は満拓公社のものではなく、個人の所有であるため、満拓公社に小作料を支払う必要はなかった。満洲国政府がこのような政策を実施したのは、土地経理人を取り込むことを明確な目的としていたと考えられる。

以上からわかるように、王氏家族、秦氏家族および関氏家族はいずれも、地籍整理の過程で莫大な利益を得た。**図 5-6** は三つの家族が地籍整理後に土地を掌握した状況を明らかに示している。**図 5-6** の赤、緑、青のエリアはそれぞれ、王氏家族、秦氏家族および関氏家族が地籍整理後に掌握した土地の範囲を示している。その中、各エリアにあるカラーの斜線部分は三つの家族の私有地で、その他の部分は満拓地である。この図から分かるように、三つの家族が管理する満拓地の範囲と面積は、それぞれの私有地よりもはるかに大きかった。三つの家族の私有地は、地籍整理の過程で拡大したものの、これらの土地は主に土地経理人が居住する村落の近くに分布していた。しかし、満拓公社の土地経理人になることにより、三つの家族は村落から離れた土地や他村落の土地までも管理できるようになった。

実際、どれだけの土地を管理できるかは、土地経理人の権力の大きさと関係していた。

秦氏家族の例をみると、1940 年代以降、調査対象地域では秦氏家族の勢力が最も大きかった。これは秦氏家族が管理する土地面積が最も大きく、かつ土地の大部分が経済価値の高い水田だったことからうかがえる。秦氏家族が管理する土地は大八浪屯、新富屯、および宝山屯の三つの村落に分布していた。そのため、これら三つの村落にいる大部分の農民は、秦氏家族の小作農（または雇農）にならざるを得なかった。このように、秦氏家族はこれら三つの村落に対して大きな影響力を持つようになった。その一例としては、秦伯仁は大八浪屯、新富屯、および宝山屯の三つの村落にそれぞれ手先（許保君、那振環、呉双福、および盧徳志など）を配置していたことが挙げられる。これらの人は満拓地の直接的な管理には関与しなかったものの、秦伯仁との親密な関係を利用し、地籍整理の中で多くの利益を得ていた。ここでは、呉双福を例に詳細を見てみる。呉双福は元々は大八浪屯に 10 垧未満の土地を持つ農民に過ぎなかった。しかし、秦伯仁と良好な関係を持っていたため、地籍整理の過程で、呉双福は自分の下の 10 垧の土地を守りながら、「土地買い戻し」の機会を利用し、同村落の他の農民の 10 垧の土地を横領した[52]。さらに、呉双福は秦伯仁との関係を利用し、5 垧の開拓団移民用地を請け負い、それを又貸しすることで利益を得ていた[53]。現地の農民は彼を秦伯仁の「狗腿子（従者）」と見なしていた。戦後、呉双福と前述の許保君、那振環および盧徳志はすべて、秦伯仁が掌握する大八浪自衛団の幹部になった[54]。

2、地主・小作関係における地主と農民

以上の分析からわかるように、調査対象地域において、食糧販売という経済活動によって利益を得ていた農村の旧支配層が、地籍整理の過程で土地経理人（以下、地主）になった一方で、農民の大部分は土地を失ってその小作農になった。

ここで注意しておきたいのは、小作農の比率が上昇しただけでなく、地主・小作関係における地主と農民の位置が大きく変化したことである。調査対象地域は地籍整理が始まる前から一定割合小作農が存在していた。しかし、当時は土地が豊富で労働力が不足してい

たため小作料が低かった。さらに、小作農が小作料を支払わない現象がごく一般的なものであったため、小作料を取れない地主が少なからずいた。また、当時の小作農は地主に対して、依存関係を持っていなかった。こうした状況は地籍整理後に変化した。地籍整理の後、小作農は地主からひどく搾取されるようになり、また地主に強く依存するようになった。以下、調査対象地域の撿草溝屯の地主である関福山を例に、調査対象地域の地主・小作関係の変化を具体的に考察する。

関氏家族は撿草溝屯と達連泡屯の土地、合計 460 垧支配していた。そのうち、満拓地は合計 300 垧、個人所有の買回地は合計 160 垧であった。関福山は 27 戸の小作農を抱えており、そのうち 18 戸は撿草溝屯にあり、9 戸は達連泡屯にあった[55]。

では、地主・小作関係では、具体的にどこに変化があったのかについてみよう。まず、小作料が大幅に上昇した。1930 年代以前、調査対象地域の小作料は多くて 10%程度であったが、高くても 20%は超えなかった。しかし、地籍整理の後、小作料が大幅に上昇した。関福山の小作農の例を挙げると、関福山自身が所有する買回地を耕作する場合、小作農は関福山に 40%の小作料を支払う必要があった。満拓地の場合、小作農は満拓公社に 20%の小作料を支払うと同時に、関福山に 10%-20%の小作料を支払う必要があった[56]。地主が農民と満拓公社の保証人としての場合、農民は満拓公社に小作料を支払った後、さらに地主に 25%-40%の小作料を謝礼として支払わなければならなかった[57]。

高額な小作料に加え、農民はほかの面においても関福山から脅迫を受けていた。関福山の弟である関福臻は満洲国の警察であった。この関係を頼りに、関福山は小作料搾取以外の以下の 4 つの点を含む特権を持っていた。まず、小作農を無償で労働させるよう強制する。小作農が拒否した場合には、「反満通敵」を口実にし、「特殊労働者」として防衛工事の建設や鉱山労働に送り出す。次に、四半期ごとに小作農から物品を強要し、支払わない場合には地主・小作関係を解除する。例えば、関福山は小作農 1 戸あたり年間 100 グラム前後のアヘン納入を義務付ける。そのため、多くの農民が闇市場でアヘンを購入せざるを得なかった。その後、農村で賭場と高利貸しを営んでいた。現地の農民によると、関福

山は農村で賭場を営んでおり、各農家に毎日の参加を強要した。関福山は同時に高利貸しも営んでいた。本来であれば、満拓公社が農民に資金を貸し付けて、それを農業経営に用いる仕組みであった。関福山はその貸金を差し押さえ、自らの手で高利貸しの形で農民に貸し出していた。高利貸しの利息は極めて重く、月利が10%以上にも達したという。最後に、農民に指定された作物を強制的に栽培させる。例えば、満洲国政府当局は農民に甜菜を多く生産するよう要求した。甜菜の買収価格が極めて低く、農民は栽培したくなかったが、関福山の圧力により栽培せざるを得なかった。そのため、農民は甜菜を「苦菜」と呼んでいた[58]。

また、27戸の小作農以外に、関福山は雇農（すなわち「長工」）を12人雇った。これらの常雇いの中には、関福山が居住する撿草溝屯の農民もいれば、調査対象地域外から来た人もいた。関福山の12人の雇農はそれぞれ異なる役割を担っていた。その中には、農業労働の指揮を担当する「打頭的」が1人で、家畜管理と農具修理を担当する「老板子」が1人で、主に食事の調理と掃除を行う「打雑的」が1人で、農耕作業を行う「跟做的」が7人で、家畜の世話をしたりし、その他の雑務をする「半拉子（青少年）」が2人であった。以上に加え、農繁期には臨時の日雇いを雇い、日給制で給料を支払う。小作農に比べ、雇農の境遇はさらに悲惨であった。これらの雇農の収入は極めて低く、その労働は過酷なものであった。日給は5角に満たず、「半拉子（青少年）」の場合はさらにその半額しかならなかった。労働は朝から晩まで行われ、1日に数時間しか休憩をとらなかった。農繁期には農作業をし、農閑期にはロープを編んだり、飼料を混ぜたり、家屋を修理したりした。雇農の食事はかなり貧弱なものであり、1年を通じて肉を口にすることがほとんどなく、大半はトウモロコシで空腹を満たしていたと言われている[59]。雇農の悲惨な生活は、筆者のインタビューで得た資料に限らず、文献資料にもよく見られた。例えば、同じ樺川県に位置する黒通郷の例では、129垧の土地を所有する地主の呉克鋒のもとで働く雇農は、1日に4時間しか休憩できなかった。雇農たちは呉克鋒を「呉半夜（夜が明けないうちに農民を働かせる呉氏）」と呼んでいた。呉克鋒のもとで過労で吐血する雇農も少なくなかっ

たが、呉克鋒はそうした雇農を容赦なく追い出した[60]。

以上、地主である関福山の例や文献資料を通じて、地主・小作関係の変化を説明し、小作農がすでに完全に地主の支配下に置かれていることを明らかにした。もちろん、調査対象地域の地主がすべて関福山のように政府当局と密接に結びついた特権階級であったわけではない。彼ら以外に、従来から数垧から数十垧の土地を所有していた普通の中小地主も存在していた。しかし、こうした地主層は地籍整理とその後の土地買い戻し政策において大きな損失を被ることになった。例えば、調査対象地域の撿草溝屯の何志南はもともと 60 垧余りの上等地を持っていたが、何志南には後ろ盾がなかったため、土地買い戻しの過程で、その土地は関福山によって横領された。地籍整理局は依然として何志南に 60 垧の土地を与えたものの、それは、収量の低い劣等地であった。何志南の子孫によると、彼らは土地買い戻し政策の被害者であったという[61]。何志南のような一般地主は、農民に土地を貸し出すこともあるが、農民を無償で労働させるような特権は有していなかった。

以上のことから、国家権力の浸透により、調査対象地域の権力構造は変化したことが明らかになった。満洲国の国家権力が農村末端まで浸透する以前、農村の有力者は主に輸送力における優位性を利用して、食糧販売活動を通じて農民を搾取していた。当時の彼らと各村落の農民との間のつながりは、あくまで間接的な経済的つながりに過ぎなかった。しかし、合作社制度と地籍整理の影響により、調査対象地域における権力の基盤は、地主が小作料を通じて土地を持たないかあるいはごくわずかしか少ない農民を搾取する形態へと再編した。このように、大量の土地が少数の地主によって掌握されるに至り、彼らは地域社会全体に対して支配的地位をもつようになった。その意味で、地籍整理実施後、地主・小作関係を中心とする権力支配の構造が本格的に確立されたと言えよう。

第三節　食糧徴発、地主と農民

一方、満洲国がいかに地主を政権の末端組織に取り込み、彼らに頼って食糧徴発を実現したのか。本節では、この問題を考察する。

本研究の第三章では、民国政府支配期において、国家がいかに農村から食糧を調達していたかを既に考察した。すなわち、田賦の徴収が困難な状況で、国家は食糧販売の過程において、県城の糧桟を通じて糧石税と斗格捐を徴収していた。満洲国建国初期、この手段が引き続き用いられていた。この点は満鉄資料の調査からもわかる[62]。しかし、満洲国が段々と戦時経済体制に入るにつれ、このやり方ではもはや満洲国の食糧調達ニーズを満たせなくなった。1940 年代以降、満洲国は各県で武力を用い、農民に食糧出荷を強制するようになった[63]。いわゆる食糧出荷とは、国家が農民に対し、低価格で政府指定の買収機関へ食糧を強制的に売却させることを指す。食糧出荷が実施可能となった背景としては、国家権力が農村末端まで浸透したことが挙げられる。これは主に、1940 年代以降、行政組織、協和会、興農合作社の三者がすべての自然村（すなわち、「屯」）まで浸透したことに表れている。同時に、食糧徴発の機能を果たすため、満洲国政府当局はそれに積極的に協力する地主及びその従属者をこれらの末端組織に組み込んだ。

行政組織、協和会および興農合作社の発展に関しては、先行研究ですでに幅広く検討されたため、本章では詳細な説明は割愛し、概要のみにとどめる[64]。行政組織から見ると、1940 年代になると、調査対象地域が所在する三江省の村制度は、満洲国建国初期に実施された保甲制[65]と日中戦争が勃発した後に実施された街村制[66]から、国民臨保制へと移行した。国民臨保制の最大の特徴は、これまで行政体系に組み込まれていなかった自然村（屯）を行政体系に組み込んだことである。協和会は、農村の支配層を吸収し、彼らに「上意下達」と「下意上達」の機能を発揮させることを目的とした組織である。既に前述したが、興農合作社については、1934 年に設立された金融合作社と 1937 年に設立された農事合作社が統合して誕生したものである。その目的として挙げられるのは、これまでの食糧販売過程における糧桟と有力者による中間搾取を排除し、国家が農村から直接食糧を調達できるようにすることである。

行政組織、協和会および興農合作社はそれぞれ機能が異なるものの、1940 年代以降、満洲国政府当局は食糧徴収の目的で三者を統合し、一元的な戦争指導体制を確立した。こう

した背景のもと、農村において満洲国政府当局と積極的に協力する地主やその従属者は、これらの末端組織に取り込まれ、要職に登用された。また、多くの場合、屯長、興農会会長および協和会分会長という三つの役職を一人の人物が兼務していた。これは彼らが食糧徴発を行う上で極めて便利なことであった。以下、調査対象地域で最も勢力のある地主である秦伯仁を例に、彼がいかに食糧出荷を完遂したのか、およびこの過程における彼と農民との関係を具体的に考察する。

秦伯仁は調査対象地域で最も多くの土地を占有する地主であると同時に、当該地域の協和会会長も務めていた。彼は合計で大八浪、宝山、新富の三つの屯の満拓地約 400-500 垧を経営していた。それ以外に、彼はまた私有の買回地を 200 垧も持っていた。秦伯仁は雇農を 18 人、小作農を 37 戸有していた。その中、雇農は買回地の 200 垧を耕作し、小作農は満拓地を約 400-500 垧耕作していた[67]。

調査対象地域において、満洲国政府当局は食糧徴発の際に、秦伯仁の協力が不可欠であったことは間違いない。具体的には、毎年の年初に樺川県興農合作社の職員が大八浪屯を訪れ、秦伯仁の案内で各小作農と出荷契約を締結した。詳細に言えば、樺川県興農合作社は小作農に 1 枚の表を配り、その上に耕作面積、予想収穫量、および出荷量などの情報が記入された。播種後、農事指導員と警察が再び村落に赴き、検査を行い、督促した[68]。秋の収穫期になると、屯長が馬車を徴用し、かつ警察の護衛のもとで農民の食糧を湖南営穀物交易場に運送した。ここでの千振食糧株式会社は満洲国政府によって指定された買収会社である[69]。

食糧出荷が農民にもたらす負担を見てみよう。『満洲国機密経済資料』の記載によると、1940-1943 年、調査対象地域が位置する三江省の出荷率はそれぞれ 33%、27.3%、33.5%、42.1%であったという[70]。出荷食糧の買収価格から見ると、1941 年以降、戦時経済体制の影響を受け、出荷食糧の買収価格は、次第に低下し、すでに著しく不利な水準にまで落ち込んでいた。具体例として、大豆の場合、市場価格が 100 キログラム当たり国幣 200 円であったのに対し、興農合作社の買収価格はわずか 17 円に過ぎなかった[71]。それだけでな

く、農民は出荷食糧を納める過程でも、また秦伯仁に搾取された。秦伯仁自身は満洲国の官吏であるのと同時に、彼は関氏家族の関福山とも親しい関係にあった。関福山の弟である関福臻は、調査対象地域近くである長発屯の警察署署長である。これらの関係を利用し、出荷契約を締結する際、秦伯仁は契約に対応する総出荷量さえ満たせば、各戸の農家がどれだけの食糧を納めるかについては、問わなかった。これは各戸がどれだけの食糧を納めるかが、原則的に土地の面積と質によって決まるのではなく、すべて秦伯仁の恣意的判断に委ねられていたことを意味した。

たとえば、秦伯仁の雇農が耕作する秦氏個人所有の 200 垧の買回地は、秦伯仁の土地の中でも良質な土地であり、収量が比較的高い。そのため、秦伯仁はこの 200 垧の土地が納めるべき出荷食糧を自分の他の小作農に割り当てて、彼らに納めさせた。その結果、この 200 垧の土地は事実上の「黒田」（隠し田）になった。また、37 戸の小作農の中には秦氏家族の親族もおり、これらの人も出荷食糧を納めていなかったようである[72]。

言い換えば、秦伯仁は自らの権力を利用し、本来自分が納めるはずの出荷食糧を小作農に転嫁したのである。農民は本来、高額な小作料を負担していたため、このような過重な出荷任務を全うすることはきわめて困難であり、さらにその上に秦伯仁による割り当ても加えられていた。その結果、多くの農家は収穫期に出荷食糧を全額納めることができなかった。このような状況が発生すると、秦伯仁は警察に連絡し、村落に赴いて農民に出荷を強要するよう迫った。このようにして、農民はやむなく自ら食糧を購入したり借りたりして、出荷任務を完成せざるを得なかった。納められなかった場合、農民は警察による暴行を受けることが多かった[73]。以上の状況は、調査対象地域が位置する樺川県では極めて一般的な現象であった[74]。

このような状況下で、農民の生活が極度に困窮していたことは容易に想像できる。『樺川県誌』の記述によれば、農民は毎年、出荷を完了した後、何も残らず、非常に粗末な食べ物を食べて暮らすしかできなかった。現地の農民である李富は、食糧を納めるため、やむなく妹を売却し、自身は物乞いをして生き延びたという事例も記録されている[75]。以上

のようなことは、言うまでもなく、地主に対する農民の恨みを募らせることになる。現地の農民によると、「皆は満洲国の崩壊を待ち望んでいた」という[76]。長野県泰阜村から来た開拓団移民でさえ、現地における農民と地主との間に深刻な矛盾があったことを察知していた[77]。

しかし注意すべきなのは、農民の恨みがすべての地主に向けられていたわけではない。本当に農民を抑圧していたのは、満洲国と緊密に結びついた特権を持つ地主であり、権勢のない一般地主ではなかったからである。事実、一般地主も食糧出荷の過程で農民と同じように不利な立場に置かれた。ここで、撿草溝屯の地主である何志南の例を挙げる。前述したように、何志南はコネがなかったため、地籍整理の過程で所有していた 60 垧の上等地を同等面積の劣等地に替えられた。収量の低い劣等地では、出荷任務を達成することが不可能であったため、誰も耕作を引き受けようとしなかった。そのため、何志南は小作料を下げざるを得ず、さらに土地の半分を無償で農民に貸し出すことで、出荷量さえ満たしてもらうことを条件とした。このように、過酷な出荷量に直面した何志南は、農民に対し出荷量を満たすよう懇願せざるを得ない状況に追い込まれた。現地には「秦不説理、関不納糧、説理納糧何志南」という流行り文句があった。これは、特権を持つ地主と一般地主との間に明らかな境遇の差があったことを如実に物語っている。その意味は、秦伯仁は農民に横暴で、関福山は多くの出荷を免れた「黒田」を持っているのに対し、何志南は農民に日本人と満洲国政府当局に出荷食糧を納めるよう懇願したため、「板挟み」状態に置かれていた[78]。

おわりに

本章では、満洲国の権力浸透が調査対象地域の権力構造にもたらした変化を考察し、その上で満洲国がいかに農村から食糧を徴発していたかを考察した。主に以下の二点を明らかにした。

第一に、満洲国が推進した合作社制度と地籍整理は、農村社会の権力構造を変えた。ま

ず、統制経済の一環として導入された合作社制度は、それまで有力者が掌握していた食糧販売活動の空間を圧迫した。農事合作社は調査対象地域近隣に交易場を設置し、買収価格を調整することによって、農村有力者が食糧を買い付けることを困難にし、その食糧販売活動に打撃を与えた。1940 年の興農合作社設立以降、私的な食糧売買と運搬が違法化され、有力者の食糧販売活動が事実上不可能となった。次に、満洲への農業移民送出が日本の国策となったという背景で、満洲国は集団部落を設立して抗日武装勢力を討伐し、その上で地籍整理を展開した。地籍整理を通じて、満洲国は土地の国有化を実現した。同時に、植民地政権と緊密に結びついた地主層が形成された。このようにして、それまで農民から食糧を安価に買い付けることを主要な搾取手段とした権力構造は、小作料の徴収を通じて農民を搾取する権力構造に転換した。言い換えれば、満洲国の権力浸透によって、地主・小作関係を中心とする権力支配の構造が本格的に形成された。

第二に、満洲国の食糧徴発（すなわち食糧出荷）は、植民地政権と関係の深い地主とその従属者を中核として展開された。満洲国政府当局はこれらの地主とその従属者を農村末端の行政組織、協和会、さらには興農合作社の中へと取り込み、食糧徴発に関する権限を与えた。この過程において、国家による食糧調達の効率が一定程度向上したが、同時に不正な利益の獲得や暴力の行使といった手段が横行し、地主と農民の対立関係が深刻化するようになった。

図と表

図 5-1　集団部落内部の実態

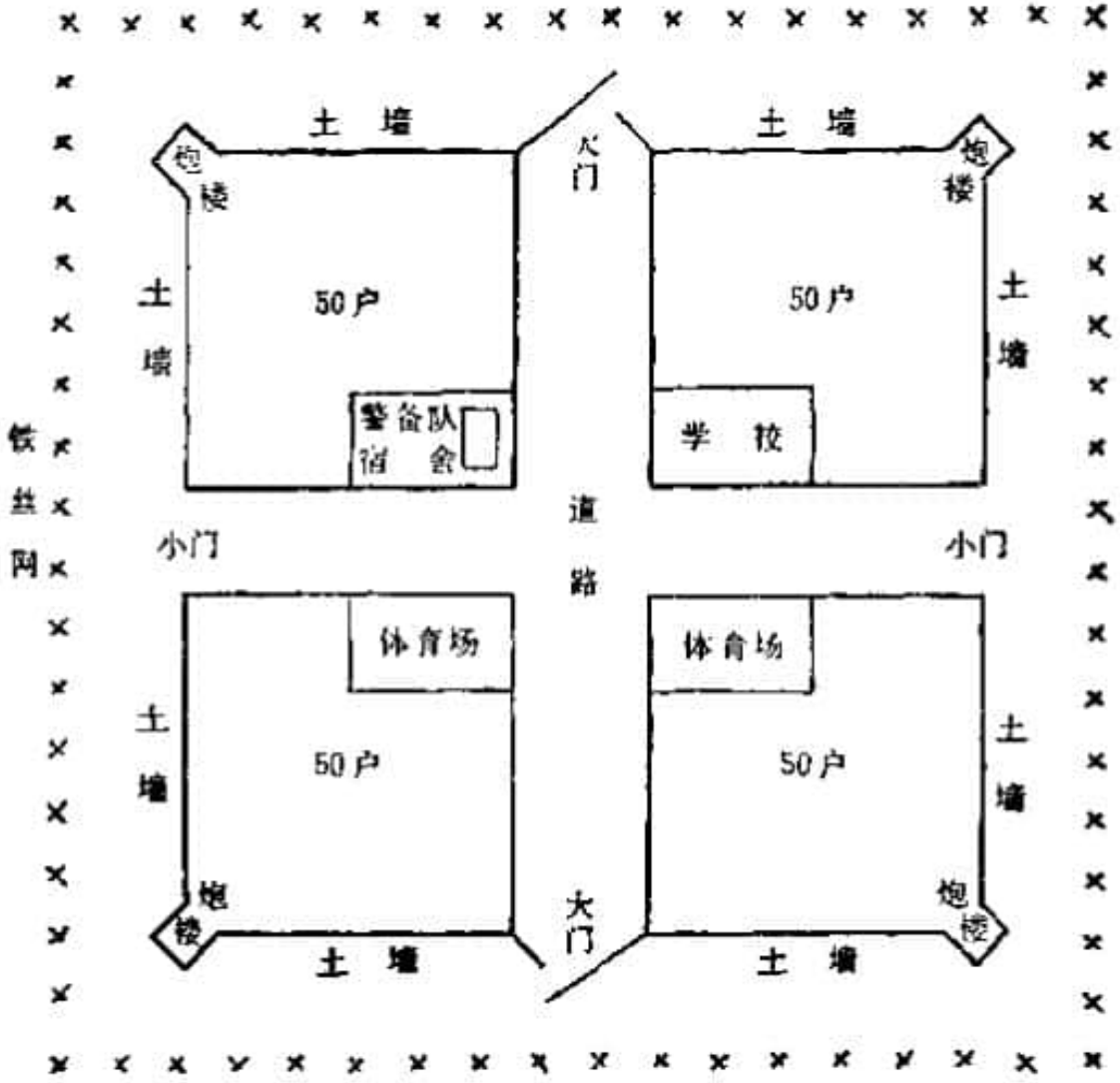

出所：中国第二歴史檔案館、吉林省社会科学院合編『東北大討伐』中華書局、北京、1991 年、188 頁。

図 5-2　三江省公署が発行した地券（1941 年）

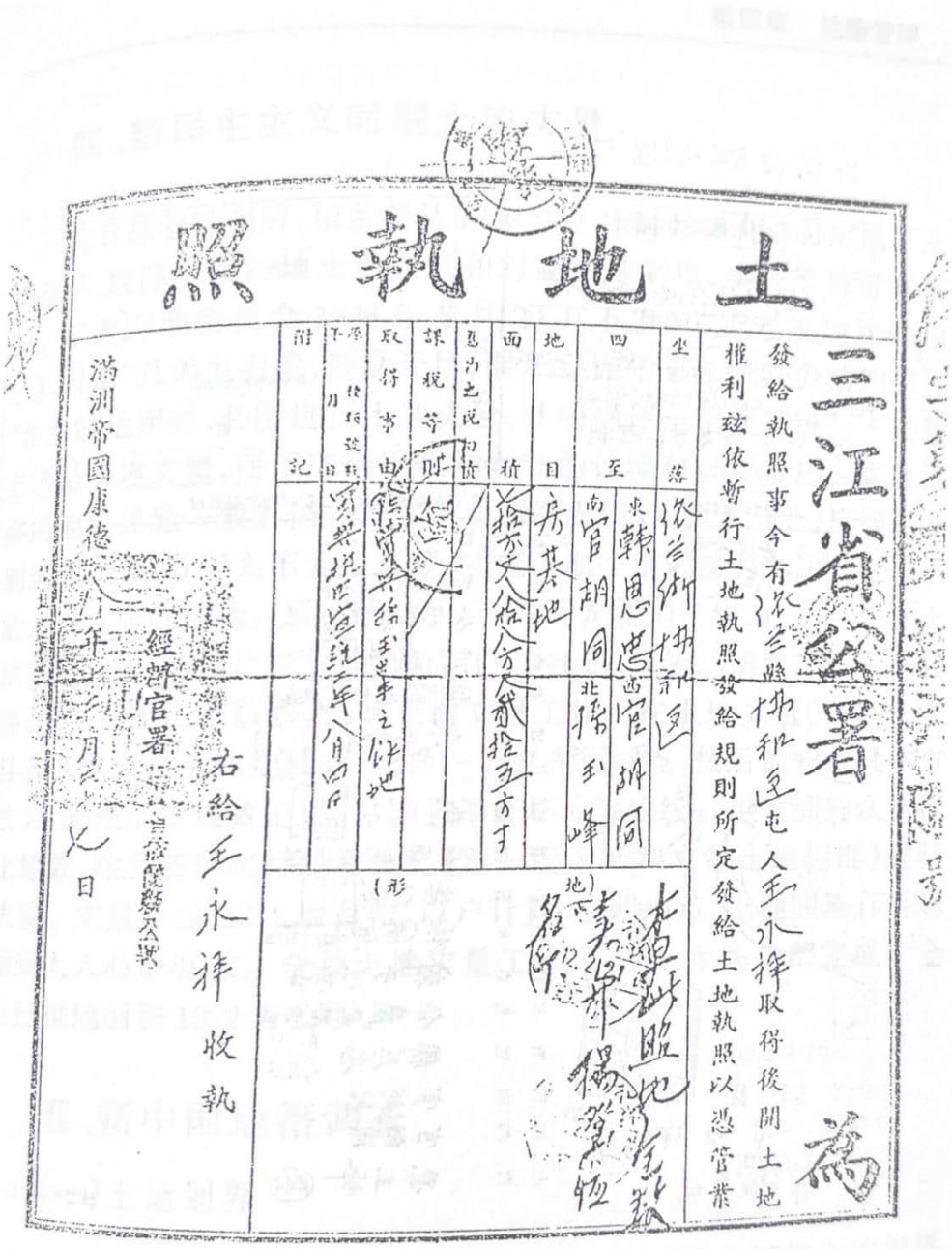

出所：依蘭県土地管理局『依蘭県土地誌』内部発行、2000 年。

図 5-3　満洲国鉄道図（1945 年）

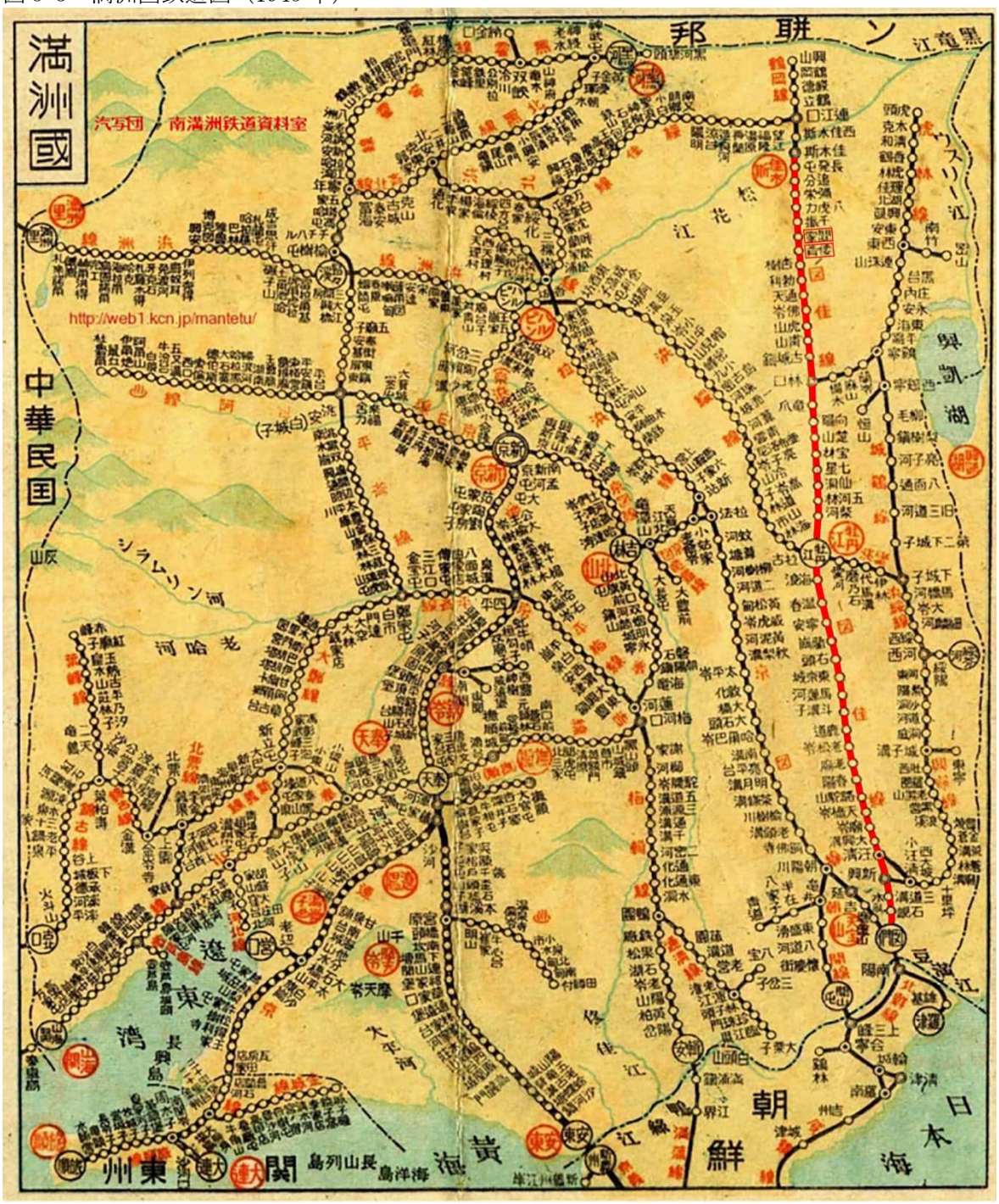

注：図佳線は図の右にある（赤色の路線）。調査対象地域は「閆家」駅と「倭肯」駅の間に位置する。

出所：https://looprailway.blogspot.com/2016/11/blog-post_22.html

図 5-4　長野県泰阜村移民開拓団分村建設略図（1940 年代）

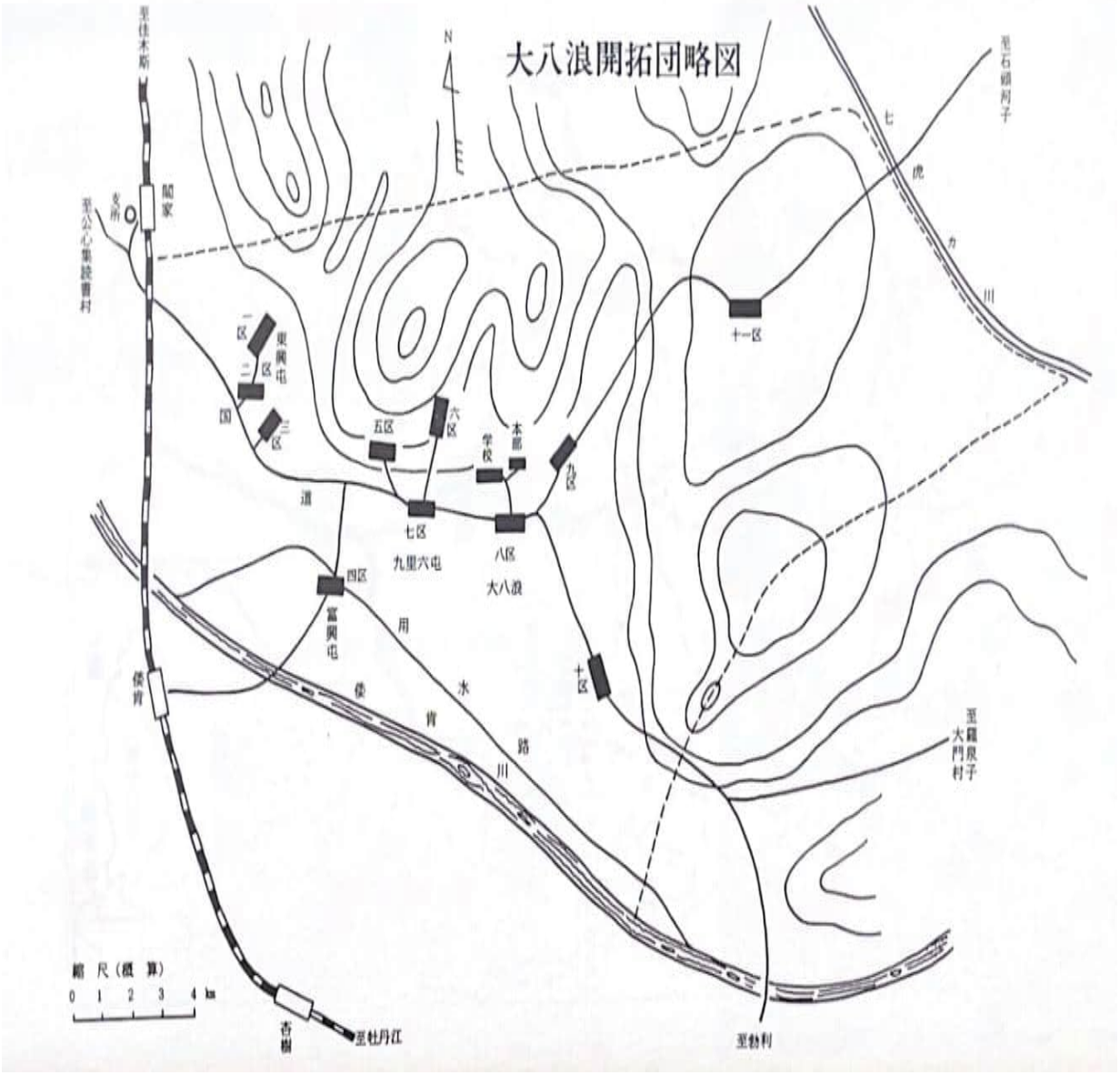

出所：満洲泰阜分村-七〇年の歴史と記憶編集委員会編『満洲泰阜分村――七〇年の歴史と記憶』不二出版、2007 年、2 頁。

図 5-5　開拓団長倉沢大発智と調査対象地域の大鮮屯屯長李承官が締結した土地請負契約

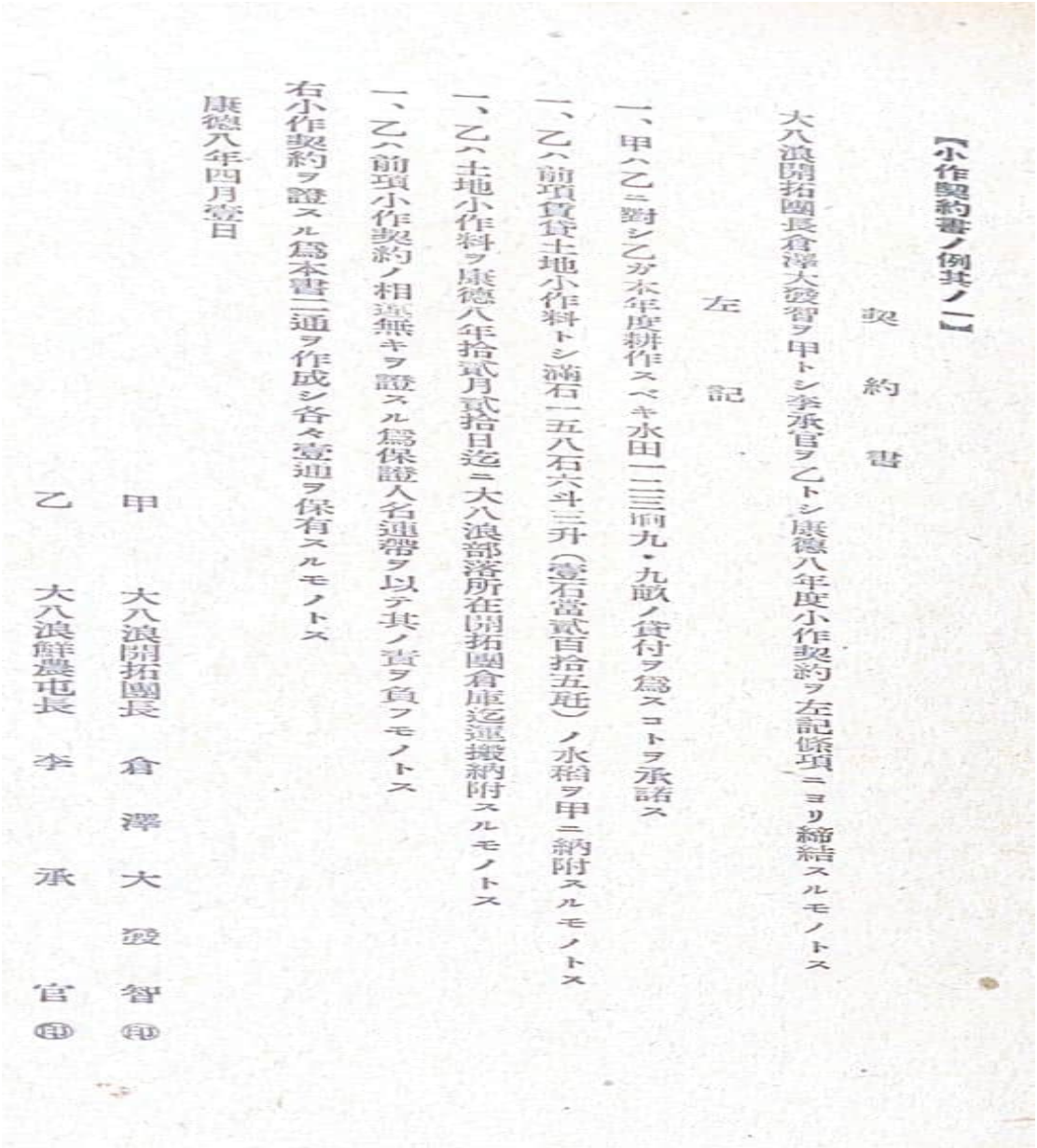

【小作契約書ノ例其ノ一】

契約書

大八浪開拓團長倉澤大發智ヲ甲トシ李承官ヲ乙トシ康德八年度小作契約ヲ左記條項ニヨリ締結スルモノトス

左記

一、甲ハ乙ニ對シ乙ガ本年度耕作スベキ水田一二三垧九・九畝ノ貸付ヲ爲スコトヲ承諾ス

一、乙ハ前項貸付土地小作料トシ滿石一五八石六斗三升（壹石當貳百拾五瓩）ノ水稻ヲ甲ニ納附スルモノトス

一、乙ハ土地小作料ヲ康德八年拾貳月貳拾日迄ニ大八浪部落所在開拓團倉庫迄運搬納附スルモノトス

一、乙ハ前項小作契約ノ相違無キヲ證スル爲保證人名連帶ヲ以テ其ノ責ヲ負フモノトス

右小作契約ヲ證スル爲本書二通ヲ作成シ各々壹通ヲ保有スルモノトス

康德八年四月壹日

甲　大八浪開拓團長　倉澤大發智　㊞

乙　大八浪鮮農屯長　李承官　㊞

出所：大東亜省編『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』海外移植民調査資料第 5 輯、調査資料第 13 号、大東亜省、1943 年、75 頁。

図 5-6　地籍整理後、調査対象地域の土地に対する土地経理人の支配状況（1943 年）

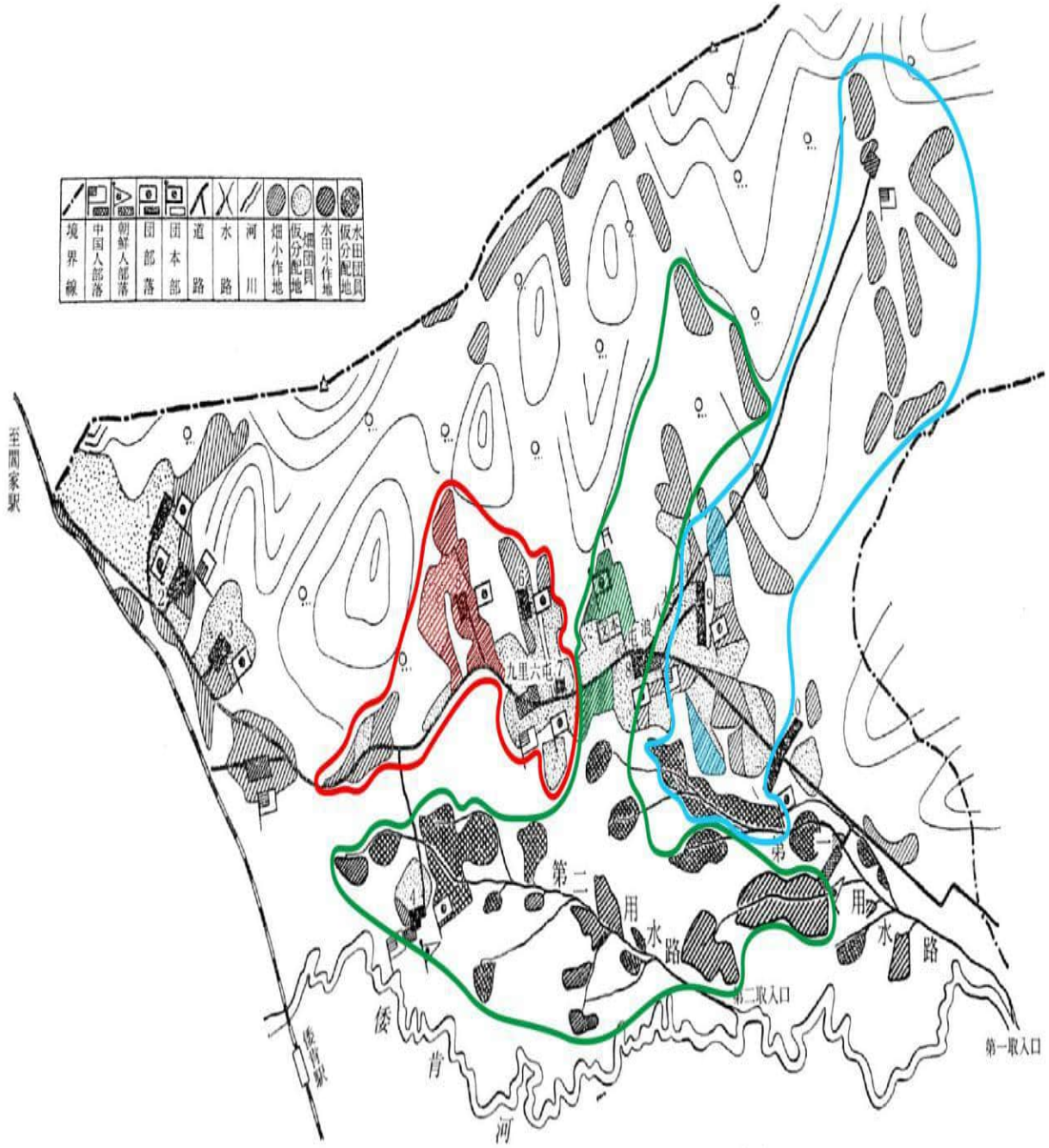

注：1、図の赤色領域、緑色領域、青色領域はそれぞれ王氏家族（王慶徳）、秦氏家族（秦伯仁）、関氏家族（関福山）の支配土地範囲である。ここで、各領域内のカラー斜線部分は、地主の私有地である。2、各領域は大まかな範囲であり、必ずしも精密なものではない。

出所：インタビューより、筆者作成。

表 5-1　満洲事変前後、満洲地域の国有地と私有地状況

	既耕地(万垧)					荒地(万垧)				
	国有		私有		総計	国有		私有		総計
遼寧	6.8	1.09%	614.2	98.91%	621	30.5	13.17%	201.1	86.83%	231.6
吉林	6.5	1.70%	375.2	98.30%	381.7	68.1	22.53%	234.2	77.47%	302.3
黒龍江	13.9	2.75%	491.3	97.15%	505.2	265.5	30.24%	612.4	69.76%	877.9
総計	27.2	1.80%	1,480.7	98.20%	1,507.9	364.1	25.79%	1,047.7	74.21%	1,411.8

出所：東北文化社編印処『東北年鑑』東北文化社、1931 年、108-119 頁。

表 5-2　三江省各県集団部落建設状況（1936 年）

県別	数量	建設状況		
		完成	建設中	未着手
湯原	14	11		3
方正	11	3		8
樺川	9	3		6
鳳山	5	1		4
通河	13	6		7
依蘭	30	2	15	13
富錦	15	4		11
綏濱	12	4		8
勃利	15	11		4
饒河	16	6		10
宝清	10			10
同江	5			5
撫遠	1			1
蘿北	1			1
合計	157	51	15	91

出所：中国第二歴史檔案館、吉林省社会科学院合編『東北大討伐』中華書局、北京、1991 年、191 頁に基づき、筆者作成。

表 5-3　調査対象地域の一部の土地経理人の状況（1940 年代）

土地経理人	経理人所在村落	土地管理範囲	土地管理面積	私有地面積	備考
秦伯仁	大八浪屯	大八浪屯、新富屯、宝山屯	4-500 垧	200 垧	調査対象地域協和会会長、自衛団団長
王慶徳	九里六屯	九里六屯、新富屯	200 垧以上	100 垧以上	
関福山	撿草溝屯	撿草溝屯、達連泡屯	300 垧	160 垧	調査対象地域協和会副会長、自衛団副団長
関成九	大八浪屯	大八浪屯	125 垧	25 垧	

隋士奎	宝山屯	宝山屯	80 垧	40 垧	宝山屯屯長
李承官	大鮮屯	大鮮屯	—	15 垧	大鮮屯長
管樹凱	達連泡屯	達連泡屯	90 垧	30 垧	
劉徳山	達連泡屯	達連泡屯	—	45 垧	

出所：インタビューより、筆者作成。

表 5-4　部落別水田假分配面積　　単位：陌

水田所在部落名	区別	団員数	分配地積	備考
富興屯	一区	24	20.37	分配地積に過剰地と貸付地を含む
	二区	16	13.74	
	三区	16	12.46	
	四区	18	15.58	
	五区	18	14.58	
	六区	16	13.96	
	七区	16	14.34	
大八浪屯	八区	32	26.47	
	九区	32	25.6	
	十区	32	26.25	
	合計	220	182.95	

出所：大東亜省編『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』海外移植民調査資料第 5 輯、調査資料第 13 号、大東亜省、1943 年、59-60 頁。

表 5-5　部落別畑地假分配面積　　単位：陌

畑地所在部落名	区別	団員数	分配地積	備考
東興屯	一区	24	96.09	分配地積に過剰地と貸付地を含む
	二区	16	64.45	
	三区	16	65.70	
富興屯	四区	18	72	
九里六屯	五区	18	71.9	
	六区	16	64.36	
	七区	16	64.09	
大八浪屯	八区	32	129.57	
	九区	32	128.64	
	十区	32	128.93	
	合計	220	885.73	

出所：大東亜省編『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』海外移植民調査資料第 5 輯、調査資料第 13 号、大東亜省、1943 年、60 頁。

表 5-6　調査農家 33 戸耕作面積と耕作比率　　単位：反

作物名	耕作面積	耕作比率
水稲	335	48

大豆	78.8	11.3
コーリャン	25.8	3.7
トウモロコシ	33.8	4.8
粟	20.5	2.9
小麦	83.1	11.9
大麦	20.1	9.2
オーツ麦	59.4	8.5
ジャガイモ	8.6	1.2
大麻	5.9	0.8
小豆	12.6	1.8
その他	5.3	0.7
野菜	9.4	1.4
合計	698.3	

出所：大東亜省編『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』海外移植民調査資料第5輯、調査資料第13号、大東亜省、1943年、298-299頁に基づき、筆者作成。

注釈

[1] 李淑娟『日偽統治下的東北農村(1931-1945 年)』現代中国出版社、北京、2005 年、221-224 頁。

[2] 『日偽統治下的東北農村（1931-1945 年）』前掲書、227-231 頁。

[3] 『中国東北農業史』前掲書、546 頁。

[4] 『中国東北農業史』前掲書、545 頁。

[5] 中央檔案館、中国第二歴史檔案館、吉林省社会科学院合編『東北経済略奪』中華書局、北京、1991 年、653 頁。

[6] 『東北経済略奪』前掲書、639 頁。

[7] この点について、先行研究ではよく検討されている。例えば、李淑娟『日偽統治下的東北農村（1931-1945 年）』現代中国出版社、北京、2005 年、92-94 頁；馬偉『日本「北満移民」研究』中国社会科学出版社、北京、2015 年、76-77 頁。

[8] 満鉄経済調査会第 2 部第 1 班「一般農耕地的選定及獲得対策案」『満洲農業移民方策立案調査書類』第 2 編第 1 巻第 1 号、1932 年 10 月、205-215 頁。

[9] 「一般農耕地的選定及获得対策案」、前掲資料。

[10] 『日本「北満移民」研究』前掲書、129 頁。

[11] 満鉄経済調査会「満洲農業移民方策」（2-1-7）、87 頁。

[12] 満洲国国務院総務庁情報処編『省政彙覧第四輯（三江省篇）』龍渓書舎、東京、1987 年、102 頁。

[13] 「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」『満鉄農村調査――地方類第 1 巻総第 7 巻』広西師範大学出版社、桂林、2018 年、612 頁。

[14] 依蘭県土地管理局『依蘭県土地誌』内部発行、2000 年、138 頁。

[15] 中国人民政治協商会議樺南県委員会文史資料研究委員会編『樺南文史資料第四輯』内部発行、1985 年、41 頁。

[16] 満洲国治安部編『満洲共産匪の研究（第二輯）』大安、東京、1964 年、359 頁。

[17] 「中共南満省委員会書記兼第一路軍副総司令魏拯民致中共代表団的信」中共黒龍江省委員会党史研究室所蔵、1940 年 7 月 1 日。

[18] 斎 SY に対するインタビュー記録、2023 年 7 月 17 日。

[19] 葉忠輝ほか編『東北抗日聯軍第八――十一軍』黒龍江人民出版社、49-51 頁；東北抗日聯軍史編写組編『東北抗日聯軍史（下）』中共党史出版社、北京、2015 年、824 頁。

[20] 中央檔案館、中国第二歴史檔案館、吉林省社会科学院合编『東北大討伐』中華書局、北京、1991 年、392 頁。

[21] 西村成雄『中国近代東北地域史研究』法律文化社、1984 年、281 頁。

[22] 梶原子治『満洲における農地集中分散の研究』満洲事情案内所、1942 年、46-48 頁。

[23] 孫邦『偽満史料叢書（偽満社会）』吉林人民出版社、1993 年、64 頁。

[24] 馬 ZE に対するインタビュー記録、2023 年 7 月 16 日。

[25] 満拓公社のほか、満洲国開拓局も同じ機能を発揮していた。1941 年 4 月までに満洲国開拓局が収奪した土地は 830 万垧以上に達した（衣保中『中国東北農業史』吉林文史出版社、長春、1993 年、525 頁）。

[26] 喜多一雄『満洲開拓論』明文堂、東京、1944 年、372 頁。

[27] 依蘭県政協文史委員会編『依蘭史誌文献彙編』佳木斯四海印刷社、2010 年、144 頁。

[28] 『依蘭史誌文献彙編』前掲書、155 頁。

[29] 東北物資調節委員会編『東北経済小叢書（流通篇下）』中国文化服務社瀋陽印刷場、瀋陽、1948 年、176 頁。

[30] 『東北経済小叢書（流通篇下）』前掲書、172 頁。

[31] 『東北経済小叢書（流通篇下）』前掲書、184 頁。

[32] 尹 YZ に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 27 日。

[33] 黒龍江省樺南県誌弁公室編『樺南県誌』黒龍江科学技術出版社、哈爾濱、1991 年、173

頁。

[34] 大東亜省編『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』海外移植民調査資料第 5 輯、調査資料第 13 号、大東亜省、1943 年、69 頁。

[35] 『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』前掲書、144 頁。

[36] 調査対象地域が属する佳木斯地域には、土地経理人 287 人を有し、彼らは小作人 20397 戸、土地 162133.84 垧を管轄していた。計算すると、土地経理人は 1 人あたり小作農 71 戸、土地 564.92 垧を管轄していた（満洲拓殖公社『業務概要』、1940 年版、218 頁）。

[37] 満洲開拓史復刊委員会編『満洲開拓史』全国拓友協議会、1980 年、124。

[38] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[39] 『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』前掲書、230 頁。

[40] 満洲泰阜分村-七〇年の歴史と記憶編集委員会編『満洲泰阜分村――七〇年の歴史と記憶』不二出版、東京、2007 年、980 頁。

[41] 『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』前掲書、61 頁。

[42] 中山房治に対するインタビュー記録、2022 年 9 月 15 日。

[43] 今井良一「「満洲」における地域資源の収奪と農業技術の導入――北海道農法と「満洲」農業開拓民」『日本帝国圏の農林資源開発――「資源化」と総力戦体制の東アジア』京都大学学術出版会、京都、2013 年、226-227 頁。

[44] 『満洲泰阜分村――七〇年の歴史と記憶』前掲書、387-388 頁

[45] 『日偽統治下的東北農村（1931-1945 年）』前掲書、238 頁。

[46] 中山房治に対するインタビュー記録、2022 年 9 月 15 日。

[47] 『日偽統治下的東北農村（1931-1945 年）』前掲書、124-126 頁；『日本「北満移民」研究』前掲書、137 頁。

[48] 蔡 GZ に対するインタビュー記録、2023 年 7 月 22 日；李 J に対するインタビュー記録、2019 年 6 月 2 日。

[49] 詳しくは、李爾重、富振声『東北地主富農研究』東北書店発行、1947 年、28 頁を参照

されたい。

[50] 大八浪屯と九里六屯の土地関係台帳（1939 年）。

[51] 尹 YZ に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 27 日；関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日；隋 SJ に対するインタビュー記録、2019 年 6 月 9 日。

[52] 尹 YZ に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 27 日。

[53] 『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』前掲書、77 頁。

[54] 樺南県警察局「犯人統計表」、1947 年。樺南県檔案館、文書番号 01116-0116-5。

[55] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[56] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日；関 YL に対するインタビュー記録、2018 年 8 月 9 日。

[57] 『東北地主富農研究』前掲書、12-15 頁。

[58] 関 GR に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 26 日。

[59] 呉 XQ に対するインタビュー記録、2019 年 6 月 6 日。

[60] 『東北地主富農研究』前掲書、84 頁。

[61] 徐 ZQ に対するインタビュー記録、2019 年 6 月 3 日。

[62] 「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」前掲資料、610-611 頁。

[63] 黒龍江省地方誌編纂委員会『黒龍江省誌第七巻農業誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1993 年、86-87 頁。

[64] 『日偽統治下的東北農村（1931-1945 年）』前掲書；王大任「撕裂的郷村——日本植民統治対中国東北農村階層構造的衝撃与異化」『中国経済史研究』2018 年第 4 期；浅田喬二、小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配——十五年戦争期を中心に』時潮社、東京、1986 年。

[65] 保甲制は満洲建国初期の 1933 年から 1937 年にかけて実施された村制度である。その主な機能は農村の防衛である。

[66] 1937 年以降、満洲国は保甲制を街村制に変更した。街村制は防衛、行政と経済機能を

兼ね備えている。街村制は1941年以降、国民臨保制に取って代わられた。

[67] 尹YZに対するインタビュー記録、2017年11月27日。

[68] 尹YZに対するインタビュー記録、2017年11月27日。

[69] 『樺南文史資料第四輯』前掲書、51頁。

[70] 解学詩編『満洲国機密経済資料（第13巻）』本の友社、東京、2000年、15頁。

[71] 『黒龍江省誌第七巻農業誌』前掲書、129頁。

[72] 尹YZに対するインタビュー記録、2017年11月27日。

[73] 尹YZに対するインタビュー記録、2017年11月27日。

[74] 樺川県誌編纂委員会弁公室編『樺川県誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1991年、151-152頁。

[75] 『樺川県誌』前掲書、151頁。

[76] 呉XQに対するインタビュー記録、2019年6月6日;張CZに対するインタビュー記録、2018年8月13日；金QFに対するインタビュー記録、2017年11月28日。

[77] 中山房治に対するインタビュー記録、2022年9月15日。

[78] 尹YZに対するインタビュー記録、2017年11月27日。

第六章　満洲国の歴史的遺産と戦後中共の農村革命

はじめに

戦後、中共は「依勃樺」地域に進出し、土地改革を展開した。戦後の土地改革は、1930年代初期に中共が展開した土地革命路線と実質的には同じものであった。しかし、両者の結果には大きな違いがあった。前者は失敗に終わり、中共は土地革命路線を放棄して統一戦線へと転換せざるを得なかった。後者は成功を収め、土地改革を通じて、中共は北満革命根拠地の樹立に成功した。これは、中共が満洲を奪取し内戦に勝利する鍵となったとされている。両者の結果が異なった理由は、満洲国の支配を経て農村社会における人と土地の関係が劇的に変化したことにあった。中共の抗日武装勢力が活発であった1930年代、北満農村地域では、地主・小作関係は発達しなかった。当時、北満の山岳・丘陵地帯では、自作地主と自作農が主流を占めており、わずかに存在した地主・小作関係においても、地主が優位に立つことはなかった。つまり、当時は、地主・小作関係を中心とする権力支配の構造はまだ本格的に形成されなかったのである。このため、土地革命路線は農民の支持を得られず、中共はやむを得ずその方針を統一戦線へと転換せざるを得なかった。しかし、満洲国が地籍整理を実施した後、人と土地の関係は急激に変化し、農村社会が地主に支配されるようになった。同時に、地主は植民地政権と密接に結びつき、食糧徴発において重要な役割を果たしていた。このような状況の下、地主に対する農民の恨みは次第に蓄積されていった。これは戦後における中共の農村革命に社会的基盤を提供することになった。

しかし、注意しておきたいのは、当該地域の地主・小作関係の構造は国家権力の浸透によって短期間に生まれたことである。この特徴により、中共の指導層も末端社会も地主階級に対する認識が不十分であり、その結果、彼らは依然として統一戦線の影響を受け続けた。これは、かえって革命の展開を阻害することになった。

本章では、満洲国の歴史的遺産が戦後の中共革命に与えた影響を中心に論じ、中共がいかに統一戦線の影響を排除し、地主階級を倒して「闘争果実（地主から奪取した財産）」

を獲得することができたかを明らかにする。

第一節　戦後初期の農村政権と人と土地の関係

一、地方臨時政権の樹立と地主による土地占有

1945 年 8 月、ソ連は日本に宣戦布告し、その後大挙満洲へと進軍した。その結果、満洲国が崩壊し、治安維持のための警備力（軍隊や警察など）は、ほぼ麻痺状態に陥った。情勢を安定させるため、北満各県では、農村地域の有力地主たちが相次いで維持会を設立し、名のある匪首の影響力を利用し、「保家」（家を守る）のスローガンの下、「聯荘会」や「大排隊」などの農村自衛組織を設立した[1]。

調査対象地域の具体的な状況を見てみる。1945 年 8 月 16 日、調査対象地域の近くにある閻家村の保長であった項文章は、閻家維持会を設立した。この維持会は、大八浪（調査対象地域）、小八浪、七虎力、公心集という 4 つの郷の維持会によって構成されていた。さらに項文章は、現地の匪首である孫訪友と連絡を取り、彼を閻家自衛団の団長に就任させた[2]。閻家自衛団を含む周辺の軍事組織の兵力状況は**表 6-1** を参照することができる。このように、調査対象地域及び周辺農村では、戦後になって臨時の政権組織が誕生したのである。

この臨時政権が地主を基盤とした政権であったことは明らかである。なぜなら、行政組織（維持会）と軍事組織（自衛団）のいずれも地主によって掌握されていたからである。地主たちが臨時政権を樹立した目的は、言うまでもなく、満洲国時期に獲得した利益を維持するためにあった。調査対象地域の状況に関して言えば、同地域の維持会の会長と副会長は、それぞれ秦氏家族の秦伯仁と関氏家族の関福山が務めていた。二人は同時に調査対象地域の自衛団の団長と副団長も兼任していた。彼らはいずれも満洲国時期に調査対象地域で名のある地主であった。満洲国時期、二人は満拓公社の土地経理人として大量の満拓地を管理していた。この点については、すでに第五章で触れた。満洲国崩壊後、二人は武装勢力を掌握することにより、これらの土地を引き続き占有した[3]。ただし、これらの土

地の所有権は、以前の満拓公社所有から地主所有へと移行した。これは、土地に対する地主の支配力が満洲国時期よりも強まったことを意味する。

さらに、臨時政権の樹立過程においては、地主間での土地資源をめぐる争奪は珍しくなかった。例えば、満洲国時期に満拓公社に協力して九里六屯の土地を管理していた王氏家族は、戦後に日本人の後ろ盾を失ったことにより、その土地の大部分が秦伯仁に奪われることになった。また、秦伯仁と関福山は武力で多くの中小地主からも土地を収奪したと伝えられている[4]。このように、満洲国時期の有力地主たちの土地は、戦後の混乱によって減るどころか、むしろ増加する一方であったのである。

総じて言えば、植民地政権支配期に形成された土地占有関係は、植民地政権の崩壊によって即座に解体されることはなかった。臨時政権を掌握した有力地主たちの勢力は、戦後、弱まるどころか、強まることになった。この点について、調査対象地域の土地のほとんどが依然として有力地主の掌握下に置かれていたことから分かる。**表 6-2** は調査対象地域を管轄する樺南県における土地改革前の土地占有状況を示している。

二、中共の認識と地主勢力に対する改編

前節では、終戦直後の調査対象地域の状況を紹介した。同地域における地主勢力に対するその後の中共の改編は、このような背景のもとで展開されたことである。ここで注意すべき点は、調査対象地域における地主勢力に対する中共の改編を可能にした背景には、満洲全土におけるソ連軍の占領があったということである。ソ連軍による軍事占領は、満洲に対する国民党による接収を著しく阻害し、中共の勢力拡大にとって有利な空間を生み出すこととなった。

1945 年 8 月 14 日に、ソ連はモスクワにおいて国民政府と「中ソ友好同盟条約」を締結した。同条約によれば、ソ連軍は日本が降伏した後、3 ヶ月以内に満洲から撤退することになっていたが、実際にソ連軍が北満各地から撤退したのは、1946 年 4 月以降のことであった[5]。こうした背景のもと、満洲に対する国民党による接収は順調には進まなかった。

中ソ友好同盟条約により、ソ連は満洲の接収権が国民政府にあることを承認したものの、黒龍江省と対象地域を管轄していた合江省（以下、両省）に関する国民党による接収について、ソ連軍は両省には大量の不法武装と深刻な治安問題があることを理由に、国民党側の接収人員と部隊が両省に入りたいという要請を拒否した[6]。結果として、「依勃樺」地域における国民党の党務はやむなく秘密裏に行われることとなった[7]。

一方で、中共の動向を見てみよう。ソ連軍が佳木斯を占領したのは、1945 年 8 月 17 日のことである。軍事的占領を背景に、9 月 15 日には中共中央東北局（以下、東北局）が設立された。その後、東北局は孫靖宇と戴洪濱を三江人民自治軍司令と副司令に任命し、彼らになるべく早く武装勢力を拡大するよう指示した[8]。この指示のもとで、同年 10 月、孫靖宇と戴洪濱は「依勃樺」地域に入り、ここで三江軍区と三江人民自治軍を設立した[9]。

本研究の第四章ですでに触れたように、孫靖宇は勃利県大四站鎮の出身で、北満において名のある抗日聯軍幹部（以下、抗聯幹部）であった。1936 年に党員の身分が満洲国政府に発覚されたため満洲を離れ、ソ連および延安で学んだ。その後、山東軍区で要職を務めた。満洲国崩壊後、孫靖宇は中共によって満洲に派遣され、三江人民自治軍司令に就任した。戴洪濱はかつて東北抗日聯軍第六軍軍長を務めた。この二人はいずれも満洲での経歴を持ち、1930 年代から抗聯幹部として満洲地域で活動していた。こうした経歴は、彼らが根拠地を開拓するうえで確かに有利に働いた。これは、中共が彼らを三江人民自治軍の指導層に任命した理由でもあった。

しかし、抗聯幹部の経験が必ずしも戦後の満洲にそのまま適用できるとは限らない。なぜならば、満洲国による国家権力の浸透を経て、戦後の農村社会における人と土地の関係は 1930 年代とは大きく異なっていたからである。簡単に言えば、1930 年代に中共が活躍していた北満山岳・丘陵地帯では、地主・小作関係が発達していなかったため、革命の社会的基盤は強固ではなかった。土地革命の失敗はその証明である。ところが、戦後には、農村の土地のほとんどがもう地主によって掌握されていたため、革命の社会的基盤がすでに形成された。しかし、抗聯幹部らがこの短期間に生じた変化を必ずしも的確に捉えられ

たわけではなかった。したがって、抗聯幹部は地主に対して、依然として統一戦線政策を採用し続けていた。この点は、孫靖宇が調査対象地域の地主勢力を改編する事例からも理解できる。

1930 年代に中共が農村調査（その調査結果が一方的であったにもかかわらず）を実施したうえで土地革命を展開したのとは異なり、戦後、孫靖宇をはじめとする抗聯幹部らは「依勃樺」地域に入ると、農村地域の状況を十分に把握することなく、いち早く現地の地主勢力と協力関係を結んだ。この点について、調査対象地域の地主勢力に対する孫靖宇の改編からも分かる。第四章で既に述べたように、孫靖宇は調査対象地域の関氏家族の関志誠と依蘭師範専科学校の同窓であった。このため、孫靖宇が「依勃樺」地域に進出するやいなや、関志誠は速やかに彼と連絡を取り、孫を家に招いた上で中共の政策について詳しく聞いたとされている。ここでは、その内容に関して、関志誠の息子関 YL の証言を以下に引用する。

> 私の父や数人の叔父、現地の有力地主数名が孫靖宇司令を宴席に招いた際、満洲でも関内のように土地改革を実施し、地主階級を倒すのかと、孫靖宇に質問した。これに対して、孫は、満洲は土地改革に適さず、過去に我々は（土地革命を）実践したが、結局は回り道をしてしまい、統一戦線が党を救ったのだと答えた...そして、孫靖宇は、「我々は国民党と政権を争うため、統一戦線政策を引き続き推進する必要がある」と述べ、父を安心させるために、父に三江人民自治軍参謀長を担当させると口頭で約束した[10]。

無論、これはインタビュー対象者の記憶に残っている孫靖宇の言葉であり、必ずしも孫の元々の発言をそのまま反映したとは言い難い。しかし、この記憶からは、少なくとも戦後初期には、三江人民自治軍と地主勢力とが対立関係ではなかったことが確認できる。孫靖宇からの承諾を得てから、調査対象地域の地主勢力は積極的に孫との協力関係を築き始

めた。例えば、三江人民自治軍の司令部が佳木斯の南 30 華里に位置する長発屯に設置された[11]。満洲国時期、長発屯の警察署長を務めていたのは、調査対象地域の関氏一族の関福臻であった。彼は孫靖宇に日本人が残した武器を多く提供している[12]。

また、調査対象地域の匪首の孫訪友は、孫靖宇の父と親族関係を結んだことがあり、名義上、孫靖宇の叔父に当たる人物であった[13]。これらの私的な関係を利用して、孫靖宇は孫訪友の武装勢力を改編し、党の幹部の王景坤を部隊に配置することによって孫訪友の動向を監視しようとした[14]。孫訪友の武装勢力を改編した上で、孫靖宇は続々と調査対象地域とその付近にある朝鮮大隊、倭肯大隊、杏樹大隊、大四駅大隊などの武装勢力を改編するようになった[15]。1945 年 11 月、「依勃樺」地域における各武装勢力を改編した後、孫靖宇は地元の有名な地主や資本家だけでなく、ソ連軍将校も招いて勃利県内で盛大な宴会を開いた[16]。

以上のことから、孫靖宇をはじめとする抗聯幹部は、戦後農村社会における人と土地の関係がすでに大きく変化したことを捉えず､依然として 1930 年代の統一戦線を通じて地主勢力を改編しようとした。これを踏まえると、戦後初期、農村社会における人と土地の関係は、中共政権の樹立によってすぐ変化したわけではなかったと言える。

第二節　勃利事変と中共の政策転換

一、勃利事変の勃発

前節では、「依勃樺」地域に進出したばかりの三江人民自治軍が統一戦線を利用し、現地の地主勢力を迅速に改編したことを検証した。この背景には、軍権を掌握した抗聯幹部が、農村社会における人と土地の関係の変動を十分に認識していなかったことがある。しかし、中共と地主勢力との協力関係はわずか 2 ヶ月足らずで破綻した。その契機が「勃利事変」の勃発である。勃利事変とは、国民党の満洲進軍を背景に、もともと中共の改編を受けた地主勢力が 1945 年末に中共から離脱し、合江省勃利県を襲撃した事件を指す[17]。この事件を境に、中共と北満の地主勢力との関係は、協力から対立へと転換した。

勃利事変勃発の重要な背景には、中共は土地政策を転換し始めたことがある。1945 年 11 月中旬以降、中共軍が国民党軍と満洲の大都市を奪い合う中で挫折を経験したため、中共中央は農村を重視する戦略方針を定めるようになった[18]。これに続いて、中共中央は 1945 年 12 月 3 日、東北局に対し指示文書（「中共中央関於減租之前応粛清土匪至東北局的電」）を送付した。文書の内容から、中共は 1945 年冬から 1946 年春まで、農村で農民が主導する「減租減息」運動を展開し、土地問題の解決に着手しようとしたことが分かる[19]。この計画と歩調を合わせるように、東北局に所属する北満分局は合江省へ幹部の派遣を増やした[20]。これらの幹部のほとんどは、臨時に関内地域から選抜され、満洲に送り込まれた者であったため、「関内幹部」と呼ばれた。こうした背景で、延安から来た多くの関内幹部が「依勃樺」地域に入り、これらの幹部は中共の指示に従い、次々と農村に赴き、農民と接触し、農村調査を展開した。この動きは地主の不安を掻き立てることとなった[21]。

また、関内幹部は、部隊を立て直すこと（整頓）を通じて地主の武装勢力を弱めることを試みた。具体的には、各部隊に党支部を設置し、部隊内の満洲国期の警察と憲兵を粛清した[22]。この方法は、匪首の孫訪友と関内幹部の間での矛盾を引き起こした。この問題を解決するために、孫訪友は数回にわたって孫靖宇に会おうと試みている。しかし、それに対して、孫靖宇は様々な理由で面会を拒んだ。これは、関内幹部による部隊の整頓が北満分局の指示のもとで行われていたため、孫靖宇が干渉することは困難であったことと関係している。その様子を知った地主の秦品一（秦伯仁の父）は、すでに中共に見放されている孫靖宇を頼って今後も痛手を被り続けるよりも、中共から離脱し、国民党へ身を寄せた方が良いと孫訪友に助言したという[23]。

1945 年 11 月中旬以降、国民党の満洲進軍に伴って、大量の国民党のスパイが満洲農村に入り込み、地方武装勢力が中共から離脱するよう扇動活動を行ったとされる[24]。こうした背景のもと、ただでさえ動揺していた孫訪友は、国民党のスパイである張雨新に説得され、勃利県を奪って、国民党に献上することを決めた[25]。1945 年 12 月 12 日、孫訪友は、王景坤をはじめとする部隊中の中共幹部を抑留し、勃利県を襲撃した。続いて、謝文東、

李華堂などの匪首はこれに次々と呼応し、勃利県に攻め込んだ。この間、中共の幹部が大量に殺害され、勃利県大隊も慌ただしく勃利県から撤退した[26]。この事件の後、国民党の改編を受けた調査対象地域で活動していた土匪武装勢力は1万人に達したとされる。その詳細については、**表 6-3** を参照されたい。

以上の分析から明らかなように、孫靖宇をはじめとする抗聯幹部は、統一戦線の手法を用いて地主勢力を改編することに成功した。ただし、その前提条件は地主勢力の利益を損なわないことであった。中共中央が農村土地政策を調整し始めることに伴い、中共と地主勢力との間に亀裂が生じるのは避けられない。国民党が満洲へ大挙進軍したこともあり、地主勢力が国民党に帰順したのは、意外なことではないだろう。

二、中共の人と土地の関係に対する再認識と政策転換

勃利事変の発生により、北満地域に入ったばかりの中共は大きな損失を受けた。もともと二万人に達していた三江人民自治軍は激減し、二千人を残すのみとなった[27]。このことが地主勢力に対する中共の政策転換につながったと考えられる。1945 年 12 月 28 日、中共中央は「満洲における党の任務は根拠地の樹立にある（東北党的任務是建立根拠地）」を出し、それによって地主勢力を排除する方針を明確にしたのである[28]。同方針が確立されるに伴い、人と土地の関係に対する中共の認識も変化した。調査を経て、中共は調査対象地域が所属していた合江省の土地所有権状況を明らかにした。大まかにいえば、農村戸数75%を占める貧農と雇農は、農村の土地の 3%を所有するのみであった。それに対し、わずか農村戸数 6%を占める地主は、農村の土地の 66%を占有した[29]。調査対象地域の状況もこれと類似している。調査対象地域の九里六屯を例とするのなら、そこでの総戸数の 118 戸のうち、貧農（70 戸）と雇農（6 戸）の割合は 64%に達したとされる[30]。

以上を踏まえ、戦後北満農村地域における土地問題の矛盾は、地主と農民間の矛盾であったと言える。この点について、張聞天は「戦後、農村の階級関係は根本から変化した。もはや統一戦線を続けるべきではない。大衆を動員し、農民の土地問題を解決せねばなら

ない」と述べている[31]。1946 年 5 月 4 日、中共は「五・四指示」を公表した。同指示は「減租」から土地改革への転換点と見なされる。その後、地主勢力に対する中共の排除は本格的な段階に入った。5 月 11 日、東北局の指示に従って、北満分局委員であった張聞天を書記とし、合江省委員会（以下、合江省委）が設立された[32]。「五・四指示」の方針に従い、同年 6 月から 7 月の間に、立て続けに張聞天は会議を開き、その中で満洲の情勢を分析し、合江省における党の中心任務は、地主と土匪勢力に対する政治的清算であることを強調した[33]。

こうした認識のもとで、土匪武装勢力に対する改編及び「作風不正」（いわゆる男女関係の乱れ）などの、孫靖宇の問題が批判され始め、さらには、同氏をはじめとする抗聯幹部が実行した政治路線までもが張聞天によって「右傾の誤り（右的錯誤）」と見なされるようになった[34]。7 月中旬、孫靖宇は、傷病治療を理由にハルピンに赴き林彪と面会した際、林彪からも厳しく叱責されたとされる[35]。8 月末、孫靖宇が自殺し、その後、合江省委は孫靖宇の党籍を取り消すことを決議した[36]。

以上の内容から分かるように、地主勢力に対する中共の政策は統一戦線から土地改革へと転換した。この政治路線の転換の背後には、農村社会における人と土地の関係に対する中共の再認識があった。その後、中共の農村政策は、事実上 1930 年代に統一戦線が展開される前の状態に回帰することとなった。しかし、土地改革が農村末端での展開過程は決して容易なものではなかった。次の節では、中共がいかにして土地革命を展開したのか、また、そのプロセスの中でどのような困難に直面したのかを解明する。

第三節　地主勢力に対する中共の排除―土地改革の展開

一、土匪勢力に対する討伐

勃利事変後、ソ連軍は知らせを受けて駆けつけ、勃利県内の土匪勢力を駆逐した[37]。謝文東、孫訪友、張雨新らの部隊は、調査対象地域及びその周辺地域へ撤退した[38]。その後、中共は、この地域に活動する土匪勢力に対する討伐を開始した。1946 年 3 月、中共の土匪

討伐部隊「三五九旅」は湖南営に活動する謝文東の武装勢力を攻撃した。謝文東は敗走した。同年5月に、中共の部隊が調査対象地域に活動する孫訪友の武装勢力を攻撃した。孫訪友は大きな損失を受け、大八浪の山岳地帯へ潰走した[39]。土匪勢力が潰走するに伴い、調査対象地域の地主であった秦伯仁や関福山らも調査対象地域へ逃れ潜伏し、密かに匪首たちと連絡を保ち続けた[40]。

1946年5月、国民党の満洲における進攻は猛烈な勢いを見せていた。山岳地帯に潜伏していた匪首たちは、これを中共に対する反撃の好機と見なし、部隊を再結集して中共軍を攻撃しようとした。例えば、1946年5月、匪首の張雨新は、調査対象地域の大八浪屯で会議を開催し、工作団を狙う方針を制定した。その後、勃利県倭肯工作団は土匪勢力の襲撃に遭い、団長である師光田を含む工作団[41]の5人、兵士の9人及び農民協会幹部の十数人が殺害されている[42]。

以上の経緯から、中共は土匪勢力を一掃しなければ土地改革を実施することはできないと認識した。1946年6月10日、中共の合江省政府は、土龍山鎮、閻家鎮（調査対象地域所属）、孟家崗鎮などの土匪勢力が頻繁に活動していた地域を元の樺川県から切り離し、樺南県を新たに設立した[43]。設立当初、樺南県は調査対象地域を含む6つの区と120個の村落を管轄していた。県長・県工作団の団長を務めていた張力克は、県工作団を率いて各区へ進駐した[44]。同時、張聞天は、1946年7月4日の「関於創立合江根拠地的情況和意見」の中で、工作団と民兵とが結合することを強調した。同時に、このやり方こそが土匪討伐運動の鍵であると示した[45]。この指示に従い、樺南県を管轄した勃利県中心委員会（勃利中心県委）は、自らが管轄する各県・区（郷レベルの行政区画）・村で、それぞれ「県大隊」、「区中隊」、「基幹隊」を設立した。工作団が進出するとすぐに樺南県の民兵組織は拡大し、民兵の数も最初の200人あまりから558人に達したという[46]。工作団と民兵組織の協力のもと、中共の土匪討伐部隊である「三五九旅」が、調査対象地域で活動している土匪勢力に対する攻勢を強めた。1946年末から1947年3月末にかけて、調査対象地域で活動していた大きな土匪勢力が中共に潰されると、その匪首である謝文東や李華堂、張

雨新、孫訪友らも生け捕りにされた[47]。

二、「清算分地」運動の展開

1、農民協会の成立

土匪勢力への討伐を進めるのと同時に、樺南県では中共による「清算分地運動（1946 年 7 月−11 月）」が展開された。「清算分地運動」とは、中共が農民を動員して地主を打倒し、その土地や食糧などを農民に分配する運動を指す（以下、清算）。1946 年 8 月、樺南県委員会（以下、樺南県委）と工作団が調査対象地域の近くにある天主堂村に入り、階級調査と土地平分の試行作業（予備的な実験）を行った。彼らは戸ごとに農民と連絡を取り、中共の政策を宣伝した[48]。2 ヶ月間の試行作業を経た後、工作団は樺南県内の各村落で農民と連絡を取り、積極分子を育成し、農民協会（以下、農会）の設立準備を進めた。調査対象地域における農会の設立と地主に対する清算は、こうした背景のもとで行われた。以下では、調査対象地域の撿草溝屯を事例として、同村落における農会の設立過程および地主に対する清算について具体的に考察する。

撿草溝屯の農会は 1946 年 10 月頃に設立された。当時、工作団が撿草溝屯に進駐した後、積極分子を育成した。具体的には、鄂志堯（雇農）、尹長発と尹玉珍親子（小作農）、関成春（小作農）、盧敬之（雇農）、馬慶元と馬慶海兄弟（小作農）、李文（雇農）、李海珠（小作農）、安樹森（雇農）らである。彼らは基本的に、満洲国時期における同村落の地主、すなわち関氏家族の関福山、関福臻、関志誠らの小作農または雇農であった。これらの積極分子は工作団の支持のもとで、撿草溝屯農会を設立した。動員を経て、農会は小作農 30 人、雇農 10 人、小作中農 3 人、中農 4 人を吸収し、かつそのうちから農会幹部を選出した。農会幹部の基本構成は、農会主任（馬慶元）、農会秘書（鄂志堯）、農会幹事（関成春）、民兵隊長（盧敬之）、婦女主任（尹玉珍）である[49]。

農会設立後、工作団は中共中央及び合江省委の指示に従って、農会に村落で階級分けを実施するよう求めた。その基準は、小作料搾取による収入が総収入の 80%以上を占める者

を「大地主」、40%以上を「中地主」、25%以上を「富農」と定めるものであった[50]。農会による階級分けを経て、撿草溝屯全体の階級成分がはっきりとなった。その詳細は**表 6-4**を参照されたい。**表 6-4** で示されているように、撿草溝屯で最も多くの土地を占有していたのは関氏家族の関福山、関福臻、関志誠の 3 人であった。土地占有面積から見ると、彼らは合計約 500 垧の土地を所有し、そのうち、旧満拓地が 300 垧余りを占めていた。地理的分布を見ると、その土地の大半は撿草溝屯に位置し、一部は達連泡屯にも及んでいた。かつて満洲国政府と緊密な関係を結んだこともあり、この 3 人は中共によってボス地主と認定された。また、他にも数名の地主が存在したが、彼らの土地は関氏家族ほど多くはなく、満洲国政府との関係も関氏家族ほど密接ではなかった。清算運動の反発を減らすため、当時の中共の政策に従い、こうした一般地主に対して、一時保留し、後日処理することとされた[51]。

2、清算の困難性

階級分けを実施した後、ボス地主に対する清算が始まった。中共の最初の目標は、満洲国時期にボス地主が支配していた満拓地を没収することであった。1946 年 3 月 20 日、東北局は「関於処理日偽土地問題的指示」を公布した。指示では「満拓地、開拓地、日本人もしくは漢奸が占有するすべての土地は、直ちに無償で土地無しや土地をわずかしか持たない農民に分配しなければならない」と規定されていた[52]。1946 年間には、合江省の年間収入の 36.7%は、「日偽敵産」の没収によってもたらされた[53]。

筆者のインタビュー調査では、多くの対象者が、ボス地主は満拓公社を利用し、本来彼らが所有すべき土地を奪ったと述べた。したがって、彼らは農会が自らの土地を取り戻す手助けをすべきだと認識した。実際、農会幹部たちもその通りに行動した。農会設立後、関氏家族が占有していた 300 余り垧の旧満拓地と、若干の家畜・食糧が農会幹部によって農民たちに分配された[54]。同時期（1946 年 10 月末の時点で）に、全県においてボス地主、土匪及びスパイなど計 79 人が処刑され、糧食 15 万斤、家屋 372 棟、現金 17 万元が没収さ

れた[55]。

中共の構想では、満拓地を没収した後、さらに清算を徹底させることには問題はないはずであった。しかし、実際には中共は思わぬ困難に遭遇した。工作団が農会に対しボス地主の私有地を分配するよう要求すると、農会幹部や農民たちは消極的な態度をとるようになった。現地農民の言い方によれば、「あの土地はもともと地主のものだ」ということになる[56]。現地農民の言い方は、人と土地の関係に対する農民の認識が如実に表れている。満洲国が地籍整理を実施する以前は、農民と地主間の矛盾はそれほど顕著ではなかった。そのため農民が気にしたのは、満洲国の権力浸透によって、自分たちの土地を失ったことである。今や満洲国が崩壊した以上、彼らは原状回復、自分たちの土地を取り戻すことを望んでいた。しかし、この目標が達成された後、農民は中共が期待したような「地主に対する清算闘争の高揚を巻き起こす」意欲は見せなかった。これは中共の政策と目的に反するものであった。中共黒龍江省工作委員会（黒龍江省工委）によれば、「清算を行わなければ、地主と農民間の恨みが顕在化しない...地主も農民も、彼らの間に大きな矛盾は存在しないと考え、逆に党が来たから地主の土地が守れなくなっただけだと思い込む。これはかえって党に対する地主の恨みを深めるだけである」ということになる[57]。

調査対象地域の農民が地主の私有地を分配することに積極的でない主な理由は、以下の二つがある。

まず、農民は地主からの報復を受けることを恐れていた。清算が展開されていた当時、中共はまだ土匪勢力を完全に粛清しておらず、匪首らもまだ逮捕されていなかった。そのため、ためらいを抱えていた農民が少なからずいた。ある工作団幹部の回想録によると、農民の多くは中共政権がどれほど長く維持できるかについて確信は持てず、ゆえに、地主に対する清算に慎重な態度をとっていた[58]。

次に、さらに重要なのは、関氏家族と中共の関係が複雑であったことである。僅か数年前に、関氏家族は統一戦線のもとで中共を支持していた。例えば、関福山の叔父である関樹森は、満洲事変後「大刀隊」に参加したり[59]、東北抗日聯軍に銃器を密売したりし、そ

れが原因で満洲国政府によって殺害された[60]。このため、関樹森は中共によって烈士として認定された[61]。また、関福山の弟である関福臻は、満洲国警察署長の地位を利用し、満洲国政府に逮捕された抗日聯軍の戦士や農民を何度も救出した[62]。

以上の状況から、農民はこのような人々が清算の対象となるべきかどうか、判断に迷うようになった。また、階級分けを実施した後、関福山らは農民を食事に招き、謝罪し、農民との関係を修復しようとした。その結果、農民は「関福山らの罪はそれほど大きくない」と思うようになった[63]。同時に、関福山は農会で活動し、関成春や鄂志堯、尹玉珍などの農会幹部を丸め込んでいた。これらの幹部は、関氏家族との間に私的な関係を持っている。例えば、農会幹事の関成春はかつて関福山の馬丁であり、満洲国時期に、関成春は食糧出荷の際に関福山の世話になった。農会秘書である鄂志堯の妻は、関福山の妻と親友である。これらの私的な関係は、清算の展開を大きく妨げた[64]。これらの幹部は、関氏家族は抗日活動に参加しことがあり、功績があり、かつ満拓地も農民に返したと工作団に報告し、また関氏家族の地主の一部の財産を没収しさえすれば良く、彼らを殺す必要はないと主張した[65]。その結果、清算の過程で、関氏家族は旧満拓地と一部の家畜と食糧を失うだけであった。

以上から、末端幹部と農民は統一戦線の影響を受けやすいことがわかる。満洲国の植民地支配は地主と農民との矛盾を深めたものの、結局のところ、その矛盾は本質的に長期的な矛盾ではなかった。地主と農民との矛盾は、満洲国の権力浸透によって短期間に醸成された結果であった。したがって、地主が占有していた満拓地を農民に返還し、かつその上で農民との関係修復に努めさえすれば、農民は統一戦線の影響で地主に同情したり、かばったりする傾向があったのである。

三、「煮生飯運動」の展開

1、「生煮え」現象と「煮生飯運動」

中共からみれば、清算分地運動は不徹底なものであった。先行研究によると、それは以

下の三つの側面に表れている。

まず、ボス地主の威厳がまだ残っている。一部のボス地主は、経済的には一定の損失を被ったものの、政治的には依然として（または陰では）農民の支配者であった。次に、土地分配が不徹底、不合理であることだ。前の段階の「清算分地運動」は、基本的には幹部が主導したものであった。闘争の中で、満拓地だけを分配し、地主の私有地は分配しないという現象が生じた。最後に、幹部が純粋でないという点である。一部の敵対分子が農会に潜入し、末端政権を操っていた。

つまり、清算を経ても、ボス地主は完全に倒されることはない。依然として彼らは大量の土地と財産を掌握していた。また、末端政権も完全に農民の手に収まっていなかった。この状態は中共に「夾生（生煮え）」と呼ばれた[66]。合江省委の統計によると、1947 年 6 月時点における樺南県の 125 個村落のうち、「夾生」状態にある村落は 90 カ所を占めたという[67]。

言うまでもなく、地主（特に政治的勢力を有するボス地主）に対して、中共の目標は、単なる経済的打撃を与えることにとどまるものではなかった。張聞天は、地主は経済の面において農民を搾取するだけでなく、売国奴やスパイ、警察、土匪からなる農村「封建ファシズム集団」の中堅人物であることを指摘するようになった。彼によれば、地主に対する闘争は、地主の土地と家畜を農民に分配するだけでは不十分であり、あらゆる手段を尽くし、地主を徹底的に打ち崩さなければならなかったのである[68]。このような背景のもと、土地改革を進めるために、東北局は 1946 年 11 月から 1947 年 6 月まで「煮生飯運動（生煮え飯を煮る）」を展開し、「夾生」問題を解決しようとした。

中共の立場から見ると、「夾生」現象が生じたのは、幹部も農民も中共の土地政策を十分に理解しておらず、依然として統一戦線の影響を受けていたからである。中共合江省委は大衆工作会議で、「昨年（1946 年）8 月から今年 4 月までは、合江の土地改革運動の第 1 段階であった……この段階で、私たちの政策には重大な欠陥があった。それは、ボス地主に対する打撃が十分でなかったことである……主な表現は、彼らの武器、財産、土地、

食糧がまだ多いことである。こうした現象が起きたのは、抗日戦争時期における統一戦線思想が依然として残存しているからである。……過去の地主に対する統一戦線政策を現在に適用することは間違っている。地主を配慮することを一方的に強調し、闘争が過激になるのを恐れるなどは、いずれもこの思想の残滓である」と総括した[69]。このため、中共は以下の二つの対策を講じた。一つは幹部に対する整頓の実施、もう一つは地主に対する農民の恨みを煽動することである。以下、それぞれについて考察する。

2、幹部の整頓

中共からすれば、長期間にわたる抗日遊撃戦争の歴史の中、幹部らが党の教育を十分に受けておらず、階級闘争の経験は不足していた[70]。合江省委は、統一戦線政策に関して一部の幹部が中共中央の意図を理解せず、依然として「経験主義的」な態度[71]を持っていると批判し合江地域で強固な革命根拠地を樹立しようとすれば、長期的に階級闘争を行わなければならないと強調した[72]。さらに、1947 年 7 月 18 日に合江省委は、「工作団工作に関する指示（関於工作団工作的指示）」を発出し、同指示において農村で二つの異なる政治路線が存在していることを明示した。以下ではその内容を抜粋して紹介する。

（前略）今のところ、農村には「上層路線」（地主や富農と団結する政治路線）と「大衆路線」（農民を動員する政治路線）の二つの政治路線が存在していることを認識しなければならない。多くの幹部は地主・富農と団結するばかりで、農民は依然として動員されてこなかった。（中略）我々の革命は、一切の旧秩序を覆す嵐であり、残酷さと流血が必須である。反動派（敵対勢力）に対する人道主義と温情主義は、必ず民衆に危害を及ぼす。したがって「上層路線」のさまざまなやり方は党内でいつでも告発・批判されるべきである。また、我々は積極分子（党組織へ積極的に接近する人）を導いて、彼らが反動派と「結深仇」（深い仇を結ぶ）するようにしなければならない[73]。

上記の指示に従い、樺南県委は調査対象地域における工作団と農会において「三査運動」を実施した。その運動の主な内容は、幹部の階級的立場、歴史及び財産に対する審査であった[74]。審査の結果、農会幹部の腐敗と堕落が極めて深刻であることがわかった。地主の財産を隠す手助けをした農会幹部や、「闘争果実」を横領したり、工作団幹部に賄賂を贈ったりした農会幹部もいた[75]。その結果、多くの農会幹部が非常に裕福になった。このような幹部は「不純な幹部」と呼ばれた。例えば、工作団は検草溝屯の農会を調査したところ、農会幹部の関成春は 40 垧以上の土地を持っており、また農民を雇って耕作させていたことが発見した[76]。「三査運動」を通じて、調査対象地域の農会は関成春のような幹部を排除した[77]。

3、「訴苦」の展開

農民に対して、合江省委は農民（特に積極分子）の恨みを高めることに重点を置いた。調査対象地域の中共幹部によると、「ボス地主は満拓地を渡し、また大衆に多くの情に訴えて頼む言葉を述べた。大衆も、闘争はここまでで十分だと感じた」[78]。この思想に対して、合江省委は「現在、ほとんどの地域で最初の闘争の波は過ぎ去り、今こそさらに深い闘争に備えるべき時である。したがって、積極分子に対する思想的な再教育は当然ながら最優先の任務である。……我々は、階級教育を通じて、多くの積極分子の中に存在するかなり一般的で愚かな思想を克服しなければならない。この思想は、ボス地主が前回の闘争を経てもう私たちに降伏したものである。彼らは一時の勝利に酔いしれ、地主たちの面従腹背の手口に惑わされ、地主が貧しい人々に対する深い階級的な恨みを抱いていることを看過してしまったのである」と批判した[79]。

中共は、農民を動員するために「訴苦」という手法を採用した。いわゆる「訴苦」とは、農民にボス地主からの圧迫を訴え、その記憶を呼び覚ますことにより、彼らの恨みを喚起することである。工作団は幹部を各村落に派遣し、家々を訪ねて農民と直接接触し、農民が地主の罪状を暴露するよう促した。この過程は「串聯」と呼ばれた。「訴苦」の内容に

ついて、工作団は主に以下の 2 つの点から農民を導いた。まず、満洲国時期にボス地主が強制的に食糧徴発を行ったこと。次に、戦後にボス地主が土匪勢力と結託して農民から食糧を強奪したことである。以下、調査対象地域の撿草溝屯の高齢者である呉 XQ が、ボス地主の関福山と関福臻に対する告発を例として、それぞれ紹介する。

①について、高齢者の呉 XQ は次のように語っている。「工作団が撿草溝に到着後、関福山らの小作農や雇農と連絡を取り、苦しみを訴えるよう促した。工作団幹部は「今は何も恐れる必要はない。党が君たちの後ろ盾だ」と言った。しかし当初、農民は工作団幹部に地主の罪悪を告発しようとしなかった。農会幹部の関成春は、以前、関氏家族は抗日聯軍をずっと支援していたと語っている。これに対し工作団は、「抗日に功績はあったが、彼らは農民に食糧の出荷を強要し、どれほどの農民が飢えに苦しんだか。彼らの家の金は数え切れず、壁紙代わりに貼られていた。あなたたちは朝から晩まで働き、彼らは一日中トランプばかりしていた。なぜ苦しんできたのか、まだ分からないのか」と私たちを教育した。その後、ある者が「関氏家族の抗日は偽りだった。彼らは日本人と結託していた。日本移民開拓団長の倉澤大発智が調査対象地域を支配するため、関福山と関志誠と義兄弟の契りを結んだ。関志誠の甥の関玉傑が結婚した際、倉澤は彼らに蓄音機を贈った」と工作団に告発した[80]。

②について、呉 XQ は工作団に次のように話した。「1946 年以降、匪首の孫訪友は中共と何度か戦った。そのたびに関福山、関福臻は家々を回って農民に食糧を強制的に出荷させ、馬の世話をさせた。私の父は食糧を出せなかったので、関福臻は馬の鞭で父を殴った。「出せなければ銃殺する」と脅した。当時の私は 16 歳で、彼に向かって「そんなに強いなら共産党と戦えよ！村の人々に威張り散らして何がすごいんだ」と叫んだ。関福山の馬丁である関成春が「子供だから何も知らないんだ、許してやってください」と取りなしてくれたおかげで、父と私は助かった[81]。その後、工作団は農民たちの証言から、関福臻が孫訪友の副官であり、勃利事変で数名の中共幹部を殺害したことを突き止めた。

「訴苦」を通じて、ボス地主に対する農民らの恨みが煽動された。農民は関氏家族の土

地、食糧、金銭などをすべて没収するよう要求した。樺南県檔案館所蔵する文書資料によると、1947 年 2 月 15 日に、撿草溝屯の地主である関福山、関福臻らは、閻家工作団によって逮捕された[82]。その後、工作団は積極分子に、関氏家族の小作農や雇農たちに、地主が隠している財産の場所を告白するように説得させた。その一方で、財産の移転、逃亡、または自殺を防止するため、民兵を派遣して関福山、関福臻らを厳密に監視した[83]。「煮生飯運動」の期間中、関氏家族の土地、食糧、財産は、すべて農会によって没収された。これは、土地が約 200 垧、牛が 10 頭、馬が 20 匹、犁が 12 台、食糧が約 1500 斤に及ぶものであった[84]。これらの財産のほとんどは樺南県に上納されたが、一部は農民に分配され、農業生産に使用された。これにより、地主への闘争に対して農民が積極に的になっていた[85]。このようにして、「夾生」の問題は解決された。1947 年 7 月の合江省政府の統計によると、当時の樺南県の土地面積は 62000 垧で、人口は 59885 人であった。「煮生飯運動」の期間中、農民は合計で 46184 垧の土地が分配され、1 人あたりの土地は 2.77 垧であった。県全体で、家畜 610 頭、家屋 3126 軒、食糧 2025 石が分配された[86]。

1947 年 4 月、閻家工作団は調査対象地域で「公審大会（公開の裁判大会）」を開催した。具体的な流れは次の通りである。まず、工作団は農民に立ち上がってボス地主による長年の圧迫を訴えるように手配する。その後、積極分子や農会幹部が「共産党を擁護せよ！反動派を打倒せよ！」と叫ぶ。農民の感情を煽動した後、中共によって認定されたボス地主は民兵に縛られ、各村落を練り歩かせられる。その後、これらのボス地主は山の中に連れて処刑された。撿草溝屯の地主である関福山も、まさにこのようにして中共によって処刑された。大八浪屯のボス地主である秦伯仁は同じ日に中共によって処刑された。ちなみに、関福臻も本来は処刑されるはずであったが、彼は彼を看守していた民兵を殺害して逃走し、その後行方不明となったと言われている。関志誠は三江人民自治軍の問題に関係しているため、中共に密かに逮捕されて処刑されたと言われている[87]。調査対象地域で処刑または逮捕されたボス地主の状況は、**表 6-5** を参照されたい。

四、「土地均分運動」の展開

「煮生飯運動」を通じて、「清算分地運動」の過程で生じた問題が解決された。一方で、幹部と大衆は革命の洗礼と階級教育を受け、これにより中共の意図が過去に比べてよりスムーズに農村末端まで浸透することができるようになった。他方で、中共は大量の食糧やその他の財物を得て、その軍隊と政権を保障した。さらに重要なのは、「煮生飯運動」を経て、ボス地主は基本的に打倒され、農村土地の 3 分の 1 から半分がすでに農民の手中におさめたことである。これは中共が農村社会における人と土地の関係を徹底的に変動したための土台を築いた。この背景の下、中共は土地改革をさらに深めることを決定した。1947 年 10 月 10 日、中共は「中国土地法大綱」を公布した。大綱では、封建的及び半封建的な搾取に基づく土地制度を廃止し、「耕者有其田（耕す者は土地を持つ）」の土地制度を実施することが定められている。大綱の規定に従い、農村におけるすべての地主の土地及び公有地は農会によって支配され、男女老若を問わず土地が均等に分配された。この背景のもとで、樺南県委は「中国土地法大綱」に基づき、県全域で「土地均分運動（土地均等分配運動）」を展開した[88]。

樺南県の「土地均分運動」は 1947 年 10 月末から 1948 年 10 月まで続いた。この時期には、中共が言うボス地主はすでに「清算分地運動」と「煮生飯運動」で清算されたため、「土地均分運動」の対象はボス地主ではなく、民衆の憤りがそれほど大きくない一般地主であった。前述のとおり、中共はボス地主に対する清算を、主として農民の恨みを煽動することによって実現した。したがって、民衆の憤りがそれほど大きくはない一般地主に対し、中共が農民を動員して彼らの土地を分割させようとすることは、それほど容易ではなかったことが想定された。

一方で、依然として中共の土地改革の政治的目的を十分に理解していない幹部が少なからずいた。彼らは、ボス地主を清算したことにより、中共の目的はすでに達成され、引き続き闘争を行う必要はないと考えた。中共が牡丹江省の大衆工作報告で指摘したように、「一部の幹部は、地主が漢奸や悪霸（悪人）でなければ、彼らの土地を没収する理由がな

いと考える。彼らの思想はまだ抗日民族統一戦線の段階にとどまっている……階級闘争は多くの幹部にとっていまだに新鮮な概念である」[89]。他方で、農民も積極的ではなかった。農民にとって、自らを圧迫していたボス地主が清算されたことにより、革命はすでに成功し、民衆の憤りがそれほど大きくない地主を清算する必要はなかった。樺南県檔案館の文書資料が調査対象地域の九里六屯に関する記録がこの点を示すことができる。以下にその内容を引用する。

> …民衆の中で右傾思想（統一戦線思想）が主導的地位を占めている。その主な原因は、満洲国時期において、最も深刻な搾取と圧迫を行っていたのは主に日本人であったことである。中国人の中にも搾取者は存在していたが、それはただの個別的なケースに過ぎなかった。… 昨年の闘争はかなり激しかった（ボス地主はすでに根こそぎなくされていた）。これにより、搾取階級に対する民衆の恨みは強くない。現在、ほとんどの人が党組織に実際の状況を報告する意欲がない。なぜならば、彼らからすれば、党組織に実際の状況を報告することは人を害するからである。彼らの思想が変わっていない（（ ）内は筆者による）[90]。

上述のことから見ると、幹部と農民は中共がいう階級や搾取などの概念をきちんと理解していなかった。中共は「訴苦」を通して、ボス地主に対する農民の恨みを引き出した。しかし、この恨みは満洲国時期のボス地主による圧迫に由来するものであり、中共が強調する階級的な恨みではなかった。つまり、中共は地主階級を根こそぎなくすことで、農村社会の人と土地の関係を根本的に変え、これを基盤とし、政権を樹立しようとした。しかし、農民は地主の存在を問題視していなかった。ここに中共と農民は根本的な認識の相違が存在した。そのため、中共が民衆の憤りの小さい一般地主の土地を没収しようとすると、農民は再び消極的な態度をとることになった。工作団幹部の回想によると、農民らは、繰り返し「地主が私を雇用して、賃金を支払うのに、どうして搾取になるのか」と工作団に

質問した[91]。

では、中共はいったいどのように「土地均分運動」を展開したか。

まず、中共は再び農会幹部を整頓した。樺南県委は、その意図を忠実に実行できない幹部を農村の末端政権から排除し、新たな貧農と雇農を農会に吸収した。1947 年年末の調査対象地域の各村落の貧雇農代表は、**表 6-6** を参照することができる。これらの貧農と雇農の多くは、調査対象地域に入って間もない新しい移民である。彼らは現地でほとんど基盤がなく、その権力はすべて工作団に由来するため、工作団から指示した任務に対して、積極的であった[92]。また、中共は「煮生飯運動」の中で始まった急進化傾向を重視せず、逆に「右傾思想（すなわち、過度に地主との闘争をしない傾向）」を批判し続けた[93]。以上のやり方によって、中共はすべての権力を農会に委ね、彼らに運動の展開を主導させた[94]。これは事実上、幹部を放任することに等しかった。注意すべきなのは、1948 年以降、国民党の敗色が濃厚になり、農村では、「共産党可能要得天下（内戦に勝利し、全国的な政権を樹立する）」という声がますます大きくなった。これにより、幹部の肝っ玉は以前よりはるかに大きくなった。彼らは保守的よりも、むしろ急進的てあるほうが利益であると考えた[95]。

「土地均分運動」の展開過程から見ると、農会の主な権限は階級分けであった。実際には、「煮生飯運動」が始まってからは、闘争情勢のニーズに伴い、階級分けがきわめて柔軟に運用されるようになった。これが農会幹部に多大な権力をもたらすことは容易に想像できる。例えば、ある家庭にとって、地主にするか、ボス地主にするかは生死の違いとなる。樺南県委が迅速に「土地均分運動」を完了し、できるだけ早く前線支援運動（前線支援の競争）を展開するよう求める背景のもとで、運動の打撃範囲はますます拡大し、地主がボス地主に、富農が地主に定められた現象がごく一般的であった。極端な例だと、多くの中農や人付き合いの悪い貧農までもが地主や富農に定められた[96]。例えば、合江省鶴立県には中農が計 1831 戸いたが、そのうち 642 戸が運動の影響を受け、その割合は 35%以上に達した[97]。これは大きな混乱をもたらし、多くの地域で、でたらめな清算や人を殺害

する例が起きている[98]。

しかし一方で、社会の安定を維持するため、中共は絶えず間違いを是正してきた。劉少奇によれば、「東北の土地改革において、打撃対象とされた人口が25%に達しており、明らかに過大である。対象範囲を縮小するための措置を講じるべきである」という[99]。その後、階級の再区分が行われた。たとえば、合江省において、運動の中で打撃を受けた人口の割合は20-25%に達していたが、誤りを是正した後、13.5%に縮小された[100]。調査対象地域に隣接する樺川県では、急進的な傾向が是正された後、中共は更に、食糧6万キログラム、衣類31着、家畜104頭、大型車72台、農具39点、家屋84.5軒、現金265万元などを、補助の形で中農に返還した[101]。

調査対象地域の九里六屯を例にすると、1948年の1年間だけでも階級分けが4回にわたって訂正された。貧農の姜氏の妻が幹部に「党の建設が完成したら、次は何をするの」と尋ねると、幹部は「階級を訂正する」と答えた[102]。簡単に言えば、まずは打撃範囲を拡大する。もし階級分けが間違った場合、幹部が詫び、次の階級訂正の際に誤りを訂正するだけでよい。このようにすれば、農民は恐怖心から、幹部と意見を揃えないことは難しくなり、運動に対する抵抗も大幅に弱まった。

中共の振り子のような「階級訂正」過程で、逆に「土地均分運動」の目標は達成された。調査対象地域が所在する樺南県では「土地均分運動」後、農民間の財産格差が解消され、地主権力の経済的基盤は徹底的に破壊された（**表6-7**を参照されたい）。北満全域の状況を見ると、不完全な統計ではあるものの、北満全域では「土地均分運動」を通じて合計371万垧の土地、1469万石の食糧が分配された。さらに家畜44万頭、大型車3.6万台、布地676万尺、金2万余両、銀56万余両、銀元320万元、現金42億元が再分配された[103]。これは中共の政権と軍事的基盤を強化する上で明らかに有利に働いた。こうして北満根拠地は中共の安定した後方基地となり、食糧と軍隊が絶え間なく戦場へ送り込まれた。これは中共が国共内戦の勝利と中華人民共和国の建国の基盤となった。

おわりに

本章では、戦後中共の革命がいったいどのように満洲国の歴史的遺産と絡みながら展開されたのかを検討した。検証の結果は以下の通りである。満洲国期における地主・小作関係の本格的な形成は革命の社会的基盤を築いた。それによって、1930 年代には実行できなかった政治路線が戦後になって実行可能となった。ただし、地主・小作関係を中心とする支配構造の形成は国家権力の浸透によって短期間でもたらされた結果である。このため、中共指導層（主に抗聯幹部を指す）であれ、末端の幹部と農民であれ、いずれも地主階級に対する認識が十分ではなく、ゆえに彼らは統一戦線の影響を受けやすくなった。これはかえって革命の展開を阻害した。具体的には以下の点が挙げられる。

第一に、戦後初期、軍権を掌握した抗聯幹部は、農村社会における人と土地の関係が劇的に変化したことを把握していなかった。それによって、依然として彼らは 1930 年代の経験をもとに、地主勢力と直接に協力関係を結んだ。

第二に、1945 年 12 月の勃利事変が発生した後、中共の指導層は人と土地の関係が変動したことをはっきりと理解した。この背景のもとで、中共は対地主階級政策を統一戦線から土地改革へと転換した。しかし、当該地域では、地主と農民の間には長期的な矛盾が存在しておらず、両者の矛盾は満洲国の植民地支配の背景のもとで短期間で形成されたものである。それによって末端の幹部と農民が統一戦線の影響を受けやすくなった。この点について、地主が農民から奪った土地を返し、農民に謝罪した後、農民は清算の熱心がなくなり、かえって地主が抗日活動を支持していたことにより、地主に対して同情を抱くようになったことから分かる。これは地主に対する清算が徹底していないことをもたらした。

第三に、地主を徹底的に倒すために、中共は末端社会で幹部に対する整頓や粛清を引き起こし、地主に対する農民の恨みを煽動した。この措置は政治的勢力を持つボス地主を倒すことに成功したが、依然として幹部と農民の階級的覚悟が形成されなかった。この点について、幹部と農民が民衆の憤りがそれほど大きくない一般地主の土地を分配することに積極的でなかったことからもうかがえる。そのため、中共は土地を均分する目標を達成す

るために、基層幹部の急進主義的傾向を放任した。

図と表

表 6-1　戦後初期における調査対象地域とその周辺の軍事組織状況（1945 年 8 月から 10 月まで）

自衛団名	指導者		兵士数	支配地域
閻家自衛団（調査対象地域）	孫訪友（団長）	秦伯仁（第一大隊隊長）	300	閻家、大八浪、小八浪、公心集、二道溝など
		趙××（第二大隊隊長）		
		王仙九（第三大隊隊長）		
千振自衛団	王連富（団長）		50	湖南営
天主堂自衛団	景龍潭（団長）		70	天主堂（民主郷）
梨樹園子自衛団	褚景才（団長）		70	梨樹園子
柳毛河自衛団	秦秀全（団長）		30	柳毛河
頭道溝自衛団	穆青山（団長）		50	頭道溝
鉄道駅自衛団	任廷真（団長）		30	閻家駅
駝腰子自衛団	李渙章（団長）	孔渙濱（副団長）	200	駝腰子
		李青山（副団長）		
孟家崗自衛団	張継武（団長）	関継善（副団長）	－	孟家崗
土龍山自衛団	孫景涛（団長）	葛同文（参謀長）	500	土龍山、金沙

注：対象地域の自衛団は孫訪友率いる閻家自衛団の管轄下にあった。また、閻家自衛団の欄の指導者の趙××は、史料に従って直接引用するものである。

出所：黒龍江省樺南県誌弁公室編『樺南県誌』黒龍江科学技術出版社、哈爾濱、1991 年、734-735 頁をもとに筆者作成。

表 6-2　樺南県土地革命前の土地占有状況　　単位：ムー

階級	世帯数	人口	土地占有		一人当たり
			面積	%	
合計	19,152	88,426	975,900		11
雇農	2,000	4,742	－	－	－
貧農	13,047	53,683	191,800	19.6	3.6
中農	3,466	26,191	228,000	23	10.2
富農	444	2,773	223,200	22．8	79.5
地主	195	1,037	332,900	34．6	321

出所：黒龍江省樺南県誌弁公室編『樺南県誌』黒龍江科学技術出版社、哈爾濱、1991 年、173 頁をもとに筆者作成。

表 6-3　「依勃樺」地域とその周辺で活動していた土匪武装勢力の状況（1946 年）

地方土匪武装名称	部隊番号	匪首肩書	活動地域	人数
謝文東土匪集団	国民党第十五集団軍	上将	勃利、依蘭、樺南、	4,000

			林口	
張雨新土匪集団	国民党東北先遣軍	中将	依蘭、刁翎、林口、勃利	2,300
孫訪友土匪集団	国民党第十五集団軍第二先遣軍	中将	樺南、勃利	600
李華堂土匪集団	国民党第一集団軍	上将	依蘭、刁翎、方正、通河	1,000
孫景韜土匪集団	国民党東北宣撫師第二団	上校	依蘭、太平鎮	500
趙秉庸土匪集団	東北光復軍	上校	同江、富錦、綏浜	800
李延会土匪集団	国民党新編二十軍八十五師第二団	上校	集賢、興隆鎮、朝陽川	300
王福土匪集団	国民党先遣軍第一旅	少将	樺南、樺川、佳木斯	500
李忠祥土匪集団	国民党第十五集団軍第五団	上校	樺川、火龍溝、湯原	200
呉長江土匪集団	不明	不明	太平川、伊春	100
趙雪寒土匪集団	不明	不明	綏浜	300
郎亜斌土匪集団	国民党東北先遣軍第十八団	上校	鶏西、麻山	200

出所：中共佳木斯市委党史工作委員会編『合江剿匪』佳木斯市人民政府鉛印室、1988 年、246-247 頁をもとに、筆者作成。

表 6-4　戦後調査対象地域撿草溝屯地主の土地所有状況（1946 年）

地主	占有土地面積	占有土地の性質
関福山	500 垧程度	旧満洲開拓地 300 垧、私有地 200 垧程度
関福臻		
関志誠		
何志南	60 垧	私有地
劉金宝	70 垧	私有地
関樹山	25	私有地

出所：インタビューより、筆者作成。

表 6-5　調査対象地域における地主勢力に対する中共の清算状況

姓名	年齢	住所	職業	概　要
秦伯仁	42	大八浪屯	満洲国官吏	大八浪郷自衛団の団長。1946 年 12 月、閻家工作団によって逮捕。1947 年 4 月に処刑。
関福山	33	撿草溝屯	地主	大八浪郷自衛団の副団長。1947 年 2 月 15 日、閻家工作団によって逮捕。1947 年 4 月に処刑。
関福臻	29	撿草溝屯	満洲国警察	大八浪郷自衛団の営長（大隊長）。1947 年 2 月 15 日、閻家工作団によって逮捕。
朱福成	38	九里六屯	地主	大八浪郷自衛団の連長（中隊長）。1947 年 2 月 15 日、閻家工作団によって処刑。
関成林	35	富興屯	地主	大八浪郷自衛団の副連長（副中隊長）。1947

				年 2 月 15 日、勃利県倭肯区委員会によって逮捕。
張義成	38	大八浪屯	地主	謝文東土匪集団の井龍潭団長の副官。1947 年 4 月 6 日、樺南県警察署によって逮捕。
許保君	29	大八浪屯	地主	大八浪郷自衛団の副連長（副中隊長）。1947 年 3 月 9 日、閻家区政府によって逮捕。
那振環	51	大八浪屯	地主	大八浪郷自衛団の副連長（副中隊長）。1947 年 7 月 9 日、閻家区政府によって逮捕。
呉双福	48	大八浪屯	地主	大八浪郷自衛団の副連長（副中隊長）。1947 年 7 月 9 日、閻家区政府によって逮捕。
盧徳志	33	大八浪屯	地主	大八浪郷自衛団の排長（小隊長）。1947 年 7 月 9 日、閻家区政府によって逮捕。

出所：樺南県警察局「犯人統計表」、1947 年。樺南県檔案館、文書番号 01116-0116-5。

表 6-6　調査対象地域の貧雇農代表統計表（1947 年 12 月 17 日）　　単位：垧

村名	氏名	性別	年齢	家庭状況					
				世帯人口数	土地所有数（垧）	家屋所有数（軒）	家畜所有数（頭）	車馬所有数（台）	階級身分
大八浪屯	劭 JJ	女	17	4	3.96	—	牛 1/2	—	雇農
東興屯	王 C	男	23	3	3	1	馬 1	—	雇農
	孫 GX	男	30	6	6	1	馬 1	—	貧農
撿草溝屯	李 SJ	男	23	3	2.2	1.5	馬 1	—	雇農
	林 BF	男	37	7	5.94	2	馬 1	—	雇農
老街基屯	孫 CH	男	37	5	5	1.5	牛 2	—	雇農
	馬 CQ	男	23	3	3	1.5	馬 1	—	貧農
九里六屯	劉 CY	男	46	5	3.2	2	馬 2	—	貧農
	陳 SX	男	24	独身	1	—	—	—	貧農
	井 GQ	女	20	5	3.2	2	馬 1/3	—	貧農
	謝 YQ	女	19	6	3.9	—	—	—	貧農
冨興屯	楊 YC	男	19	独身	8（ムー）	—	牛 1	—	雇農
	邱 Y	男	45	2	1.1	—	牛 2	1/3	雇農
	魏 CR	女	19	7	3.7	2	牛 1	1	雇農
	李 GF	女	40	4	2.2	2	馬 1	1/3	貧農

出所：樺南県政府「閻家、湖南営、梨樹園子、孟家崗、石頭河子区貧雇農代表登記」、1948 年 12 月 24 日。樺南県檔案館、文書番号 051126-02126-1。

表 6-7　「平分土地運動」後樺南県の土地占有状況（1948 年）　　単位：ムー

階級	世帯数	人口	土地占有		一人当たり
			面積	%	
合計	22,436	134,000	1,028,560		
雇農	4,780	29,884	209,188	20	11
貧農	12,300	71,960	556,674	54	12

中農	4,676	28,056	224,450	21	12
富農	465	2925	23400	3.2	12
地主	215	1175	9848	1.4	5

出所：黒龍江省樺南県誌弁公室編『樺南県誌』黒龍江科学技術出版社、哈爾濱、1991 年、173 頁をもとに筆者作成。

注釈

[1] 蔡少卿『民国時期的土匪』中国人民大学出版社、北京、1993、115-116 頁。

[2] 黒龍江省樺南県誌弁公室編『樺南県誌』黒龍江科学技術出版社、哈爾濱、1991 年、27 頁。

[3] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[4] 関 YL に対するインタビュー記録、2018 年 8 月 9 日。

[5] 民国歴史文化学社編集部編『内戦在東北——駐蘇軍事代表団（一）』開源書局、香港、2020 年、146 頁。

[6] 中華民国重要史料初編編輯委員会編『中華民国重要史料初編 対日抗戦時期 緒編』中国国民党中央委員会党史委員会、1981 年、237 頁。

[7] 中国人民政治協商会議樺川県委員会文史資料研究委員会編『樺川文史資料第五輯——樺川剿匪紀実』内部発行、1992 年、13 頁。

[8] 中国人民政治協商会議勃利県委員会文史資料研究委員会編『勃利文史資料第六輯』内部発行、1989 年、168-169 頁。

[9] 中国人民政治協商会議黒龍江省依蘭県委員会文史資料研究委員会編『依蘭文史資料第三輯』内部発行、1988 年、1-2 頁。

[10] 関 YL に対するインタビュー記録、2018 年 8 月 9 日。

[11] 中国人民政治協商会議黒龍江省佳木斯市委員会文史資料研究委員会編『佳木斯文史資料第四輯』内部発行、1985 年、14 頁。

[12] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[13] 『勃利文史資料第六輯』前掲書、173 頁。

[14] 『勃利文史資料第六輯』前掲書、178 頁。

[15] 中国人民政治協商会議勃利県委員会文史資料研究委員会編『勃利文史資料第十二輯』内部発行、1995 年、43 頁。

[16] 中国人民政治協商会議勃利県委員会文史資料研究委員会編『勃利文史資料第三輯』内部発行、1986 年、134 頁。

[17] 勃利県誌編纂委員会編『勃利県誌』中国社会出版社、北京、1992 年、466 頁。

[18] 劉少奇『劉少奇選集（上巻）』人民出版社、北京、1981 年、373-376 頁。

[19] 中国人民解放軍歴史資料叢書編審委員会編『剿匪闘争（東北地区）』解放軍出版社、北京、2001 年、72 頁。

[20] 中共黒龍江省委党史研究室編『中共黒龍江歴史第一巻（1921-1949）下冊』中共党史出版社、北京、2013 年、542 頁。

[21] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[22] 中国人民政治協商会議黒龍江省佳木斯市委員会文史資料研究委員会編『佳木斯文史資料第十輯——千秋功罪』内部発行、1989 年、149-150 頁。

[23] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[24] 『勃利文史資料第三輯』前掲書、136 頁；王希亮『土匪秘録』広東旅遊出版社、広州、1990 年、269 頁。

[25] 中国人民政治協商会議勃利県委員会文史資料研究委員会編『勃利文史資料第四輯』内部発行、1987 年、18 頁。

[26] 中共佳木斯市委党史工作委員会編『合江剿匪』佳木斯市人民政府鉛印室、1988 年、137-151 頁。

[27] 『佳木斯文史資料第十輯——千秋功罪』前掲書、151 頁。

[28] 中共中央委員会「東北党的任務是建立根拠地」、1945 年 12 月 28 日。樺南県檔案館、文書番号 02111-0121-19。

[29] 施松寒『張聞天思想研究——東北工作時期』中共党史出版社、北京、1993 年、45 頁。

[30] 樺南県委員会「関於去年土地改革情況」、1948 年 10 月 30 日。樺南県檔案館、文書番号 011125-01125-4。

[31] 『張聞天思想研究――東北工作時期』前掲書、22 頁。

[32] 『勃利文史資料第六輯』前掲書、190 頁。

[33] 中共佳木斯市委党史研究室編『張聞天在合江』中共党史資料出版社、北京、1990 年、1-24 頁。

[34] 中央党史研究室張聞天選集伝記組『張聞天文集（第四巻）』中共党史出版社、北京、1995 年、14 頁。

[35] 『勃利文史資料第六輯』前掲書、191-194 頁。

[36] 合江省委員会「中共合江省委関於開除孫靖宇、李俊民、楊清海三人党籍決議」、1946 年 10 月 18 日。樺南県檔案館、文書番号 02111-0121-15。

[37] 中国人民政治協商会議勃利県委員会文史資料研究委員会編『勃利文史資料第十一輯』内部発行、1994 年、39 頁。

[38] 中国人民政治協商会議黒龍江省勃利県委員会文史資料研究委員会編『勃利文史資料第十六輯』、2000 年、17 頁。

[39] 中国人民政治協商会議樺南県委員会文史資料研究委員会編『樺南文史資料第二輯』内部発行、1983 年、4 頁。

[40] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[41] ここでいう「工作団」とは、特定の政策任務を遂行するために中共によって現地に派遣された幹部たちからなる小集団を指す。現地で任務が終了すれば、その経験から教訓を汲み取ったうえで、再び別の地域に派遣されて同じ指導工作の繰り返す。中共は土地改革や戦時徴発を遂行するたびに、このような手法を繰り返し活用してきたとされる（笹川裕史『中国戦時秩序の生成――戦争と社会変容一九三〇-五〇年代』汲古書院、東京、2023 年、80 頁）。

[42] 中国人民政治協商会議樺川県委員会文史資料研究委員会編『樺川文史資料第五輯――樺川剿匪紀実』内部発行、1992 年、4 頁。

[43] 『樺南県誌』前掲書、598 頁。

[44] 中国人民政治協商会議樺南県委員会文史資料研究委員会編『樺南文史資料第三輯』内部発行、1984 年、4-8 頁。

[45] 中共佳木斯市委党史研究室編『張聞天在合江』中共党史資料出版社、北京、1990 年、10 頁。

[46] 『樺南文史資料第二輯』前掲書、8 頁。

[47] 『合江剿匪』前掲書、236-240 頁。

[48] 『樺南文史資料第三輯』前掲書、15 頁。

[49] 関 GY に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 26 日；関 GR に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 26 日。

[50] 『樺南県誌』前掲書、172 頁。

[51] 黒龍江省檔案館編『土地改革運動（上）』内部発行、哈爾濱、1983 年、46 頁。

[52] 朱建華『東北解放戦争史』黒龍江省人民出版社、哈爾濱、1987 年、55 頁。

[53] 「合江省財政経済初歩調査」、1947 年 4 月 20 日。『東北解放戦争史』前掲書、50 頁。

[54] 鄂 JL に対するインタビュー記録、2018 年 3 月 8 日；関 GR に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 26 日。

[55] 『樺南県誌』前掲書、171 頁。

[56] 張 CZ に対するインタビュー記録、2018 年 8 月 13 日；呉 XQ に対するインタビュー記録、2019 年 6 月 6 日。

[57] 『土地改革運動（上）』前掲書、29 頁。

[58] 中国人民政治協商会議勃利県委員会文史資料研究委員会編『勃利文史資料第七輯』内部発行、1990 年、65 頁。

[59] 麻世先編『樺南烽火』内部発行、2021 年、308 頁。

[60] 樺南県老区建設促進会編『樺南県革命老区郷（鎮）村発展簡史』黒龍江人民出版、2020

年、663 頁。

[61] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日；関 GR に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 26 日。

[62] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[63] 尹 YZ に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 27 日。

[64] 鄂 JL に対するインタビュー記録、2018 年 3 月 8 日；鄂 GH に対するインタビュー記録、2018 年 3 月 8 日。

[65] 呉 XQ に対するインタビュー記録、2019 年 6 月 6 日；関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[66] 『東北解放戦争史』前掲書、102 頁。

[67] 合江省委員会秘書処「合江省各県市土地改革及各種建設党政軍民統計表」、1947 年 6 月 20 日。樺南県檔案館、文書番号 10555-1715-11。

[68] 『張聞天在合江』前掲書、39-40。

[69] 『土地改革運動（上）』前掲書、166-170 頁。

[70] 中共黒龍江省党史工作委員会『黒龍江党史資料第十輯』内部発行、1987 年、2 頁。

[71] 「経験主義的」な態度とは、中共党内の公式用語であり、現実を無視し、もっぱら経験にしたがって思考するという態度を指す。

[72] 合江省委員会「中央和東北局関於統一領導与忠実執行党的政策的指示」、1948 年 5 月 15 日。樺南県檔案館、文書番号 021112-01212-4。合江省委員会「関於深入土地闘争的指示」、1946 年 12 月 10 日。樺南県檔案館、文書番号 1-1-1-17。

[73] 合江省委員会「関於工作団工作的指示」、1947 年 7 月 18 日。樺南県檔案館、文書番号 10555-01715-16。

[74] 樺南県委員会「三個月完成消滅夾生飯的任務」、1947 年 1 月 10 日。樺南県檔案館、文書番号 051115-02115-15。依東県委員会「関於幹部鑑定之提綱」、1947 年。樺南県檔案館、

文書番号 10556-1716-1。樺南県委員会「関於県区幹部査階級査歴史記録材料」、1948 年。樺南県檔案館、文書番号 011130-01130-1。

[75] 中国人民政治協商会議樺南県委員会文史資料研究委員会『樺南文史資料第六輯』内部発行、1986 年、49-52 頁；中共中央東北局「関於挖財宝的指示」、1947 年 7 月 27 日。樺南県檔案館、文書番号 0113-0113-11。

[76] 関 FX に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 22 日。

[77] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 22 日。

[78] 尹 YZ に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 27 日。

[79] 『土地改革運動（上）』前掲書、80-81 頁。

[80] 呉 XQ に対するインタビュー記録、2019 年 6 月 6 日。

[81] 呉 XQ に対するインタビュー記録、2019 年 6 月 6 日。

[82] 樺南県警察局「犯人統計表」、1947 年。樺南県檔案館、文書番号 01116-0116-5。

[83] 呉 XQ に対するインタビュー記録、2019 年 6 月 6 日。

[84] 関 FL に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 24 日。

[85] 呉 XQ に対するインタビュー記録、2019 年 6 月 6 日。関 XH に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 26 日。

[86] 『樺南文史資料第三輯』前掲書、26 頁。

[87] 関 YL に対するインタビュー記録、2018 年 8 月 9 日。

[88] 『樺南県誌』前掲書、172 頁。

[89] 『土地改革運動（上）』前掲書、98 頁。

[90] 樺南県委員会「閻家区九里六屯訂立階級中的一些情況」、1948 年。樺南県檔案館、文書番号 051130-02130-2。

[91] 『勃利文史資料第七輯』前掲書、64 頁。

[92] 樺南県委員会「各区移民中党員登計表」、1948 年。樺南県檔案館、文書番号

011154-01154-1。

[93] 『土地改革運動（上）』前掲書、269 頁。

[94] 『土地改革運動（上）』前掲書、221 頁；『東北解放戦争史』前掲書、221 頁。

[95] 呂 GR に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 28 日；蔡 GZ に対するインタビュー記録、2023 年 7 月 22 日；金 QF に対するインタビュー記録、2017 年 11 月 28 日。

[96] 『東北解放戦争史』前掲書、224 頁、226 頁；『樺南文史資料第三輯』前掲書、18 頁。

[97] 中共合江省委員会「関於糾偏情況給東北局的報告」、1948 年 8 月 7 日。黒龍江省档案館所蔵。

[98] 『東北解放戦争史』前掲書、224 頁。

[99] 『東北解放戦争史』前掲書、227 頁。

[100] 『東北解放戦争史』前掲書、228 頁。

[101] 「関於糾偏情況給東北局的報告」前掲資料。

[102] 「閻家区九里六屯訂立階級中的一些情況」前掲資料。

[103] 『東北解放戦争史』前掲書、223 頁。

終章 結論

第一節　総括的結論

中国の農村革命に関する先行研究は、一般的に階級成分の観点から分析が行われてきた。すなわち、農村には地主・小作関係を中心とする権力支配の構造が存在し、中共は様々な方法でそれを解体することによって、政権を樹立した。しかし、開発の歴史が浅く、人口が希薄で土地資源が豊かな北満山岳・丘陵地帯では、そもそも地主・小作関係が発達しておらず、農村社会の権力構造は地主・小作関係に基づいたものとはいえいない。したがって、従来の革命史観では、当該地域における革命の展開を十分に解釈することはできない。

本研究は、国家が推進した土地政策およびそれに基づく国家による食糧の徴発（または獲得）に焦点を当て、調査対象地域が開拓された 1910 年から中華人民共和国が成立した 1949 年までの間、①民国政府、②中共抗日遊撃根拠地政権、③満洲国、④戦後中共革命根拠地政権という四つの政権の権力浸透が農村社会に与えた影響を考察した。考察した結果、本研究は北満山岳・丘陵地帯において、革命展開のアプローチが中国の他の地域とは大きく異なるという結論に至った。具体的には、以下の三点であった。

第一に、北満の山岳・丘陵地帯において、農村地域社会における権力支配の構造はもともと地主・小作関係に基づくものではなかった。

第一章と第二章で検証したように、中国の他地域に比べて、北満山岳・丘陵地帯の農村は独自の地域的特徴を持っている。満洲国の国家権力が農村末端まで浸透する以前、当該地域における権力基盤の構築は、土地の占有や小作料の搾取によるものではなく、農村有力者が食糧販売活動を掌握し安値で農民から食糧を買い付ける方式によるものであった。現地における人と土地の関係から見ると、開発の歴史が浅く、人口が希薄で土地資源が豊富という特徴により、土地の所有に対する農民の需要はそれほど切迫したものではなかった。当該地域では、自作地主と自作農が主流であり、地主・小作関係が存在したものの小作料は低く、かつ徴収が困難であった。当該地域の人と土地の関係における主な問題は、

異なる時期に農村に入り開拓を行う移民の間で、土地占有にかかる価格に大きな格差が存在していたことである。最初に北満農村に入り開拓を行う移民（いわゆる「老戸」）は、地価が安い時期に大量の土地を買い占め、あるいは不法な手段によって広大な土地を占有し、土地の投機売買を通じて資金を獲得した。この優位性は国家による農村自衛武装システムの構築と結びつき、農村有力者が地域社会を支配する前提となった。それに基づき、農村有力者は「県城経済」という背景のもとで、資金を用いて馬車を購入して車店を設立し、輸送力の優位性を利用して農民から安価で食糧を買い付けた。さらに、この経済活動を通じ、農村有力者は自らの影響力を村落外部にまで投射し、土匪勢力や県城の糧桟商人、ひいては、国家政権との関係を構築することに成功した。これに対し、地価が高騰していることにより、農家の資金の大半が土地購入に使われた。一見すると、地域内部の土地の占有面積の差は大きくないように見えるが、事実上、農民はこの権力構造の中で搾取された地位にあった。

第二に、地主・小作関係を中心とする権力構造の本格的な形成は国家権力の浸透による結果であった。

前述した食糧販売活動に基づく権力構造の変化は、国家が農村から食糧を中心とする資源を取るために実施した土地政策に起因する。本研究の第三、第四、第五章でこの点を論じた。1945 年以前、民国政府、中共遊撃根拠地政権、満洲国は、それぞれ清丈、土地革命、地籍整理という三つの土地政策を推進した。前の二者は成功しなかった。民国政府の清丈は農民の抵抗と末端官僚の腐敗によって失敗に終わり、中共は地主と農民の矛盾を一方的に強調したため失敗した。結果として、両政権とも農村から直接的に食糧を円滑に獲得することはできず、農村有力者が掌握する食糧販売活動を利用して間接的に食糧などの物資を調達せざるを得なかった。ただし、民国政府は県城の糧桟を利用して食糧販売過程で徴税する手法をとったのに対し、中共は満洲国成立後に農村有力者の食糧販売活動が打撃を受けたことをきっかけに、統一戦線がもたらした軍事的拡張と軍事的勝利の成果を通じて、農民と取引し、食糧を獲得したのである。満洲国は農村社会の権力構造を根本的に変革し

た。その一方で、統制経済を背景に実施された合作社制度によって、食糧販売過程における農民に対する有力者と糧桟の中間搾取がほぼ根絶された。他方、地籍整理は植民地政権に従属する土地経理人を創出した。彼らは国家権力を頼りに農村の土地をほぼ独占するとともに、食糧の出荷過程で農民に対して苛烈な圧迫を加えた。これによって、農村社会における人と土地の関係は根本的な変貌を遂げ、地主・小作関係に基づく権力支配の構造が本格的に形成されたのである。

第三に、農村社会における権力構造の変化は革命に影響を与えた。

1945 年前後、中共は北満農村地域で二回の革命を展開した。すなわち、1930 年代の土地革命と 1945 年以降の土地改革である。両者の内容はほぼ同じであった。しかし、結果的には前者が失敗し、後者が成功した。その要因は、農村社会における権力支配の構造が変化したことにある。1930 年代には、左翼日和見主義路線の影響を受けた中共は土地革命を実施しようとしたが、当時、小作料は主要な搾取手段ではなかったため、土地革命の社会基盤は脆弱であったと言えよう。地主・小作関係を中心とする権力支配の構造が、満洲国の権力浸透により 1940 年代に本格的に形成された。こうした権力支配の構造の形成は戦後の農村革命に社会的基盤を提供したものの、その形成時期が遅かったため、中共自身も末端社会の幹部や農民も、地主階級に対する認識が十分ではなかった。結果として、革命の展開は阻害され、中共が階級闘争の方法を通じて、農村から食糧やその他の物資を獲得する効率も影響を受けた。

具体的に、まず、戦後、中共が北満に入った当初、部隊の指揮権を掌握した抗聯幹部らは農村社会が短期間で激変したという事実に気付かず、依然として、過去の経験に頼り地主勢力との協力関係を結んでいた。その結果、1945 年末に発生した勃利事変では、地主勢力が国民党に投じ、中共に大きな損失をもたらした。また、中共の指導層が明確に地主勢力を排除する方針を打ち出した後も、末端幹部や農民は依然として統一戦線の影響を受けていた。具体的に、満洲国時期に形成された地主と農民間の矛盾は深刻であった。ところが、両者の矛盾は長期的なものではなく、国家権力の浸透によって短期的に形成されたも

のである。そのため、地主が土地を農民に返還しかつ謝罪した後、農民は清算する意欲を失い、むしろ地主が抗日活動を支持していたことから、地主を同情したり庇ったりするようになった。中共は幹部の整頓と「訴苦」を通じて、地主に対する農民の恨みを煽り、政治的勢力を持つ地主に対する清算を実現したが、幹部や農民は依然として短期間で階級や搾取といった概念を理解することができなかった。これにより、中共は民衆の憤りが大きくない地主を排除する際にまた、ひどい目にあった。そのため、中共は清算の範囲を拡大し、農民を脅迫する手段を用いることにより、地主階級を打倒するという目標を達成せざるを得なかった。

第二節　本研究の貢献

本研究は少なくとも三つの分野において、一定の知見を提示することができる。以下、それぞれ紹介する。

一つ目は、移民史分野である。満洲地域における移民の歴史は、土地資源をめぐる争奪の歴史であったと言える。従来の先行研究では、主に次の二点に焦点が当てられてきた。第一に、満洲の旗人が国家による土地払い下げの過程において大量の土地を取得し、その結果、同政策実施以前の土地所有関係がある程度継続されていたという点。第二に、日本人開拓団移民が現地農民の土地を強制的に収奪し、植民地支配を背景とする新たな土地所有関係が形成されたという点。それに対し、本研究は、これまで十分に検討されてこなかった移民の入植時期の違いが土地所有関係に与えた影響に着目した。分析の結果、土地所有面積における移民間の差異はそれほど大きくなかったものの、土地価格の高騰により、入植時期の異なる移民の間で土地取得の価格に大きな差が生じていたことが明らかになった。以上を踏まえ、本研究は、北満農村地域における移民間の格差の形成過程に関して、新たな可能性を示したものと評価できる。

二つ目は、地域史分野である。中国農村地域社会における権力構造を検討する先行研究では、地主による土地の占有や、血縁・地縁といった社会的結合の役割が広く論じられて

きた。しかし、開拓の歴史が浅く、人口も希薄であった北満山岳・丘陵地帯における農村では、地域社会の支配構造はこのような要素に基づいたわけではなく、むしろ、食糧販売活動に対する農村有力者のコントロールに依拠していた。このような支配構造の形成は、国家による土地払い下げ、農村防衛体制の構築、そして「県城経済」の発展といった複数の要因が複合的に作用された結果である。この点については、既存の先行研究において十分に検討されてこなかった。本研究は、その空白を補うものとして、農村地域社会における権力構造の理解に新たな視座を提供するものである。

三つ目は、革命史分野である。従来の革命史観は、農村社会における地主の支配を強調し、地主を打倒することが中共政権樹立の正統性の源泉であると位置づけてきた。満洲農村地域の革命史に関しては、一つの「通説」が存在する。この「通説」によれば、農村社会にはもともと深刻な階級矛盾が存在していたが、満洲国の成立により民族矛盾が主要的矛盾になり、階級矛盾は副次的なものへと後退した。そのような状況下で、中共は統一戦線政策を出し、各階層を団結して抗日運動を展開した。戦後、満洲国の崩壊に伴い、再び階級矛盾が主な矛盾として浮上し、中共は土地改革を通じて農民を動員し、革命根拠地を樹立したという。

本研究は一次資料を大量に発掘することによって、以上の「通説」を覆すことができた。具体的には、満洲国の国家権力が農村末端まで浸透する以前において、農村社会における主要な権力支配の構造は、地主・小作関係に基づくものではなく、むしろ、農村有力者が土匪勢力と協力し、食糧の流通を掌握することによって形成されていた点が明らかとなった。そのため、1930 年代の中共は土地革命を推進することができず、既存の農村社会のネットワークを活用して抗日活動を展開せざるを得なかった。また、地主・小作関係は満洲国による国家権力の浸透に伴って本格的に形成されたものの、関内地域の地主・小作関係とは異なり、その形成時期は大きく遅れていた。その結果、中共自身の幹部も農民も、地主階級に対する認識が不十分であり、統一戦線の影響が根強く残っていた。こうした状況はかえって革命の展開を阻害することとなった。以上のことを踏まえ、本研究は新たな革

命史像を浮き彫りにしたと言えよう。

参考文献

中国語文献

檔案史料

佳木斯市檔案館史料

樺川県檔案館史料

樺南県檔案館史料

依蘭県檔案館史料

文献史料

東北抗日聯軍史編写組編『東北抗日聯軍史』中共党史出版社、北京、2015 年。

東北抗日聯軍史料編写組編『東北抗日聯軍史料』中共党史資料出版社、北京、1987 年。

東北文化社編印処『東北年鑑』東北文化社、1931 年。

東北物資調節委員会編『東北経済小叢書』中国文化服務社瀋陽印刷場、瀋陽、1948 年。

黒龍江省檔案館編『土地改革運動』内部発行、哈爾濱、1983 年。

李爾重、富振声『東北地主富農研究』東北書店、哈爾浜、1947 年。

麻世先編『樺南烽火』内部発行、2021 年。

孫邦『偽満史料叢書（偽満社会）』吉林人民出版社、1993 年、64 頁。

徐仁寿「北満松花江流域的農民経済生活」『新生命』第 3 巻第 9 号、1931 年。

葉忠輝ほか編『東北抗日聯軍第八――十一軍』黒龍江人民出版社、哈爾浜、1986 年。

「依蘭県、勃利県地方農業調査報告」『満鉄農村調査――地方類第 1 巻総第 7 巻』広西師範大学出版社、桂林、2018 年。

中共佳木斯市委党史工作委員会編『合江剿匪』佳木斯市人民政府鉛印室、1988 年。

中共樺南県委党史研究室『樺南革命闘争史』内部発行、2015 年。

中共樺南県委宣伝部編『樺南県東北抗聯闘争史内部資料』内部発行、2008 年。

中国人民解放軍歴史資料叢書編審委員会編『剿匪闘争（東北地区）』解放軍出版社、北京、2001 年。

中央檔案館、中国第二歴史檔案館、吉林省社会科学院合編『東北大討伐』中華書局、北京、1991 年。

中央檔案館、中国第二歴史檔案館、吉林省社会科学院合編『東北経済略奪』中華書局、北京、1991 年。

中央・遼寧・吉林・黒龍江省檔案館編『東北地区革命歴史文件彙集（甲、乙）』吉林人民出版社、1988－1991 年。

地方誌

黒龍江省地方誌編纂委員会『黒龍江省誌第七巻農業誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1993 年。

黒龍江省地方誌編纂委員会『黒龍江省誌第六十六巻軍事誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1994 年。

黒龍江省地方誌編纂委員会『黒龍江省誌第三十八巻糧食誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1994 年。

黒龍江省地方誌編纂委員会『黒龍江省誌第六十二巻民政誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1999 年。

黒龍江省樺南県誌弁公室編『樺南県誌』黒龍江科学技術出版社、哈爾濱、1991 年。

黒龍江省依蘭県糧食局史誌弁公室編『依蘭県糧食誌』内部発行、1989 年。

黒龍江省依蘭県誌弁公室編『依蘭県誌』黒龍江人民出版社、哈爾濱、1990 年。

依蘭県土地管理局『依蘭県土地誌』内部発行、2000 年。

依蘭県政協文史委員会編『依蘭史誌文献彙編』佳木斯四海印刷社、2010 年。

地方文史資料

『勃利文史資料』

『佳木斯文史資料』

『黒龍江党史資料』

『樺川文史資料』

『樺南文史資料』

『依蘭文史資料』

書籍

蔡少卿『民国時期的土匪』中国人民大学出版社、北京、1993。

曹保明編『東北馬賊史』祺齢出版社、三重、1994 年。

曹錦清『黄河辺的中国——一個学者対郷村社会的観察与思考』上海文藝出版社、上海、2000 年。

曹錦清、張楽天『当代浙北郷村的社会文化変遷』上海遠東出版社、上海、2001 年。

陳徳軍『農村社会中的革命——以贛東北根拠地為研究中心（1924-1934）』上海大学出版社、上海、2004 年。

陳益元『建国初期農村基層政権建設研究 1949-1957——以湖南省醴陵県為個案』上海社会科学院出版社、上海、2006 年。

池子華『中国流民史・近代巻』安徽人民出版社、合肥、2001 年。

戴茂林、李波『中共中央東北局（1945-1954）』遼寧人民出版社、瀋陽、2017 年。

杜賛奇『文化、権力与国家——1900-1942 年的華北農村』江蘇人民出版社、南京、1994 年。

杜賛奇『従民族国家拯救歴史——民族主義話語与中国現代史研究』江蘇人民出版社、南京、2009 年。

範立君『近代関内移民与中国東北社会変遷（1860-1931）』人民出版社、北京、2007 年。

費孝通『郷土中国』生活・読書・新知三聯書店、北京、1985 年。

費孝通（戴可景訳）『江村経済――中国農民的生活』商務印書館、北京、2001 年。

郭宏徳『中国近現代農民土地問題研究』青島出版社、青島、1993 年。

何朝銀『革命与血縁、地縁――由糾葛到解消―以江西石城為個案』中国社会科学出版社、北京、2009 年。

賀雪峰『南北中国――中国農村区域差異研究』社会科学文献出版社、北京、2017 年。

黄道炫『張力与限界――中央蘇区的革命（1933-1934）』社会科学文献出版社、北京、2011 年。

黄道炫『鉄水流――戦時中共革命系統的運作（1937-1945）』香港中文大学出版社、香港、2024 年。

黄琨『革命与郷村――从暴動到郷村割拠（1927-1929）』上海社会科学院出版社、上海、2006 年。

黄栄華『革命与郷村――農村地権研究――以湖北省新洲県為個案』上海社会科学院出版社、上海、2006 年。

黄宗智『長江三角洲小農家庭与郷村発展』中華書局、北京、1992 年。

黄宗智『華北的小農経済与社会変遷』中華書局、北京、2000 年。

高楽才『日本「満洲移民」研究』人民出版社、北京、2000 年。

孔経緯『東北経済史』四川人民出版社、成都、1986 年。

孔永松『中国共産党土地演変史』江西人民出版社、南昌、1987 年。

李金錚『重訪革命――中共「新革命史」的転向 1921-1949』中華書局、香港、2021 年。

李巨瀾『失範与重構――1927 年至 1937 年蘇北地方政権秩序化研究』中国社会出版社、北京、2009 年。

李紅娟『東北抗聯文化研究』新華出版社、北京、2024 年。

李里峰『革命政党与郷村社会』江蘇人民出版社、南京、2011 年。

李里峰『土地改革与華北郷村権力変遷――一項政治史的考察』江蘇人民出版社、南京、2019 年。

李淑娟『日偽統治下的東北農村（1931-1945 年）』現代中国出版社、北京、2005 年。

李淑娟編『日本殖民統治与東北農民生活（1931-1945 年）』社会科学文献出版社、北京、2014 年。

林耀華『金翼――一個中国家族的史記』生活・読書・新知三聯書店、北京、2015 年。

劉少奇『劉少奇選集』人民出版社、北京、1981 年。

劉信君『東北抗日聯軍創建地』吉林人民出版社、長春、2023 年。

劉振華『腹地的辺縁化――近代南陽盆地社会変遷研究（1906-1937）』河南人民出版社、鄭州、2021 年。

陸学芸『内発的村庄』社会科学文献出版社、北京、2001 年。

羅衍軍『革命と秩序――以山東省鄆城県郷村社会為中心（1939-1956）』中国社会科学出版社、北京、2013 年。

馬俊亜『被犠牲的「局部」――淮北社会生態変遷研究（1680-1949）』四川人民出版社、成都、2023 年。

馬偉『日本「北満移民」研究』中国社会科学出版社、北京、2015 年。

毛沢東『毛沢東農村調査文集』人民出版社、北京、1982 年。

裴宜理『華北的叛乱者与革命者 1845-1945』商務印書館、北京、2007 年。

斎小林『当兵――華北根拠地農民如何走向戦場』四川人民出版社、成都、2015 年。

秦暉、蘇文『田園詩与狂想曲――関中模式与前近代社会的再認識』中央編訳出版社、北京、1996 年。

秦暉『伝統十論――本土社会的制度、文化及其変革』復旦大学出版社、上海、2003 年。

邵雍『民国緑林史』福建人民出版社、福州、2001 年。

邵雍『抗日戦争与中国社会』合肥工業大学出版社、合肥、2010 年。

施松寒『張聞天思想研究――東北工作時期』中共党史出版社、北京、1993 年。

田志和・高楽才『関東馬賊』吉林文史出版社、1992 年。

王大任『圧力与共生――動変中的生態系統与近代東北農民経済』中国社会科学出版社、北

京、2014 年。

王広義『近代中国東北郷村社会研究（1840-1931）』光明日報出版社、北京、2010 年。

王龍飛『全民皆兵――太行根拠地的武装体系（1937 年-1945 年）』商務印書館、北京、2024 年。

王銘銘『村落視野中的文化与権力』生活・読書・新知三聯書店、北京、1997 年。

王希亮『土匪密録』広東旅遊出版社、広州、1990 年。

王希亮『日本対中国的政治統治』黒龍江人民出版社、哈爾浜、1991 年。

王先明、郭衛民『郷村社会文化与権力構造的変遷』人民出版社、北京、2002 年。

王先明『変動時代的郷紳――郷紳与郷村社会結構的変遷（1901-1945）』人民出版社、北京、2009 年。

王友明『解放区土地改革研究（1941-1948）――以山東省莒南県為個案』上海社会科学院出版社、上海、2006 年。

呉滔、佐藤仁史『嘉定県事――14 至 20 世紀初江南地域社会史研究』広東人民出版社、広州、2014 年。

夏明方『民国時期自然災害与郷村社会』中華書局、北京、2000 年。

行龍編『区域社会史研究導論』中国社会科学出版社、北京、2018 年。

行龍編『以水為中心的山西社会』商務印書館、北京、2018 年。

許金華『社会変遷と郷村革命（1860-1928）――贛南農民爆動的源起研究』江西人民出版社、南昌、2010 年。

楊奎松『中間地帯的革命――国際大背景下看中共成功之道』山西人民出版社、太原、2010 年。

衣保中『東北農業近代化研究』吉林文史出版社、長春、1990 年。

衣保中『中国東北農業史』吉林文史出版社、長春、1993 年。

于春英、衣保中『近代東北農業歴史的変遷（1860-1945 年）』吉林大学出版社、長春、2009 年。

于建嵘『岳村政治――転型期中国郷村政治結構的変遷』商務印書館、北京、2001 年。
岳謙厚、張瑋『黄土・革命与日本侵略――二十世紀三四十年代的晋西北農村社会』書海出版社、太原、2005 年。
張静編『国家与社会』浙江人民出版社、杭州、1998 年。
張静『基層政権――郷村制度諸問題』社会科学文献出版社、北京、2019 年。
張鳴『郷村社会権力和文化結構的変遷（1903-1953）』陝西人民出版社、西安、2013 年。
張思『近代華北村落共同体的変遷――農耕結合習慣的歴史人類学考察』商務印書館、北京、2005 頁。
張瑋『戦争・革命与郷村社会――晋西北租佃制度与貸借関係之研究』中国社会科学出版社、北京、2008 年。
張信『20 世紀初期中国社会之演変――国家与河南地方精英（1900-1937）』中華書局、北京、2004 年。
張学強『郷村変遷与農民記憶――山東老区莒南県土地改革研究（1941-1951）』社会科学文献出版社、北京、2006 年。
中共佳木斯市委党史研究室編『張聞天在合江』中共党史資料出版社、北京、1990 年。
中共中央文献研究室編『陳雲文集』中央文献出版社、北京、2005 年。
中央党史研究室張聞天選集伝記組『張聞天文集（第四巻）』中共党史出版社、北京、1995 年。
朱建華『東北解放戦争史』黒龍江省人民出版社、哈爾濱、1987 年。
荘孔韶『銀翅――中国的地方社会与文化変遷』生活・読書・新知三聯書店、北京、2016 年。

論文

白路「中共東北党組織的政策転型与抗日武装整合研究（1931-1937）」吉林大学博士学位論文、2020 年。
曹樹基、李婉琨「大戸加征――江津県 1950 年的徴糧運動」『近代史研究』2013 年第 4 期。

代雅潔「華北南下幹部的徴糧工作与南方新区的郷村社会改造（1949-1950）」『党史教育与研究』2024 年第 3 期。

鄧広「加征与発還戦——後初期膠東解放区公糧徴収的考察」『中国農史』2016 年第 2 期。

鄧広「山東解放区的農村財糧徴収（1946-1949）」『近代史研究』2017 年第 1 期。

郭暁輝「日本全面侵華時期対華北糧食的統制与掠奪」河北大学博士学位論文、2023 年。

郝銀侠「抗戦時期国民政府田賦徴実制度之研究」華中師範大学博士学位論文、2008 年。

黄道炫「1920-1940 年代中国東南地区的土地占有——兼談地主、農民与土地革命」『歴史研究』2005 年第 1 期。

黄道炫「抗戦初期中共武装在華北的進入与発展——兼談抗戦初期的中共財政」『近代史研究』2014 年第 3 期。

黄道炫「中共抗戦持久的「三駕馬車」——遊撃戦、根拠地、正規軍」『抗日戦争研究』2015 年第 2 期。

黄道炫「抗戦時期中共幹部的養成」『近代史研究』2016 年第 4 期。

何志明「中共中央、中共代表団与満洲省委——囲繞東北抗日統一戦線的多辺互動（1931-1936）」『抗日戦争研究』2017 年第 4 期。

金興偉「1940 年後的東北抗聯研究」中共中央党校博士学位論文、2013 年。

李金錚「区域路経——近代中国農村社会経済史研究方法論」『河北学刊』第 27 巻第 5 期、2007 年。

李金錚「農民何以支持与参加中共革命？」『近代史研究』2012 年第 4 期。

李金錚「中国近代農村経済史研究的十大論争」『歴史研究』2012 年第 1 期。

李金錚「再議「新革命史」的理念与方法」『中共党史研究』2016 年第 11 期。

李金錚「跨根拠地視野」『中共党史研究』2025 年第 1 期。

李金錚「中共抗戦、革命与農村伝統」『抗日戦争研究』2025 年第 1 期。

李里峰「不対等的博奕——土改中的基層政治清英」『江蘇社会科学』2007 年第 6 期。

李里峰「経済的「土改」与政治的「土改」——関於土地改革歴史意義的再考」『安徽史学』

2008 年第 2 期。
李里峰「抗戦時期中国共産党的社会基礎問題——以山東抗日根拠地為中心」『抗日戦争研究』2012 年第 2 期。
李里峰「本地人与外来者——抗戦時期中共幹部群体一探」『抗日戦争研究』2016 年第 4 期。
李里峰「践行革命——華北土改運動中的階級劃分」『史学集刊』2021 年 5 月第 3 期。
李倩「日偽時期吉林人民抗日武装闘争研究」東北師範大学博士学位論文、2006 年。
劉文健「北満解放区農村政権建設研究（1945-1949）」東北師範大学博士学位論文、2021 年。
劉信君「関於東北抗聯三個重大問題的研究」『社会科学戦線』2020 年第 8 期。
劉昱「東北抗戦時期抗日民族統一戦線理論与実践研究」吉林大学博士学位論文、2022 年。
柳澤宇「関東憲兵隊「思想対策」研究」吉林大学博士学位論文、2023 年。
廬驊「偽満糧食産量問題研究」『社会科学輯刊』2010 年第 6 期。
彭博「東北解放区農村反奸清算運動研究」吉林大学博士学位論文、2022 年。
尚金州「以毛沢東為核心的中共中央与東北抗日聯軍関係研究」東北師範大学博士学位論文、2009 年。
孫伯元「中国共産党東北抗戦宣伝動員研究」遼寧師範大学博士学位論文、2023 年。
田震奎「中国共産党在東満的抗日闘争研究」東北師範大学博士学位論文、2016 年。
王大任「近代東北地区雇工経営農場的再検討」『史林』2011 年第 4 期。
王大任「市場、権力与資源流失——近代東北農村経済発展模式的再検討」『近代史研究』2012 年第 5 期。
王大任「圧力下的選択——近代東北農村土地関係的衍化与生態変遷」『中国経済史研究』2013 年第 4 期。
王大任「退出的近代性——近代以来東北綿花種植業的興衰」『中国経済史研究』2016 年第 1 期。
王大任「撕裂的郷村——日本植民統治対中国東北農村階層結構的衝撃与異化」『中国経済

史研究』2018 年第 4 期。
王大任「従衙役到警察的変遷――清末警制改革与中国近代国家的形成」『紹興文理学院学報』第 39 巻第 5 期、2019 年。
王大任「偽満財政的畸変――兼論偽満政府対郷村経済的脆弱控制」『中国経済史研究』2019 年第 5 期。
王大任「嵌入性治理――近代東北商人群体与郷村基層社会」『中国経済史研究』2020 年第 5 期。
王大任「打破藩籬――試論鉄路引進前東北市場網絡建構与近代経済空間的初歩形成」『中国経済史研究』2021 年第 6 期。
王大任「近代東北地区鎮級市場中定期市与常市的分布及其影響」『中国経済史研究』2023 年第 2 期。
王今誠「糧食総動員――陝甘寧辺区救国公糧徴収機制研究」『理論月刊』2023 年第 1 期。
王麗君「東北抗聯密営的建設及歴史作用」『長春師範大学学報』第 41 巻第 1 期、2022 年。
王麗君「東北解放区糧食問題的応対和解決」『党的文献』2023 年第 3 期。
王麗君「東北解放区農村社会建設研究」吉林大学博士学位論文、2024 年。
王立新「解放戦争時期中共東北基層政権建設研究」吉林大学博士学位論文、2012 年。
王奇生「党員、党組織与農村社会――広東的中共地下党（1927-1932 年）」『近代史研究』2002 年第 5 期。
呉明懌「冀魯豫抗日根拠地的糧食工作研究」上海大学博士学位論文、2020 年。
武洋「区域社会与革命互動――中共東北地方党組織及其領導的工農革命研究（1923-1938）」吉林大学博士学位論文、2020 年。
謝廬明・李紅梅「保甲与抗戦時期浙江的糧食生産与徴収――以龍泉県為例」『民国檔案』2018 年 1 期。
閻慶「東北抗日遊撃根拠地研究」吉林大学博士学位論文、2020 年。
閆禕寧「東北抗日遊撃戦争的戦略戦術研究」吉林大学博士学位論文、2023 年。

楊奎松「中国共産党抗日民族統一戦線政策的形成与共産国際」『近代史研究』1982 年第 4 期。

衣保中「論近代東北地区的「大農」規模経済」『中国農史』2006 年第 2 期。

于春英「偽満時期東北地区糧食生産変遷的研究」『中国農史』2009 年第 3 期。

袁文偉「民国時期西北土匪問題研究」陝西師範大学博士学位論文、2009 年。

曽凡雲「華中抗日根拠地公食糧徴収的歴史考察」『軍事歴史』2021 年第 2 期。

曽夢晴「中国共産党与東北抗日義勇軍関係研究」吉林大学博士学位論文、2023 年。

張寛「中共東北党組織与東北抗日遊撃戦争的新局面——以貫徹抗日統一戦線為中心」『党的文献』2020 年第 4 期。

張寛「中共満洲省委領導的東北抗日闘争研究」吉林大学博士学位論文、2020 年。

張寛「中国共産党在淪陥区的民衆動員——以東北抗日聯軍為例」『社会科学戦線』2024 年第 5 期。

周祖文「封閉的村荘——1940-1944 年晋西北救国公糧之徴収」『抗日戦争研究』2012 年第 1 期。

周祖文「不怕拿、就怕乱——冀中公糧徴収的統一累進税取経」『抗日戦争研究』2014 年第 3 期。

周祖文「動員、民主与累進税——陝甘寧辺区救国公糧之徴収実態与邏輯」『抗日戦争研究』2015 年第 4 期。

周祖文「統一累進税与減租減息——華北抗日根拠地的政府、地主与農民——以晋察冀辺区為中心的考察」『抗日戦争研究』2017 年第 4 期。

周祖文「論全面抗戦時期陝甘寧辺区基層動員的邏輯」『抗日戦争研究』2019 年第 3 期。

周祖文「山東抗日根拠地的救国公糧徴収研究——兼与華北其他根拠地比較」『近代史研究』2021 年第 5 期。

日本語文献

文献史料

外務省通商局編『北満洲』啓成社、東京、1917 年。

東支鉄道商業部編（大河原厚仁訳）『吉林省露国東清鉄道商業部調査――満洲の富源』遼東新聞社、1917 年。

守田利遠『満洲地誌』丸善株式会社、東京、1906 年。

満洲国、満鉄関係資料

佐藤武夫「スレツシヤーと北満農業」満鉄経済調査会編『満鉄調査月報』昭和 16 年第 21 巻 1 号。

斎藤征生『満洲に於ける糧桟――華商穀物問屋の研究』南満洲鉄道株式会社、1931 年。

大東亜省編『第八次大八浪開拓団綜合調査報告書』海外移植民調査資料第 5 輯、調査資料第 13 号、大東亜省、1943 年。

哈爾濱事務所編『調査時報第 2 巻第 3 号北満に於ける特産物取引事情其二』南満洲鉄道株式会社、1923-1925 年。

哈爾濱満鉄事務所編『北満概観』商務印書館、上海、1937 年。

満洲国軍政部軍事調査部編『満洲共産匪の研究（第一輯）』極東研究所出版会、1937 年。

満洲国国務院総務庁情報処編『省政彙覧第四輯（三江省篇）』龍渓書舎、東京、1987 年。

満洲国政府大同学院編『滿洲國地方事情（吉林省依蘭縣事情）』大同印書舘、1934 年。

満洲国治安部編『満洲共産匪の研究（第二輯）』大安、東京、1964 年。

満鉄経済調査会『滿洲経済年報(1935 年）』改造社、1935 年。

南満洲鉄道株式会社臨時経済調査委員会編『満洲における荷馬車』南満洲鉄道株式会社、1928 年。

南満洲鉄道経済調査会編『資源調査書類第 4 編第 2 巻満洲農業資源調査報告（続 5）』南満洲鉄道株式会社、1935 年。

南満洲鉄道総務部調査課編『吉林省東北部松花江沿岸地方経済事情（調査報告書第 9 巻）』大連、1921 年。

書籍

浅田喬二、小林英夫編『日本帝国主義の満洲支配――十五年戦争期を中心に』時潮社、東京、1986 年。

阿南友亮『中国革命と軍隊――近代広東における党・軍・社会の関係』慶應義塾大学出版会、東京、2012 年。

天児慧、菱田雅晴『深層の中国社会――農村と地方の構造的変動』勁草書房、東京、2000 年。

天野元之助『中国の土地改革』アジア経済研究所、東京、1962 年。

天野元之助『中国農業の地域的展開』龍渓書舎、東京、1979 年。

天野元之助『中国農業史研究』御茶の水書房、東京、1989 年。

荒武達朗『近代満洲の開発と移民――渤海を渡った人びと』汲古書院、東京、2008 年。

蘭信三『「満州移民」の歴史社会学』行路社、京都、1994 年。

蘭信三編『帝国以後の人の移動――ポストコロニアリズムとグローバリズムの交錯点』勉誠出版、東京、2013 年。

家近亮子『蒋介石と南京国民政府――中国国民党の権力浸透に関する分析』慶應義塾大学出版会、東京、2002 年。

家近亮子『現代東アジアの政治と社会』放送大学教育振興会、東京、2020 年。

池田誠編『抗日戦争と中国民衆――中国ナショナリズムと民主主義』法律文化社、京都、1987 年。

石川忠雄『中国共産党史研究』慶應通信、東京、1959 年。

石島紀之『中国抗日戦争史』青木書店、東京、1984 年。

石島紀之『雲南と近代中国――「周辺」の視点から』青木書店、東京、2004 年。

石島紀之『中国民衆にとっての日中戦争――飢え、社会改革、ナショナリズム』研文出版、東京、2014。

石田興平『満洲における植民地經濟の史的展開』ミネルヴァ書房、京都、1964 年。

石田浩『中国農村社会経済構造の研究』晃洋書房、京都、1986 年。

石田浩『中国農村の歴史と経済――農村変革の記録』関西大学出版部、吹田、1991 年。

泉谷陽子『中国建国初期の政治と経済――大衆運動と社会主義体制』御茶の水書房、東京、2007 年。

今井駿『中国革命と対日抗戦――抗日民族統一戦線史研究序説』汲古書院、東京、1997 年。

今井良一『満洲農業開拓民――「東亜農業のショウウインドウ」の建設と結末』三人社、京都、2018 年。

上田貴子『奉天の近代――移民社会における商会・企業・善堂』京都大学学術出版会、京都、2018 年。

内田知行『抗日戦争と民衆運動』創土社、東京、2002 年。

内田知行『黄土の大地――山西省占領地の社会経済史 1937-1945』創土社、東京、2005 年。

内山雅生『現代中国農村と「共同体」――転換期中国華北農村における社会構造と農民』御茶の水書房、東京、2003 年。

梅村卓『中国共産党のメディアとプロパガンダ――戦後満洲・東北地域の歴史的展開』御茶の水書房、東京、2015 年。

梅村卓、大野太幹、泉谷陽子編集『満洲の戦後――継承・再生・新生の地域史』勉誠出版 、2018 年。

エ・エ・ヤシュノフ『支那農民の北満植民と其前途』大阪毎日新聞社、大阪、1931 年。

江夏由樹ほか編『近代中国東北地域史研究の新視角』山川出版社、東京、2005 年。

エリック・ホブズボーム『匪賊の社会史』（船山榮一訳、原著は 1972 年発行）筑摩書房、2011 年。

王楽『満洲国における宣撫活動のメディア史――満鉄・関東軍による農村部多民族支配の

ための文化的工作』新聞通信調査会、東京、2023 年。
奥村哲『中国の現代史――戦争と社会主義』青木書店、東京、1999 年。
奥村哲編『変革期の基層社会――総力戦と中国・日本』創土社、東京、2013 年。
小都晶子『「満洲国」の日本人移民政策』汲古書院、東京、2019 年。
風間秀人『満洲民族資本の研究――日本帝国主義と土着流通資本』緑蔭書房、東京、1993 年。
梶原子治『満洲における農地集中分散の研究』満洲事情案内所、1942 年。
菅野智博『満洲の農村社会――流動する労働力と農家経営』慶應義塾大学出版会、東京、2025 年。
祁建民『中国における社会結合と国家権力――近現代華北農村の政治社会構造』御茶の水書房、東京、2006 年。
喜多一雄『満洲開拓論』明文堂、東京、1944 年。
曲波『林海雪原――樹海と雪の原野に』（飯塚朗訳）平凡社、東京、1962 年。
阮雲星『中国の宗族と政治文化――現代「義序」郷村の政治人類学的考察』創文社、東京、2005 年。
河野正『村と権力――中華人民共和国初期、華北農村の村落再編』晃洋書房、京都、2023 年。
小嶋華津子、磯部靖編『中国共産党の統治と基層幹部』慶應義塾大学出版会、東京、2023 年。
小竹一彰『国共内戦初期の土地改革における大衆運動』アジア政経学会、東京、1983 年。
小林弘二『満洲移民の村――信州泰阜村の昭和史』筑摩書房、東京、1977 年。
小林弘二編『旧中国農村再考――変革の起点を問う』アジア経済研究所、東京、1986 年。
小林弘二『二〇世紀の農民革命と共産主義運動――中国における農業集団化政策の生成と瓦解』勁草書房、東京、1997 年。
小林信介『人びとはなぜ満州へ渡ったのか――長野県の社会運動と移民』世界思想社、京

都、2015 年。

小峰和夫『満洲――マンチュリアの起源・植民・覇権』講談社、東京、2011 年。

近藤康男『満洲農業経済論』日本評論社、東京、1942 年。

金野純『中国社会と大衆動員――毛沢東時代の政治権力と民衆』御茶の水書房、東京、2008 年。

坂本進一郎『興農「満洲」――興農合作社と糧桟の対決』御茶の水書房、東京、2009 年。

笹川裕史『中華民国期農村土地行政史の研究――国家－農村社会間関係の構造と変容』汲古書院、東京、2002 年。

笹川裕史、奥村哲著『銃後の中国社会――日中戦争下の総動員と農村』岩波書店、東京、2007 年。

笹川裕史［ほか］『戦時秩序に巣喰う「声」――日中戦争・国共内戦・朝鮮戦争と中国社会』創土社、東京、2017 年。

笹川裕史編『現地資料が語る基層社会像――20 世紀中葉東アジアの戦争と戦後』汲古書院、東京、2020 年。

笹川裕史『中国戦時秩序の生成――戦争と社会変容一九三〇-五〇年代』汲古書院、東京、2023 年。

佐藤武夫『満洲農業再編成の研究』生活社、東京、1942 年。

佐藤量、菅野智博、湯川真樹江編『戦後日本の満洲記憶』東方書店、東京、2020 年。

W.スキナー『中国農村の市場・社会構造』（今井清一・中村哲・原田良雄訳、原著は 1964 年発行）法律文化社、京都、1979 年。

隋藝『中国東北における共産党と基層民衆 1945-1951』創土社、東京、2018 年。

鈴木小兵衛『満洲の農業機構』白揚社、東京、1936 年。

鐸木昌之『日本帝国主義と満洲（1900-1945）』塙書房、1992 年。

孫江『近代中国の革命と秘密結社――中国革命の社会史的研究(1895-1955)』汲古書院、東京、2007 年。

孫江『近代中国の宗教・結社と権力』汲古書院、東京、2012 年。

高橋伸夫『党と農民――中国農民革命の再検討』研文出版、東京、2006 年。

高橋伸夫編『救国、動員、秩序――変革期中国の政治と社会』慶應義塾大学出版会、東京、2010 年。

高橋伸夫『中国共産党の歴史』慶應義塾大学出版会、東京、2021 年。

田中恭子『土地と権力――中国の農村革命』名古屋大学出版会、名古屋、1996 年。

田中恒次郎『「満州」における反満抗日運動の研究』緑蔭書房、東京、1997 年。

玉真之介『総力戦体制下の満洲農業移民』吉川弘文館、東京、2016 年。

田原史起『中国農村の権力構造――建国初期のエリート再編』御茶の水書房、東京、2004 年。

田原史起『二十世紀中国の革命と農村』山川出版社、東京、2008 年。

田原史起『草の根の中国――村落ガバナンスと資源循環』東京大学出版会、東京、2019 年。

田原史起『中国農村の現在――14 億分の 10 億のリアル』中央公論新社、東京、2024 年。

趙彦民『「満洲移民」の歴史と記憶―― 一開拓団内のライフヒストリーからみるその多声性』明石書店、東京、2016 年。

陳鳳『伝統的社会集団の歴史的変遷――中国山西省農村の「宗族」と「社」』御茶の水書房、東京、2017 年。

塚瀬進『中国近代東北経済史研究――鉄道敷設と中国東北経済の変化』東方書店、東京、1993 年。

塚瀬進『満洲国――「民族協和」の実像』吉川弘文館、東京、1998 年。

塚瀬進『マンチュリア史研究――「満洲」六〇〇年の社会変容』吉川弘文館、東京、2014 年。

鄭浩瀾『中国農村社会と革命――井岡山の村落の歴史的変遷』慶應義塾大学出版会、東京、2009 年。

鄭浩瀾編『革命と親密性――毛沢東時代の「日常政治」』東方書店、東京、2024 年。

鄭浩瀾編『流動する中国社会――疎外と連帯』慶應義塾大学東アジア研究所、東京、2025年。

鄭成『国共内戦期の中共・ソ連関係――旅順・大連地区を中心に』御茶の水書房、東京、2012年。

中生勝美『中国村落の権力構造と社会変化』アジア政経学会、東京、1990年。

中兼和津次『旧満洲農村社会経済構造の分析』アジア政経学会、東京、1981年。

中島多鶴・NHK取材班編『忘れられた女たち――中国残留婦人の昭和』日本放送出版協会、東京、1990年。

聶莉莉『劉堡――中国東北地方の宗族とその変容』東京大学出版会、東京、1992年。

西村成雄『中国近代東北地域史研究』法律文化社、京都、1984年。

西村成雄『20世紀中国の政治空間――「中華民族的国民国家」の凝集力』青木書店、東京、2004年。

朴敬玉『近代中国東北地域における稲作農業の展開と朝鮮人移民』御茶の水書房、東京、2015年。

馬場毅『近代中国華北民衆と紅槍会』汲古書院、東京、2001年。

馬場毅『日中戦争と中国の抗戦――山東抗日根拠地を中心に』集広舎、福岡、2021年。

浜口裕子『日本統治と東アジア社会――植民地期朝鮮と満洲の比較研究』勁草書房、東京、1996年。

フィル・ビリングズリー(山田潤訳)『匪賊――近代中国の辺境と中央』筑摩書房 、東京、1994年。

深尾葉子、井口淳子、栗原伸治著『黄土高原の村――音・空間・社会』古今書院、東京、2000年。

福武直『中国農村社会の構造』大雅堂、京都、1946 年。

弁納才一『華中農村経済と近代化――近代中国農村経済史像の再構築への試み』汲古書院、東京、2004年。

弁納才一『近代中国の食糧事情――食糧の生産・流通・消費と農村経済』丸善出版、東京、2019 年。

松本善海『中国村落制度の史的研究』岩波書店、東京、1977 年。

丸田孝志『革命の儀礼――中国共産党根拠地の政治動員と民俗』汲古書院、東京、2013 年。

満洲開拓史復刊委員会編『満洲開拓史』全国拓友協議会、東京、1980 年。

満洲泰阜分村-七〇年の歴史と記憶編集委員会編『満洲泰阜分村――七〇年の歴史と記憶』不二出版、2007 年。

三品英憲『中国革命の方法――共産党はいかにして権力を樹立したか』名古屋大学出版会、名古屋、2024 年。

三谷孝編『中国内陸における農村変革と地域社会――山西省臨汾市近郊農村の変容』御茶の水書房、東京、2011 年。

三谷孝『現代中国秘密結社研究』汲古書院、東京、2013 年。

泰阜分村記念誌編集委員会『満州泰阜分村――後世に伝う血涙の記録』信濃文化経済社、飯田、1979 年。

安冨歩、深尾葉子編『「満洲」の成立――森林の消尽と近代空間の形成』名古屋大学出版会、名古屋、2009 年。

安冨歩『満洲暴走隠された構造――大豆・満鉄・総力戦』角川書店、東京、2015 年。

山本英史編『伝統中国の地域像』慶應義塾大学出版会、東京、2000 年。

山本英史編『近代中国の地域像』山川出版社、東京、2011 年。

山本真『近現代中国における社会と国家――福建省での革命、行政の制度化、戦時動員』創土社、東京、2016 年。

山本有造『「満洲国」経済史研究』名古屋大学出版会、名古屋、2003 年。

山本有造編『満洲――記憶と歴史』京都大学学術出版会、京都、2007 年。

李海燕『戦後の「満州」と朝鮮人社会――越境・周縁・アイデンティティ』御茶の水書房、東京、2009 年。

路遥、佐々木衞編『中国の家・村・神々――近代華北農村社会論』東方書店、東京、1990年。

論文

天野祐子「日中戦争期における国民政府の食糧徴発――四川省の田賦実物徴収を中心に」『社会経済史学』第70巻第1号、2004年。

荒武達朗「抗日戦争期中国共産党による地域支配の浸透――山東省莒南県」『名古屋大学東洋史研究報告』第25号、 2001年。

荒武達朗 「1944-1945 年山東省南部抗日根拠地における中国共産党と地主」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第13号、2006年。

今井良一「「満州」農業移民の経営と生活――第一次移民団「弥栄村」を事例として」『土地制度史学』第173号、2001年。

今井良一「「満州」試験移民の地主化とその論理――第3次試験移民団「瑞穂村」を事例として」『村落社会研究』第9巻第2号、2003年。

今井良一「戦時下における「満州」分村開拓団の経営および生活実態――長野県泰阜分村第8次大八浪開拓団を事例として」『村落社会研究』第12巻第1号、2005年。

今井良一「「満洲」における地域資源の収奪と農業技術の導入――北海道農法と「満洲」農業開拓民」『日本帝国圏の農林資源開発――「資源化」と総力戦体制の東アジア』京都大学学術出版会、京都、2013年。

尹国花「国共内戦期延辺における中国共産党の民族政策――朝鮮人幹部の動向を中心として」『歴史学研究』第997号、2020年。

尹国花「戦後初期、延辺における基層社会政権の変容――延辺人民民主大同盟と中国共産党との関係に着目して」『東洋学報』第104巻第2号、2022年。

尹国花「国共内戦期、延辺における政治構造の変容と地域指導層」一橋大学博士学位論文、2022年。

上田信「村に作用する磁力について――浙江省キン県勇村（鳳渓村）の履歴（上）・（下）」『中国研究月報』第 445 号-446 号、1986 年。

上田貴子「1920 年代後半期華人資本の倒産からみた奉天都市経済」『現代中国』第 75 号、2001 年。

上田貴子「東北アジアにおける華人ネットワークの生成と衰退」『現代中国研究』第 18 号、2006 年。

上田貴子「20 世紀の東北アジアにおける人口移動と「華」」『中国研究月報』第 756 号、2011 年。

上田仲雄「満洲における抗日統一戦線の形成――抗日民族統一戦線の先駆的役割として」『岩手大学教育学部研究年報』第 37 巻、1977 年。

江夏由樹「清末の時期、東三省南部における官地の丈放の社会経済史的意味――錦洲官荘の丈放を一例として」『社会経済史学』第 49 巻第 4 号、1983 年。

江夏由樹「旧錦州官荘の荘頭と永佃戸」『社会経済史学』第 54 巻第 6 号、1989 年。

江夏由樹「近代中国の旧奉天省地方権力と地域エリート」『歴史学研究』第 651 号、1993 年。

江夏由樹「辛亥革命後、旧奉天省における官地の払い下げ――昭陵窯柴官甸地の場合」『東洋史研究』第 53 巻第 3 号、1994 年。

江夏由樹「満州国の地籍整理事業について――「蒙地」と「皇産」の問題からみる」『経済学研究（一橋大学）』第 37 号、1996 年。

江夏由樹「近代東北アジア地域における経済統合の問題――東亜勧業株式会社の事例から」『東北アジア研究シリーズ⑤：東北アジアにおける民族と政治（東北大学東北アジア研究センター)』、2003 年。

大沢武彦「内戦期、中国共産党による都市基層社会の統合――哈爾浜を中心として」『史学雑誌』第 111 巻第 6 号、2002 年。

大沢武彦「国共内戦期の農村における「公民権」付与と暴力」『歴史評論』第 681 号、2007

年。
大沢武彦「中国共産党による戦時動員と基層社会――東北解放区を中心に」『現代中国研究』第 42 号、2019 年。
片桐裕子「満州国の農村金融政策と中国農民の対応――合作社信用事業を中心として」『法学研究』第 55 巻第 4 号、1982 年。
片桐裕子「「満州国」の合作社政策――農産物流通機構からみた農民動員政策の破綻」『アジア経済』第 24 巻第 1 号、1983 年。
角崎信也「新兵動員と土地改革――国共内戦期東北解放区を事例として」『近きに在りて』第 6 巻第 57 号、2010 年。
角崎信也「土地改革と農業生産――土地改革による北満型農業形態の解体とその影響」『国際情勢』第 80 巻、2010 年。
角崎信也「食糧徴発と階級闘争――国共内戦期東北解放区を事例として」『救国、動員、秩序――変革期中国の政治と社会』慶應義塾大学出版会、東京、2010 年。
角崎信也「「積極分子」とはだれか――国共内戦期における村幹部リクルートの諸問題」『国際情勢』第 81 号、2011 年。
角崎信也「土地改革と農業集団化――北満の文脈、1946 年-1951 年」梅村卓等編『満洲の戦後――継承・再生・新生の地域史』勉誠出版、東京、2018 年。
角崎信也「中国共産党の農村「国家建設」――黒龍江省における村級人民代表会議制度建設と農村「三反」、1948-53 年」『社會科學研究（東京大学社会科学研究所紀要）』第 73 巻第 1 号、2022 年。
関日昇「北満山間部農村における抗日民族統一戦線の形成と地域社会――農村有力者、土匪、共産党の関係を中心に」『アジア研究』第 69 巻第 2 号、2023 年。
関日昇「統一戦線から革命へ――満洲北部の農村における共産党と地方勢力(1945-1947 年)」『中国研究月報』第 921 号、2024 年。
菅野智博「北満洲における雇農と村落社会――満洲国期の農村実態調査資料に即して」『史

学』第 81 巻第 3 号、2012 年。
菅野智博「近代南満洲における農業労働力雇用――労働市場と農村社会との関係を中心に」『史学雑誌』第 124 巻第 10 号、2015 年。
菅野智博「近代南満洲における農業外就業と農家経営――遼陽県前三塊石屯の事例を中心に」『東洋学報』第 98 巻第 3 号、2016 年。
菅野智博「分家からみる近代北満洲の農家経営――綏化県蔡家窩堡の蒼氏を中心に」『社会経済史学』第 83 巻第 2 号、2017 年。
菅野智博「中国東北地方における土地改革の展開と農家経営の諸問題」富士ゼロックス株式会社小林基金小林フェロ―シップ 2016 年度助成論文、2018 年。
菅野智博「近代満洲における農業労働力と農村社会」一橋大学博士学位論文、2017 年。
高暁彦「中華人民共和国建国初期における民兵制度の形成――貴州省東北部の事例を中心に」『アジア研究』第 68 巻第 1 号、2022 年。
高暁彦「毛沢東政権における食糧統制制度の導入と民兵（1953-1955）――上海市の区レベル檔案館の所蔵史料に基づく考察」『中国研究月報』第 917 号、2024 年。
笹川裕史「国民政府の江西省「剿匪区」統治と「賢良士紳」」『現代中国』第 62 号、1988 年。
笹川裕史「国民政府の江西省「剿匪区」統治に関する一考察――地主・郷紳層との関連を中心に」『史学研究』第 180 巻、1988 年。
笹川裕史「1930 年代国民政府の江西省統治と土地税制改革」『歴史学研究』第 631 号、1992 年。
笹川裕史「一九三〇年代浙江省土地税制改革の展開とその意義――蘭谿自治実験県と平湖地政実験県」『社会経済史学』第 59 巻第 3 号、1993 年。
笹川裕史「日中戦争前後の中国における農村土地行政と地域社会――江蘇省を中心に」『アジア研究』第 43 巻第 1 号、1996 年。
笹川裕史「日中戦争期の知識青年従軍運動に関する一考察――抗日ナショナリズムの光と

影」『近きに在りて――近現代中国をめぐる討論のひろば』第 49 巻、2006 年。
笹川裕史「日中戦争期における中国の出征軍人家族援護と地域社会」『歴史学研究』第 831 号、2007 年。
笹川裕史「銃後社会の終焉とその遺産――1949 年革命前夜四川省の社会動態」『現代中国研究』第 23 号、2008 年。
笹川裕史「1949 年革命前夜中国における「民意」のゆくえ」『現代中国』第 84 号、2010 年。
笹川裕史「朝鮮戦争期中国基層社会における兵役負担者の援護――四川省西部地区を素材に」『歴史学研究』第 906 号、2013 年。
笹川裕史「戦時戦後の中国社会に耳を傾ける――兵役負担者たちをめぐる「声」」『研究中国』第 7 号、2018 年。
鐸木昌之「満洲共産主義運動における国際的連繋」『アジア研究』第 33 巻第 3.4 号、1987 年。
陳祥「『満洲国』統制経済下の農村闇市場問題」『環東アジア研究センター年報』第 5 号、2010 年。
陳祥「『満洲国』期の農村経済関係と農民生活――吉林省永吉県南荒地村を中心に」『環日本海研究年報』第 17 号、2010 年。
陳祥「「満州国」の農業政策と農村社会」新潟大学博士学位論文、2011 年。
塚瀬進「中国近代東北地域における農業発展と鉄道」『社会経済史学』第 58 巻第 3 号、1992 年。
塚瀬進「日本人が作成した中国東北に関する調査報告書の有効性と限界」『環東アジア研究センター年報』第 3 号、2008 年。
塚瀬進「中国東北地域の社会経済史」『近きに在りて――近現代中国をめぐる討論のひろば』第 59 号、2011 年。
塚瀬進「満洲国における産業発展と地域社会の変容」『環日本海研究年報』第 7 号、2012

年。
鄭浩瀾「建国初期の中国における農民協会」『法学政治学論究』2004 年秋季号。
鄭浩瀾「1940 年代における国家権力の浸透と地域社会――江西省の村落を事例として」『現代中国』第 82 号、2008 年。
鄭浩瀾「宗族、農民と井岡山革命(1927-1929 年)」『中国研究月報』第 721 号、2008 年。
鄭浩瀾「解放前の中国農村の共同性――江西省西南地域の村落を事例として」『現代中国研究』第 22 号、2008 年。
鄭成「終戦直後の中国東北における中共とソ連の接近――大連接収を中心に」『アジア太平洋研究科論集』第 14 号、2007 年。
鄭成「国共内戦期の経済分野における中共とソ連の協力実態――旅大地区を中心に」『アジア太平洋討究』第 16 号、2011 年。
鄭成「中国建国初期の若手党幹部の自己教育」『兵庫県立大学環境人間学部研究報告』第 27 号、2025 年。
ドルネッティ フィリッポ「地域社会における満洲国協和会の展開と農民の動向――奉天省撫順県を中心に」『三田学会雑誌』第 110 巻第 3 号、2017 年。
西村成雄「中国東北地域の土地改革――その歴史的前提」『大阪外国語大学学報』第 51 巻、1981 年。
西村成雄「統一戦線の形成と東北抗日聯軍」『抗日戦争と中国民衆――中国ナショナリズムと民主主義 』池田誠編著、1987 年。
西村成雄「中国東北地域における植民地支配と農村社会――「東安省」地主権力の変容」『大阪外国語大学学報』第 74 巻第 3 号、1987 年。
三品英憲「近代中国農村研究における『小ブルジョア的発展論』について」『歴史学研究』第 735 号、2000 年。
三品英憲「近代における華北農村の変容過程と農家経営の展開――河北省定県を例として」『社会経済史学』第 66 巻第 2 号、2000 年。

三品英憲「近代中国農村における零細兼業農家の展開――河北省定県の地域経済構造分析を通して」『土地制度史学』第 170 巻第 2 号、2001 年。
三品英憲「戦後内戦期における中国共産党の革命工作と華北農村社会――五四指示の再検討」『史学雑誌』第 112 巻第 12 号、2003 年。
三品英憲「近代華北村落における社会秩序と面子――『中国農村慣行調査』の分析を通して」『歴史学研究』第 870 号、2010 年。
三品英憲「1940 年代後半における中国共産党各級組織の華北農村社会認識について――土地改革と社会構成」『和歌山大学教育学部紀要（人文科学）』第 69 巻、2018 年。
安冨歩「定期市と県城経済――1930 年前後における満洲農村市場の特徴」『アジア経済』第 43 巻第 10 号、2002 年。
湯川真樹江「満洲における米作の展開 1913-1945――満鉄農事試験場の業務とその変遷」『史学』第 80 巻第 4 号、2011 年。
湯川真樹江「中国東北地方における「満洲国」の農業遺産接収過程と水稲品種の変遷――中国共産党による接収と再建を中心に」『社会システム研究』第 26 号、2013 年。
湯川真樹江「「満洲国」における興農合作社の組織化と水稲奨励品種の普及活動」『中国研究月報』第 856 号、2019 年。
湯川真樹江「中華人民共和国建国初期におけるミチューリン理論の学習とその影響」『農業史研究』第 54 巻、2020 年。
湯川真樹江「満洲「水稲作」の嚆矢に関する一考察――朝鮮と満洲の日本人技術者の「乾稲」認識の差異に着目して」『東洋学報』第 105 巻第 4 号、2024 年。
李芸「日中戦争期における中国共産党根拠地の労働英雄運動――陝甘寧辺区・晋西北根拠地・太岳根拠地の比較を中心に」広島大学博士学位論文、2023 年。
李海訓「中国東北北部における農業と「満州国」」『歴史と経済』第 65 巻第 4 号、2023 年。

英文文獻

書籍

Anita Chan, Richard Madsen, and Jonathan Unger. *Chen Village: The Recent History of a Peasant Community in Mao's China*, Berkeley: University of California Press, 1984.

Anthony Giddens. *The Nation-State and Violence*, Cambridge: Polity Press, 1985.

Berger, John. *Rays of the Rising Sun: Armed Forces of Japan's Asian Allies 1931–45*, Volume 1 – China and Manchukuo. Havertown: Helion & Company, Limited, 2024.

Charles Tilly,ed., *The Formation of National States in Western Europe*, Princeton: Princeton University Press, 1975.

Chang Liu. *Peasants and Revolution in Rural China: Rural Political Change in the North China Plain and the Yangzi Delta, 1850–1949*, London: Routledge, 2007.

Chi Man Kwong. *War and Geopolitics in Interwar Manchuria: Zhang Zuolin and the Fengtian Clique during the Northern Expedition*, Leiden, Boston: Brill Nijhoff, 2017.

Chong-Sik Lee. *Revolutionary Struggle in Manchuria: Chinese Communism and Soviet Interest, 1922–1945*, Berkeley: University of California Press, 1983.

David Crook and Isabel Crook. *Revolution in a Chinese Village: Ten Mile Inn*, Florence: Routledge, 1998.

Edward Friedman, Paul Pickowicz, and Mark Selden, *Chinese Village, Socialist State*, New Haven: Yale University Press, 1991.

Elizabeth J. Perry. *Rebels and Revolutionaries in North China, 1845–1945*, Stanford: Stanford University Press, 1980.

E. J. Hobsbawm. *Bandits*, Harmondsworth: Penguin, 1972.

Frank Dikötter. *The Tragedy of Liberation: A History of the Chinese Revolution 1945–1957*, London: Bloomsbury Publishing Plc, 2017.

Fred Magdoff and William Hinton, *Fanshen: A Documentary of Revolution in a Chinese Village*, New York: Monthly Review Press, 1992.

F. C. Jones. *Manchuria Since 1931*, London: Royal Institute of International Affairs, 1949.

Han Dongping. *Unknown Cultural Revolution: Life and Change in a Chinese Village*, New York: Monthly Review Press, 2008.

Joseph W. Esherick and Mary Backus Rankin,eds., *Chinese Local Elites and Patterns of Dominance*, Berkeley: University of California Press, 1990.

Jun Jing. *The Temple of Memories: History, Power, and Morality in a Chinese Village*, Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1996.

Kang Chao. *The Economic Development of Manchuria: The Rise of a Frontier Economy*, Ann Arbor: Center for Chinese Studies, University of Michigan, 1983.

Koji Hirata. *Making Mao's Steelworks: Industrial Manchuria and the Transnational Origins of Chinese Socialism*, Cambridge: Cambridge University Press, 2024.

Louise Young. *Japan's Total Empire: Manchuria and the Culture of Wartime Imperialism*, Berkeley: University of California Press, 1998.

Mark Gamsa. *Manchuria: A Concise History*, London; New York: I.B. Tauris, 2020.

Mark Selden. *China in Revolution: The Yenan Way Revisited*, New York: Routledge, 2015.

Martin C. Yang. *A Chinese Village: Taitou, Shantung Province*, New York: Columbia University Press, 1945.

Matthew Z. Noellert. *Power Over Property: The Political Economy of Communist Land Reform in China*, Ann Arbor: University of Michigan Press, 2020.

Michael Meyer. *In Manchuria: A Village Called Wasteland and the Transformation of Rural China*, New York: Bloomsbury Publishing USA, 2015.

Philip C. C. Huang. *The Peasant Economy and Social Change in North China*, Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1985.

Philip C. C. Huang. *The Peasant Family and Rural Development in the Yangzi Delta, 1350–1988*, Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1990.

Prasenjit Duara. *Culture, Power, and the State: Rural North China, 1900–1942*, Stanford: Stanford University Press, 1988.

Prasenjit Duara. *Sovereignty and Authenticity: Manchukuo and the East Asian Modern*, Oxford: Rowman & Littlefield Publishers, 2003.

Ralph A. Thaxton. *Salt of the Earth: The Political Origins of Peasant Protest and Communist Revolution in China*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1997.

Rana Mitter. *The Manchurian Myth: Nationalism, Resistance, and Collaboration in Modern China*, Berkeley: University of California Press, 2000.

Shu-min Huang. *The Spiral Road: Change in a Chinese Village Through the Eyes of a Communist Party Leader*, Milton: Routledge, 2019.

Steven I. Levine. *Anvil of Victory: The Communist Revolution in Manchuria, 1945–1948*, New York: Columbia University Press, 1987.

Sun Kungtu C. *The Economic Development of Manchuria in the First Half of the Twentieth Century*, Cambridge, Mass: East Asian Research Center, Harvard University, 1973.

Suzanne Pepper. *Civil War in China: The Political Struggle, 1945–1949*, Lanham: Rowman & Littlefield Pub Inc, 1999.

Yongfa Chen. *Making Revolution: The Communist Movement in Eastern and Central China, 1937–1945*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press,1986.

Yoshiki Enatsu. *Banner Legacy: The Rise of the Fengtian Local Elite at the End of the Qing*, Ann Arbor: Center for Chinese Studies, University of Michigan, 2004.

論文

Ramon H. Myers, *The Japanese economic development of Manchuria, 1932–1945*, thesis (Ph.D.) --

University of Washington, 1959.

Ramon H. Myers,*Socioeconomic Change in Villages of Manchuria During the Ch'ing and Republican Periods: Some Preliminary Findings*, Modern Asian Studies, Vol. 10 (4), 1976.

G. William Skinner, *Marketing and Social Structure in Rural China, Part I*, The Journal of Asian Studies, Vol. 24 (1), 1964.

G. William Skinner, *Marketing and Social Structure in Rural China, Part II*, The Journal of Asian Studies, Vol. 24 (2), 1965.

G. William Skinner, *Marketing and Social Structure in Rural China, Part III*, The Journal of Asian Studies, Vol. 24 (3), 1965.